

291.34-Sh697



1200500732997

291.34  
109  
100



始



291.34  
Sh. 69  
(10)  
不詳

蘆田伊人編



大日本地誌大系

新編武藏國  
風土記稿拾



雄山閣版

654-29

大日本武藏風土記稿第十冊例言  
新編武藏風土記稿第十冊例言

大日本武藏風土記稿第十冊例言

- 一 本卷には、新編武藏風土記稿二百六十五卷の中、卷之第九十三より卷之第二百十四までを収載せり。
- 一 本卷の校訂並に印刷上に關しては、總て前卷に同じ。
- 一 本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は、其架藏圖書の閱覽を許可せられ、友人相田二郎氏は、種々有益の援助を賜はれり、謹んで謝意を表す。

昭和八年四月十日

蘆田伊人識

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第十册略目次

卷之百九十三	比企郡之八	一
卷之百九十四	比企郡之九	一七
卷之百九十五	比企郡之十	三
卷之百九十六	横見郡之一郡圖總說	四
卷之百九十七	横見郡之二下吉見領	五
卷之百九十八	横見郡之三下吉見領	六
卷之百九十九	埼玉郡之一郡圖總說	七
卷之二百	埼玉郡之二岩槻領	九五
卷之二百一	埼玉郡之三岩槻領	一〇八
卷之二百二	埼玉郡之四岩槻領	一四
卷之二百三	埼玉郡之五岩槻領	一三
卷之二百四	埼玉郡之六八條領	一四

卷之二百五 埼玉郡之七八條領 ..... 一六五

卷之二百六 埼玉郡之八新方領 ..... 一七六

卷之二百七 埼玉郡之九百間領 ..... 一九二

卷之二百八 埼玉郡之十萬蒲領 ..... 二一〇

卷之二百九 埼玉郡之十一騎西領 ..... 二二五

卷之二百十 埼玉郡之十二騎西領 ..... 二三九

卷之二百十一 埼玉郡之十三騎西領 ..... 二五〇

卷之二百十二 埼玉郡之十四向川邊領 ..... 二六〇

卷之二百十三 埼玉郡之十五羽生領 ..... 二七五

卷之二百十四 埼玉郡之十六羽生領 ..... 二九二

大日本新編武藏風土記稿第十册略目次終

新編武藏風土記稿卷之百九十三

比企郡之八

○日影村 日影村は江戸より十六里の行程にして、郷庄領の唱へは傳へず、村の地形四面に山を負ひて、林木叢生せる中に村落をなしたれば、日影の名も起りしならんといへり、民戸九十餘、東は五明村、南は本郷村、西は古寺、雲瓦の二村にて、北は青山村なり、東西も南北も二七町に徑り、御入國の後御料所にして、寛文八年時の御代官坪井次右衛門檢地せり、其後明和元年清水殿領地たりしが、寛政八年御料に復せり、

高札場村の東の方

小名 雨乞尾根 雲瓦村の境にあ  
殿ヶ谷戸 むめ島 後田  
御靈社 村の鎮守にて、本地佛地  
志賀明神社 本地佛十一面觀音を

新編武藏風土記稿卷之百九十三 比企郡之八

愛宕社 大泉寺持

天神社 泉藏寺持

東光寺 日蓮宗、荏原郡池上村本門寺末、佛日山と號す、天正十九年寺領三石の御朱印を賜はれり、本章三寶を安ず、開山立正院日正は、天正十八年五月廿八日寂を示す、此僧へ松山の城主上田能登守長則、及び上野介憲定より與へし文書二通を藏す、其文左の如し、

法度

- 一 惣別對御寺中江横合非分慮外之儀不可申懸候事、
- 一 借用申代物以下催促理盡之上、誰成共不及兎角、特非儀之刷不可致之事、
- 一 此外被召使下人式ニ付而、横合非分不可申懸事、以上
- 右此以前、老父被申付候ニ、不相替、猶可令禁斷間可有御心安候條、仍如件、
- 天正九年辛巳七月初日 能登守長則(花押)
- 立正院 御宿中

法度

- 一 惣別對御寺中江横合非分慮外之儀不可申懸候事、
- 一 借用申代物以下催促理盡之上、誰成共不及兎角、

殊非儀之刷不可致之事、

一被召使下人式ニ付而、横合非分不可申懸事、  
一被召使者何之郷村に有之共、屋別其外諸役指置申事、

一日影に御建立之御寺院、後坊主之儀、先師可爲致御覽定次第、此上御弟子之内成共、無届之方不可有違亂事、

右亡父并能登守被申付に、不相替、彌以可令禁斷條、御心安可被思食候、猶山田伊賀守可申達候以上、

天正拾五年丁亥十二月廿五日

上野介憲定(花押)

立正院

御同宿中

三十番神堂 鐘樓享保七年鑄造

鐘樓享保七年鑄造

眞光寺 禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍穩寺の末、慈眼山拈花院と號す、開山笑岩半悦、開基は畠山庄司次郎重忠なりといへど、舊記を失ひたれば、慥なることを知らず、其後龍穩寺第二十世の僧撫州春道なるもの中興し、初て龍穩寺の末に屬せりと云、これより以前は何れの末寺たりしや詳ならず、春道は正保三年七月廿五日化す、本尊釋迦を安ぜり、五石二斗の御朱印は、境内觀音堂領と 觀音堂 本尊千手觀音、して、慶安二年賜ひしと云、 觀音堂 行基の作、

熊野社 辨天社 鐘樓寛文四年鑄造 鐘樓し鐘をかく、

長勝寺 新義眞言宗、入間郡堂山村最勝寺末、日景山と號す、開山玄久は天正十三年四月示寂せり、本尊不動を安ず、大泉寺 天台宗、平村慈光寺末、惠日山蓮華院と號す、開山を泉藏寺す、是も不動を本尊とせり、

○上古寺村 上古寺村は江戸を隔ること十七里、郷庄領の唱は傳へず、家數六十五、東は日影村に添ひ、南は雲瓦村に並び、北は下古寺村に接し、西は腰越村及び秩父郡七重村に隣り、又郡内平村にもかゝれり、東西三十町に及び、南北纒に四五町に過ず、檢地及び領主の遷替等はすべて前村に同じ、又村の西の方に段別十町餘の御林あり、

高札場 村の中程

小名 的場 和田 きようぜ谷戸

氷川社 村の鎮守なり、

天王社 村民持下同じ、

熊野社 天宮宗、平村慈光寺の末、伽羅陀山地藏院

東王寺 と號す、開山の僧義海、本尊地藏を安ず、

高福寺 禪宗臨濟派、平村靈山院の末、侍峯山と稱す、門山

觀音堂 天英宗信寛永七年八月廿三日寂す、本尊彌陀を置り、

天神社 八大龍王を

腰越村 腰越村は玉川領の内にして、江戸より行程十八里、民戸二百五十餘、東北の二方は増尾村に隣り、南は青山・下古寺の二村に添ひ、西は秩父郡安戸村及び白石村に係れり、東西の廣さ二里に餘り、南北は纒に十四五町、御入國の後、御料所なりしに、寶永六年村内を裂て、本目久之丞・河野長十郎に賜り、餘は猶御料に屬せしを、文化八年細井藤左衛門に賜り、今同人と本目帶刀・河野長十郎が知る所なり、檢地は寛文八年時の御代官竹村與兵衛糺せり、

高札場 三ヶ所にあり

小名 根小屋 堀ノ内 共に村の西、城 北根 山崎

赤城 栗山 金橋 落合 内手 天久 橋詰 小谷

笠山 村の西にあり、高さ五十町許なる嶮岨の山なり、嶮に樹すれば、土人乳首山とも云、此絶頂を當郡と秩父郡白石村の界として、笠山権現を鎮す、こは白石村の鎮守なれば、其村

藥師堂 共に村持

○下古寺村 下古寺村は上古寺村の西北に續けり、當村も郷庄領の唱へを傳へず、民戸二十あり、東西の徑六町、南北は四町餘、西は腰越村に及び、北は青山村に隣り、東南の二方は則上古寺村なり、御入國の後御料所なりしに、元祿十一年肥田十郎左衛門に賜はり、今子孫豊後守知行す、檢地上村に同じ、

高札場 村の東の方

小名 蟹澤 長竹 田中

槻川 西の方村界を流

岩窟 村の西の方山の麓にあり、窟の口はいと窄く幅三四尺許なり、その内へ四五間程も入れば、や、廣くして立行するを得、そこに窟の如き小なる横穴ありて日光を漏せり、又下の方に一の横穴あり、そこはいと闇くして其深さ知るべからず、又四五間歩すれば漸く廣き所に至る、左右に岩石そばだちて、凡三四間四方もあるべし、彼の岩石の間には石鐘乳多く生ず、又岩間より清水滴り出で、盆池の如き所あり、土人は是を窟中の池と云、これより岩窟又窄まり、屈曲して三十間程入れば、鍾乳殊に多し、それより先の止りを極めしものなると、この窟は古へ銅鈴など掘し穴ならんと土人等いへり、此餘是に類せる小窟近村に一二所あれど、させるものならざれば省きてのせず、

天神社 村の鎮守

別當 梅松院 本山修驗、京都聖護院の末、

梅林山龍王寺と號す、開山

新編武藏風土記稿卷之百九十三 比企郡之八

三

笠山眺望圖



にて進退せり、祠邊よりの眺望最打開け、東の方は筑波山を望み、南は江戸を越えて遠く房總の山々を見渡し、西は秩父カ嶽及び浅間山連り、北は日光山を始として、上下野州の山々見ゆ、

槻川 村の中程を流る、川幅五十間許、水源は隣郡秩父の内白石村より流出、當村へかゝり始めて郡中へ入れり、

氷川社 村の鎮守 別當 金住院 腰越山と號す、本山修驗、

住吉社 能野社 自性院 愛宕社 石船明神社 以上三社共 石船明神社 村民の持、

能滿寺 天台宗、男衾郡塚田村普光寺の末、金 虚空藏堂 觀山正善院と號す、本尊釋迦を安ず、

地藏堂 滿勝寺 同宗同末、久永山と號す、藥師を本尊とす、

自性院 新義眞言宗、兒玉郡栗崎村有勝寺の末、醫王山西照寺と號す、本尊藥師を置り、

壽福寺 臨濟宗、平村靈山院の末、萬松 山と號す、釋迦を本尊とせり、

十養寺 靈山院の門徒なり、留守居のみにて住僧と云べき程の、

貴船社 村の鎮守なり、長福寺持、

不動社 同寺 天神社 大覺院 持、

長福寺 天台宗、男衾郡塚田村普光寺の末、高勝山惠覺院と號す、始は院號を呼名とせし由傳ふれど、其改めし年代

はしらず、慶安二年彌陀堂領として、十石の御朱印を賜ふ、寺傳に當寺は養老元年四月の草創にして、開山は永辨なりと

いへど、この僧治安元年四月廿四日の示寂なれば、養老を下ること凡三百年に餘れり、恐くは傳への訛あるべし、其後遂

の星霜を経て、長保二年八月回祿の災に罹り、堂宇以下烏有となりしかば、草庵を結びて纔に法統を繼げりと云、長保は

治安より二十年前のことなれば、是も寺傳の杜撰なること知べし、又云後村上院御宇康安元年の頃長尾四郎高勝なる者、

當寺第十三世の僧榮範と力を合せて再造し、舊貫に復せり、高勝の法諱を長福院了德禪定門と號す、其墳墓は今村の東に

あり、由て山を高勝と唱へ、寺を長福と號すと、榮範は康安元年十二月廿日寂を示せり、是を中興の開祖とす、本尊は三

尊の彌陀にして、行 石船權現社 昔の神體は船の形をなせ、基の作れる所なり、

早敷の時はこの神體を社前の御手洗へひたして、雨を祈れば必驗ありしが、何の頃か失ひて今は幣束のみを置り、

藥師堂 觀音堂 持、

大覺院 本山修驗、葛飾郡小淵村不動院 配下なり、不動を本尊とす、

地藏を本尊とす、

藥師堂 是も靈山院の門徒なり、十養寺と同じさまなれば、こゝも山號をしらず、藥師を本尊とす、

觀音堂 二字 民持に村

城蹟 西の方山丘の上であり、廣き五段許の地にして、構堀のあと残り、山田伊賀守直定が住せし所なりしと云、直

定は松山の城主上田關藤齋に仕へ、男衾郡赤濱の原に於て、道祖土圖書助が爲に討死せしこと、八ツ林村道祖土氏が藏す

る文書に見えたり、其子伊賀守直安も上田案獨齋に屬して、しばらく、戦功をあらはし、天正十九年召れて、東照宮に仕へ奉

る由、家譜に見ゆ、

飯田村 飯田村は那賀庄玉川領に屬せり、東は大塚、角山の二村に隣り、南は大塚村及び増尾村に交り、西は秩

父郡安戸村にして、北は笠原村と原川分とに界へり、東西二十二町、南北八町、家數六十、御入國の後久しく御

料所なりしが、元祿十年石黒縫殿助に賜り、今子孫喜一郎が知る所なり、檢地は寛文八年竹村與兵衛糺せり、江

戸の行程は前村に同じ、高札場 村の中程

小名 馬場 河原田 櫻ノ木 兜川 村の東にあり、川幅七八間、此水を堰入て水田に灌げ

古墳

村の東にあり、僅なる塚なり、これ長福寺の條に記せる長尾四郎高勝の墓なりと云、塚上に五輪の塔一基立り、若ふりて文字みえざればすべて詳ならず、

○竹澤笠原村

笠原村は古へ原川分及び男衾郡木呂子・勝呂・木部・靱負等の六村を合せて、竹澤村と云一村にして男衾郡に屬せしが、後年六村に別ちし時、當村及び原川分は比企郡に屬せりと云、既に正保のものには、男衾郡内に竹澤村を載せて其餘の村名なく、元祿改定の圖より今の如く別れて、各竹澤の名を蒙らせり、これ分村の證とすべし、されどこの地舊くは當郡に屬し、一旦男衾郡に屬し、再び當郡に屬せしならん、男衾郡木呂子村に出せる鎌倉圓覺寺應安二年の文書合せ見るべし、又當村と原川分とは地形犬牙して、境界辨別しがたければ、姑く二村の地を合せていはゞ、東西十二三町、南北七八町東は角山村に添ひ、南は飯田村に及び、西は秩父郡安戸村に隣り、北は男衾郡木部・靱負の二村に接せり、民戸五十餘、御入國の後は御料所なりしが、寶曆十四年清水殿の領知となり、寛政八年上りて御料に復せり、領名及び江戸の行程前村に同じ、高札場村の中程、

小名 石田 栃木 ちがひが谷

兜川

北の方を流る、川幅七八間、諏訪社 村の鎮守なり、村民持、下並に同じ、熊野社

地藏堂

○竹澤原川分 原川分は前村に辨ぜし如く、古は男衾郡竹澤村の内にて、元祿の改には原川村と載す、後何の頃よりか原川分と唱へ來れり、四隣及び廣狹は前村にいへり、領名も同じ、民戸三十餘、御入國の後は御料所にし、元祿十一年今の地頭大島大和守が家に賜はれり、

小名 桐ヶ谷 谷上谷 櫻澤

駒形社

村の鎮守なり、村持、曹洞宗、大塚村大梅寺の末、櫻澤龍源寺 山と號す、本尊彌陀を安ぜり、

十王堂 村民持

○増尾村 増尾村は増尾郷玉川領に屬せり、増尾とかけは後のことにて、既に文永六年武藏國比企郡北方麻師宇郷政所に於てこれを注し畢と、『萬葉集仙覺抄』の奥書に見えたり、宇尾通音なれば則此地のことなるべし、正保改の國圖には猿尾とかけり、今の文字に改しは貞享四年よりのことといへり、江戸への行程十七里、村の廣さ

古墳及傍近圖



南北も東西も五町許にて、東は大塚村に隣り、西は腰越村に接し、南は槻川に限りて對岸は青山村なり、北は大塚飯田の二村に並ぶ、用水は直に槻川より引そゞげり、當村御入國以來御料地なりしが、近村と同居寶曆年中清水殿に賜はり、寛政八年より御料に復せり、檢地は慶長二年大久保石見守、寛文八年竹村與兵衛等糺し、その後開きし新田は天和元年高室四郎兵衛、享保八年河原清兵衛等改め、天明五年清水殿にても檢地せられしと云、高札場村の中程、

小名 八幡臺 大塚村八幡社に續 中條 岩窟下 花ノ木

越田 金橋

槻川 村の南境を流る、河原の幅二十間、

白山社 建治二年大塚村大梅寺の開山圓了の勸請といへり、今も大梅寺にて社務を司どれり、

長昌寺 曹洞宗、大塚村大梅寺末、猿尾山と號す、正中年中の創立といへり、本尊阿彌陀を安置す、開山叡嶺邦秀、

阿彌陀堂 行基の作、榮廣庵 暖越村自性院持、不動を本尊とす、

古城蹟 村の東小名中條にあり、四方二町許の地にて、から堀の邊今は杉の林となりたれど、城蹟のさま疑ふべくもあらず、土人の傳へに猿尾太郎種直が居城なりといへど、何人の枝屬



にて、何の時代の人と云こ  
とは傳へざれば詳ならず、

古墳 坪井次右衛門が當所の御代官たりし時、村民等この塚を切崩して陸田となさんとせしに、右に圖せる如き石室現はれしゆへ、其事半にして止たりしと云、石室の奥行四間許、内法の高さ六尺、幅五尺餘、總て青石を以疊み上げ、又同じ石の五六寸角なるものを柱石となして所々に設けたり、室中入口の左の方に建治四年二月二日と刻す、相傳へて宗尊親王の廟なりとも、又守邦親王の廟なりともいへど共に年代あはず、恐くは別にゆへある貴人の葬穴なるべし、又あばきし始は穴中に、五輪の石塔と石棺ありし由いひ傳ふ、又水晶の珠數玉に似たるものを、掘出せしことありと云、是等は全く明器の類にて、曲玉など云べきものなるべし、

○大塚村 大塚村は梅皇子の塚ある地なれば、直に村名となれりと云、塚のことは下に記せり、増尾郷那賀庄玉川領に屬し、江戸への行程は前村に同じ、村の廣狹東西十七町、南北九町餘、東は小川村に接し、西は増尾村に及び、南は青山村に邊し、北は角山・原川の二村なり、民家八十二、御入國の後より御料所なりしに、元祿十一年金田周防守に賜はり、今も其子孫主殿が知る所なり、檢地は慶長二年大久保石見守、寛永六年庄野權兵衛・神邊彦右衛門、寛文八年竹村與兵衛糺せしと云、  
高札場 村の中程にあり、

小名 帝下に載たる梅皇子の塚の邊 的場 とちもと

つるまき 蟹澤 大關 春日谷戸 中條

槻川 村の南方青山村の境を流る、川幅四十間許、  
兜川 北の方角山村の境を流る、川幅十間餘、

八幡社 當社は建治二年（或は建武元年と云、大梅寺の傳に梅皇子永仁三年薨すと見ゆれば、建治ならざること明けし）後深草院第三の皇子、梅皇子の靈を祀れり、本地は彌陀にて、圓徑五寸許なる古銅の華蓋の中央に彫れり、此華蓋は則彼皇子の守佛なりしと云、一説に梅皇子は守邦親王の庶子なりしと、いづれもうけ難き説なり、猶下に載る大梅寺の條合せ見るべし、慶安二年社領十石餘の御別當 梅岑寺山朱印を賜ふ、例祭は九月十九日なり、  
派修驗、男衾郡板井村長命寺の配下なり、梅香山と號す、昔は神主なりしが、永昌と云もの、時より修驗となれり、永昌は天正十九年八月十三日寂せり、本尊不動を安置す、  
稻荷社 大梅寺持、  
神明社

大梅寺 曹洞宗、入間郡龍ヶ谷村龍尊寺末、拈華山と號す、寺に正保改の郷帳に、大梅寺領五石と載たれば、古へより領し來りしこと知らる、相傳ふ當寺は建治二年後深草院第三皇子、梅皇子の建立し玉ふ所なり、彼皇子は正元元年故有て當所へ下向し、永仁三年九月十九日薨じ玉ひしを、當寺に葬りて大

梅寺殿二品親王賀慶法師と謚し奉ると、いと覺つかなき説なれど、姑く傳のまゝを記せり、又昔は臨濟派なりしが、中興開山聚孫の時改派して、龍尊寺の末に屬せりと云、聚孫は寛永三年十月十六日化す、  
藥師堂 鐘樓  
延寶元年鑄造の鐘なり、  
光圓寺 普化宗、多磨郡布田宿安樂寺末、大觀音堂の持、  
梅皇子塚 村の北によりてあり、六尺四方高二尺許の塚にて、上に斷碑一基を建つ、梵字のみ見えて其餘文字あれども、漫漶して讀べからず、昔は塚もいと大なりしを、後年切崩して陸になせしと云、此梅皇子と云は「大系圖」等にはさらかに沙汰なきことにて、尤うけがたき説なれど、村名もこの塚より起るといへば、とにかくゆへあるものとはみえたり、

○小川村 小川村は玉川領に屬し、江戸への里程は前村に異ならず、民家三百二十軒、東は下里村に續き、西は大塚・角山の二村に並び、南は槻川に限りて對岸は青山村たり、北は高谷・横田・中爪の三村に接す、東西十九町餘、南北十二町餘あり、當村は江戸より秩父郡への往來、及び八王子宿より上州へ達する道の宿驛にして、民家軒を連ねたれば賑へる地なり、此邊にては紙を漉を餘業として、専ら細川・程村・仙過・岩國・岩城・小菊等を製すれど、總名はなべて小川紙と呼び、當村より所々へ出して鬻げり、其價年毎に二萬金餘と云、又當所にて素麵を製せり、

是を小川素麵と唱へ、此邊の名物とせり、市立は毎月一六の日なり、是寛文二年諸星庄兵衛が御代官たりし時より許されしといへり、當村のこと古記にはみえず、御入國の後には御料所なりしを、元祿十一年大島長門守が知行に賜はり、今も其子孫大和守の知る所なり、檢地は寛文八年御代官竹村與兵衛承りて糺せり、  
高札場 往還の中程にあり、

小名 梨木 櫻久保 蟹田 笠合 諏訪之腰 深田

堀ノ内 すふす 大豆 五段 岩神 堀端谷 富士塚入 平松 田中 中島 宇佐美屋舖 故ある名なる詳ならず、

日向山 村の北方高谷村・横田村・中爪村等の接地にして、山の頂上を村界とす、登り三四町もあるべし、

二本松山 東南の方にて下里村・青山村入

槻川 村の西南より流れ來て、東の方へ達す、河原を合せて五十間許、

兜川 西の方大塚村より來り、村内に合す、川幅五間許、

八宮神社 村の鎮守なり、祭神は國興德尊・豐斟淳尊・泥土煮尊・沙土煮尊・大戸道尊・大戸邊尊・面足尊・泥惶根尊の八座なりと云、今本地愛染を置り、勸請の年歴は詳ならず、元和三年再建の棟札あれば、それより前の鎮座なりしこと 別當 休藏院 本山派修驗、葛飾郡幸手不動院配下なり、愛染山と號す、不動

を本尊とす、

諏訪社 觀正寺持

神明社 休藏院持

稻荷社 高西寺持

熊野社 同上

天王社 村民持

西光寺 曹洞宗、郡中遠山村遠山寺末、瑞龍山と號す、開山眞起慶長十一年九月五日化す、御朱印寺領十石は慶安二年賜ふ所、八幡社、鐘、寛文九年鑄造

高西寺 新義眞言宗、入間郡堂山村最勝寺末、岩傳山と號す、開山高眞天文九年寂す、本尊地藏行基の作と云、勢至堂

觀正寺 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、觀音堂、補田山と號す、本尊阿彌陀を安置す、

清寶院 當山派修驗、伊勢國世義寺の配下なり、不動を本尊とす、

阿彌陀堂 西光寺持、下並に同じ、

地藏堂

藥師堂

褒善者三八

桶を作る業とせるものなり、母に孝養ある聞え有て、地頭大島主税より年ごとに、米七斗づゝを

與ふと云、

○青山村 青山村も玉川領に屬し、江戸の行程も上に同じ、村の廣さ東西一里餘、南北三十町、東より北の方は

槻川を境として、小川・下里・腰越の三村に隣り、西は下古寺村に接し、南は日影村なり、槻川を用水に引沃ぐ、

民家二百軒餘、當村古は御料所なりしに、寶永三年村内を割て秋山權左衛門に賜ひ、殘る地は同六年河野長十郎・

本目隱岐守、寛延元年永井半左衛門等に賜はり、今も其子孫秋山駒之助・河野長十郎・本目帶刀・永井龜次郎の知

る所なり、檢地は寛文八年坪井次右衛門糺せり、

高札場四ヶ所

小名 大橋 高橋 木ノ下 才九郎 大原 谷ノ口

並フ谷戸

槻川 村の東北を流る、川幅十八九間、

氷川社 村の鎮守なり、別當青岩山淨學院と號す、本山派修驗、西戸村山本坊の配下なり、不動を本尊とす、

八王子社 當社も村の鎮守なり、神體は青石にて、正面に八王天神社、

天王社 二社共村持、

圓光寺 臨濟宗、郡中平村靈山院末、藥王山と號す、開山古傳崇井弘安元年四月十二日化す、本尊阿彌陀を安置す、

藥師堂

永源寺 同宗同末にて大根山と號す、本尊藥師は行基の作なり、開山春應元龜二年三月十五日寂せり、

慈眼寺 曹洞宗、男衾郡今市村泉龍寺末、青龍山と號す、開山淵頓慶長十八年六月十二日寂す、正觀音を本尊とす、安阿彌が作る所也、

圓城寺 同宗、入間郡越生龍登寺末、北青山と號す、寺領七石の御朱印は慶安二年附せらると云、開山日栖周公延文五年化す、開基は圓阿沙彌・道阿比丘尼の二人也と云、此二人は夫婦の法號なるにや、圓阿は正中二年閏正月廿二日卒し、道阿は貞和二年九月十六日卒、

延命寺 今は廢寺にて、名のみ傳ふ、

地藏堂 村民持、

○角山村 角山村は玉川領に屬す、江戸より行程十六里、古は増尾村の内に屬せり、されば増尾郷那賀庄と號す、

民戸六十、北より東は高谷村、南は大塚村、西は原川分たり、東西二十五町、南北八町、天水場にてしばく旱損す、御入國の後は御料所なりしが、黒田豊前守に賜はりてより、今子孫相續す、檢地の年代詳ならず、

高札場 村の中程あり、

小名 池田 忍田谷戸

兜川

男衾郡木呂子村より出、飯田・笠原等四五村の悪水合て、村内の南よりを流る、川幅五間許、

八幡社 村の鎮守なり、別當を宮生山正學院と云、本山派修驗、男衾郡板井村長命寺の配下なり、本尊不動を安す、

東昌寺 觀喜山と號す、曹洞宗、大塚村大梅寺末、開山鐵州太半寂年を傳へず、本尊藥師を安す、

地藏堂 二字 共に村持、

○下里村 下里村は江戸より行程十七里にして、大河原庄玉川領に屬せり、家數百四十餘、東は志賀・遠山・田黒の三村に隣り、南は五明村に續き、西は日影・青山の二村にて、北は小川村及び中爪村なり、東西三十町、南北一

里に餘れり、此地は御打入の後より御料所にて、元祿十一年金田周防守に賜はり、今も子孫主殿が知る所なり、

檢地は寛文八年坪井次右衛門改めしと云、

高札場 村の中程あり、

小名 田中 白根 善性寺 山下 わぐ 金ヶ谷 島

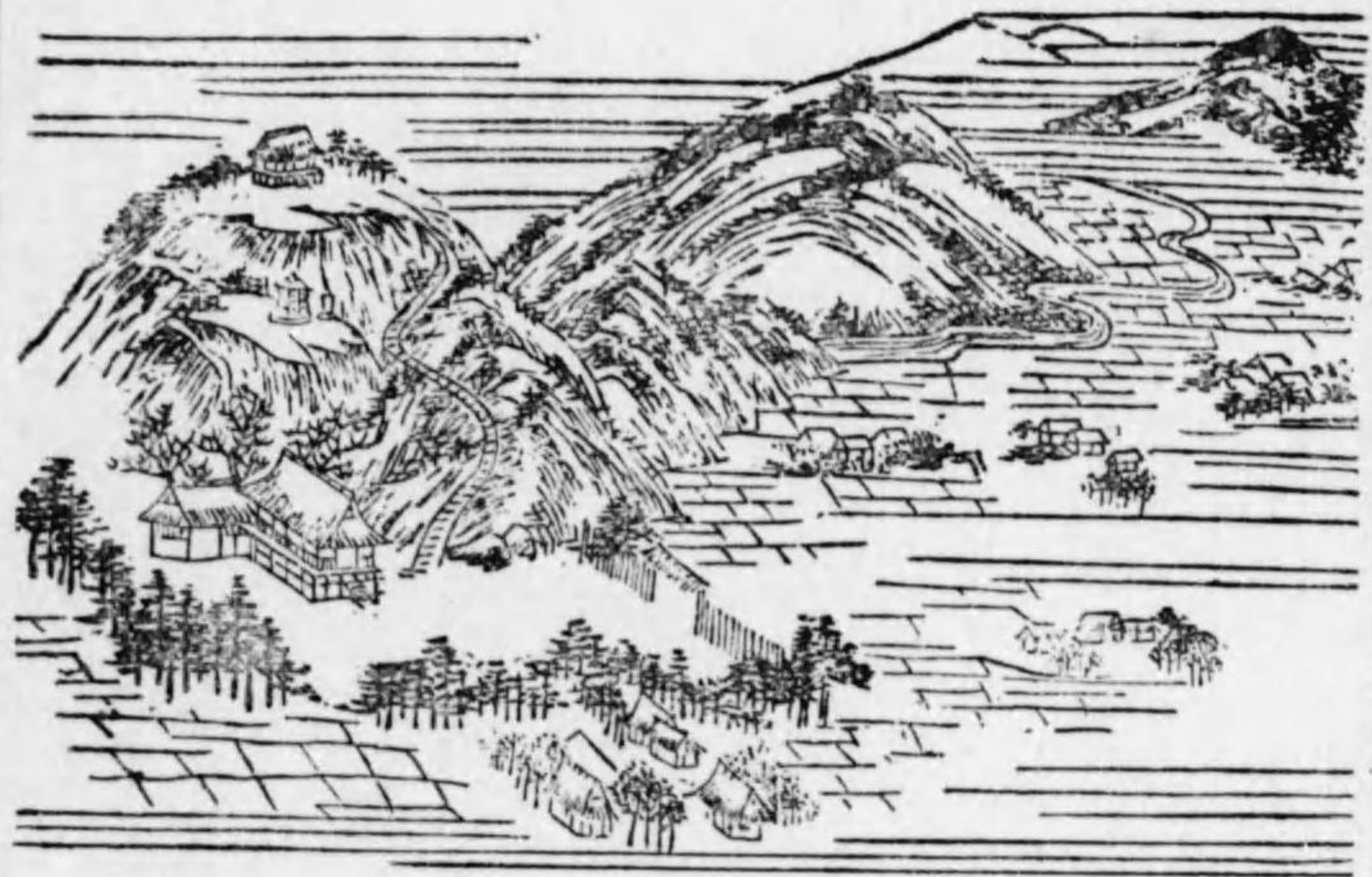
根 割谷 北根 德壽 坂下

槻川 村の中間を流る、川幅十五間許、

八宮明神社 村内の鎮守なり、別當 寶壽院 新義眞言宗、入間郡今

と號す、本尊藥師を安せり、

大聖寺境内圖



長三尺餘



うしろの方に  
永範  
康永□年三月十七日  
一結之諸衆  
此條二面ともに、文字  
漫滅して、讀得がたし、

愛宕社

神明社 共に同

大聖寺

天台宗、男衾郡塚田村普光寺末、石青山威徳院と號す、  
本尊如意輪觀音を安ぜり、寺傳に開山は希融、開基は  
平貞義なりと云、共に卒年を傳へず、今按に境内山腹に建た  
る康永年中の六面塔に、希融貞義の名彫たれば、其年代推て  
知らる、六面の  
天神社 觀音堂 如意輪觀音を安置  
寶曆十二年鑄造  
の鐘を掛く、

妙樂寺 前と同寺の末、里下山と號  
瑞光寺 同末なり、今は荒廢して

寶正寺 同宗、下青島村淨光寺末、醫王  
阿彌陀堂 大聖

古城蹟

山の上にて廻り三四丁許の地を云、古  
へ何人の住せしと云ことを傳へず、

○遠山村 遠山村も玉川領に屬し、江戸の里數も前に同  
じ、民戸二十餘、東は千手堂・平澤の二村に隣り、南は田  
黒村にて、西北は下里村に接せり、東西二十町餘、南北  
十七町許、御入國の後より御料所なりしが、寶永六年内  
藤某に賜はり、今も子孫主膳知行せり、檢地は前村に同  
じ、

高札場 村の中程  
にあり、

小名 瀧守 井上 小林 蛇谷 中澤 茗荷澤 打越  
横吹

槻川 村内南の方を流  
る、川幅十間許、

八幡社 村の鎮守なり、  
遠山寺持、

稻荷社

神明社 共に村  
民持、

遠山寺 曹洞宗、上野國綠野郡御嶽村永源寺末、長谷山と號す  
寺領十石の御朱印は慶安二年賜ふ所なり、開山は滋怒  
全芳永正十五年十二月十五日示寂、開山は遠山右衛門大夫光  
景と云、過去帳を見るに、當寺開基無外宗關居士、此父政景  
也、天正八年三月廿三日開基桃雲宗見大居士、遠山右衛門大  
夫藤原光景、天正十五年五月廿九日とあり、按に此二人とも

に開基とのせ、宗關居士の下に此父政景也とあるによれば、  
其實光景が父政景の追福のために、當寺を草創して父を開基  
とせしを合せて、二人共開基と記せるに似たり、又開山の寂  
永正十五年なれば、是も請待開山なるべし、又按に隣村田黒  
村に、遠山右衛門大夫光景が城蹟と云地あるを以考れば、當  
時此邊彼が所領なりしこと知らる、光景が事蹟は他の書に所  
見なければ、此人も甲斐守綱景等の一族 鐘 本堂の軒に掛  
にて、共に北條氏に仕へし人なるべし、 鐘 本堂の軒に掛  
遠山右衛門大夫光景家臣杉田吉兼と云者、大檀那として鑄造  
せし鐘なりしが、彼破壞せしにより、元祿十一年當寺十一世  
能峻和尚の代に再造  
せしことを載す

地藏堂 村民  
持、

○上横田村 上横田村は、松山領に屬し、江戸へは十七  
里を隔つ、此村上下二村に分れし年歴は傳へざれど、正  
保改の國圖に既に上下二村を載せられたれば、それよりさき  
分村せしこと知べし、民戸八十餘、東は越畑村に隣り、  
南は下横田村に續き、西は高谷村にて、北は奈良梨村な  
り、東西二十町、南北十二丁許、御入國の後川窪新十郎  
信俊が系地に賜はりしと云ふ、其家譜を見るに、天正十  
八年小田原の役に信俊戦功ありしかば、明る十九年系地  
を武州の内にて賜ふとあり、それより子孫續きて知行せ  
しが、後所替ありて、元祿十一年津金修理・藤掛内匠・島  
田主計三人に賜へり、此内主計が知行は子孫主計利久、

寶曆八年五月罪ありて流刑せられしより御料所となりしが、同き十四年清水殿の領地に賜はり、寛政年中又御料所となりて、今も御代官支配す、其餘は津金新十郎・藤掛内匠の知る所なり、檢地は寛永十三年伊丹播磨守札せりと云、

高札場 三ヶ所にあり、

小名 まには 竹ノ内 油谷

市ノ川 越畑村の境を流る、川幅二間、

稻荷社 村の鎮守 別當 福田寺 天台宗、中爪村普光寺門徒、榮快は、寛文十年五月十日化す、本尊彌陀を安置せり、

藥師堂

山王社 輪禪寺持

輪禪寺 曹洞宗、上野副甘樂郡天引村向養寺の末、一機山と號す、三尊の彌陀を本尊とせり、當寺はもと安養寺と云て僅なる寺なりしを、慶長十三年川窪新十郎信俊、其父武田兵庫頭信實が追福の爲に造營し、此人の法諱に因て寺號等を改めたり、故に信實をもて開基と稱し、僧傳州忠的を開山とす、傳州は元和五年十二月八日示寂せり、信實は天正三年五月廿一日三河國長篠合戦に、薙髮にて討死す、法號輪禪寺玉輪一機居士と云、其墳墓境内にあれど、こは當寺造營の時建しものなり、新十郎信俊も初めは武田と稱せしが、天正十年甲斐國川窪と云所を領せしより、氏を改めたり、かゝる由緒

所なりしが、慶安四年林利左衛門に賜はり、今子孫半太郎知行す、檢地は寛文中の繩を用ゆと云、林十二町許村の西にあり、

高札場 村の中程にあり、

八幡社 勝所八幡と號す、所以は知らず、泉藏院持、下の五社並に同じ、

天王社 舩執明神社祭神詳な

金毘羅社

山神社

神明社

能滿寺 朝光山無量院と號す、天台宗、平村慈光寺末、本尊彌陀、行基の作なり、歴代の僧年代知べきものは、僧良順元祿九年五月五日寂す、

林昌院 遍照山高清寺と號す、天台宗、東叡山末、彌陀を本尊とす、中興開山定賢實永三年二月寂す、それより前のこと詳ならず、

泉藏院 本山修驗、男衾郡板井村長命寺配下、高谷山金峯寺高藏坊と號す、本尊不動、行基の作なり、開山法印源故元弘元年八月五日寂す、

學蹟 村の西にて今は林となれり、土人城山と呼ぶ、金子氏の入住せしと云、金子の事蹟は杉山村の條に出せり、

に因て今も本堂に武田信虎及び晴信勝頼の位牌を置り、

○下横田村 下横田村は上横田村の南に續きて、同じ領に屬し、江戸への行程も上村に同じ、家數五十、東は越畑村に隣り、南は中爪村に界ひ、西は小川村、北は上横田村なり、東西二十丁、南北五町許、當村は御打入の後より久松彦左衛門の知る所にて、今も其子孫彦左衛門知行せり、檢地は寛文中紀せりと云、

高札場 村の中程にあり、

小名 新井前 をね 經塚

市ノ川 東の村境を流る、川幅二間、

八宮明神社 村の鎮守なり、養昌寺持、

養昌寺 曹洞宗、男衾郡野原村文珠寺末、横田山と云、開山玉峯應珠享保十年三月十八日示寂す、本尊釋迦を安置せり、地藏堂持、

○高見村 高見村は奈良梨郷伊子庄と號し、松山領に屬す、江戸より行程十六里、戸數百、東は上下横田の二村及び奈良梨村に隣り、南は小川・角山の二村にて、西は原川分、北は高見村及び男衾郡今市村に接せり、東西十八丁、南北一里、此邊は總て天水場にて旱損多し、此下大抵同じさまなれば村ごとに辨ぜず、御入國の後には御料

○高見村 高見村は則高見庄の内なりと云、他村に此庄名なければ覺束なし、領名前村に同じ、江戸より行程十七里なり、按るに此高見と云るは古く聞えし地名にて、延徳元年十一月三日上杉修理大夫定正、古河の政氏を誘引し、二千餘騎を率して當國高見原に出張せしかば、上杉民部大輔顯定三千餘騎を率し出向て對陣す、同き十五日一戦に及びしに、顯定が軍兵裏崩して敗北せしこと、【鎌倉管領記】等に見えたり、高見原は即ち此邊のことならんには、其頃は總て原野なりしならん、されど今は田圃となりしのみならず、古戰場たりしことは土人も傳へず、村の廣狭東西九町許、南北十町餘、東は男衾郡廣集村及び郡中能増村に界ひ、南は高谷村にて、西より北に涉りて男衾郡今市村に錯れり、此今市村は古へ當村と一村にてありしを、後分村せし由土人云り、其年代定かならざれど、正保の改め既に高見・今市二村共に載れば、それより前に分村せしこと知べし、民家四十餘、正保の頃は御代官天羽七右衛門が支配所、及び田村助太夫・小宮山喜右衛門の采地なり、其後何の頃にや御料所の分を奥村某・佐久間某に賜はりて、今も子孫田村富之丞・小宮山七郎右衛門・奥村大之丞・佐久間和三郎が知る所なり、

市ノ川 東の方にあり、川幅八尺許、

船執明神社 村の鎮守 彌宜戸倉宮内

明王寺 新義眞言宗、京都蓮臺寺末、高見山正覺院と號せり、開山詳ならず、中興開山を元重と云、延享四年二月四

日示寂す、本尊は地藏なり、

彌陀堂 明王寺持

増田重富居蹟 坤の方にあり、其所を四ツ山と呼、爰は増田四郎重富と云し人の居蹟と云傳ふるのみ、其事蹟詳ならず、されど男衾郡野原村交殊寺に、重富の塚あり、法名傑山英公と號す、長享元年二月三日卒せしと云り、又橋

樹郡下作延村圓満寺條に、開基増田駿河守滿榮永祿元年六月十六日卒せりと、又〔小田原役帳〕にも小机作延七十貫文増田某とあり、是等もし増田重富の末裔なりや、今よりは知べからず

○能増村 能増村は郷庄の唱詳ならず、領名及び江戸への行程前村に同じ、四方五六町許の村にて、東は男衾郡鷹巢村に接し、南は當郡奈良梨・伊勢根の二村に錯り、西より北に五りては高見村に隣れり、家數五十、此村天正二十年二月朔日水野新右衛門長勝に賜ひし御朱印に、武藏國男衾郡赤濱郷同納増郷云々と其家の譜にあり、赤濱はもとより彼郡にあり、納増は當村のことなるを彼郡へ續け書せしは、當村は彼郡に接したる地なれば、たま

訛り書せしこと知べし、正保の頃は御代官伊奈半十郎の支配と、鎌田藤兵衛・小宮山喜右衛門等が知行所なり、その後御料所の方は寶曆十四年清水殿領地となりしが、寛政年中又御料所となれり、鎌田藤兵衛が知行の分は何の頃にか、替りて伊藤某の知行となり、今も私領は伊藤權之助・小宮山金次郎が知る所なり、

小名 後能増 岡原 都澤 東

市ノ川 村の東を流る、

八宮明神社 村の鎮守なり、祭神は日本武尊にて、十一面觀音を本地佛とせり、當社古へしは丙丁の災に罹りて、社頭も次第に衰微せしを、松山の城主上田安獨齋再興して、神領をも寄附せし由、萬治元年別當秀永が記せし縁起に見えたれど、舊記等は皆失ひて詳なることを傳へず、末社 鹿島社 香取社

稻荷社 別當 南光院 本山派修驗、男衾郡板井村長命寺配山長山法印寂年を傳へず、本尊不動は惠心の作、

八幡社 南光院持

永昌寺 禪宗曹洞派、多摩郡上野村高乘寺の末なり、岩龍山と號す、本尊釋迦を安置せり、開山斧山は寛文十三年正月示寂す、

宗藏寺 天台宗、男衾郡塚田村普光寺末、松谷山青龍院と云、本尊は千手觀音なり、觀音堂

### 新編武藏風土記稿卷百九十四

#### 比企郡之九

經智院 本山派修驗、板井村長命寺配下、松光山と云、不動を本尊とせり、開山宗良は大永二年八月七日寂す、  
○伊勢根村 伊勢根村は江戸より行程十四里、昔此所は鉢形松山の領界ひなりしと、今は郷庄領の唱へを傳へず、戸數七軒、東は奈良梨村にて、南は高谷村、西より北は能増村なり、東西三町、南北一町、御入國の後久しく室賀源七郎知行せしが、何の頃か替りて今は菅沼又吉知行せり、

神明社 村の鎮守なり、

雷電社 二社共に村持、

普濟寺 大貴山と號す、遠山村遠山寺末、開山僧祖闍文祿四年正月十日寂す、本尊十一面觀音なり、

藏師堂 村持

### 新編武藏風土記稿卷百九十三之終

○奈良梨村 奈良梨村は江戸より行程十七里、松山領と云、當村開墾の始を傳へされど、甲斐國府中白木町清運寺に藏する鰐口は、もと當所の十王堂に掛しものにて、永享十一年六月願主永感の銘ありといへば、此村古く開けし事知べし、されどかの十王堂は何の頃廢せしや、今は其跡をも失へり、家數四十、東は越畑・下横田の二村に隣り、南は上横田村にて、西は高谷・伊勢根の村々に錯り、北は能増村及び男衾郡鷹巢村なり、東西十町、南北五町許、村内に係る一條の街道は西上州及兒玉郡八幡山邊への通路にして、人馬の繼場なり、爰に宿驛を置し其始めは定かならざれど、村民仙右衛門が持傳へし、天正十年北條家より、當所へ出せし傳馬の掟書あれば、天正の頃は既に繼場たりし事しらる、其文は舊家の條に出せり、按に諏訪家譜に、天正十八年諏訪小太郎頼忠、武藏國奈良志梨羽生蛭川等にて、一萬二千石を賜りしと云、

されど今當國に奈良志梨と云る村名は聞えず、恐らくは當村を誤りて志の文字を添しなるべし、正保の頃は岡部三之丞、日下部五郎八二人の采地たりしこと物に見ゆ、此内五郎八が知行は上りて、黒田豊前守に賜へり、其年代は傳へされど、五郎八が子孫五郎八宗芳は、寛文八年三月五日罪ありて没収せられたれば、其後豊前守に賜りしならん、今も子孫黒田豊前守と岡部右近の知る所なり、檢地は寛文二年改定せりと云、



思ふに村民仙右衛門が先祖は、熊野より出で鈴木兵庫助と號し、伊豆國に下り、延徳年中より北條家の旗下に屬せり、其後子孫世々當所に住したれば、恐くは此人の子孫など勤請せしなるべし、されど系圖に載る處、信州より移りしことは見

えず、古は此邊十五ヶ村の鎮守と崇めし大社にて、一の鳥居は須賀谷村にありて、二の鳥居は中爪村に立りし由いへど、其村々にてしか云傳ふることなれば覺束なし、社内に延徳及弘治の銘を彫たる鯛口を掛たり、其圖上に出す、神樂殿 隨身門 末社 春日社 辨財天社 神主 大澤信濃 入間郡塚越村住吉社神主、勝雅樂の配下なり、寛文の頃常安禪寺住持比丘大成叟永順置之、延徳三辛亥年四月初八日と彫れり、此銘文によれば、始は常安寺のものなりしを、弘治三年當社へ移して再銘を彫たるなるべし、又按に郡内元宿は高坂郷と昔は一村にて、後いつの頃か分れて二村となりしよし、今元宿に常安寺あれば、當時かの地でありしこと明けし、されど其所以はしらず、且入西郡と彫たるは、彼地入西に近き邊なれば、訛りしものなるべし、猶元宿の條合せみるべし、

普賢寺 天台宗、東叡山の末、多寶山正觀院と號す、慶長八年慶長十七年五月十五日卒す、法名月宮清山道賢居士と號す、則ち村民仙右衛門が先祖なりと云、本尊は普賢を安す、萬福寺 時宗、相模國藤澤宿清淨光寺末、寶林山吉光院と云、世の僧他阿眞教、元應元年正月二十七日示寂す、觀音堂

舊家者仙右衛門 鈴木氏なり、其先祖を尋るに紀伊國熊野の江下り、江梨と云所に住せしに、延徳年中北條氏茂其國を討從へし時、始めて北條家の旗下に屬せり、重光の子左京重安は、北條氏綱氏康の二代に奉仕す、其子上野介重氏、其子民部重直も皆北條家の旗下にて、重直は松山城の寄騎たりしが、其

頃當所は松山鉢形兩城の領分界なれば、其堺目の鎮護として爰に住居せり、其子半人佐重親亡父に替りて堺を守りしに、北條家没落せしかば遂に土民となれりと、家に藏する記録に見えたり、重親より今仙右衛門まで、八代に及ぶと云、天正十年北條家より與へし傳馬繼立の控書を藏せり、其文左の如、

掟 奈良梨

- 一 西上州表へ傳馬之事、奈良梨より高見へ可次、此方者次賀谷へ可次事、
- 一 近年境目ニ付而、鄉村不辨之由候間、只今より來未申三ヶ年者、常者一日參疋定置候、例式者更傳馬之用所も有間敷候へ共、先大體之定一日に可爲三疋、出馬之時者一日に拾疋可立事、
- 一 常に者一日に三疋之外、何と申付候共、傳馬來重候共、先次第に三疋之外不可立、日送に可致之事、
- 一 出馬之時拾疋、是又先次第に何と付懸候共、拾疋之外不可立事、
- 一 文言を好々可見届、可除一里一錢と有之傳馬をは可除、扱又可除文言無之者、公方荷に候共其外者不及沙汰、速從口付之前一里一錢請取而、其上可立之事、
- 一 日付之文言好々見届、先次第之所分明に可致之、自然入筆等爲紛事有之者、不相立而其印判を可致

披露事、  
一 萬一或常三疋之外、或勤之時十疋之外有之者、縦公方荷に候共賃賃を可出間、其賃を従口付前請取可成儀をは可辨濟事、  
已上

右七ヶ條當郷可存其旨、然に文言も不見届、或恐權門、或隨時之強儀法度之外、傳馬を立ニ付は、當郷自滅迄候間、不及是非候、仍定所如件、  
北條家虎朱印あり  
天正十年壬午十二月九日

○古里村 古里村は江戸への行程前村と同じ、郷庄領の唱へ詳ならず、東は土鹽村に隣り南は吉田村に錯り、西北の二方は男衾郡西古里・本田の二村に接す、東西十七八町、南北八町許、民戸七十、正保の頃のものには、高室喜三郎御代官所、及び酒井紀伊守・有賀半左衛門・市川太左衛門・内藤權右衛門・松崎權左衛門・永井七郎右衛門が知行とあり、後寶曆年中に至り、御料所の分を清水殿の領知に賜りしに、寛政年中上りて又御料所となれり、松崎權左衛門の知行は、子孫權左衛門忠延の時、延享二年七月二男松崎伊織幸喜に分てり、酒井紀伊守の知行は、子孫兵部の時上りて、元祿十一年林半太郎・横田源太郎・森本惣兵衛が家に賜り、今も此等の子孫永井五左衛門・市

川瀬兵衛・内藤熊太郎・有賀滋之丞・松崎藤十郎・同き彌兵衛・林半太郎・横田源太郎・森本惣兵衛の知行所なり、高札場 十ヶ所にあり、

小名 中内手 峯内手 もうち

滑川 南の方吉田村より来る水、村内小渠の悪水に合し、一條の流れとなりて東の方を通ず、川幅四五間、

郷執明神社 村の鎮守なり、社内に蔵る寶永七年の棟札には、兵執明神と書せり、

愛宕社

稻荷社 以上三社は龍泉寺持、

龍泉寺 天台宗、江戸山王社別當城琳寺の末、金剛山金州院と云、開山の僧は貞治三年十月示寂せしと云のみ、其名詳ならず、當寺はもと光林寺と號せしを、慶安三年眞海と云僧中興せし時、今の寺號に改めたり、眞海が寂年詳ならず、本尊彌陀を安ぜり、

重輪寺 元は重林寺と書せり、曹洞宗、上野國群馬郡白川村龍澤寺末、舊里山と號す、慶長年中の草創にて、開山理山銀察は、寛永十年十一月廿五日化す、本尊地藏を安ぜり、

○吉田村 吉田村は松山領に屬す、家數七十餘、東は和泉村、南は勝田村、西は越畑村、北は古里村に接せり、東西十八町、南北三十町、江戸より行程十六里、御入國の後折井市左衛門・山本四兵衛・曾我又左衛門・松下清九郎等に賜れり、其内山本四兵衛に賜りしは、寛永十年二月のことなりと家譜に載たり、曾我又左衛門の知行は、何の頃か替りて菅沼氏に賜ひしなるべし、今は折井九郎次郎・山本大膳・菅沼又吉・松下内匠等知行す、檢地は寶永二年四月御代官町野惣右衛門糺せり、

高札場 四ヶ所にあり、

小名 上下 長竹 前谷 沼下

滑川 當村の田間所々より涌出る水、村内にて落合ひ、一條の流れとなり、始めてこの名を負へり、是滑川の水源なり、

峯明神社

手白明神社 以上三社、祭神詳な

五龍明神社 泉藏院持、

六所社

天神社 以上二社は村民の持、

宗心寺 三休山と號す、曹洞宗、中尾村慶徳寺末、故の地頭折井市左衛門次昌、其父次忠が菩提の爲に、僧了三雲哲を開山として、元和年中起立す、次忠法諱好源院三休道白と云、天正十八年八月四日卒す、本尊釋迦を安ぜり、鐘樓し鐘を掛、稻荷社

泉藏院 三寶山福王寺と號す、新義眞言宗、埼玉郡荒神社 上の村一乘院門徒なり、本尊不動を安ぜり、三寶

藥師堂

觀音堂 此二堂皆村民持、

○越畑村 越畑村は領名及江戸よりの行程前村に同じ、東は吉田・勝田の二村に隣り、南は杉山・中爪の村々にて、西は上下横田村に交り、北は古里村なり、東西七町、南北二十町餘、家數九十軒、御打入の後高木筑後守廣正が采邑にして、其子甚左衛門が時、慶安元年檢地せり、其後元祿元年替りて御料所、及び酒井但馬守が知行となりしに、同き十一年御料所の内を割て、山高十右衛門に賜り、又享保十二年残りし御料所の分を、黒田豊前守・羽太清左衛門の二人に賜りて、今も高木・山高・黒田・羽太等の子孫四人の知る所なり、

高札場 四ヶ所にあり、

小名 楠挽 大槻 深谷 島 大木

市ノ川 西の方、上下横田村の堺を流る、川幅三間、

八宮社 村の鎮守 別當 觀音寺 徒なり、八宮山多門院と云、本尊正觀音は慈覺大師の作なり、長二尺許、開山憲舜延寶六年十月七日寂す、

淺間社 客人社

大天社 以上三社觀音寺持、

雷電社 金泉寺持、

寶藥寺 曹洞宗、廣野村廣正寺の末、藥王山と號す、元和年中、寛永十九年二月三日寂す、本尊釋迦を安置せり、

藥師堂 藥師は行基の作なり、安永四年に書たる縁起に、此堂は神龜元年の起立なりと云と、信ずるに足ざる説多ければ、爰に

金泉寺 前と同寺の末なり、大龍山と號す、本尊釋迦を安ぜり、當寺も開山は南叟壽玄にて、元和年中の起立と云、

壘蹟 村の西にあり、土人其所を城山とよぶ、今は陸田となれり、何の頃何人の住せしと云こと詳ならず、或は庄主水と云し人の居蹟といへど、其年代も定かならず、按ずるに當國七黨の内、兒玉黨に庄權頭弘高などあれば、是等の後裔なるにや、【小田原役帳】に庄氏の人見えたり、又杉山村にも此人の居蹟あり、照し見べし、

舊家者五兵衛 酒井但馬守が知行の名主なり、氏を船戸と云、其祖先是左兵衛督成氏より出たり、成氏の子

重氏、其子氏經は船戸左近と稱す、是より世々船戸をもて氏とせり、氏經の子孫太郎俱氏、其子大學行氏、其子玄蕃淨氏と云、此淨氏は北條安房守氏邦に仕へ、天正十八年鉢形落城せし後、當村に來りて農民となり、慶長九年二月晦日死せし由、家に藏する過去帳に見えたり、淨氏より今の五兵衛まで九代に及びりと云、按るに重氏・氏經等將軍の譜に所見なければ

ば最疑ふべし、船戸のことは足立郡鳩ヶ谷町の民、喜市なるもの、先祖を船戸大學助と云、卒年は傳へざれど、其家に藏する、天正七年小田原北條家より與へし文書に、鳩ヶ谷百姓船戸大學助とあれば、天正の頃世にありし人なり、前にいふ大學行氏は元龜元年に卒せしよし傳ふれば、大學助とは別人にて其一族などにてあるべし

○中爪村 中爪村も領名、江戸よりの行程等凡て前村に同じ、東西十九町、南北十八町、東は松山・志賀の二村に隣り、南は下里村に界ひ、西は小川村にて、北は下横田村なり、民家七十五、御打入の後高木筑後守廣正に賜りしより子孫知行せしが、元祿十一年替りて安藤彦四郎が采地となり、今も子孫彦四郎知行す、

高札場村の中程

小名 宿

市ノ川 村の北より東に流る、川幅三間

八宮社 村の鎮守なり、普光寺持

天神社 村持

普光寺 天台宗、東叡山の末、藥王山瑠璃光院と號す、寺領十月二十三日、石の御朱印は、慶安元年に賜れり、開山尊英正保二年示寂せりと云、寺寶 東照宮御畫像 寛水の頃、地頭高木圓通寺と號す、本尊は觀音なり、

十王堂 普光寺持、

藥師堂

○杉山村 杉山村は郷庄領の唱を傳へず、江戸よりの行程前村に同じ、家數五十餘、東は廣野・太郎丸の二村に隣り、南は志賀村にて、西は中爪村、北は越畑村に界へり、東西八町許、南北十八町、水損の地なれど用水便あしければ天水をも仰げり、御打入の後森川金右衛門氏俊に賜り、今も子孫美濃守知行せり、檢地は慶長二年時の地頭森川金右衛門糾せしと云、

高札場村の中程

小名 堰口 川袋

市ノ川 村の南を流る、川幅三間

八宮社 村の鎮守なり、相傳ふ古は八王子權現を勧請せし社なりしが、何の頃にや八宮明神に改號ありしと云、

天神社

稻荷社 以上三社共に、大藏院持

積善寺

天台宗、男衾郡塚田村普光寺の末、福王山泉明院と號す、開山新源天正元年二月十六日示寂す、本尊彌陀を安ぜ、鐘樓 延享三年十二月鐘

大藏院 本山修驗、男衾郡板井村長命寺配下、開山を光勝と云、寂年は失せり、中興開山清尊慶長二年十一月五日示

寂本尊は不動を安ぜず、

藥師堂持

村の中程にて、小高き丘の上千五百坪許の地を云、一説に往昔金子十郎家忠の、居住なりしといへど詳ならず、又の傳へに中古上田氏の臣にて、庄主水(或は杉山主水とも)と云者住せし所とも云り、按に隣村越畑村にも庄主水が居住の地あり、是當國七黨の内、兒玉黨の庄權頭廣高庄太郎家長等が子孫などにや、又北條家人にも庄式部少輔・庄新四郎の名見えたり、若くは是等の一族ならん、

○平澤村 平澤村は江戸よりの行程十七里にして、玉川郷玉川領に屬せり、此地昔は平澤寺領の内なりと云、按に郡中志賀村の民、内田氏が所藏の、天正十三年霜月十九日内田佐渡守廣重より、同三郎左衛門廣次へ與し文書に、武州平澤云々とあるは、このことなるべし、東は菅谷村に隣り、南は千手堂村、西は下里・遠山の二村にて、北は志賀村に界へり、東西の徑り十八町餘、南北へ九町許、家數三十餘、正保の頃も御料所にて、寛文八年坪井次右衛門檢地し、延寶八年中川八郎左衛門新田を糺せしと云、其後元祿十一年金田周防守に賜りしより、今子孫主殿に至れり、

高札場村の中程

小名 赤井谷 でじよう坊 たかん坊

平澤寺 天台宗、入間郡仙波中院の門徒、成覺山實相院と號す、相傳ふ往昔は大なる佛刹にして、此地もとより寺領の内なりしと、今村内の不動堂の不動は、古の本尊にて、又白山の社も其頃よりの鎮守なりと云、この堂社のことは下に辨ぜり、(東鑑)に文治四年七月十三日丁未、武藏國平澤寺院主被付、僧求寬訖とあるは、當寺のことなるべし、されど今は開山も傳へず、いつの頃にや、一度廢寺となりしを、郡中平村慈光寺の住職重永と云僧、かゝる名刹の絶たるを歎きて、天正の頃にや中興せしといへり、宗長が(東路土産)に、鉢形を立て須賀谷と云所に至り、小泉掃部介の宿所に逗留し、其ほとりの平澤寺にして連歌あり、此寺の本尊は不動尊、池にふりたる松あるよしのせたり、是によれば永正の頃までは存せし寺にして、廢したるは夫より後のことなるべし、中興開山重永寛永九年十二月廿九日示寂す、本尊は彌陀を安ぜり、天神社 寺寶 經筒 一口 享保の頃なりし境内につけ古き塚を掘しに、古木の根より出しと云銅にて、尤古色なるものなり、久安は今より六百七十年の餘に及べり、其圖左の如し 長七寸九分

寸四徑圓の口

敬白 勸進沙門實典  
奉施入如法經御筒一口  
右志者爲自他法界平等利益也  
久安四年歲次戊辰二月廿九日 戊當國大主散位  
午平朝臣技總方縁等  
藤原守道 安部末恒  
藤原助員



不動堂 堂領六石五斗は、慶安二年先規のごとく、御朱印を賜ふ所なり、不動は傳教大師の作、此像古は平澤寺の本尊と云へば、當時此地もかの寺の境内なるべし、僧萬里が「梅花無盡藏」長享二年八月の條云、十七日入須賀谷之北、平澤山問太田源六資康之軍營、於明王堂畔二十騎突出迎余、今亦深泥之中解鞍各拜其面賀、資康無恙、余已暫寓云、

明王堂畔問君軍、雨後深泥似度雲、馬足未臨草吹血、細看要作戰場文、

自註云、六月十八日須賀谷有兩上杉、戰死者七百餘員、馬亦數百疋、是によれば此邊太田資康の軍營ともなりしこと知べし、

七社權現社 村の鎮守にて境内にあり、祭神は白山及社と號す、されど古は白山のみの社にや、「梅花無盡藏」の詩社頭月の自註云、九月廿五太田源六於平澤寺鎮守、白山の廟詩歌會、與敵壘相對、講風雅叶西俗無此樣と、その詩に、

一戰乘勝勢尙加、白山古廟澤南涯、皆知次第有神助、九月如春月自花、

依て按るに、古へ平澤寺の鎮守白山は、當社のことにて熊野三嶋を合せ、今七社と號するは、長享より後なること知べし、別當 持正院 本山修驗、葛飾郡小淵村不動院配下、顯密山寺傳に開山は榮源延寶二年五月廿三日示寂と云、されど世代の内に覺長と云る僧ありて、永祿八年八月寂とあれば、別當となりしも古きことなりけれ、

榮源は中興開山なるべし、稻荷社

○千手堂村 千手堂村は江戸より行程拾六里、郷名前村

に同じ、領は松山に屬せり、村名は千手觀音の堂ありしより起りしと云、此堂今は一院となり、民戸四十餘、東は菅谷村に續き、南は槻川を限りて鎌形村に隣り、西は遠山村にて、北は平澤村に境へり、東西五町、南北四丁許、當所は古へより御料所なりしが、いつの頃にや大岡越前守に賜り、寶曆元年所替ありて御料所に屬し、同十三年清水殿の領知となり、寛政九年上りて御料所に復せり、檢地は寛文八年坪井次右衛門糺せし後、延寶八年新開の地ありて、中川八郎左衛門改しと云、

高札場 村の程中程あり、

小名 中島 原谷 上

槻川 南の方鎌形村界にあ

春日社 村の鎮守なり、村持

番神社 同

千手院 曹洞宗、遠山村遠山寺末、普門山と號す、本尊千手觀音を安ぜり、當院古へわづかの堂なりしを、幻室伊芳と云僧一院となせり、依て彼僧を開山とす、示寂は天文十五年二月朔日と云、入間郡黒須村蓮華院の觀音堂に掛たる鯛口の銘に、奉施入武州比企郡千手堂鯛口、大工越松本、寛正二年辛巳十月十七日、願主釜形四郎五郎とあり、越松本の三字は解し難けれど、是當院のものなるべければ、寛正の頃はいまだ堂たりしこと知べし、

光照寺 日蓮宗、下總國葛飾郡真間弘法寺末、法蓮山と號す、本尊三寶を安ず、

○廣野村 廣野村は水房庄に屬せり、領名及江戸よりの行程前村に同じ、村の四方東は太郎丸村にて、南は杉山村に接し、西は越畑村、北は勝田・伊子の二村に續けり、東西二十八町、南北十町許、戸數六十軒、御打入の後高木筑後守廣正に賜り、子孫續きて知行せしが、元祿十一年御料所となり、同十三年黒田豊前守にたまひ、同き十七年木下求馬・島田藤十郎・内藤主膳・大久保筑後守が家に賜りてより今に替らず、

高札場 四ヶ所にあり、

小名 川島 爰は村の飛地にして、東の方勝田地なり、北

の方勝田村の邊にあり、上郷 中郷 下郷

八宮社 村の鎮守なり、泉覺院持

鬼神明神社 村民持

金鑽社 此神社は當國の古社なり、兒玉郡金鑽村金佐奈神社の遙拜の爲に建しなるべし、持前に同、

廣正寺 曹洞宗、郡中市の川村永福寺末、高木山と云、慶安二年寺領二十石の御朱印を賜へり、當山は入間郡龍ヶ谷

村龍穩寺、四世の住僧天庵の草創にして、元は萬福寺と號せしを、當所の地頭高木甚左衛門正綱、其父筑後守廣正の追福

のため、永福寺の僧起山を請て中興し、父の實名をもて寺號とし、中興開基とせり、廣正は慶長十一年七月二十六日卒す、法名萬福院殿大翁秀椿居士と云、正綱は寛永九年十一月十日卒す、廣正寺性空道把居士と諡せり、中興開山起山元和六年十一月十二日化す、本尊彌陀 鐘樓 享保年中に、鐘を安ず、小野篁の作と云、 鐘樓 享保年中に、鐘を安ず、小野篁の作と云、 鐘樓 享保年中に、鐘を安ず、小野篁の作と云、 鐘樓 享保年中に、鐘を安ず、小野篁の作と云、

泉覺院 本山修驗、男衾郡板井村長命寺配下、本尊不動を安ず、

彌陀堂 藥師堂 二字共に

○伊子村 伊子村は壹刈郷に屬し、庄領前村に同じ、土人の傳へに、當村及び羽尾・月輪の三村は、古へ一村なりしを後分村せしと云へど、羽尾・月輪二村ともに、當村につゞきし地にあらざれば、恐くは傳への誤なるべし、村名の起りは爰に伊古乃速御玉比賣神社あれば、其神號を下略して呼べり、故に古くは文字をも伊古と書たるよし、何の頃より今の如く書せしや定かならず、村の四境東は中尾・福田の二村に交り、西は勝田村に界ひ、南は太郎丸村にて、北は菅田村なり、東西二十八町許、南北十町、民戸七十軒、江戸よりの行程前村に同じ、此村慶長年中松崎權左衛門・加藤喜左衛門二人に賜りしが、權左衛門が采地は子孫權左衛門忠延、延享二丑年二男伊織幸喜に分地して、今は其子孫松崎藤十郎・同き彌兵衛・加藤喜助三

人の知る所なり、檢地は寛文三年改定せしと云、

高札場村の中程にあり、

小名 上下 山田 二ノ宮

滑川 村の南にあり

伊古乃速御玉比賣神社

一に淡洲明神と云、今は専ら伊古乃速御玉比賣神社と唱へり、此社地元は村の坤の方小名二ノ宮にありしを、天正四年東北の方今の地に移し祀れり、祭神詳ならず、左右に稻荷・愛宕を相殿とす、當社は郡中の總社にして、「延喜式神名帳」に、比企郡伊古乃速御玉比賣神社とあるは、即ち此社のことなり、往古は殊に大社にて一の鳥居は近村石橋村の小名、内青島と云所に立りしと云、按るに此内青島と云所は、「小田原役帳」に青島居とあり、されば古へ鳥居のありしより、地名にもおひしなど云はさもあるべけれど、當社の鳥居なりしとは疑ふべし、ことに其間二里餘を隔てたり、又此社式内の神社と云こと、正しき證は得ざれど、村名をも伊古といひ、且此郡中總社とも崇ることなれば、社傳に云る如く式社なるもしるべからず、とにかく舊記等もなければ詳ならず、例祭九月九日なり、

別當 圓光寺

天台宗、東叡山の末、岩嶮山明星院と號す、貞享三年に寂せしと云ば、別當寺を置しは古、藥師堂、藥師は、貞享三年にはあらず、本尊彌陀を安ぜり、

地佛なり

八幡社 圓光寺持

第六天社

天神社以上二社は、東覺院の持

東覺院

本山修驗にて聖護院の末、三玉山と號す、本尊不動なり、開山宗諱延元元年八月朔日寂すと云、

○勝田村 勝田村は松山領に屬し、江戸よりの行程前村に異ならず、按ずるに「東鑑」建久四年二月十日の條に、毛呂太郎季綱勳賞として、武蔵國泉勝田の地を賜ふよし見えたり、此勝田と云は、即ち當村のことにて、泉は隣村和泉村なるべし、されば古くより開けし村なること知らる、東は伊子村に隣り、南は廣野村にて、西は吉田村に錯り、北は和泉村に境ひせり、東西十八丁、南北二十五丁許、民戸四十六、此村正保の頃のものには、岡部外記が知行たりしこと見えたり、其後も子孫續きて知行せしが、安永元年岡部徳五郎罪ありて、没取せられ、御料所となり、同き九年猪子左太夫に賜りて、今も其子孫榮太郎の知る所なり、

高札場村の西にあり

小名 高倉 新井 天神山

淡洲明神社 村の鎮守なり

天神社

鹿島社

稻荷社 以上の四字は百姓持

正福寺

新義眞言宗、男衾郡富田村不動寺末、寶藏山と號す、開山祐尊萬治元年九月十六日示寂す、本尊彌陀を安ぜり、

○和泉村

和泉村は前村の條にいへる如く、「東鑑」に載たる泉と云は、當所のことなるべし、されば古き村なることしるべし、領名江戸よりの行程も前村に同じ、戸數四十六、東は菅田村に隣り、南は勝田村、西は吉田村にて、北は男衾郡小江川村に接せり、東西三十町、南北十七町、御入國の後高木筑後守が采地なりしが、元祿十一年黒田豊前守・金田能登守・石黒式部三人に賜り、今子孫黒田豊前守・金田主殿・石黒喜一郎等知行す、檢地は慶安元年時の地頭高木九助糺せり、

高札場三ヶ所

小名 舟川 芝山 山崎

滑川 村の南、古里村の境を流る、川幅六尺

八幡社 泉福寺持

天神社 村持

泉福寺 新義眞言宗、埼玉郡上ノ村一乘院末、八幡山無量院と號す、開山の事詳ならず、僧覺盛中興す、此人は寛文十一年正月二十日化す、本尊彌陀、享保年中此像修造の時、胸中より古書を得たり、其文に、

中尊心札建長六年大歲五月七日甲寅、執筆成永

奉修覆泉福寺隨身阿彌陀如來一體

同聖至 菩薩各々 右志者爲父孝□安聖靈滅罪生善、爰大施主等爲現世安穩、後生淨土、奉修覆如件、

大旦那沙彌西願御芳像源氏所生君達、院主阿闍梨阿乘房、

結主 十部入道

成津房五郎入道

二郎入道

よりて左の文を添しと云、

奉再興 慈覺大師御作阿彌陀如來三尊

右天下泰平、國土安穩、萬民豐樂、別而勸化諸衆、

寺且二世安樂、如意満足祈所、

成田一乘院第十六世俊雅直弟法印俊尊奉再興焉

再興大佛師 佛光寺通室町 康竹

再興の僧俊尊は、享保十八年化すと云、八幡社境内に

圓福寺 愛宕山地藏院と號す、同宗同末、開山僧木賢直享元年八月十四日化す、本尊は地藏なり、

○菅田村 菅田村は江戸よりの行程前村に同じ、郷庄領の唱詳ならず、此村名は正保の改めに載ずして、元祿の

改めに勝田村の枝郷菅田村とあれば、元は勝田村の地なりしを、元祿の前に分て枝郷とせしこと知べし、それより後安永の頃までも猶枝郷と云しが、今は其唱なし、戸數十五、四方十三丁許の村にて、東は福田村に隣り、南は伊子村にて、西は和泉村、北は土鹽村なり、地頭の遷替等勝田村に同じ、

高札場 村の鎮守なり、村持、  
辨財天社 村持、

○土鹽村 土鹽村は松山領に屬せり、江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十餘、東は大里郡和田村に隣り、南は郡中福田・山田の二村に續き、西は男衾郡小江川村に界ひ、北は和田川を隔て、同郡野原村なり、東西は二十五町に及び、南北僅に四町許なり、此村正保年間のものには、逸見四郎左衛門・溝口佐左衛門・西山十右衛門・宮崎備前守四人の知行なりしこと見へたり、其内溝口佐左衛門が知行は、子孫佐左衛門が時、寛保元年七月廿日罪かうむつて、收公せらるるとも、或は政五郎が時、寶曆十三年御料所となりしとも云、いづれか詳ならず、後文化元年細井藤左衛門に賜へり、逸見四郎左衛門が知行は、寛文十年御料所となり、元祿七年阿部甚三郎に賜ふ、宮崎備前守が知行も何の頃にや、上りて本多金右衛門が知行

となり、夫も又上りて寶曆十三年安藤次右衛門に賜はれり、今も此子孫阿部・細井・西山・安藤等の知行交れり、高札場 三ヶ所あり

和田川 村の北の方郡界を流る、川幅三間許、此川當郡に係る所唯此村のみにて、前後は皆他の郡を流れり、  
淡洲明神社 村内の鎮守なり、  
明昌寺 新義真言宗、埼玉郡上ノ村一乘院の末、金寶山と號す、本尊大日を安せり、開山有銀は元祿二年十一月廿六日

示寂、彌陀堂  
○福田村 福田村は水房庄に屬し、領名及江戸よりの行程前村に同じ、東は山田村に隣り、南は羽尾村にて、西は伊子・和泉の二村に續きて、北は土鹽村及男衾郡小江川村に界ひす、東西二十五町、南北三十丁、家數百四十六、此村は文祿元年酒井作右衛門重勝に賜りしより今も相續し、子孫作右衛門の知行所なり、檢地は慶長年中初て糺せりと云、

高札場 村の中程  
小名 兩表 中郷 湯谷  
滑川 村の南の方を流る、川幅二間或は三間に及べり、  
淡洲社 村の鎮守なり、光榮寺持、下同、

淺間社 當社は帶刀先生義賢の靈を祀れりと云、久壽二年義賢あり、その子孫等天福年中此社を造建して、鎮守と崇めし由、馬場村舊家の條に載たり、猶其村に見るべし、  
熊野社 普光寺持

雷電八幡合社 成安寺持

成安寺 禪宗曹洞派、大里郡久下村東竹院の末、心田山と號す、慶安元年寺領十石の御朱印を賜へり、開山龍室義門は元和元年十月二十六日寂す、開基は酒井作右衛門重勝なり、慶長十九年二月八日寂す、法名法性院實峯成眞居士と云、酒井家譜を見るに、重勝が父七郎右衛門重元の法名を成安と云ば、當寺を開基せしは、重元の追福の爲にして、其法諱をもて寺號とせしなるべし、又は重勝が卒年を家譜には、慶長十八年五月伏見にして卒すと載たり、恐くは寺傳誤れるなるべし、本尊彌陀を安ず、  
觀音堂 鐘樓の鐘を掛、  
普光寺 天台宗、埼玉郡上中條村常光院の末、輪光山と云、開山賢意は貞享元年七月寂す、本尊毘沙門を安ず、  
眞福寺 石水山と號す、前と同寺の末なり、地藏を本尊とす、  
光榮寺 是も同寺の末にて、奈良山 藥師堂

○水房村 水房村は江戸よりの行程前村と同じ、水房庄に屬す、枝郷の村を松山領と唱ふれば、こゝも同領なる

べけれど今は傳へず、民戸三十六、東は羽尾村に隣り、南は市ノ川を限りて月輪村に界ひ、西は太郎丸村にて、北は中尾村なり、東西へ十町、南北八町、御入國の後岡部太郎作に賜り、寛文五年檢地せしが子孫徳五郎の時、安永元年罪ありて收公せられ、御料所となりしを天明年中秋元但馬守に賜はりてより、今の左衛門佐に至れり、  
高札場 村の中程  
小名 馬場 矢崎  
市ノ川 南方にあり、川幅五間、  
淡洲明神社 村の鎮守なり、放光寺持、  
稻荷社 清善寺持、  
放光寺 天台宗、下青島村淨光寺の末、湯機地藏を安ず、  
清善寺 同末、無量山觀音院と號、觀音堂 十一面觀音

○水房村枝郷太郎丸村 太郎丸村は水房村の西に續きて、江戸よりの行程は本村に同じ、水房庄松山領と唱ふ、古は水房村の内なりしが、寛文五年檢地ありしより、別れて枝郷となれり、此檢地の時村民太郎丸といへるもの、

案内せしよし水帳にしるしたれば、當村は此太郎丸が開墾せし地にて、村名とはなれるにや、家數二十餘、東は中尾・水房の二村に續き、南は市ノ川を界ひて、廣野村の飛地に隣り、西は志賀村及び杉山村に接り、北は廣野・伊子の二村に及び、東西二町許、南北五町餘、水利不便なれば天水を仰て耕をなせど、又水溢の患もあり、爰も本村と同じく古は岡部氏の知るところなりしが、安永元年收公せられ、同く九年猪子左太夫に賜はり、今子孫榮太郎が知る所なり、

高札場村の西にあり、

市ノ川 村の南界を流る、川幅三間、

淡洲明神社 村の産神なり、村持、

觀音堂村持

○水房村枝郷中尾村 中尾村は水房村の北に續きて元一村なりしに、前村と同時に別れて枝郷となりしゆへ、庄名領名及江戸への行程等前に同じ、民戸七十軒、東は羽尾村に隣り、南は即ち水房村にて、西は太郎丸村に及び、北は伊子村に界へり、四方凡二十町許の地なり、當村も古は岡部氏の知る所にして、前村と同じく上りて後御料の

地となりしを、安永九年猪子左太夫、寛政五年贊安藝守、同き十二年肥田豊後守に別ち賜はり、今子孫贊善十郎・猪子榮太郎・豊後守等知行せり、

高札場村の中程あり、

小名 加田 内郷 前郷

滑川 北方を流る、川幅四五間、

雷電社 村の鎮守なり、村持、下並に同じ、

天神社

三島社

慶徳寺 曹洞宗、上野國邑樂郡堀工村茂林寺の末、醫王山と號す、開山中孚淳異は天文十八年十二月五日寂す、後當年六月四日卒す、本尊彌陀を安ず、

藥師堂 藥師は行基の作と云、秘佛にして見ること許さず、小名加田にある故、土俗加田の藥師と稱す、眼病を患るもの來て祈れ、

鐘樓 延享五年時の地頭岡部支蕃允寄附せる鐘をかけり、

### 新編武藏風土記稿卷之百九十四之終

### 新編武藏風土記稿卷之百九十五

#### 比企郡之十

○菅谷村 菅谷村は江戸より十五里、郷庄領の唱を傳へず、古は須加谷と書しを假借して、今はかく記せり、〔梅花無盡藏〕に長享年間須加谷之地平澤山と云ことみえたり、其文の大略は、古城蹟の條に出せり、平澤は隣村なれば、當村を指しこと明なり、下りて正保の頃までも須加谷と書しが、元祿の圖には菅谷と書したれば、改りしは元祿前のことなるべし、戸數四十、江戸より秩父郡或は中山道へ出る脇往還にして、人馬繼立をなせり、東は月輪村に接し、巽の方は上唐子村にて、南は都幾川を隔て、大藏村に隣り、西は平澤・志賀の二村にて、北は杉山・太郎丸の二村なり、東西八町、南北九町、此も天水を待て耕せり、御入國の後は岡部太郎作の知行所にして、寛文五年時の地頭檢地せり、其後子孫徳五郎の時上地せられしより御料所となり、安永九年猪子左太夫に賜り、子孫榮太郎知行せり、

高札場 北の方にあり、

小名 元宿 昔宿並をなせし所なり、

都幾川 南方を流る、川幅二百間、

山王社 村の鎮守なり、村持、下同じ、

稻荷社

天神社

東昌寺 當寺元は長慶寺と云、古城の鬼門にあり、其頃の開山を傳へず、後寛文の始、能國藝大と云僧、村民孫右衛門といへるものと謀て、今の地に引移し、長慶山東昌寺と改め、曹洞宗、遠山村遠山寺の末となり、再興の功は則本山二世幻室伊芳にゆづり、これを勸請開山となせり、されば能國藝大は寛文八年十二月十六日の示寂なれども、開山の僧伊芳は天文十五年二月初日の示寂なり、本尊彌陀を安ず、

觀音堂 千手觀音なり、村持、

古城蹟 凡三丁四方の地にして、南の一方は都幾川をもて要害とし、其餘の三方は壘堀ありて、所々に堤の形残り、其内は總て陸田となりたれど、今も本丸・二丸・三丸等の名あり、〔梅花無盡藏〕に云、長享戊申八月十七日入須加谷之地平澤山間太田源六資康之軍營と、此邊に平澤村あれば、須加谷は此のことなるべければ、此頃は太田氏の陣營なりしこと知らる、又〔東路土産〕に鉢形を立て、須加谷と云所に、小泉掃部助の宿所に、逗留云々とあり、今も當所より上州に至るに、

古城蹟眺望圖



小川鉢形と人馬を次で順路なれば、此書に載たる小泉が宿所も當所のことなるべし、又こゝを嵩山重忠居城の地ともいへ、後岩松遠江守義純一旦嵩山が名跡を續て、爰に住せしなどいへり、されば重忠晩年當所に移りしことしらる、【東鑑】元久二年六月二十二日の條に、重忠十九日小倉村菅谷を出て云々とあれば、全くこの地のことにして、郡名はたま／＼訛り書せしにや、男衾郡嵩山村古城蹟の條と參考すべし、

○志賀村 志賀村は古へ菅谷村の内なれば、江戸よりの行程前村に同く、又郷庄領の唱へもたし、其分村せしは寛文中なりと云、されば正保年中の國圖には此村名見え、元祿改定の圖に始て出たり、爰も隣村菅谷村と共に人馬次立をなせり、村名古へは四ヶ村と書たりしと、いつの頃より今の文字に改りしと云は詳ならず、民家百二十、少しく宿並をなせり、東は太郎丸・月輪の二村となり、南は菅谷村・千手堂・平澤の三村にして、西は下里・中爪の二村に續き、北は市ノ川に限りて杉山村に界へり、東西二十町、南北十町許、こゝも古へ岡部太郎作の采地なりしが、明和九年上りて御料所となり、安永九年秋元但馬守に賜り、今も子孫左衛門佐領せり、檢地は前村に同じ、  
高札場村の中程  
小名 鉾ヶ谷戸 坊谷 下新田

市ノ川

村の北を流る、川幅三間、

八宮明神二社

何れも村の鎮守にて、村持、

稻荷社 保食稻荷と號す、保食神は稻荷の祭神なれば、たま／＼此唱を得しなるべし、

諏訪社

以上三社共太神宮に村持、

寶城寺

曹洞宗、中尾村慶徳寺末、大谷山と號す、開山臥雲實龍は、慶長三年十一月十六日寂す、本尊正觀音を安ず、新義眞言宗、秩父郡安戸町上品寺末、萬福寺山號を唱へず、本尊不動を安ず、

○羽尾村 附持添新田

羽尾村は松山領に屬す、江戸より行程十六里、民戸百八十、東は市ノ川村及び野田村に接し、南は石橋下・青島・月輪の三村に續き、西は水房村にして、北は中尾・福田・山田の三村に界ふ、東西も南北も大抵二十町許、市ノ川・滑川の水を引て用水とすれど、動もすれば旱損あり、御打入の後加藤喜左衛門に賜り、寛文中村内を裂て、一族加藤平三郎に分地し、二人にて知行せしが、後平三郎が知行は上りて、元祿十一年奥村數馬・石野茂十郎・島田勝之助に分ち賜り、今其子孫奥村大之丞・石野政五郎・島田次郎太郎と加藤喜助の知る所なり、檢地は寛文中加藤彦右衛門糺せり、又當村の南に持添の新

田あり、延享三年神尾若狹守檢地し、爰は御料所に屬せり

高札場二ヶ所が、知行の内に入り、

小名 平 前郷 裏郷 打越

市ノ川 南方を流る、川幅五六間、

滑川 北方にあり、川幅五間許、

恒儀社 村内の産神なり、土人の話に當社は、青島判官藤原恒儀の靈を祀る所なり、恒儀は天長六年九月廿日卒せし人なり、今隣村石橋村の内、宇内青島と唱ふる地に、恒儀の住せし城蹟といふものあり、享保年中當社の神官を附んとて、京都吉田家へ請しに、恒儀は力ある人にて、相撲のことにつき、清原熊鷹と云るものを撰殺せしにより、勅勸の身となりし由、王政玉と云書にも見えれば、位階は進めがたし、是まで社號をつれきと唱へ來れど、この後はこふきと稱すべしといひしより、改號せりと、按に王政玉と云書名うたがはし、又恒儀のことも他の書に所見なければ、つまびらかならず、姑く傳ふるま

まを記せり、 別當 金剛院 本山修驗、聖護院の末、愛宕

諏訪社 金剛院持

愛宕社 慈明院持

愛宕御嶽合社 慈明院持

興長寺 禪宗曹洞派、市の川村永福寺の末、萬勝山と號す、開

地頭加藤喜左衛門なり、慶長十八年八月

十七日卒す、本尊十一面觀音を安ぜり、

三教院 當山修驗、江戸青山風閣寺の觸下なり、不動を本尊とす、

慈明院 本山修驗、松山町觀音寺の配下、是も不動を置り、

寶藏寺 天台行人派、江戸普門院の觸下なり、大日を本尊とす、

地藏庵 興長寺持

館蹟 村の巽の方にあり、廣き織に三反許、上田案獨齋が家人、山崎若狭守が住せし所と云、

福嚴寺蹟 坤の方にあり、天正年中武田信玄此邊へ働らきし時、兵火の爲に烏有となり、遂に廢すと云、此説まことならんにも、天正と云は誤りなるべし、永祿年中のことならん、

○上唐子村 上唐子村は江戸よりの行程、及び領名等前村に同じ、當所は古く開けし地と見えて、【關東合戦記】永享十二年村岡合戦の條に、長棟庵主は七月八日神奈川を立、野本・唐子に逗留し、同八月九日小山庄祇園城に着玉ふ云々とあり、野本も近き邊の村名なれば、唐子は當村なること明けし、其後正保の頃まで上下の唱へは分たざりしに、元祿改の圖より上下二村に記したり、家數四十五、東は下唐子村にて、南は都幾川を限り、神戸村に隣り、西は菅谷村、北は月輪村なり、東西二十四町、南北十三町、用水不便なれば、溜井へ天水を湛へて水田に沃げり、御入國の後菅沼越後守定吉に賜り、其子孫藤十郎に至り、文化八年所替ありて松平大和守に賜り、今も然り、檢地は慶安三年其頃の地頭糺せしと云、

高札場 村の北にあり、

小名 原屋敷 大林屋敷 比企野村の北を云、當所に白六軒住せり、此地は古へ太田道灌が陣所となりしことありといふ、

かたよせ 門が家に蔵する、上田上野介憲定より與へし文書に、當所をかたよせの郷と載たり、然れば古は別村にして、後年本村に屬せし地なるべし、文書左の如し、

かたよせの郷、今日より中にさしおき候百姓わきの者、井出家以下までも、ふさたなく、はしりめくり肝要に候、何事なり共かいふんしなんをくはへ可申候、其ため印判を以申とはり候、然はをとなしき百姓、ありのまゝ早々松山へきたるへく、郷中のしをき可申候、以上、

上田憲定印あり 丑十月三日

かたよせ 百姓中

都幾川 村の南を流る、川幅百間許、

氷川社 村の鎮守なり、近き頃まで社内に、慶長十年再建の棟札ありしが今失へり、常福寺の持、下四社も同じ、

鹿島社

神明社

稻荷社

天神社

淨空院 曹洞宗、信濃國松本宿善久院末、大高山本通寺と號す、開山は喚龍善應慶長十年七月廿八日示寂、開基は菅沼

越後守定吉慶長十一年七月十七日卒す、本尊釋迦を安ぜり、本堂の軒に寶曆十一年鑄造の鐘を掛く、 稻荷

社 金毘羅社 衆寮

常福寺 天台宗、下青島村淨光寺門徒、無量山佛音院と號す、本尊彌陀を安ず、

○下唐子村 下唐子村も領名、江戸の行程等上に同じ、民戸七十餘、東は石橋村に續き、南は都幾川に限りて、神戸・葛袋の二村に界ひ、西は上唐子村に接し、北は月輪村に隣り、東西十六町、南北十町許、用水は神戸村より都幾川の水を引來れど、やゝもすれば水損ありと云、當所地頭の遷替檢地等も前村に同じ、今松平大和守領分にて、其餘少しく御料の地あり、

高札場 村の東にあり、

小名 久保組 内手組 東原

都幾川 村の南にあり、川幅二町、

白髭社 村の鎮守とせり、教覺院持、

稻荷社持

安樂寺 新義眞言宗、神戸村長慶寺門徒、唐子山と號す、本尊地藏を安ぜり、 阿彌陀堂

教覺院 本山修驗にて、松山町觀音寺配下、本尊不動を安ず、

○月ノ輪村 附持添新田 月輪村は江戸より十五里餘の行程なり、郷庄領の唱なし、相傳ふ往古月輪某と云公卿罪ありて、當國に左遷せられ此地に住せし故、村名起れりと云り、然ども當國は古へより配流の國にあらず、又九條家の祖兼實及び基家輔等月輪と號せしかど、罪ありて配流せられし事を聞ず、よりに按るに埼玉郡小松村は、古へ小松内大臣重盛庄園の地にて小松村と唱へ、即ち其村に重盛の靈社あり、今當所にも月輪某を祀れる社あれば、

恐らくは古へ月輪家庄園の地なりしかば、後年の村名となりしを、土人等かく傳へ誤りしなるべし、村の四境東は羽尾・石橋の二村に隣り、南は上下唐子村に續き、西は菅谷村に添ひ、北は又羽尾村及び廣野村に界へり、東西の徑り三十五町、南北は十五町に過ず、民戸八十九、天水を以て耕種す、御打入の後加藤善左衛門に賜はりしに、幾程もなく上りて御料所となり、慶安三年時の御代官會根五郎左衛門檢地せり、其後寛文十年菅沼藤十郎に賜はり、子孫久しく知行せしが、文化八年替りて松平大和守領分となり、今に至る、又本村の東の方に持添の新田あり、

り、延享三年神尾若狹守檢地してより、御料の地となりしを、本村と同じく大和守領分に賜はれり、

高札場 村の中程

小名 西荒井 築地 中丸 大堀

氷川社 村内の鎮守なり、月輪・明神を合祀す、祭神は前に云へる月輪某の靈を祭りしものといへり、神體は東帯せし様にて、其形音 別當

天王社

天神社

山神社 以上三社共に

福正寺 天台宗、下青島村淨光寺の末、月光山聖

徳院と號す、本尊十一面觀音を安ず、勢至堂心僧都の作れる木像を安ず、こ

れ月輪某の守護佛なりと云、

○市ノ川村 市ノ川村は松山領に屬し、江戸より行程十四里、村の四隣、東は松山町に隣り、南は石橋村に續き、西は羽尾村に及び、北は市ノ川を限りとして、野田村に界へり、東西十五町、南北十二町餘、民戸二十九、用水不便の地なれば天水を湛へて耕へせり、當村正保の頃は御料及び淺井平右衛門が知る所なり、後寛文十年御料の地を菅沼藤十郎に賜はり、二人にて知行せしが、文化八年共に上りて、松平大和守に賜り今も替らず、檢地は承

應三年會根五郎左衛門糺せりと云、高札場 村の東に

小名 惡津

市ノ川 村の北方を流る、川幅六間、

氷川社 村の産神なり、村持、

神明社 これも村持なり、

永福寺 萬松山と號す、禪宗曹洞派、伊豆國加茂郡宮上村最勝寺の末、寺領二十石の御朱印は、天正十九年賜はれり、當寺は永正五年の草創にして、開山大洞存齋永正十六年十月十七日示寂せり、開基は北條左京大夫氏直なりと云へど、こは中興の開基なるべし、然らざれば年代符合せず、本尊地藏を安ず、天文廿二年小田原北條家より、當寺へ與へし制札を藏せり、則ち

左に載す、

一寺内門前一切不入之事、井竹木截取事、

一殺生之事、

一寺領致作土貢等令難澁者有之者可承事、

以上

右三ヶ條於違犯之輩者、速可處罪科者也、仍如件、

北條家虎朱印あり

天文廿二年癸丑卯月朔日

遠山左衛門奉之

武州市川

永福寺

清岑寺 醫王山と號す、永福寺の末なり、開山は本山十二世の僧了山貫達なり、慶安元年十二月廿八日寂す、本尊藥師を安ず、

○松山町 松山町は江戸よりの行程は前村に同じ、松山領にかゝる村々の本郷なれば、昔より松山本郷と唱へ、庄は龜井に屬せり、古へは松山城下町にて、小名元宿分の邊に家並をなせしが、天正年中松山落城の後今の所に家居をなせり、江戸より中山道熊ヶ谷町及西上州への往還、人馬繼立の脇道にて、或は八王子の千人同心も常に此道にかゝりて、日光へ通へり、民戸四百餘、村の廣さ東西一里餘、南北は一里に足らず、東は市ノ川を隔て、横見郡根小屋・流川の二村、及郡中の流川村に續けり、南は柏崎・野本の二村に隣り、北は野田・平・市ノ川の三村に境ひ、又市ノ川の對岸横見郡長谷村にも對し、西は郡中石橋・羽尾の二村なり、此邊より土地次第に西の方へ高く、野山交れる所もあり、村内五ヶ所に溜井を設て用水となせど、水利よからざれば動もすれば旱魃の患あり、當所は五十の日を定めて市を立て、他の村々より雜穀及織物の類を持出て交易せり、此市に付ては小田原北條家より出せし掟もあれば、舊くより立しこと知らる、【小田原役帳】に松山本郷の内十三貫文吉村助五郎寄子給田、

又同村の内卅六貫五百文多米新左衛門寄子に下さるとあれば、永祿の頃は吉村・多米等の指揮せし所なるべし、又松平遠江守が家譜に、松平内膳正家廣天正十八年武州松山城を賜り、一萬石を領す、後慶長六年二月轉じて遠州濱松城を賜ふとあり、一説に濱松へ轉せしは、其嗣左馬允忠頼が時とす、又松平備後守家清も、一旦松山を賜はりしと家傳に載たれど覺束なし、松山廢城となりしより御料所となり、寛永年中島田彈正忠に賜はり、世々相續せしに、文化八年松平大和守に替へ賜はりしより今も變らず、

高札場 宿並の中程

小名 築瀬分 元原分 前谷分 後谷分 新宿分 箭

市ノ川 北より東へ繞て通ぜり、北方は村の中間を貫き、東に至りては、當郡と横見の郡界を流る、川幅十間、

滑川 野田村より入り、村内にて市

氷川社 宿並の鎮守なり、熊野を相殿とす、勸請の始を詳にせず、貞享二年再興、大旦那嶋田八郎左衛門と記せし棟

札あり、觀藏寺持、

天神社 觀音寺持、

天王社

觀音寺境內望古城圖



神明社以上眞福

稻荷社 小名箭弓原にある故に、箭弓稻荷と唱へり、享保中よ  
店旅宿門前に並べたるは、彼頃より多し、今の如く市  
の地頭嶋田某、社地許多を免除せし例により、今も領主大和  
守より免除の  
社地あり

福聚寺 天台宗、下青島村淨光寺の末、法音山多門院と號す、  
開山祐般寛文七年正月廿二日示寂、本尊彌陀、行基の  
作、寛永十八年の撞鐘あれど、銘文事蹟  
の考證とすべきことなればとらず

眞福寺 新願山法重院と稱す、これも淨光寺の門徒な  
り、開山玄海寂年を傳へず、本尊觀音を安す、

城恩寺 淨土宗、入間郡河越蓮馨寺の末、澤水山と唱ふ、開山  
雲海遷化は、元祿年中とのみ傳へり、本尊彌陀を置り、  
撞鐘あり、享保二  
年の銘を彫れり

曹源寺 禪宗曹洞派、市川村永福寺末、法冷山と云、元祿七年  
の鐘銘に本郷山とあれば、後今の山號となりしものな  
るべし、開山の僧を起山と云、  
本尊地藏小野筆作といへり

觀藏寺 新義眞言宗、横見郡今泉村金剛 觀音堂 馬頭觀音  
院末、長松山普門院と號す、

淨福寺 淨土新宗、京都東本願寺の末、松林山究竟院と號す、本  
尊彌陀、行基の作と云、開基は存慶と云傳へて寂年詳  
ならず、觀音堂 正觀音なり

妙光寺 日蓮宗、荏原郡池上本門寺の末、開山長光院日祐、貞  
治元年正月十四日示寂といへば、舊き寺なり、長祐山

栖林院と號す、本  
尊釋迦を安す、

本慶寺 同寺の末、長久山と稱す、本尊釋迦、草創の僧日  
山永徳元年寂すといへば、これも舊き寺なり

觀音寺 本山修驗、京都聖護院の末、東照山四樂院竹林坊と號  
す、慶長十四年六月十七日横見、比企兩郡の内、一派の  
年行事職を、聖護院宮より免許せられ、又横見郡大串村毘沙  
門堂、比企郡長谷村不動堂をも兼帶すと云、開山忠良永享三  
年正月廿六日寂す、中興開山慶繁寛永十五年正月廿六日寂せ  
り、慶繁は三河の國の産にて、父を石田又七郎と云、東照宮  
に仕へ奉り、元龜元年六月姉川の役に討死せしかば、慶繁有  
縁につきて、當所に来て出家せしが、慶長十六年十一月十

願以此功德普及於一切

南無妙法蓮華經

我等與衆生皆共成佛道

施主上田能登守源朝臣朝眞入道案獨齋桑門宗 生年 調年

眞讀一千部善願成就之銘文

于時元龜二年大哉辛未二月時正中日起立之

舊家者五郎左衛門

岩崎を氏とし、代々此村の名主役をうけ  
たまはれり、先祖を岩崎對馬守といひて、  
北條家に仕ふ、其頃かの家より出せし文書數通をもてり、其  
子孫連綿として五郎左衛門に至れり、彼五郎左衛門が父の時、  
寶曆十三年諍論のこと起れり、其故は古來より此所に立る、  
市店の賃錢を取來りしことにより、村民喜左衛門なる者を始  
め、其餘七人のもの、かの父がはからひあし、とて、公に訟  
へしに、年ごろ家に傳へし文書を取りて、申ひらきしかば、

とかく詮議ありしに、舊くより取り來りしこと疑ひなかりし  
ゆへ、元の如く市店の賃を取べき由、公より免許ありしと、  
されど彼文書は此時公に止りて、今は寫をのみ存せり、  
文面に解しがたきことあれど、其儘を左に記せり、

就致託言定之事

一如何様之借錢借米致之候共、市之日來候商人に、  
其催促不可申懸、若非分に致無沙汰者候者、可致



披露、不及其儀、荷馬以下爲所當取候仁ハ、市之  
横合候間、可爲越度事、

一濁酒致賣買家へ罷越致慮外、或其所召取可致披露  
事、

一市之日少之買物爲持來、爲所用宿中之下人或押立  
儀、近頃曲子細に候、兩所へ走廻引掛一向不可入  
事、

一自宿中陣夫三疋三人陣着計可申付候事、

一飛脚之義尤指置候、難去時分者町人之中へ相頼可  
申付事、

一ぬり物役并炭役之義、宿中之者に計者尤指置事、  
以上六ヶ條

右押買狼藉之儀者、何方も合法度更佗言迄も無之候、  
何之足輕小者中間に候共、不致思慮可致披露、任法  
度則可申付候、仍如件、

北條家朱印あり

元龜二年辛未六月十日

本郷町人

任所望指置兩條之事  
一自屋敷出候傳馬并諸公事之事、

一兵糧一駄往覆不可有相違候事、  
右先以十五年差置候、其上依様體一代茂可赦免候、  
仍如件、

元龜四年癸丙四月五日

本郷町人

岩崎與三郎

當知行分に有之候れんちやく衆、棟別赦免之事、永  
代差置候、爲其印形出置者也、仍如件、

天正十二年カ

甲申十二月十三日

岡部越中守申次

岩崎對馬守殿

池谷肥前守殿

本郷宿地形結候而、新市場割添候、并三人之者相觸候  
段祝着候、自期に彼宿々といや相抱候由、尤任筋目  
申付候、後年迄も不可有相違候、本宿迄も如前々、  
町人衆任置候、但本宿之爲土貢ト、毎年五百疋宛可  
出之候由尤候、仍如件、

乙酉十一月十四日

岩崎對馬守

池谷肥前守殿

大島備後守殿

右の文書に載る池谷肥前守は、上田案獨齋に屬せし人なりと  
云、其子孫を要助といひて、是も當村に在り、古文書數通を  
藏し、前の五郎左衛門と同一、當所市店の地代を世々取來れ  
り、かれは近き頃死し、其妻のみなりしかば、女の身の家産  
をたてがたければ、隣なる喜左衛門後見せしゆへ、  
かれにかの文書をも預け置り、其文左に載す、

今度御世上火急に付而ハ、松山に致籠城、無二に可  
走廻儀、宿中之者何も同意に申由越中申越候、一段  
祝着に候、累年當宿によつて進退ををくり候筋目、  
さりとしてハ此度不走廻して不叶候、走廻を心懸候者  
ハ、小旗或鐵炮弓鏑似合く致支度、走廻可爲祝着  
候、致籠城一途走廻者にハ、いか様之草かり以下成  
共、歸城之上任望一廉指引涯分可引立候、此儀少も  
無疑心走廻肝要に候、爲其以印判出之候、然ハ如此  
申出候上、自然他所へ心をよせ、可引移あてかい致  
者あらハ忽其斷申付、後日にも小田原迄も申上、御  
分國中を尋召返、堅可及其斷候、町人衆わきの者迄  
も、爲心得之如此に候、仍如件、

永祿九年丙寅カ上田憲定印あり

寅三月十一日

從狩野陣

本郷町人衆  
新宿本宿共に

掟

右本郷へ當手之軍勢甲乙人等一切に不可出入、若背  
此旨當郷へ來者有之者、爲先公方之中間小者、不撰  
權門搦搏可披露、菟角すまわハ可打殺、猶甲山在陣  
之間、一圓陣衆之出入令停止候、但陣中へ自在所運  
送之、或小荷駄傳馬次にをゐてハ無相違可申付者  
也、仍如件、

永祿五年壬戌カ北條家虎朱印あり

戊卯月五日

松田奉之

松山本郷  
町人衆中

茂呂御陣より罷越兵糧、并馬のかいれう、其外かい取  
度由、いか様之以手引頼候共、一駄は不及申、一依  
其内なり共不可出、若出候ハ、荷馬を取へし、此義  
松山根小屋之足かる衆心に入、見まはりかたく可申  
付、但陣衆へは一さい少之義なり共、いろまじき  
者也、以上、

永祿九年丙寅カ北條家虎朱印あり

寅八月十六日

松山根小屋足かる衆  
本郷宿中

山之根そのほかのもの他郷之市へ諸色付出事、くせ

子細無是非候、荷物并馬計留候義は、大かたの致様に候、此上なから、きふくとめ、猶以もちいすハ、一人も二人も其上もうちころすへき事くるしからぬよし被仰出候、仍如件、  
元龜元年庚午カ北條家虎朱印あり  
午八月十六日 岡部越中  
本郷宿町人衆へ  
追而留候物をハ、先以をのくにあつけをかせられ候以上、

定

一自高坂筋駄ちん可爲如此以前事、  
一上下宿地并三間之裏屋敷合點之事、  
一竹木之儀當知行之内をも口切に可留、但松山之用第一に候間、本郷之宿へ者いか程も付來、萬民之所用に可立事、  
一押立傳馬之儀、路次十里計之儀、殊一疋貳疋之急用ならば俄にも可申付候、路次も遠又馬數有之時者、前之日可申付事、  
一押買狼藉乍此上精を入可申付事以上、  
天正四年カ北條家虎朱印あり  
丙子九月廿四日

本郷町人

法度  
一山之根其外松山領にをみて、他所のあき人所用之物をかい取、其郷村より直によそへとをる由聞届候、本郷之市へハたすしてかくれしのふたに致之義、うり手くせ子細第一に候事、  
一かい手之義ハ他所之者に候間無是非候、さて又松山領之者をハ一類共にせいはいをくハへ、妻をハひき野へ可出置、うり手之義おんみつに可申上候一如此かい取よそへとをり候荷物を、本郷の町人も致談合、在々所々におみてかたくとめへき事、  
右三ヶ條、仍如件、  
天正九年カ北條家虎朱印あり  
辛巳九月晦日 岡部越中守  
本郷町人中

制札

一喧嘩口論并押買狼藉可停止事、  
一當市之日、諸色他所へ出事相違有間敷候、但兵糧竹木ハ堅出間敷事、

一於當市商賣之物、諸色共に役有之間敷事、  
一當市へ來者借錢借米不可致、催促殊質取致間敷事、  
一市之日商人中ニ而如何様之間答有之共、奉公人一言も不可綺、町人さはきたるへき事、  
右條々新市庭之事に候間、斷而可申付候、若背此旨者有之者、代官并町人衆より早々可致披露者也、仍如件、

天正十四年丙戌カ  
戌二月晦日

憲宗(花押)

本郷新市場

制札

此度之於陣中、夜はしり夜盜致のいか程も所用に候、をの□□を立すくやかなる者、中谷領ハ不及申、いづれの私領の者成共、領主にきつかいなく陣中へきたり可走廻候、ふちハ當座に可出置候、其上走廻候之者をハ、御大途迄申立、自分之儀ハ一廉可令褒美候、又此儘奉公のそみの者ハ、給分出置可引立候、此以前於當家中科あるもの成共、又借錢借米有之者成共、此度之陣へきたり走廻に付てハ、相違有間敷候、陣へきたるものハ、河内守方より印形を取可來候、仍如

件

天正十八年庚寅カ  
寅二月廿八日 憲定印  
○松山新田 松山新田は元文の頃開發し、延享三年神尾若狹守檢地して稅務を定めあり、民戸四軒、東は松山町に隣り、南は野本村、西は羽尾・石橋の二村にて、北は市ノ川村なり、東西六丁餘、南北三町許、皆畑の地にてこれも松平大和守の領分なり、  
小名 原新田

八幡社 當所の鎮守にて村持、

○平村 平村も領名前村に同じ、江戸よりの行程十五里、村の廣さ東西へ十四五町、南北は十六町許、東は横見郡長谷村に隣り、南は市ノ川に限りて松山町に界ひ、西は野田村に添ひ、北は大里郡甲山村に及べり、家數百二十軒、用水の便りあしければ溜井を設け、天水を湛へて耕へせり、御打入の後は岡野長十郎が知る所なり、其後子孫平三郎の時、享保年中一族岡野主水に分知し、二人にて知行せしが、後ち又平三郎が知行は上りて御料所に屬せしを、文化八年松平大和守に賜はりて、今は岡野吉之丞と大和守が知る所なり、檢地は延寶四年時の地頭岡野平三郎糺せり、

高札場村の南にあり

小名 久保ノ下 中谷 本村

滑川 村の南の方を流る、川幅六七間、

熊野社 村内の鎮守なり

稻荷社

諏訪社

神明社 以上四社共に、覺性寺の持なり

覺性寺 新義真言宗、横見郡今泉村金剛院末、妙雲山瑞光院と號す、本尊彌陀を安ず、藥師堂

眞福寺 天台宗行人派、江戸普羽町普門院の配下な天台宗行人派、江戸普羽町普門院の配下な

○野田村 野田村は水房の庄に屬し、領名は前村に同じ、江戸より行程十六里、民戸四十五、東は平村に隣り、南は松山町及市ノ川村に墾ひ、西は羽尾・山田の二村に添ひ、北は大谷村に並べり、東西十町、南北八丁、水利不便なれば、天水を湛へて耕せども、旱魃の患あり、御入國の後岡部太郎作に賜はり、寛文五年檢地せしが、子孫徳五郎の時、安永元年收公せられて御料所となり、天明年中秋元但馬守に賜はり、今の左衛門佐に至りて今も替らず、

高札場村の南にあり

小名 向ひ 小林

滑川 村の南にあり、川幅五間、

赤城社 村の鎮守なり、當山派修驗、教善院持

天神社持

神明社 是も同持

西明寺 曹洞宗、市ノ川村永福寺の末、萬照山と號せり、本尊彌陀を安ず、藥師堂

○山田村 山田村は江戸よりの行程、及び領名等前村に同じ、民戸九十餘、東は野田・大谷の二村に接し、南は羽尾村に隣り、西は福田村にて、北は土鹽村及び大里郡和田村に境へり、東西十八町、南北三十六町、村内用水の便りなければ、天水を溜井に湛へて耕せり、當村は文祿元年二月朔日森川金右衛門氏俊に賜はり、其子庄九郎慶長十六年檢地し、今も子孫美濃守が知る所なり、

高札場村の南にあり

小名 一町田 西田 前谷 中郷

滑川 南方を流る、川幅四五間、

淡洲明神社 村の鎮守なり、東光寺持、下二社も同じ、

雷電社

山王社

東光寺 天台宗、下青島村淨光寺の末、醫王山瑞光院と號す、本尊彌陀を置り、藥師堂

觀音堂 藥師堂共に村

○大谷村 大谷村も江戸よりの行程、及び領名等前村に同じ、村の四境東は大里郡甲山村に隣り、南は野田村に並び、西は山田村にして、北は岡郷なり、東西南北共に二十町餘、民戸二百三十、天水を以て耕植す、此村も御入國の後、森川金右衛門氏俊に賜はり、今子孫美濃守が知る所なり、檢地の年代も前村と同なし、

高札場村の西にあり

小名 比丘尼山 村の西にあり、比企判官能員が女、賴家將横死の後、此地に草庵を結びて住せし所と云、扇谷 片岡谷 楯引谷 菅

ヶ谷 城ヶ谷 蘆ヶ谷 梅ヶ谷

地頭森川美濃守陣屋 村の西にあり、反別三町許り、先祖金ばらく在住せしが後江戸へ移り、右衛門氏俊當所を賜はりしより後、雷電社 雷電山と號せる山の上にあり、村内の鎮守なり、村持、

八幡社 南藏院持

天神社 成就院持

宗悟寺

曹洞宗、豊嶋郡赤塚村松月院の末、慶安元年寺領十五石餘の御朱印を賜はれり、寺傳に當寺は鎌倉將軍賴家、元久元年七月伊豆國修禪寺に於て害せられし後、其妾若狭局當所に來て剃髮染衣の身となり、前にしるせる比丘尼山に草庵を結び、賴家追福の爲として一寺を草創し、則賴家の法諡長福寺殿壽昌大居士の文字、及村名を取て大谷山壽昌寺と號すと云、按に若狭局が當所へ隱棲せしことは、他に所見なけれど、彼局は比企判官能員が女にて、賴家の長男一萬の母なるよし、將軍執權次第に載す、又(東鑑)養和二年十月の條に、比企四郎能員云々、武藏國比企郡を以て請所と爲などみゆれば、賴家没落後、當所は父能員が舊領なる、因て以隱れ住せしならん、遂の後天正二十年當所の地頭、森川金右衛門氏俊を今の地に移して中興し、扇谷山宗悟寺と改號す、故に氏俊が法諡を桐蔭宗悟居士と稱せり、此時の僧を裏山傳悦と云、文祿三年四月廿七日卒す、氏俊は白山社 秋葉社 辨天社 稻荷社 鐘樓 寛永十四年鑄造の鐘をかく、南藏院 本山修驗、松山町觀音寺の配 成就院 當山修驗、江戸青山鳳閣寺の末、長成就院 當山と號す、是も不動を安ぜり、地蔵堂持

○岡郷 岡郷は中古岡之郷と記せしと云、又正保中のも

のには、岡村とも記せり、されど元祿改定の國圖には、既に今の名をのせたり、水房庄に屬し、江戸よりの里數領名等は前村に同じ、土地もとより高く岡のさまなり、村内光福寺釋迦堂の前に、元亨年中に建し寶篋塔あり、それに武州比企郡玉太岡四國山光福寺としるせば、往古は玉太の岡と唱へしにや、又當村より良の方十五町許を隔て玉作村あり、かく玉をもて名付し故詳ならず、民戸六十九軒、東は大里郡相上・箕輪二村に隣り、南より坤に至ては、本郡大谷村に接し、西は大里郡和田村に境ひ、北は和田・吉野川を限て、同郡高本村に交れり、東西二十三町、南北へは五町若くは纔に一町に餘れる所あり、用水には恩田村の出水を用れど、川に添し所は地形も卑ければ水損の所あり、西方に一條の街道あり、幅一間半、河越より熊谷への街道なり、又同じ邊に鎌倉古街道と唱る所あり、當村は文祿元年酒井與九郎重勝に賜ひ、正保の頃も同じ家の知る所なりしに、後に上りて寛政八年松平大和守の領分となりしより今も替らず、高札場の中央

小名 池ノ下 佛澤 以上二ヶ所は、知  
河岸 鶴まき 升カ谷 地藏堂 元屋敷 藥師堂  
庚塚 塚場

和田吉野川 村の北を流る、幅は四間許より六間に餘りし處もあり、

神明社 雷光寺の持、

雷電社 同寺の持、以上二社共に鎮守なり、

諏訪社 妙安寺の持、

天神社 修驗般若院の持、

八幡社 光福寺の持、

稻荷社 雷光寺の持、

光福寺 曹洞宗、足立郡里村法性寺の末、四國山と號す、慶安二年八月廿四日釋迦堂、領八石の御朱印を賜ひしより

今も替らず、本尊十一面觀音、行基の作、開山は本山五世草山永祿十年二月廿一日寂すと云ど、境内釋迦堂の前に元亨癸亥の古碑あれば、舊地にして章山中興せし僧なること知べし、又村内知足院茂林寺といふありしが、明暦の頃回祿に罹りしに、其をりふし當地も殆ど廢寺となるべき様なるを、彼知足院を此に移來り、合して一字となせり、其寺の開山は則知足茂林と號せしと、寺僧の傳へり、本堂の軒に大 神明熊野鐘を掛く、寛政十一年鑄造の事を彫れり、  
稻荷合社 八幡天神合社 釋迦堂 行基の作、坐像六尺、給ひしも、藥師堂 地藏堂 寶篋塔 表に、奉造立寶印塔のなり、數十字を彫れり、其文左に載す、  
右塔婆者、大日本武州

比企郡玉太岡、四國山

光福寺、禪師沙門鏡空了圓、

元亨癸亥、佛成道日、起之、誌之、  
享カ

當寺大旦那比丘尼妙珊、

藤原光貞朝臣、

施主沙彌闍阿、

妙安寺 曹洞宗、福田村成安寺の末、諏訪山と號す、開山祖眞文祿元年十二月朔日寂す、本尊彌陀を安ぜり、

觀音堂

本願寺 曹洞宗、三河國渭真寺の末、黃梅山と號す、本尊十一面觀音、開山寂巖淨覺寬延元年八月廿九日寂す、

雷光寺 新義眞言宗、横見郡御所村息障院の門徒、雷電山と號す、開山秀鏡萬治二年七月六日寂す、本尊不動を安ず、

般若院 本山修驗なり、本尊不動を安ぜり、

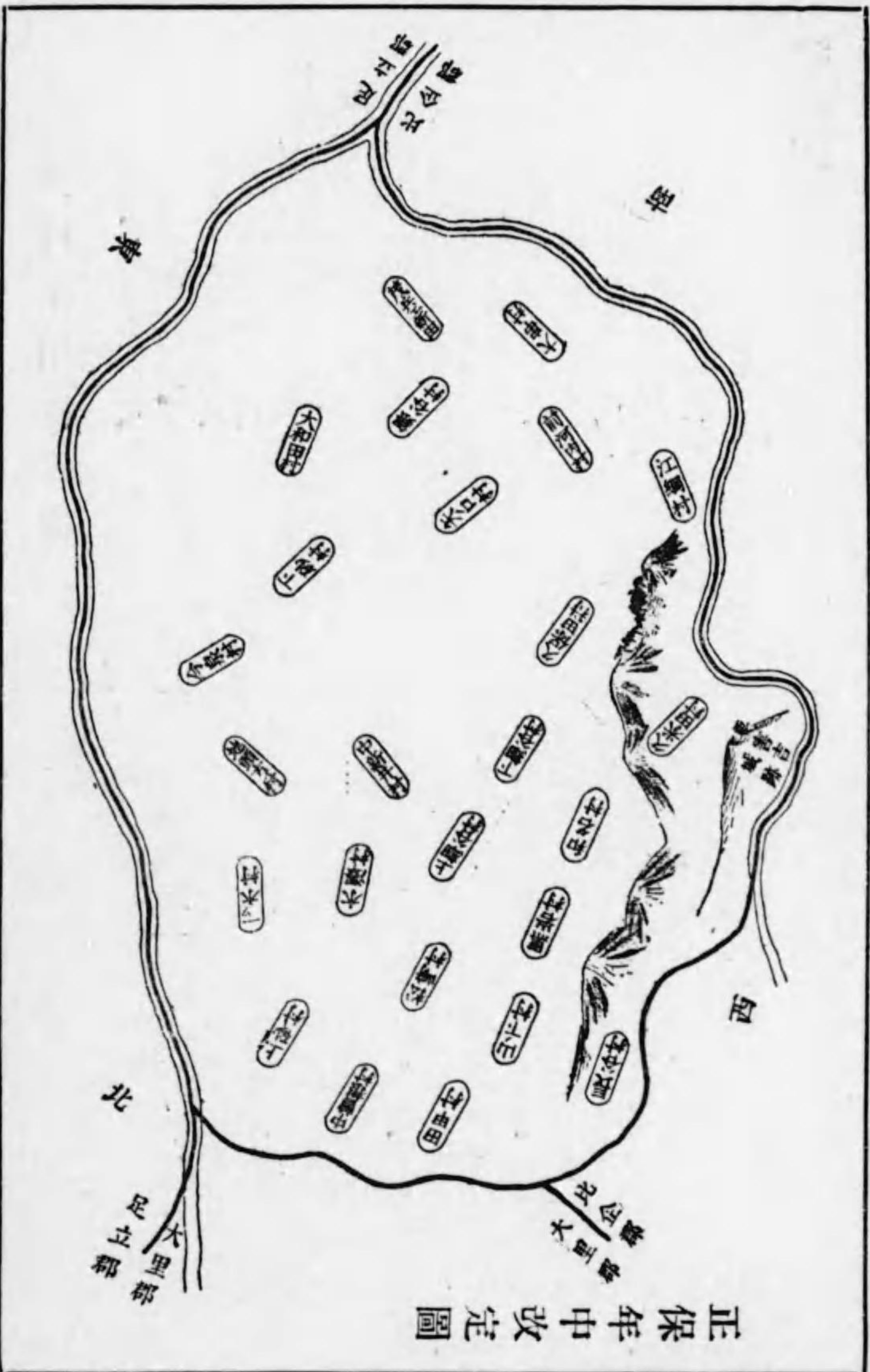
### 新編武藏風土記稿卷百九十六之

#### 横見郡之一

#### 郡圖 總說

横見郡は國の中央より北にあり、江戸より郡界まで行程十二里餘、〔和名抄〕國郡の部、横見の注に與古美と訓し、今吉見と稱すと見ゆ、又〔延喜式〕神名帳にも横見郡の名見ゆ、〔小田原役帳〕に古見郡と記す、永祿の頃も中古の俗字を用ひしこと知べし、又久米田村慶長十七年の水帳、及正保四年の水帳にも、皆吉見郡とあり、正保の國圖に據ば、當時官には横見と記したれど、民間には因循して、俗稱に従ひしも儘有なるべし、今當郡及隣郡大里の領名にも吉見の唱あり、地形巽より乾へ斜に闕入て、南西北の三面は大抵圓形なり、東北は斜に荒川繞て、對岸は足立郡なり、南より西へは比企郡に隣り、市ノ川を界とす西北の隅は大里郡に續けり、東西二里に足らず、南北一

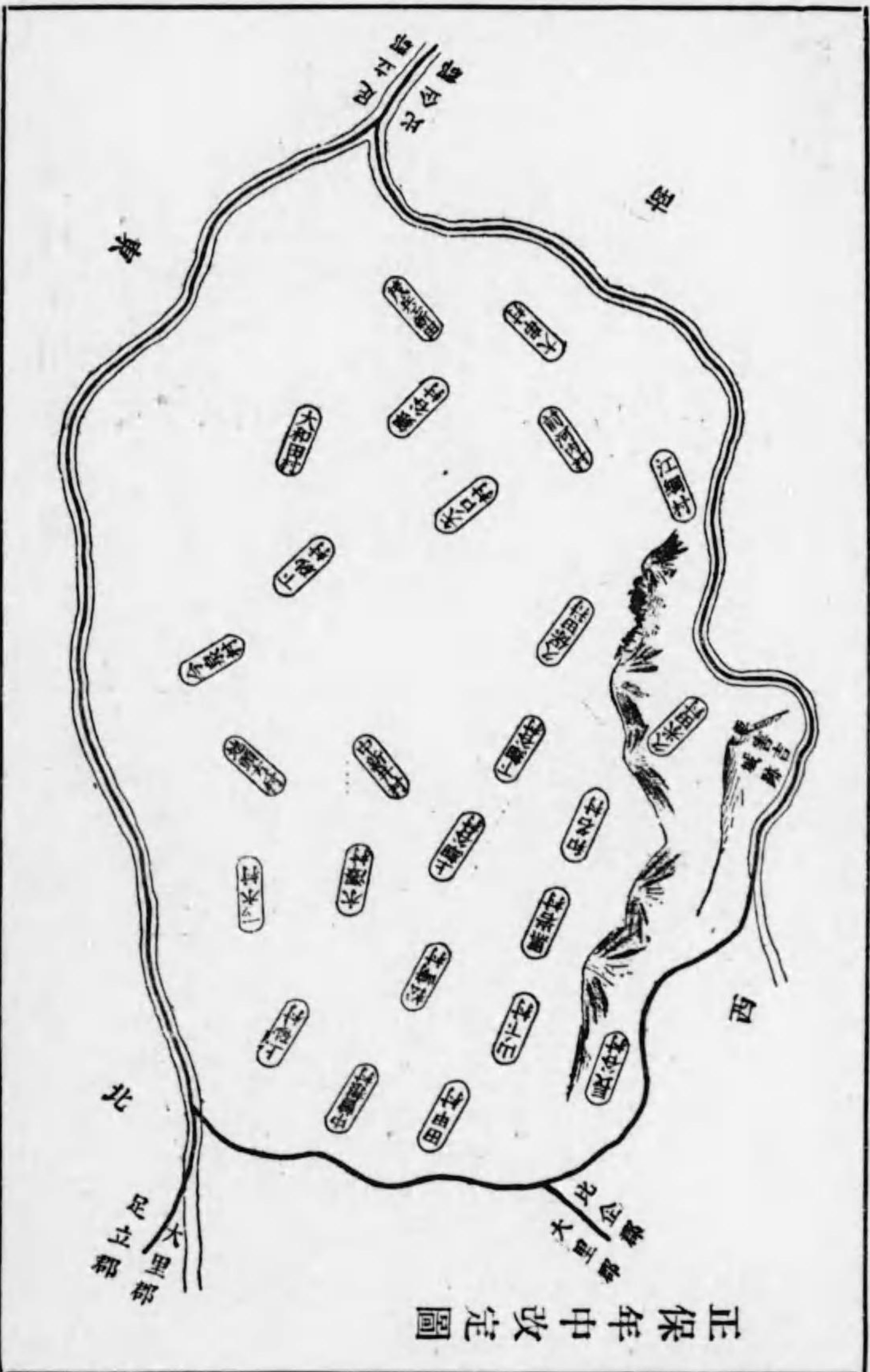
### 新編武藏風土記稿卷百九十五之終



元禄年中改定圖



正保年中改定圖



里半、郡西比企の方へ寄し所は、山々重り秩父嶺の山足  
纒に出たるが如し、土性は赤土・野土・砂利錯・或埴土、  
地底は石巖の處もあり、夫より東北はすべて平地にて眞  
土なり、水田多く陸田少し、昔は荒川郡中を貫き、山野  
下・松崎・上細谷・黒岩村より御所付範頼館跡の西を流れ、  
下細谷・久保田を前河内を経て、江綱の北界より大串等の村  
村を流れしと云、今其跡水田となり、字して相の田と呼  
り、地形他所に比すれば、一段卑くして川蹤顯然たり、  
當郡は足立府跡を去こと僅に六里に過ぎれば、當時府に  
隸せしなるべし、鎌倉將軍の頃に至ては、三河守範頼地  
頭として、黒岩村に館せしと、今館跡の地別に一村とな  
り、御所村と號す、範頼罪を獲て自盡せし後も、子孫猶  
郡中に隠れし由、岩殿山縁起に載たり、元弘の頃新田義  
貞上野國より鎌倉へ打向ひし時、郡中松山の城郭を構へ  
しとなり、續て鎌倉管領の時に至ても、松山城にかはるか  
はる家人ををきて北口の岡とす、天文十五年四月時の管  
領晴氏老臣兩上杉と同く、北條氏康が抱へし川越城を攻  
しとき、松山城上杉朝定討死せし弊に乗じて、一旦氏康松  
山を乗取しが、管領家の侍岩槻の太田氏また取返す、斯  
てしばし變革ありしが、終には北條の持となれり、事  
は松山城の下に委し、斯て四十餘年は小田原の分國に屬

せしかど、天正十八年北條滅亡の後御領國となり、松平  
内膳正家廣に賜りしが、慶長十八年家廣濱松へ轉じて、  
後松山廢城となれり、其後は太平の御代となりければ、  
要害をも置れず、郡中一條の往還あり、松山町より足立  
郡鴻巣宿へ達す、

【和名抄】所載合郷并餘戸

高生 多介布と注す、按に郡中田甲村これその遺名に  
て、後假借して書しなるべし、

御坂 美佐加と註す、

餘戸

中古所唱郷庄

御所郷

大山庄 古は郡中御所郷と、此庄のみなりしと云傳へ  
り、

松山郷 或は庄とも號す、

みすみの庄 柚澤村の邊なり、

吉見庄 岩殿山の縁起に見ゆ、

今所唱領一

下吉見領 郡中をすべて號す、上吉見領は大里郡に屬  
す、

關郡合村四十六

### 新編武藏風土記稿卷之百九十七

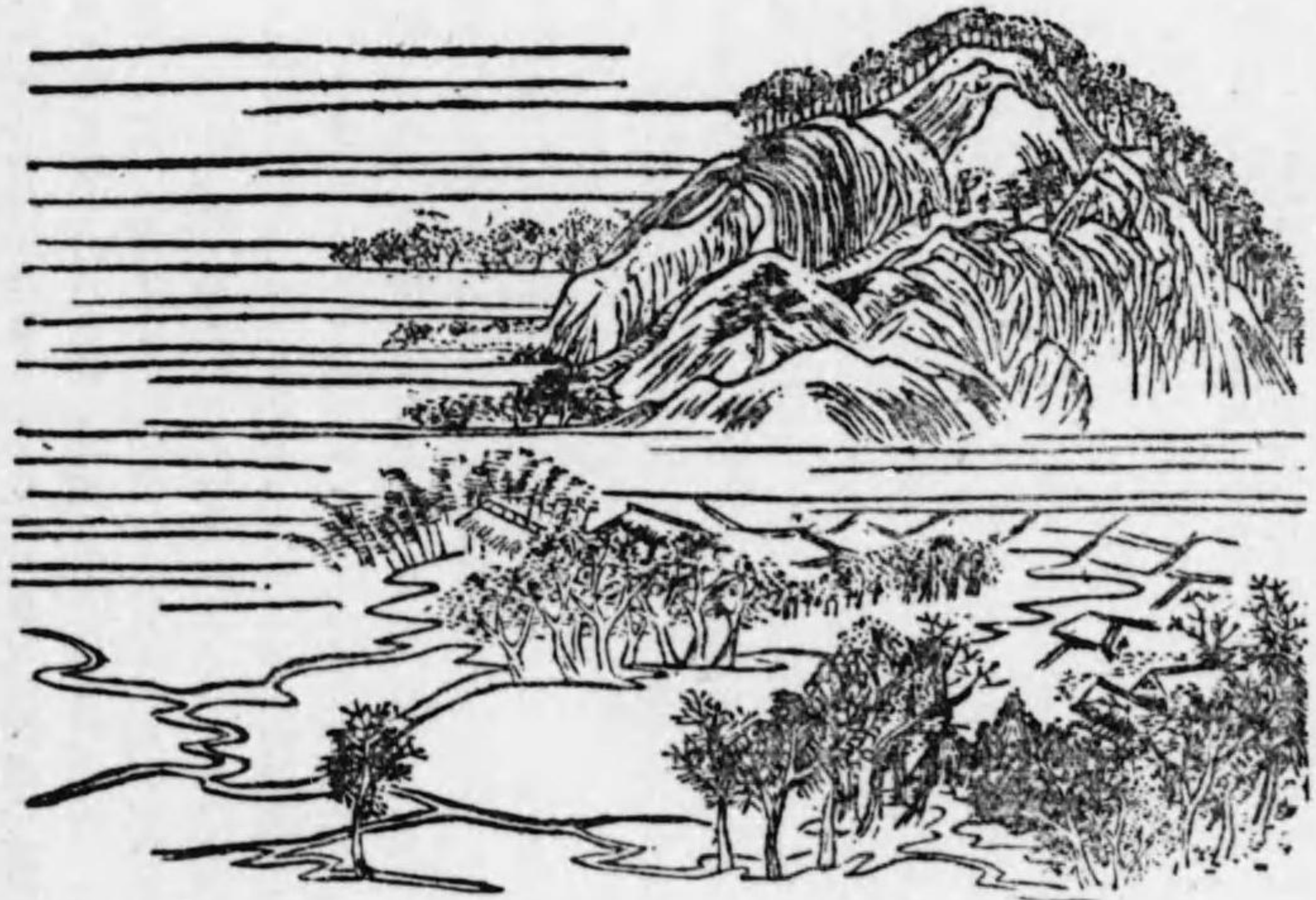
#### 横見郡之二 下吉見領

右件の村、今現に村落をなすものなり、此餘近世持添  
新田と號するもの七、正保年間の改に合村二十五、元  
祿の度に四十二、前に比すれば増加すること十七、今  
現在の合村元祿の改に比すれば、又加はること四、  
荒川 乾の方大里郡小八林村と、足立郡明用村の間より  
流來り、郡中上砂村の地へ懸、北東の界を流ること二  
里半、巽の方新井新田と足立郡北袋村の界に至て、比  
企郡虫塚へ達す、川幅十七間より三四十間迄に至る、  
一ツ木新田の内に延寶五年掘替せしあり、其處を古荒  
川と云、  
市ノ川 西の方松山町より流來り、滑川と落合ひ、南の  
郡界を流れ、二里餘にして、大和屋新田界にて荒川へ  
入る、川幅七間より十三間に至る、  
古市ノ川 古は飯島新田の地へ係り、荒川新田に至て荒  
川の流となりしと云、今も纒に水流の名殘あり、川幅  
八間より十五間までに至る、

### 新編武藏風土記稿卷之百九十六 之終

○田甲村 附持添新田 田甲村は江戸より行程十四里、按に  
村内高負比古根の神社は、【延喜式】神名帳に載る所、且  
【和名抄】の郷名に高生と載す、多介布と註すれば、舊き  
名なる事しらる、又當郡東の方荒川を隔て、足立郡高尾  
村あり、古は田高とも記せし由、是田甲の轉訛ならん、  
想に唱と云ひ、纒に一河の隔と云ひ、當所の名の廣く彼  
所迄も、及しならんと、里人語り、東は中曾根村、南は長  
谷村、西は比企郡平村、北は大里郡小八ッ林村なり、され  
ど其間巽の方には、郡内山野下村に係る所もあり、民戸七  
十五、村の廣さ東西へ二十三町餘、南北五町にたらず、土  
地のさま西北は山に添て高く、東南は次第に卑く、早損の  
地なれば、村内五ヶ所に溜井を設て、用水の資とす、御入  
國の後御料所なりしに、文化年中村内を分て、林肥後守・  
根岸肥前守に賜はり、今も御料及び林肥後守・根岸九郎左  
衛門知行す、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糺せり、東方

玉 鉾 山 圖



荒川邊に當所持添の新田あり、田甲新田と唱ふれど民家はなし、檢地は寛文中とのみ傳へり、こゝは御料なり、高札場あり、村の北に

小名 藁方 小吹 赤塚 ぼく田 前打手 坂下 高負比古根神社 村の鎮守なり、例祭九月十九日、當社は「延喜式」神名帳に載る所の高負比古根社にして、祭神は味耜高彥根命、或は素盞鳴尊なりとも云、中古以來玉鉾氷川明神と稱し來りて、式社たる事も定かならざりしに、後高負比古根神社と稱せし由なれど、果して古の式社なりしや、未詳にせず、社の後背は高十一間許なる巖石の丘にて、その内社によりたる邊踏鳴せば、鼓の如く響きある處あり、そこを玉鉾石と稱す、又通じて玉鉾山とも號せり、玉鉾神靈の寓すると云意なる歟、よりて玉鉾氷川といひしとみゆ、又社傍によもぎの松と云あり、圍み一文餘社、前に淺石と云あり、共に由來詳ならず、村内福聚寺の持、

天神社 愛宕社 稻荷社 神明社 以上福聚寺の持、

福聚寺 新義眞言宗、御所村息障院の末、惠日山自性院と號す、本尊不動、開山秀傳寂年を傳へず、二世榮藏は寛永元年二月五日示寂す、

○請負山新田 請負山新田は、江戸よりの行程前村に同

不動堂 御朱印堂料一石四斗、慶安元年四月廿四日賜はれり、比企郡松山町觀音寺の持、傍に寮を建て守僧居れり、石炮臺蹟 坤の方山上にて、今は御林となれり、此地松山城をより石炮を放せしと云、

じ、元は田甲村内の地なりしと云、元祿改の國圖に當村の名見えれば、此以前關しは論なし、民家はなくして稅務のことは、山野下・本澤兩村にて掌れり、四境東は田甲村、南は長谷村、西は比企郡平村にして、北は大里郡箕輪村なり、この地元より四隣と犬牙し、且飛地もあれば、四方の廣狹は定かに云べからず、寛文十二年中川八郎左衛門が檢地す、今も御料所なり、

○長谷村 長谷村は江戸よりの行程十五里、民戸五十餘、東は黒岩村、南は根小屋村、西は比企郡平村、北は郡内田甲村、東西九町、南北十五丁許、山丘打交り屢旱損に逢を以、山間に溜井をたゝへ用水とす、御入國以來御料なりしに、文化年中押田丹波守に賜はり、今は其子兵庫頭が采地と御料所入會の村なり、檢地の年代田甲村と同じ、この外に少許の新田あり、御代官支配す、

高札場二ヶ所 一は中程にあり、一は西にあり、

小名 美女塚 古松山城主、故有て美女を埋、大谷 越中

谷 すくも谷 加賀谷 八幡社 村の鎮守なり、末社 稻荷社 諏訪社 淺間社

牛頭天王社 同寺 長永寺 新義眞言宗、御所村息障院末、岩田山密教院と號す、本尊十一面觀音を安置せり、

新編武蔵風土記稿卷之百九十七 横見郡之二

○山野下村 山野下村は江戸より十三里半、西の諸村はなべて山丘にして、田甲村を下り當村に至て、始て平衍の地なれば、直に村名とすといへり、民家二十五、東は上砂村、西は田甲村、南は松崎村、北は中曾根村、東西九丁許、南北八丁許、吉見用水を引沃げども、しばしば旱損あり、永祿の頃は北條家の士、安宅七郎次郎が知行なる由【小田原役帳】に載たり、御打入の後は御料に屬せしを、明和年中土屋長三郎に賜はり、今も彼の筑後守が知る所なり、檢地の年代等は前村に同じ、

高札場 村の中程

小名 宮田 間ノ田 立野通り 御門通り 金塚 を

ぎやう坂 八幡社 當村と松崎村との界にあり、兩村の鎮守にて、松崎村千乘寺持、

稻荷社 鳩峯寺持、天神社 淺間社 村民持、

鳩峰寺 新義眞言宗、御所村息障院末、和光山と號す、本尊彌陀を安置す、藥師堂

○中曾根村 中曾根村は江戸よりの行程十四里、民家六十八、東は上砂村、南は山野下村、西は田甲村、北は大里郡小八林村の新田なり、又良の方荒川堤の外に新田あり、そこは田甲新田・上砂村新田に錯れり、東西凡六町、南北九町許、【小田原役帳】に狩野介が知行四十貫文、吉見郡中曾根乙卯檢見辻と載たり、御打入の後には御料所にして、延寶四年御代官中川八郎左衛門檢地し、今も御代官支配す、用水は前村に同じ、

高札場村の乾の方

小名 中ノ町 御門 大塚

八幡社 慶安二年社領八石の御朱印を賜ふ、村の鎮守なり、當社或は【延喜式】神名帳に載る處の横見神社なりと云へど、慥なる據もなし、且御所村水川社、是横見神社なる由、昔より傳あれば、當社にあらざること明けし、別當八幡山醫王院、吉祥寺新義眞言宗、今泉村金剛院末、藥師堂

諏訪社 吉祥寺持、稻荷社 下同じ、

御申堂 庚申塚の側であれば、土俗に斯云なるべし、藥師を本尊とす、

○松崎村 附持添新田 松崎村も江戸よりの行程は前村に異らず、民家五十三、東は木澤村、南は上細谷村、坤は

黒岩村、西は山野下村、北は上砂村なり、東西八町、南北十町、用水及檢地前に同じ、御入國後は御料所なりしを、元文五年奥津内記に賜ひ、今も其子孫隼人が知る所なり、此餘當所より三十町許を隔て、今泉村の邊に持添の新田あり、こゝは今も御料所なり、

高札場村の西に

小名 相ノ田 御門 立石 うつはき

八幡社 説山野下村の條に記す、

千乗寺 新義眞言宗、今泉村金剛院末、八幡山と號す、本尊不動を安ず、彌陀堂

○上細谷村 附持添新田 上細谷村は正保の改に二村に分ちたれば、近來上下に分ちしには非ず、按に【小田原役帳】に、松山衆知行役内狩野介百三拾七貫文、吉見郡下星野卯檢見辻とあり、當時上下に分つ時は大村なるべし、然に今星野村郡中になき時は、細谷星野の唱へ近に依て轉訛せしも知べからず、今地形を見れば當村と下村とは相接せず、三町許を隔て其間に御所・中新井二村の地あり、村の四境、東は小新井・本澤の二村、南は御所・黒岩の二村、西も又黒岩村、北は松崎村なり、東西凡三町、南北六町、江戸への行程用水等前村に同じ、民戸二十八、御打入の後には御料所たりしが、享保年中近藤某に賜はり、

飯玉氷川社地圖



今も子孫勘右衛門知行す、檢地は延寶六年にて前村と同じく、中川八郎左衛門糺せり、此餘村の東、古名村の傍に持添の新田あり、寛文八年同人檢地して、今も御代官支配せり、

高札場村の中間

小名 麴屋方 中内手 塚田 前方組

飯玉氷川明神社 是【延喜式】神名帳に載る横見の神社にて、祭神素戔鳴尊稻倉玉命なりと云傳れど、慥なる據あるにはあらず、當村及下細谷・黒岩・御所・谷口・中新井・久保田七ヶ村の鎮守なり、社の後に神木とて、圍一丈五尺程の松あり、此下に石棚ありと云傳ふ、古は社に金の幣束ありしが、中古洪水の時社共に、久保田村へ流れ行て、今は失へりとぞ、別當は下細谷村照明寺なれど、御所の持にして、平日は黒岩村大寶院進退せり、

氷川社 村の鎮守とす、土人等東土水川と稱す、其故を詳にせず、蓮性寺持、

蓮性寺 新義眞言宗、今泉村金剛院末、中興開山圓慶、阿彌陀堂 寛文十三年五月廿九日寂す、本尊不動を置く、

○下細谷村 下細谷村は江戸より行程十三里餘、家數七十、東は谷口村に隣り、南は久保田村、西は和名村、北は御所村にて、良の方中新井村に接す、四方八九町の村なり、爰も吉見用水を引けど、水不足なれば大里郡恩田村より出る清水、及び和田吉野川の水を引て沃けり、【小田原役帳】に載し所は、已に上細谷に出せしが如し、御



入國の後は御料所なりしを、延享四年永井龜次郎、寶曆六年大島大和守、文化九年島田彈正・同次郎太郎等に賜はれり、檢地は前村に同じ、新田は一里餘を隔て、六ヶ新田の傍にあり、民家七、寛文十二年中川八郎左衛門檢地す、こゝは大和守・彈正次郎太郎が知行に屬せり、高札場三ヶ所

小名 上田 下田 小宮ノ木  
荒川 新田に係り、川幅十二間

天神社 村の鎮守なり、照明寺持、下二社同じ

諏訪社  
愛宕社

明王院 新義眞言宗、御所村息障院末、松岡山光勝寺と號す、寺領七石の御朱印は、大猷院殿の御時賜はりしが、慶安四年の回祿に烏有となれり、其後常憲院殿の御時再び賜ひしと云、本尊十一面觀音を安ず、八幡社  
阿彌陀堂

然泉寺 同末なり、軍持山と號す、本尊不動を安ず、  
照明寺 是も同末、藥師堂

○黒岩村 黒岩村は江戸より十四里の行程なり、村西はすべて山々打續き巖石高し、其内字立石と云所に黒色の岩石あれば、村名は起しならんと云、家數三十餘、東は

上細谷村、巽は中荒井・御所の二村、南西は大抵御所村にて、西の方少く柚澤村の飛地、八反田と云所に境す、乾は長谷村、北は田甲・山野下・松崎の三村に及び、東西凡六町、南北十町許、用水は吉見用水及び村内の溜井より引沃げど、早損多しと云、土人の話に隣村御所村に源範頼が居蹟あり、彼御所村はもと當村より分れし村なれば、都て範頼が領せし所ならんと云、遂後小田原北條氏分國の頃、狩野介が被官小守太郎左衛門なるもの、六貫五百文の地を當郡黒岩郷にて知行せし由〔役帳〕に載たり、御打入の後は御料所なりしを、何の頃にや、村内を割て高島近江守に賜り、又寶曆年間残りし御料の分を、大島喜太郎に賜り、今子孫大島大和守・高島主水が知行なり、檢地の年代前村に同じ、村内に山新田と唱て僅の新田あり、これも二人知行す、  
高札場二ヶ所 一は村の中程、一は北の方にあり、

小名 御墓谷 山間を云、故ある人の墳墓にて、茶臼山此に古塚あり、腰巻古へ、荒川の流れ、龜甲 地獄谷 鬼澤 かうべ谷 十三坊 塔ノ谷 殿山 小路谷 巡禮坂 百穴谷  
溜井 村の乾の方にあり、廣八町八反、近村十九ヶ所の用水なり

岩井神社

或は岩井八幡とも稱す、村の鎮守にて村民の持、祭神譽田別天皇天太玉命、今の神體馬上に弓箭をとる像なり、按に〔延喜式〕神名帳に、武藏國横見郡伊波比神社と載せ、又、續日本後紀に嘉祥二年三月庚寅、奉授武藏國伊波比神從五位下とあり、是當社のことなるべし、土人等は式内の社なること云も傳へざれど、社地のさま老松生ひしげり、いかにも古き社と見えたり

岩崎明神社 是も村の鎮守なり、祭神詳ならず、昔は今の社前の岩上に鎮座せしと云、村持

鷲宮 持前に

瑞應寺 眞言律宗、江戸湯嶋靈雲寺末、龍燈山と號す、本尊正觀音を安ず、  
大寶院 當山派修驗、一ツ木村龍海、飯玉山と號す

○御所村 御所村は江戸よりの行程、檢地の年代前村に同じ、上に云如く、當村正保の頃までは黒岩村の地なりしが、程なく別村せしと見えて、元祿の改には既に別てり、民戸二十、東は中新井村、南は和名・下細谷の二村にして、西は黒岩村、北は上細谷村なり、村内岩殿山の縁起によれば、中古源範頼以來子孫相續て五代住す、故に里人吉見の御所と稱せしより、村名は起りしならんと云り、又〔小田原役帳〕に狩野左近九貫五百文、吉見郡岩殿乙卯檢地と記したるに、今郡中此名なければ、時人岩殿山の名によりて、村名にも用ひしにや、御入國の後は御

料所にて、寶曆十三年武田源次郎が知行に賜はり、今も子孫甚五郎知行す、  
高札場 坤の方にあり

小名 道陸神 大田ぼち 入道塚 十院坊 蟹澤 蓮華坊

稻荷社 下細谷村照明寺持

息障院 新義眞言宗、山城國醍醐報恩院末、岩殿山光明院と號す、寺領二十石の御朱印は、慶安元年賜ふ所なり、岩殿山の觀音も元は當寺にて進退せしが、程隔て便悪き故、別當職を安樂寺へ譲りしと云、本尊不動、弘法大師の作、長二尺許の坐像なり、相傳ふ昔平將門反逆の時、朝敵調伏の爲、勅ありて當寺及び長野村長久寺、小俣村龜足寺の三ヶ寺を創立ありしと、明證はなし

觀音堂 坂東十一番の札所なり、坐像にて長一尺五寸許、行基起立せしと、されど縁起によれば、源範頼平治の後當所に來り、三河守に任じて吉見の庄を領せし頃、所領の半を寄附し諸堂を建立すと云り、又田村麻呂の開基と云は、比企郡なる岩殿觀音の傳へを、引付しにて取に足らず、とにかく憶なることには、別當 安樂寺、息障院の末、岩殿山光明院と號せあらず、  
果慶と云、開基以來凡 鏡樓 大同年中の鐘は、天文の争亂に二百年ばかりと云、  
正保三年又破損して、安 三重塔 釋迦を、仁王門 經堂 永四年新に再造すと云、

觀音寺境內圖



を安 常念佛堂彌陀を安ず、藥師堂 大日堂岩窟にあり、土人岩戸と呼ぶ、  
 山王社 時鐘安永三年の鐘造なり、  
 龍源寺天台宗、羽黒派の行人、江戸音羽町普門院配下、竹内山と號す、本尊大日を安ず、  
 居所蹟 相傳ふ蒲冠者源範賴の城蹟なりと、岩殿觀音緣起に、  
 生長す、兄賴朝志を得て、後範賴當所を領して此所に居と云、  
 【東鑑】にまさしく範賴の住所を記さずといへども、治承五年  
 閏二月志田三郎義廣、鎌倉を謀る時、小山朝政と下野國登々  
 呂木澤の邊にて戦ひしに、下河邊行平等、古我高野等の渡を  
 固む、範賴も同來て、朝政が勢に馳加ると云へり、急卒の間  
 馳來るときは、遠路を隔しにはあらず、當所より高野邊まで  
 は相距ること遠からず、當時範賴當所に居しにや、吉見系圖を  
 案るに、範賴の男阿闍梨國吉見を氏とし、次郎と稱すとあり、  
 此所に住せしなるべし、範國の男爲賴其孫義世、永仁四年隱  
 謀顯て誅せられし由、系譜に見えたり、又【東鑑】文治三年十  
 月十三日の條に、島山次郎重忠が所領伊勢國沼田御厨を召放  
 たれ、吉見次郎頼綱に充行はる云々と載、こ  
 れ範賴の男にや、されど系譜には見えず、  
 陣屋蹟 當郡の御代官中川八郎左衛門が居し所なり、八郎左  
 衛門は天和の頃家斷たり、今其蹟すべて畑となれり、  
 ○和名村 和名村は江戸への行程十三里、民戸四十、東  
 は下細谷村、南は久米田村、西は柚澤・根小屋・土丸の三  
 村にて、北は御所村なり、東西九町、南北十五町、早損

の地にして、溜井三ヶ所あり、【小田原役帳】に、松山衆  
 知行の内狩野介二十三貫文、吉見郡和奈乙卯檢見辻とあ  
 るは、則當村なり、御入國の後は御料所にして、寶曆六  
 年大島喜太郎に賜はり、今子孫大和守知行す、檢見は前  
 村に同じ、  
 高札場東にあ  
 小名 大蓮寺谷 上谷 中山町 鷹澤 丸山 大塚  
 鯨ヶ谷 下和久  
 野芽明神社 村の鎮守なり、常 末社 牛頭天王社 稻荷  
 社  
 稻荷社  
 常念寺 新義眞言宗、御所村息障院末、東昌山と號す、本尊  
 藥師、行基の作、中興開山隆饒延享四年寂せり、  
 八幡社 淺間社 天神社  
 正傳寺 眞言律宗、江戸湯島靈雲寺末、瑞松山と稱す、地藏  
 を本尊とせり、中興開山契中比丘延享四年寂す、  
 地藏堂  
 ○久米田村 久米田村はもと根小屋・柚澤・土丸・流川の  
 四村、及び比企郡流川村と當村を合て、すべて久米田村  
 と稱せしが、後いつの頃よりか今の如く分村すと云、現  
 に正保の改には、當村のみを載たり、元祿の改には、今  
 の如く各村の名を載たれば、分村の年代推て知らる、江戸

への行程前村に同、家數三十五、東は久保田村、南は流川  
 村、西は流川・根小屋・柚澤の三村にて、北は和名村なり、  
 東西十町、南北六町許、早損の地にして、當村及び流川・  
 柚澤・土丸・根小屋五村組合の大溜井、又和名村と組合の  
 溜井より水を引て耕植す、村内大串海道といふ小徑あり、  
 これ松山城主の家人大串村に住しもの、松山へ往還せし  
 道なりと云り、【小田原役帳】に、吉村助五郎が知行十貫  
 文、吉見郡久米田の内とあり、又【同書】に豹德軒二十三貫  
 文、吉見郡久米田の内を領せし由見ゆ、按に久米田は久  
 米田の誤寫なるべし、其後松山の城主上田氏の所領とな  
 り、御入國の後は御料にして、元和元年佐久間不閑に給  
 ひ、後久左衛門の時寛永十四年上りて又御料となる、寶  
 曆十三年村内を裂て渡邊半兵衛に給はり、殘る地は文化  
 九年小幡又三郎に給りてより、今渡邊半兵衛・小幡又兵  
 衛か知行所なり、檢地は慶長十七年伊奈半十郎改む、水  
 帳に吉見郡松山の内久米田村と載たり、正保四年今井九  
 右衛門、延寶六年中川八郎左衛門檢地す、この餘明和五  
 年鶴飼左十郎・宮村孫左衛門・蔭山外記改し見取場あり、  
 又柚澤・根小屋二村犬牙の地に飛地あり、十三塚通といへ  
 り、  
 高札場良の方にあり

小名 本村 山ノ根 將監橋 外記谷 甲塚  
天神社 村の鎮守なり、梅松院持

梅松院 新義真言宗、御所村息障院 阿彌陀堂  
門徒、不動を本尊とせり

褒善者内山孫右衛門 施し、其外奇特の事あり、時の御代官  
今井九右衛門言上して、寶曆六年三月九日白銀若干を給はり、  
且其身一代、帶刀及苗字は永く名乗る事を許されしと云、孫  
右衛門が先祖は内山外記とて、松山城主上田氏の  
臣たりしが、落城の後當村の民となりしと云

○流川村 流川村は江戸より行程十四里、元來此所は松  
山城附にて、落城の後十一年を経て草創せり、始は比企  
郡に屬して松山庄なりしが、正保四年村を二つに分ち、  
北の方を當郡に屬し、南の方は比企郡たる事元の如しと  
云傳へり、されど既に久米田村の條に記せし如く、當村  
正保改の頃までは、久米田村の内にして、後年分れし村な  
れば、始比企郡に屬せしと云は誤りなるべし、もしくは  
分村の後、再び兩流川村に分ちて、比企と當郡とに屬せ  
しを誤り傳へたるならん、四隣東は久米田村に隣り南は  
市ノ川を隔て比企郡流川・柏崎の二村に界ひ、西は同郡松  
山町の新田字新宿に續き、是も市ノ川を界とす、北は土  
丸村に接す、東西凡九町、南北六町許、水利不便にして  
早損がちの地なれば、村の中央に溜井を設て便とす、是

當村及土丸・根小屋・柚澤四ヶ村の大溜井なり、長三百間  
横七十間許、又東の方字天神溜井と云あり、長八十間、  
横四十五間、是を五ヶ村用水と云、御打入の後は御料及  
び佐久間某が知行なりしと云、文化九年に至り、御料の方  
を長野佐左衛門・鈴木頼母二人に賜り、佐久間が方は今も  
子孫大學知行す、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糺せり、  
高札場二所共に中程

小名 井口 永府

市ノ川 川の西南を流る、幅八間許、此  
川に□間許の石橋を架す、  
天神社 村の鎮守なり、  
羽黒社 北の方なる山上にあり、當村及根小屋・柚澤・土丸  
別當 妙樂寺 新義真言宗、御所村息障院の末、首塚 社の  
あり、松山落城の時、死  
者の遺骸を埋し塚と云、  
八幡社 長源寺にて  
諸口明神社 金毘羅權現を相殿とす、古兩頭の蛇を祀し故、  
長源寺 禪宗曹洞派、比企郡野本村無量寺の末、城谷山と號す  
良繼、寛文二年死せしと云へば、  
草創の年代も推て知るべし、  
十三塚 村の良の山上にあり、  
各方七尺許の塚なり、

○根小屋村 根小屋村は江戸より行程十四里餘、比企郡  
松山町の地に續けり、戦争の世此地に城壘ありて、松山  
城と號す、さればそのかみは此處も比企郡に隸して、松  
山の城内なりしにや、根小屋と云は、戦争の世要害に設  
し構の事にて、すべて城墟には往々此地名あり、昔は松  
山郷みすみ庄と號しけれど、今は其唱を用ひずと云、土  
人の説によれば、永祿元龜の頃城主上田氏没落し、夫よ  
り城内の士浪客となり、廢城の跡に聚住し墾闢して、農  
に隠れ守護不入の地の如くにして、年月を送れりと、今  
按當時の軍記皆永祿の頃、松山陥事をのせず、想ふに天  
正十八年の役を誤てかく傳るか、御入國の後始て高請定  
て佐久間不閑に賜ひしが、寛永年中より御料所となり、  
文化九年に至て長野佐左衛門孝祖に賜る、檢地は延寶六  
年中川八郎左衛門糺す、民戸三十、東は柚澤村、南西は  
比企郡にて市ノ川を界とす、其内南は柏崎村、西は松山  
町なり、乾は平村、北は長谷村なり、當村及土丸・柚澤の  
三村は、皆同く松山壘構の跡なれば、壞地犬牙して經界  
は悉く別つべからず、通じて計ときは、東西二十町、南  
北二十五町、山々重疊して土地に高低ありて、やゝもす  
れば早損すと云、用水は流川村の大溜井を引用ゆ、

日待塚 南の方にあり

高札場 柚澤村の界  
小名 城山 永府 岩室 岩室城  
市ノ川 本流は松山町より來る、別に滑川とて比企郡平村より  
來る一流あり、村の西北にて、市の川と合ひて、西南  
へ流る、川幅七間或は十  
三間に至る所もあり、  
春日社 城山の内御立野と云  
所にあり、龍性寺持、  
觀音堂 古城跡西北の麓岩室山にあり、故に  
土人岩室觀音と號す、正觀音なり、  
松山古城 連山の端にあり、是を望めば孤山の如し、麓に市の  
池水をたへしが、今は埋みたり、天然の要害なり、本丸跡  
より、市の川の涯へ下る峽道あり、地勢巖窟の如し、其中腹は  
即岩室觀音堂の所在なり、此城の沿革を尋るに、正慶三年新  
田義貞上野國より鎌倉へ攻上らんとせし時、此處へ出て假に  
要害を構へ、軍兵屯せしと云、されど慥なる證據あるにあら  
じ、後扇谷上杉氏の家老上田左衛門尉、處を見て要害を取立、  
秩父郡御堂村より移りしと云、按に「鎌倉大草紙」應永二十三  
年十月六日、六本松合戦の條に、扇谷上杉彈正氏定の臣松山  
城主上田上野介戦死すと云が、築城は是より先なること知ら  
る、後長享二年源政氏家臣上杉定正等、爰に宿陣せしと云、  
其後の事にや、上田氏一旦此所を去しとなり、想ふに永正七  
年長尾爲景謀叛の時、上田藏人入道爲景に應じ、橋掛郡權現  
山に橋籠、力盡て逐電せし時の事にや、天文六年上杉朝定、  
北條氏綱が爲に、居城川越を没落せしとき、當城へ遁入しに、  
城には難波田彈正入道善吟籠れり、慕ひ來る敵を追拂はんと  
て、彈正出馬しけるが、又敗走せしを山中主膳追懸、「拾遺集」

松山城蹟圖



難波女の歌を撰案して、悪からし善かれとて社職はぬ、何難波田が崩行らんと云かけしとき、彈正も數奇の道なれば、駒の頭を引返して、君を置てあたし心を我持は、末の松山波も越なんと、【古今集】の歌を其儘探て、主將朝定を置て討死せりと、世の人口にも膾炙せり、同十二年十月より、古河公方晴氏兩上杉と同く、川越城を圍み攻し時、當城を根城とせしが、同十五年四月北條氏康後詰として出馬し、同二十日の夜軍に、上杉討良朝定も討死し、難波田は燈明寺口の古井に陥て死し畢ぬ、此時城中に上田又次郎政廣(後號暗碑齋)が留守たりしを、北條氏の軍勢機に乗て乘取、堀和刑部少輔を城代とす、時に太田美濃守資時岩槻に在しが、政廣が足戸砦に盤居せしを、語らひて、同年八月二日夜に乘て取返し、太田下總守廣澤尾張守を本丸に籠め、上田政廣をば二丸に置けるが、資時没て後上田北條氏へ内通せしにより、頼て堀和を大將として、再び當城を乘取、上田政廣を籠置しが、永祿四年上杉輝虎威を瀾左に振ひしにより、太田美濃守資正是に應じ、終に又攻取て、上杉左衛門太夫憲勝を籠置、然るに其年の冬、北國積雪の間を時として、北條武田兩旗にて出馬し、十二月十一日より明る春に至まで、取圍で攻けれども陥らず、寄手の内勝式部少輔は、資正の舊議なれば、城に入て和議を謀る、又甲州の奉行人飯富源四郎辯舌を以、利害を諭けるに、三月三日和議成て、翌四日城を請取、舊主なればとて、上田又次郎を置て去る、是より小田原の抱となりて、上田氏居住す、天正十八年小田原陣の時、城主上野介朝廣は小田原へ籠城し、留守として難波田因幡守・木呂子丹波守・金子紀伊守・若林和泉守・山田伊賀守・山田市兵衛・田中傳兵衛・原藤右衛門・小倉井雅樂助・田中藤九郎・根岸長兵衛等籠りしが、寄手羽柴利家

父子大手より攻來り、上杉景勝は搦手に寄せ、毛利・小笠原・眞田・天道寺等同進て押詰、已に陥るべかりしを、城下の僧扱で降参しける、是四月十二日也、御入國の後、松平内膳正家廣に賜はりしが、慶長六年二月家廣遠州濱松へ移されてより廢城となる、土地の傳説と、諸記録に載る處とを斟酌して、記す事斯の如し、然に土人の説によれば、落城せし年代が永祿九年とも、元龜元年ともいへど、時勢を以て考るに誤なるべし、又傳ふ今も西の曲輪より、燒米多く出るは、元龜三年三月二日兵燹にかゝりし時のものなりと云、又廣澤系圖に、廣澤曲輪と云名見ゆ、何れの曲輪なることをしらず、尾張守忠信が居跡なるべし、

○柚澤村 柚澤村は久米田村にも云る如く、元來根小屋・土丸・流川一村の地なれば、江戸よりの行程及古への郷名庄名、郡の變革往昔の領主等都て前村に同じ、民戸五十三、相傳ふ古へ温泉ありしにより湯澤と唱へしを、後に今の字に改しと云、四境の大様東は和名村に隣り、南は比企郡柏崎村にて市ノ川を界とす、西も又同じ川を限りて、同郡松山町に隣り、北は長谷村に接せり、東西南北の町數は定かに辨じ難し、用水は流川村の大溜井及天神溜井を引用ゆ、又村内にも二ヶ所の溜井あれど、もと水利不便の地なれば、やゝもすれば旱損すと云、御入國の後には御料なりしに、後佐久間不閑に賜り、寛永年中再び御料所となり、寶曆十三年武田源次郎・大島喜太郎に

賜り、今も子孫武田甚五郎・大島大和守が知行所なり、檢地は延寶六年中川八郎左衛門改む、  
高札場二所 一は中程、一は長にあり、  
小名 八反田 永府 永府  
市ノ川 乾より南へ廻りて郡界を流る、幅七間より十三間程、  
橋 市の川に架す、岩室橋と云板橋なり、長八間、當所より松山町へ通ふ橋なり、  
愛宕社 龍性院 持  
稻荷社 持  
天神社 持  
八幡社 持  
神明社 以上同寺の持  
龍性院 新義眞言宗、御所村息障院の末、根小屋村岩室觀音の別當寺なれば、岩室山湯澤寺と號す、本尊不動、中興開山頼山寛文二年三月化す、 大日堂  
庵 彌陀を安ず、息障院の會下たり、  
寮 地蔵を安ず、龍性院の持、  
○土丸村 土丸村も前に云如く、松山城附の地にして、正保の改までは惣名久米田村と稱せしを、後に根小屋・柚澤・流川・土丸・久米田の五村に分れしと云、江戸よりの

里程及古の郷名庄名、郡の變革往昔の領主等都て前村に同じ、民家十八、村の廣狹四隣の接界も、元一村なりしを分ちし村なれば、相混じて辨別し難し、大凡東は山を越て久米田・和名の二村に隣り、南は流川村に續き、西北は根小屋・柚澤の二村に接せり、水利不便にして旱損多し、用水は流川村の大溜井を引用ゆ、御入國の後久しく御料所なりしに、寶曆十三年渡邊某に賜り、今も其子孫渡邊半兵衛知行す、檢地は延寶六年御代官中川八郎左衛門糺せり、

高札場 村の中央にあり、

小名 向山

### 新編武藏風土記稿卷之百九十七之終

村、西は谷口村、南は下銀谷村、北は丸貫村にて、東西も南北も凡三町許、檢地及び領主の遷替、江戸の行程等前村に異ならず、

高札場 村の中程にあり、

小名 竹ノ花 谷中町

神明社 薬師寺の預る所にし、

薬師堂 淨土宗、川越蓮馨寺の末、無量 薬師堂 腹籠に、行

置り、傳へ云、此像はもと古名村の民家の守護佛なりしが、夢の告によりて境内古杉の下に安置せり、依て古杉薬師と呼、其杉今も堂後にあり、幹の大き三圍許、樹根より一丈ほど上にて、枝十二に分れて繁茂せり、

○下銀谷村 下銀谷村も江戸よりの里數、檢地の年代領主の姓名等前に同じ、民家二十四、東は萬光寺村、南は荒子村、西は久保田村、北は即ち上村なり、東西の徑り三町、南北へは二町に過ぎず、

高札場 東の方にあり、

小名 西 東

稻荷社 村の鎮守とす、

青雲寺 新義眞言宗、御所村息障院末、本尊不動を安ず、 天王社

薬師堂持

### 新編武藏風土記稿卷之百九十八之

#### 横見郡之三 下吉見領

○谷口村 谷口村は江戸を距ること十三里半、農民三十戸、村の四境、東は丸貫村、西は下細谷村、南は下銀谷村、北は北下砂村、南北の徑り九町許、東西は繼二町に過ぎず、水田は吉見用水を引沃ぐ、村内に比企郡松山町より、足立郡鴻巣宿への行路かゝれり、當村正保の頃御料所にて、其後新田を開かれ、寛文十二年中川八郎左衛門糺して貢數を定む、本田の檢地も延寶六年同人糺せり、後寶曆十三年堀田相模守に賜り今に替らず、

高札場 村の中程にあり、

小名 谷中

稻荷社 村内の鎮守なり、村持

妙蓮寺 新義眞言宗、御所村息障院の末、本尊不動を安ず、

○上銀谷村 上銀谷村は昔は上下の別なかりしを、貞享二年分村せりと、民戸十七、接境の村をいはず東は大和田

○久保田村 附持添新田 久保田村も江戸よりの行程、及び用水領主の遷替等前村に同、古は窪田とも記せり、家數百二十、東は谷口村、南は江網村、西は久米田村、北は下細谷村なり、村の廣さ東西南北ともに十五町程、檢地は慶長十九年伊奈半十郎改め、後又前村と同く檢地あり、村の東一里許を隔て、荒川の岸に持添の新田あり、檢地は寛文八年中川八郎左衛門糺せり、民戸二十餘、領主は本村に同じ、

高札場 二ヶ所 一は村の中央、一は南の方にたつ、

小名 宿 古此所に毎月六次の市立しが、今は七月一度、十

中ノ町

荒川 持添新田の東、足立郡の境を流る、川幅十三四間、

飯玉明神社 當村及び上下細谷・御所・中新井・谷口・和名・小新

元御所村なりしが、水災に逢て漂着せしを、取上て爰に祀とて、此地そのかみ愛宕社地なりしが、今は衰て却て末社とな

れり、無量寺持、末社 愛宕社

神明社 持添新田の内にあり、持上に同じ、

無量寺 新義眞言宗、御所村息障院の末、古は來迎山と云、後改て今は愛宕山壽命院と號す、慶長六年東照宮御放鷹

の次渡御有し時、寺領十石を賜旨、伊奈備前守が出せし證狀あり、其後慶安元年御朱印に替給はれり、大猷院殿の御代ま

六五

で、凡四度御放鷹の時の御休息所となりしと云、本尊不動を安ず、開山慶園、寂年を傳へず、

阿彌陀堂 按に水谷幡龍記に、天文八年己亥、結城政勝武州大幡龍是を持せ歸る、今城の鐘是なり、鐘に武州吉見郡大串郷窪田村阿彌陀堂鐘とあり、記者おもへり、伊勢守國替の時、芳全寺にをさめて今に是ありと見ゆ、芳全寺は其所在を知らず、阿彌陀堂は則當寺の堂なるべし、

御茶屋跡 客殿の傍なり、寛文十一年に廢せりとぞ、御腰掛松 客殿の前にありも御成の時、御腰を掛させられしに依て名とせり、

惣門 一夜門と呼ぶ、御成の時俄に惣門 造立せし故、かく唱へりと、

廣樂寺 息障院門徒、本尊藥師、

旗をり塚 村の南にあり、はゞり五間四方、土人曰大串陣の時、旗を建し所にて、旗おりの唱は、旗居りなるべしと、これ旗を建しと云より起りしなるべし、

○江網村 江網村は江戸よりの行程、領主の遷替等前村に同じ、【小田原役帳】に松山衆知行役狩野介吉見郡大串内家綱五十貫文、卯檢地辻と載たり、されば當時大串村に屬せしことしらる、家綱と記してえつたと唱へしを、晋便に依て今の文字に換しなるべし、民戸九十、東は前河内村、南は市ノ川を隔て比企郡上小見野村、西は流川村、北北久保田村、東西凡十六町、南北八町許、水旱共

に患あり、用水は市ノ川の水を引沃ぐ、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糾す、

高札場 村の西によ

小名 申酒 上下 元屋敷

市ノ川 村の西南を流る、幅六間より十間に及べり、岸に添て水除の堤を設く、

慈眼寺橋 市の川に架す、長八間の石橋なり、其名の起は比企郡古水村に辨ず、當村と古水村の持なり、

元巢明神社 村の鎮守なり、祭神詳ならず、當社の名戻の訓に近きとて、嫁娶のときは社前を避忌と云、

天神社

稻荷社 二字

淺間社 以上寶性寺の持

寶性寺 新義眞言宗、御所村息障院末、頼綱山觀秀院と號す、本尊不動、當寺は三河守頼綱と云人、永長年中開基せりと云相傳ふ、古へ荒川の流、當村の北に係りしが、頼綱或

夜水邊にて、觀音像を水中より感得し、頓て當寺を造て安ぜしと云、今其像 觀音堂 前に云る觀

藥師堂 寶性寺の持

○前河内村 前河内村も江戸よりの行程、檢地の年代用水等は前村に同じ、民戸六十七、東は大串村、南は市ノ川を隔て比企郡上小見野村、西より北は江網・久保田の二村なり、東西三町、南北十町餘、領主の遷替も大抵前村

に同じ、されど堀田相模守に賜りしは明和二年なり、又荒川の岸に新田あり、其地は寛文十二年中川八郎左衛門改て高給となれり、

高札場 村の中心

小名 馬場

市ノ川 南を流る、川幅十間、此川に長十間の石橋を架す、當村及上小見野村の持なり、岸に添て堤あり、荒川の水

除堤に續けり、

山王社 村の鎮守なり、最勝寺持、

最勝寺 新義眞言宗、御所村息障院末、湯養山法養院と號す、不動を本尊とす、開山は芳光坊とのみ傳へり、

藥師堂

彌陀堂 最勝寺の持

○大串村 大串村は江戸より十二里餘の行程なり、東は荒子村、南は市ノ川を隔て、比企郡上下小見野の二村に境ひ、西は本郡前河内・江網の二村、北は下銀谷村に接す、民戸百五十、東西の徑り一里餘、南北二十町に餘る、用水は江網村の地内より市ノ川の水を引て耕植す、此所に大串次郎重親と云人の居跡あり、是【東鑑】奥州征伐に従し、大串小次郎等が子孫などにや、又【小田原所領役帳】に中條出羽守八貫四百文大串内北分、太田豊後守九

十五貫文吉見郡大串の内乙卯檢地と載たり、御打入の時より御料所となりしが、文化九年村内を裂て秋山駒之助・坪内源五郎等に賜り、尙殘れる地は御料及び村内毘沙門堂領觀音寺領交れり、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糾せり、また村南荒川の外に寛文十二年同人檢地して、高入となりし僅の新田あり、

高札場 三ヶ所

小名 應生寺 光樂寺通 宿通 登戸 上宿 下宿 寺家通 臺山

市ノ川 村の南を流る、川幅十間程、此川に橋を架せり、これを歩行橋と號す、

氷川社 村の鎮守

稻荷社

赤城明神社 以上三社觀音寺の持

諏訪社 比企郡松山町觀音寺の持

天神社 二字 一は村内觀音寺、一は松山町觀音寺の持

觀音寺 新義眞言宗、御所村息障院末、大串山寶珠院と號す、慶安元年八月寺領十石を賜ふ本尊不動を安ず、開山源

建長七年の古碑あり、 觀音堂 神明水天愛宕合祀社

吉祥寺 同末、河邊山と號す、 藥師堂 本尊不動を安ず、

毘沙門堂 本山修験、松山町觀音寺の持、本尊は行基の作、長  
とす、毘沙門は則其守本尊なりとぞ、當寺は七堂伽藍備り、  
別當を大串山知足院隆福寺と號せしが、天文年中松山戦争の  
時兵火にあひ、後今の如く堂舎を營み、慶安元年堂領八石六  
斗を附せらる、村内宇寺家通り應生寺・光榮寺通など唱るは、  
皆隆福寺坊中の  
名残りなりと云、

大串次郎重親墓

堂の背後に在、五輪の石塔にして、面に永  
和二年丙辰十二月日沙彌隆保と彫る、これ  
重親が法諱なりと云、大串は武藏七黨の内横山黨にて、祖先  
は小野篁の後胤、横山大夫義高の苗裔、由木六郎保經の二子  
を大串次郎孝保と號す、是大串の祖にして、其子大串次郎重  
保又重親と號せし由、彼系譜に見ゆ、又【東鑑】文治五年八月  
十日、錦戸太郎國衡討死の條に、重忠門客大串次郎相達國  
衡國衡所駕之馬者、奥州第一駿馬、號高槽黒也、大肥滿  
國衡親之、毎日必三箇度馳登平泉高山、不汗之馬也、  
而國衡怖義盛之二箭、驚重忠之大軍、開道路打入深田之  
間、雖加數度鞭馬敢不能上陸、大串等於本、得理鼻首  
大進也云々と見ゆ、此餘【平家物語】及び【源平盛衰記】宇治川  
合戦の條に、重忠に扶けられて重親が川を渡せしことを載た  
り、重親は島山重忠が烏帽子子にして、屢戦功もありしとぞ  
ざるを、今此墓に永和二年とあれど、重親が錦戸太郎國衡を  
討しは、文治五年にして、其年代百八十餘年を隔たり、されば  
爰に記せる沙彌隆保は大串氏の人にて、重親が子孫などなる  
をたまく著名たるによりて、重親が墓といひならはせしか、

大串次郎重親陣屋跡

村の東にあり、少しく高き所にして、今  
は農民の居家となり、その界限詳ならず

萬光寺村

萬光寺村は江戸よりの行程、檢地の年代前

村に同じ往昔當村に萬光寺と云寺ありし故に村名起れり  
と云、されど村名正保の改には見へず、元祿の改に初て  
載す、夫より前は他村に屬せしなるべし、民戸二十一、  
東より南へ懸て荒子村、南より西へ廻ては下銀谷村に隣  
る、乾の方は上銀谷村、北は大和田村、良は蚊斗谷村に  
接せり、東西の徑り四町、南北二町程、吉見用水を引て  
耕植し、また天水を湛て助水とす、元は御料所なりしが、  
寶曆十四年今の地頭鈴木頼母が祖に賜れり、此餘蚊斗谷  
村を越て僅の新田あり、爰は寛文十二年中川八郎左衛門  
檢地して本田の高に入れり、

高札場村の中程

小名 墓ノ前 萬光寺跡なり、たまく墓碑

屋 柳田 三段田 やな房 北紺

氷川社 村の鎮守なり、神體は丸き青石にて圓徑一尺許、面に  
永和六年二月廿八日凌佛建之の數字を彫れり、古き勸

請なること知べし、土人の語に今田中村の高負比古神社、御  
所村の横見神社と當社とを合せて、横見郡三社と唱ふと、さ  
れど彼二社はともに式内の神社にして、當社は永仁六年勸請  
といふ、其年代遙に下りたれば、並べ稱すべき社にはあらざ  
るべし、

稻荷社二宇

神明社以上四社萬  
藏寺持

萬藏寺

新義眞言宗、御所村息障院末、雨賣山と號す、本尊  
地藏を安ず、中興後儀寶永四年十一月廿六日寂す

○荒子村 荒子村も江戸よりの行程前村に同じ、こゝは  
村民良助が先祖茂兵衛といへるもの、慶長年中開發す、同  
十九年伊奈半十郎檢地して、茂兵衛新田と呼ぶ、既に正  
保改の圖にも茂兵衛新田と載す、寛文の頃より今の名に  
改めしと云、家數七十餘、東は飯島新田、南より西へ廻  
ては大串村、北は下銀谷・萬光寺の二村なり、東西十二三  
町、南北八九町、また東の方飯島新田を越て荒川の傍に  
飛地あり、本村及飛地ともに水溢の患あり、檢地の年代  
用水等前村に同じ、こゝも元來御料所なりしが、文化十  
年村内を裂て坪内源五郎に賜てより、今は御料私領入會  
へり、

高札場村の中程

小名 本村 新田 かん丸

新市ノ川 村の坤を流  
る幅五間、

堤 村の南にあり、荒川の水除堤  
なり、寛永年中築しと云、

青蓮寺

新義眞言宗、御所村息障院末、古は纒の庵室にて、慶  
長十九年の水帳に春雪坊と載し是なり、其後後譽と  
いへる僧、寛永年中一寺とせ  
しと云、本尊不動を安ぜり、

善長寺 同末八幡山と號  
す、本尊不動、地藏堂

○飯島新田 飯島新田は飯島惣左衛門と云者、開墾せし  
所なれば直に村名とせり、この惣左衛門が事詳ならず、  
當村元祿の改に初て記したれば、開發の年代も推て知ら  
る、民戸五十三、東は大和屋新田、南は古市ノ川を限て  
比企郷松永村、西は郡内荒子村、北は蚊斗谷村なり、東  
西六町、南北三町許、吉見用水の末流を引て水田を耕植  
すれど水損の地なり、開發以來御料所なり、江戸への里  
數前村に同じ、

高札場村の中程

小名 堤根 六町 中山

古市ノ川 村の南にあり、  
川幅十五間、

稻荷社 村の鎮守なり、

成就院 成就院の持、  
當山派修験、一ツ木村龍海  
寺の配下なり、本尊不動、

靈照庵 彌陀を安ず、御所  
村息障院の持、

○江川新田 江川新田も江戸への行程前村に同じ、當村  
より以下蓮沼新田に至る迄の、六村を合せて六ヶ新田と  
唱へ、公務以下すべて一村の如し、固より荒川にそひし  
空閑の地を次第に開きしなれば、地形入會田地相錯せ  
る故、各村を以て廣狹及四隣の村々等は辨じ難し、故に  
姑この六村を合てこゝに辨す、其地形は扇の如くにして、

廣き所にては東西の徑り凡七町餘、南北の廣は大抵十町許に及び、東は總て荒川に傍て、對岸は足立郡原馬室・高尾の二村、及び荒井・下石戸・上石戸宿・高尾等の五村入會る流作場に界へり、北は大和田村の新田、西は蚊斗谷・中新井・大和田・久保田・萬光寺等の新田地に續き、南は大串村の新田、及び前にいへる如く、五村入會の流作場にも隣れり、當村は大里郡江川村の民、新兵衛といへるが開墾せし地なれば、江川と號すと云、新兵衛が子孫は勇藏とて江川村に住す、開墾の年代は詳ならざれど、寛文十二年中川八郎左衛門檢地せしと云は、其以前の開發なるべし、村内なべて陸田のみにて、民戸二十六、墾闢以來御料所なり、

小名 稻荷木 元小屋 寺家屋 川崎

荒川 村の東の方郡界を流る、川幅三十間許、

稻荷社 村の鎮守なり、村民持、下同じ、

藥師堂

○大和屋新田 大和屋新田は、大和屋助左衛門といへる町人開墾す、この助左衛門は今子孫なし、其開きし年代は前村と同時なるべし、民戸二十四、皆畑の地にして、江戸への里數、檢地の年代及び開墾このかた御料所たること、すべて前に同じ、

小名 西谷 中山 川崎 本村

荒川 村の東あり、

太神宮 村内の鎮守なり、村民持、

安養寺 新義眞言宗、御所村息障院の門徒なり、本尊觀音を安ず、地蔵堂

○荒井新田 荒井新田は足立郡荒井村の民開墾して、今も同村の持とせり、當所は元祿のものに、新井新田と載たれど、いつの頃か今の字に改む、家數七、此地も皆畑にて、江戸への里數御料所、及び開きし年代檢地等、すべて前に同じ、

小名 川崎 寺家屋 高尾河岸上

荒川 村の東界を流る、川幅三十間許、

古市ノ川 村の南を流る、川幅八間、

○高尾新田 高尾新田は足立郡高尾村の民善次郎が祖先、荒井門太郎と云者開きし所にて、今も同所里正の持なり、民戸十九、農間には荒川の水にて木綿を晒をもて業とす、水損の地にて、江戸への里數檢地、及御料所たることすべて前に同じ、

小名 沖ノ谷 河岸上 寺家屋 荒井河岸上

荒川 東の郡界を流る、川幅三十間、

○須野子新田 須野子新田も皆畑の地にて水損あり、家

數十三、御料所にて、江戸への里數檢地等すべて前に同じ、

小名 寺家屋 宮ノ上

荒川 東の郡界を流る、川幅三十間許、

太神宮八幡諏訪合社 當所の鎮守とす、村民持、

壽光院 新義眞言宗、豐嶋郡上中里の村城宮寺門徒、本尊不動、地蔵堂

○蓮沼新田 蓮沼新田は里正政次郎が祖先、蓮沼徳兵衛といへるもの開墾して新田とす、民戸十、皆畑にて水損の地なり、當村開墾以來御料所なりしが、享和元年村内を裂て松平大和守に賜る、檢地の年代等及び江戸よりの里數、すべて前村に同じ、

荒川 村の東を流る、川幅三十間許、

聖天社 村の鎮守なり、村民の持、

○須戸野谷新田 須戸野谷新田は江戸よりの行程十二里餘、民戸十六、當所は東照宮御鹿狩ありし地にして、其時鴻巣驛より荒川へ船橋を渡せし故、この地を鴻巣驛の傳馬役地に賜はりしより、今に至まで鴻巣宿の持なり、後に原野を開墾して陸田とす、村の四境、東は荒川を隔て、足立郡瀧馬室・糠田の二村に界ひ、南は當郡の北下砂新田、北は今泉新田・上細谷新田、西は上細谷新田、及

び一ツ木新田・丸貫新田・下砂新田・古名新田等の數村なり、村の廣さ東西八町許、南北二十町餘、水損の地なり、又村内鴻巣驛より松山への往還あり、當村開闢より以來御料所にして今に替らず、檢地は享保十二年寛播磨守紀せり、

小名 立野 谷通

荒川 村の東を流る、川幅五十間、

神明社 村の西の方にあり、村民の持、相傳ふ此地も東照宮とも存せしが、今は廢して園み

九尺許の柳の古樹あるのみ、

稻荷社 當社及び神明社を村の鎮守とす、村民持、

○蚊斗谷村 蚊斗谷村は江戸より行程十三里、民戸十四、當村もとは蒲多き原野なりしを、刈取て開墾せし故、村名を蒲刈谷と號す、後今の文字に書改めし年代を知らず、村名正保の改には載せず、元祿に至て初て見えたり、隣村東は大和田村の新田、南は荒子村、西より北へ廻りては大和田村、東西三町、南北八町、水損の地にして、吉見用水を引沃げり、開闢以來御料所なりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜り、子孫相續て今も替らず、檢地は延寶六年中川八郎左衛門紀せり、又村の東に續き堤外に新田あり、寛文八年中川八郎左衛門檢地す、本田と同じく



相模守が領地に屬す、

高札場 村の中心

小名 ぜうさう 玉りん しゝ堀

大圍堤 荒川水除の爲に設く、北より東へかゝる、元和年中伊奈備前守が新に築し所なり、高一丈餘、

大行院 當山修験、一ツ木村龍海寺配下、本尊不動を安ぜり、

庵 彌陀を安ず、庵村民持、

○大和田村 大和田村は江戸より十三里半、比企郡岩殿村農家に傳ふる永享十年鎌倉管領家より、鍛冶守吉へ吉見郡大和田村を賜ふ由の文書あり、隣村東は荒川を界として、足立郡原馬室村、及郡内蚊斗谷村、南は萬光寺村、西は上銀谷村、北は古名村、東西南北ともに六町、吉見用水を引て耕植す、年久しく御料所なり、文化八年贊善十郎に村内を裂て賜り、其餘は今も御料所なり、檢地は延寶六年中川八郎左衛門改む、又東の方堤外に新田地あり、寛文十二年是も八郎左衛門檢地して高入とす、高札場村の中に

小名 堤根 常光坊 般若

荒川 東の郡界を流る、幅は十間より二十間に至る、

堤 荒川の水除堤なり、高一丈餘、大圍堤と云、

郡瀧馬室村、南は大和田村、西は谷口村、北は丸貫村、東西十三町、南北六町、古より御料所なり、檢地は前村に同じ、荒川堤外の新田も前村と同時に檢地ありて、本村の高入となれり、

高札場 村の北の方

小名 本村方 新田方 埋町 西谷町

荒川 村の東を流る、幅四十間、舟渡しあれど瀧馬室村の持なりと、

氷川社 村の鎮守なり、妙音寺持、

神明社 一ツ木村長

荒神社持

妙音寺 新義眞言宗、今泉村金剛院の門徒なり、本尊正觀音を安ず、

彌陀堂持

○丸貫村 丸貫村は江戸よりの行程前村に同じ、もと下砂村より別しことは已に古名村に辨ぜり、民家五十、東は古名村、南は上銀谷村、西は谷口村、北は北下砂村なり、東西五六町、南北十三町、水損の地なり、吉見用水を引用ゆ、古は御料所なりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜てより世々領す、檢地は前村に同じ、又荒川堤の外に新田あり、高入となりしは前村に同じ、巽の方荒川の

稻荷雷電合社 小名堤根の鎮守なり、蚊斗谷村の界にあ

稻荷社 村の總鎮守なり、彼村大行院持、彼村民等も産神とす、

淺間社 同

大輪寺 新義眞言宗、御所村息障院の門徒なり、本尊は不動を安ず、名主惣左衛門が先祖、小澤惣左衛門道繁開基す、

○古名村 古名村は江戸より十三里餘、村の沿革を尋るに正保の國圖に下砂村あり、元祿改定の圖に下砂・北下砂の二村あり、又古名・丸貫の二村を載せて、下砂村之内と記し、同郷帳には下砂村・北下砂村の二村のみを出したり、然れば古名・丸貫の二村は、全く下砂に隸するものにして、別に村落をなしたるにはあらじ、其後何の年にや、下砂村の地を二分して、當村丸貫の二村に配當し、改めて各村に立しより今は別に下砂村なし、【小田原役帳】松山衆知行の内に、狩野介二十貫文吉見郡下瀨奈卯檢見辻とのす、是下砂村なるべし、按に元祿以前分村せざる間は、古名・丸貫の地名は下砂村の小名なりしを、後に各一村となりしかば、下砂の名亡びしなるべし、又當村古は横見村と號せしが、洪水にかゝり一旦退轉せしを、丸貫村より來て再び開墾し、村名を古名と改むと云説あれど、今土人は傳へず、家數五十、東は荒川を限り、對岸は足立

邊に飛地あり、戸數四、

高札場 村の南にあり、

小名 丸貫 橋場 古名 上手 七軒

堤 荒川は村内に通ぜざれど、その水除に設く、東より良の方へかゝれり、高一丈三尺、大圍堤と呼ぶ、

稻荷社 名主廣助が持、廣助秋庭氏なり、故に秋庭稻荷と唱ふ、

荒神社 西蓮寺持、

第六天社 同

西蓮寺 新義眞言宗、今泉村金剛院の末、雨龍山と號す、本尊三尊彌陀を安ず、熊野社村の鎮觀音堂持、

○北下砂村 附持添新田 北下砂村は元は下砂村とのみ唱へしが、後年二村に分れし時、當村北に在をもて北の字を冠すと云、按に正保の國圖には、下砂村一村を載せ、元祿改定の圖には、下砂村・北下砂村と並べ出したれば、分村せし年代も大抵推てしらる、江戸より行程十二里、戸數三十、内二ヶ所の新田にあるもの各一、東は古名新田・須野野谷新田・今泉請負新田・中新井新田・丸貫新田等の地に接し、南は古名・丸貫・谷口の三村に界ひ、西は中新井村、北は今泉村、又三十町を隔て荒川の傍に飛地あり、

古名新田・須戸野谷新田の間に在て、足立郡瀧馬室村の渡に添へり、又本村の東堤を越て新田あり、是は地積なり、前の飛地と共に二ヶ所を當村の持添とす、御打入の後より御料所にて、後に近郷と同く堀田相模守が領分となる、延寶六年中川八郎左衛門本田を檢せり、再びの改なるべし、是より先寛文十二年新田を改しと云、吉見用水組合十九ヶ村の一なり、水旱ともに患ふと云、

高札場村の中程にあり

小名 鳥居さき 大根町 薬師山

堤 村の東にあり、荒川の大圍堤なり

氷川社 村の鎮守なり、龍淵寺持

龍淵寺 新義眞言宗、今泉村金剛院末、氷川山と號す、本尊不動を安ず、開基關根兵部左衛門は村民なり、慶長二年

死す村内に一族八人あり、祖先は松山の士なりと云、地藏堂

地藏堂 飛地の新田にあ

○中新井村 中新井村も地勢すべて前村に同じ、江戸より十三里餘、家數五十、東は北下砂村、南は前河内村、西は御所村、北は今泉村、坤は下細谷村、乾は小新井村、東西十一町、南北七町、御打入の後より久しく御料に屬す、寶曆三年地を裂て高島近江守に給ひ、尙殘る地は享

保六年芝山小兵衛に賜ふ、今其子孫高島主水・芝山小兵衛二人知行す、此外足立郡川田口村諏訪社領三石、同村泉福寺領五石、畔吉村徳星寺領三石、是は寛文五年替地として給ふと云、檢地は慶長年中伊奈備前守糺せり、其後延寶六年中川八郎左衛門再び檢すと云、又僅の新田は荒川の邊六ヶ新田に傍り、爰も寛文十二年同人糺して高入となれり、高島主水知行之内なり、

高札場二ヶ所 一は中程にあり、一は長にあり

小名 陣願木 林の東にて三圍許の大榎あり、今朽枯せり、古戦争の時馬を繋し木なりとて、土人敬して

觸ず、大根下 焼天神

熊野社 村の鎮守なり

神明社 以上蓮華寺持

天神社 薬王寺持

薬王寺 法教山と號す、本尊不動、以上三ヶ寺、

蓮華寺 本尊は不動なり、地藏堂

隆源寺 竹林山と號す、本尊不動、以上の三ヶ寺、新義眞言宗、御所村息障院の末なり、

大日堂 村民の持 辨天社

○小新井村 小新井村は元上細谷村の内より分村すと

云、村名正保の改には見えす、程なく分ちしと見えて、元祿の國圖及郷帳に始て見えたり、江戸より十四里、戸數二十、四隣東は今泉村、南は中新井村、西は上細谷村、北は本澤村、坤は御所村、東西二町、南北四町許、當所も御料所なりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜しより子孫今に知行す、檢地は延寶六年中川八郎左衛門改む、又新田は東の方一里許荒川の邊にあり、民戸はなし、爰も寛文八年同人檢して高入となれり、水利等前村に同じ、高札場 中程にあり

小名 前方 後方

熊野社 村の鎮守なり、相傳寺持

相傳寺 新義眞言宗、今泉村金剛院門徒、不動を本尊とす、村内名主喜右衛門の先祖開基すと云、 觀音堂

○今泉村 今泉村は江戸より十三里、相傳ふ名主與五七が先祖、新井小五郎入道善光、元松山の城主上田氏に仕ふ、落城の後爰に来て開墾すと云、今村内を私に二分して、仲右衛門組・源右衛門組と唱ふ、民戸八十五、四隣東は須戸野谷新田、南は北下砂村、西は中新井村及び小新井村、北は地頭方村、東西十一町餘、南北五町、屢水損あり、吉見用水を引用ゆ、村内に松山より鴻巣への往還繋る、當村古は松山城附の地なりしが、御入國の後河越

領となり、慶長年中は酒井讃岐守領す、同き十七年の頃より再び御料所となりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜はり今に替らず、檢地は慶長十九年伊奈備前守が糺せし後、延寶六年中川八郎左衛門改む、又東の方堤外に新田あり、寛文十一年中川八郎左衛門檢地して、本村の高に入る、是も寶曆の度に堀田相模守に賜ふ、民戸五、此所に住す、

高札場二ヶ所 一は東、一は南にあり

小名 西組 東組 かね塚 田中 三寶堂 此所に小

堤 村の東にあり、荒川の水除に設く、高一丈二尺、大圍堤と唱ふ、

氷川社 村の鎮守なり、遍照寺持

辨天社 東光寺持

稻荷社 南學院持

八王子社 長福寺持

金剛院 今泉山萬福寺と號す、新義眞言宗、御所村息障院の末、慶安元年寺領十石を賜はる、今末寺三十に至る、開山良怪寂年を傳へず、法流開山珍範は、山門樓上に鐘をかく、文祿四年示寂す、本尊不動を安ず、 後破れて承應三年再鑄せり、

遍照寺 金剛院の門徒なり、水川山と號す、開山榮元元年和年中  
の永帳に、當寺の除地を載たれば、是より先既に創 觀音堂  
建せしを、榮元中興せしなる歟、本尊は不動なり、  
長福寺 是も金剛院門徒、八王山と號す、本尊不動を安ず、當  
十九年の永帳に除地あれば、  
秀雅は中興の僧なるべし、

東光寺 天台宗行人派、江戸普門院末、開山月譽寬  
南學院 百姓を兼し修験に、

○今泉村請負山新田 今泉村請負山新田は今泉村の地先  
にあり、檢地は寛文十二年御代官中川八郎左衛門糺せり、  
元祿年中より上細谷村名主忠三郎・本澤村名主直右衛門  
二人が持となり、今此二人が子孫進退す、されど民家な  
く、皆他所より來り耕す、當村の名元祿の改には見えず、  
恐らくはもと今泉村の請負新田なるを、後別に村名をな  
したるならん、今堀田相模守が領地に屬す、

○一ツ木村附持添新田 一ツ木村は江戸より行程十三里、  
民戸五十六、四隣東は荒川を隔て、足立郡小谷・糠田の二  
村に隣り、南西北は當郡地頭方村に包まる、東西三町餘、  
南北七町程、水旱の患あり、五ヶ村用水を引用ゆ、當村  
元は足立郡箕田郷に屬せり、寛永十一年伊奈備前守が荒

川を掘替へ、堤を築し時より、當郡へ入しとも云、往昔  
の領主を傳へず、御入國の後御料所なりしに、元文中  
興津某に賜り、今子孫隼人知行す、檢地は伊奈備前守糺  
す、其後延寶四年中川八郎左衛門改む、又當村の飛地あ  
り、古名・大和田・下砂・今泉四村の傍に接す、又持添の新  
田あり、一ツ木新田と唱ふ、其地は東の方堤外にあり、  
寛文十二年中川八郎左衛門檢地す、民戸十、是は今も御  
料所なり、

高札場 村の中程  
小名 西ノ堂 鍛冶屋敷 木村 新田 陳がん木 能  
圓寺 新田の字なり、

荒川 一ツ木新田の東北を流る、幅  
古荒川 一ツ木新田の内に入り、底に土泥ありて沼の如し、是  
の命あり、忍領小谷村の地川鋪に入りしかば、彼代として一  
ツ木新田の内、畑十一町八反三歩餘、忍領小谷村へ屬し、當  
村は代地として、地頭方・上細谷・今泉・下砂・古名・本澤六ヶ村  
新田の内を賜り、井に土置場古河跡代地に添賜りて、已年よ  
り見取永を上納せしと云、古川鋪見取場は、延寶四年  
菅沼久次郎檢地す、是より一ツ木新田の内となれり、

菘箱沼 村の中程にあり、或は宮川とも云、昔此沼に怪異あり、  
に隨て辨すと云、故に沼に名く  
とぞ、長三百三十間幅四十間、

荒川大圍堤 村北新田界にあ  
り、高一丈餘、

氷川社 村の鎮守なり、  
龍海寺持、

荒神社 是も鎮守なり、  
長泉寺持、

稻荷社 同寺

長泉寺 新義眞言宗、御所村息障院末、萬治年中起立の寺なり、  
開山を榮嚴と云、開基は村民作兵衛徳太郎等が先祖の  
由本尊不動 彌陀堂

龍海寺 醍醐三寶院末、當山派の觸頭なり、水川山文  
珠院と號す、本尊不動、開山を東光坊と云、

大日堂 新田の地にあ  
り、村民持、

舊家者徳太郎 當村草創の民なり、先祖勸解由良房は、武田  
家人原隼人正が子孫なり、甲州没落の後、久  
しく當郡松山に住す、文祿年中當所に土着して、民家に下る、  
其後良房慶長六年七十一歳にして卒す、其子右馬祐良清は、  
寛永十六年六十五歳にして卒す、墳墓龍ヶ谷にあり、此正統  
は則徳太郎なり、良清が次男原五郎兵衛良親が子孫は、今名  
主作兵衛  
是なり、

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○本澤村 本澤村は江戸よりの行程十三里餘、用水前村

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民  
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北  
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

に同じ、民家三十、東は地頭方村、西は松崎村、南は小  
新井村、北は上砂村、東西八町、南北は少しく狭し、本  
田の檢地前村と同じ、新田の方は寛文十二年中川八郎左  
衛門が糺す所なり、古より御料所にして、寶曆四年共に  
渡邊某に賜り、今子孫半兵衛が知行所なり、  
高札場南の方にあり

小名 新田 かぬま

熊野社 村の鎮守とす、別當を南光院と云、當山修驗、一ツ木  
村龍海寺の配下、正當山と號し、本尊不動を安ず、  
稻荷社村民の持

玄長庵 新義眞言宗、今泉村金剛院門  
徒、十一面觀音を本尊とす

○上砂村 上砂村は、江戸よりの行程十四里、【小田原役  
帳】に松山衆知行役狩野介卅七貫文吉見郡上須奈乙卯檢  
見辻と載たり、民戸七十六、東は地頭方・本澤の二村に  
て、南は松崎村、西は中會根村、足立郡大蘆村にて荒川  
を界とす、東西十二町餘、南北十七町餘、其餘北の方に  
新田あり、檢地用水は新田共に前村に同じ、昔より今に  
至るまで御料所なり、

高札場 村の中程  
にあり

小名 本田 新田

荒川 村の北を流る、川幅二十間餘、岸  
に添て堤あり、高さ一丈二尺、

氷川社 二字 村の鎮守なり、  
觀音寺持

觀音寺 新義眞言宗、今泉村金剛院の末、青蓮山と號す、本尊不  
動を安ず、開山僧重榮は寛永廿一年八月十五日寂す、  
觀音堂

常光寺 同宗、御所村息障院門  
徒、是も本尊は不動 地藏堂

新編武藏風土記稿卷之百九十八 之終

新編武藏風土記稿卷之百九十九

埼玉郡之一

郡圖 總説

埼玉郡は國の東北上野・下野・下總の三國に隣れり、江戸  
より北の方にて、郡中岩槻城まで九里の行程なり、され  
ど郡の地域多くは、足立郡淵江領の東へ出たれば、其邊  
にては江戸より三里に及ばざるところもあり、【和名抄】  
郡名の下に、埼玉を訓して佐伊太末と註す、其名の起る  
所以は郷名の下にも埼玉あれば、これ郡の本郷なるべし、  
其地は今なを埼玉村といへり、【萬葉集】の歌にはさきた  
まと讀たれど、後世はさいたまと唱へり、當郡の闢けし  
年代は知べからざれど、【安閑紀】に武藏國造笠原直使主  
とあるは、本郡笠原村に住せし人ならんといへば、郡も  
おのづから古く闢けたることは論なかるべし、【萬葉集】  
の作者に、埼玉郡上町藤原部等母麻呂あり、【續紀】に、

天平五年六月丁酉、武藏國埼玉郡新羅人德師等男女五十  
三人、依請爲金姓、又天平寶字二年八月癸亥、歸化新羅  
僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人移武藏國閑  
地、於是始置新羅郡とのす、天平五年より天平寶字二年  
は、その間わづか二十六年なり、かの新羅人五十三人と  
いへるは、則この僧尼男の數を合せ見れば、五十三人な  
れば是を云なるべし、されば直に新郡へうつりて、此に  
止るものはなかりしと見ゆ、女の二十一人は彼が妻など  
にて、その夫にしたがひて移りしなるべし、この新羅郡  
を置れし地、後世その所を定かにせず、とにかく此郡に  
長く土著せざることしらる、たゞし此郡の閑地を分ち  
て、新に郡を置れしも知べからず、【和名抄】の郷名を見  
るに、餘戸云々を加へてたゞ五郷のみなり、一郷五十戸  
にあつるも、當時二百五十戸にたらざる小郡なりしと思  
はる、其四郷の名今庄名村名等に、遺りしと覺ゆるもの  
三所、皆日光道中葛飾郡杉戸宿の西北に當れる地にして  
郡中和戸井沼邊より東南には、會て古の郷名の残れると  
覺しきものなし、よりに思ふに當時當郡は、足立郡の地  
先に屬する小郡にして、三方は皆入江に包まれてありし  
ならん、【萬葉集】に佐喜多萬能津とよめる歌あり、この  
津といへるは今の三沼の池の邊にて、利根川つゞきなる



新編武藏風土記稿卷之百九十九 埼玉郡之一



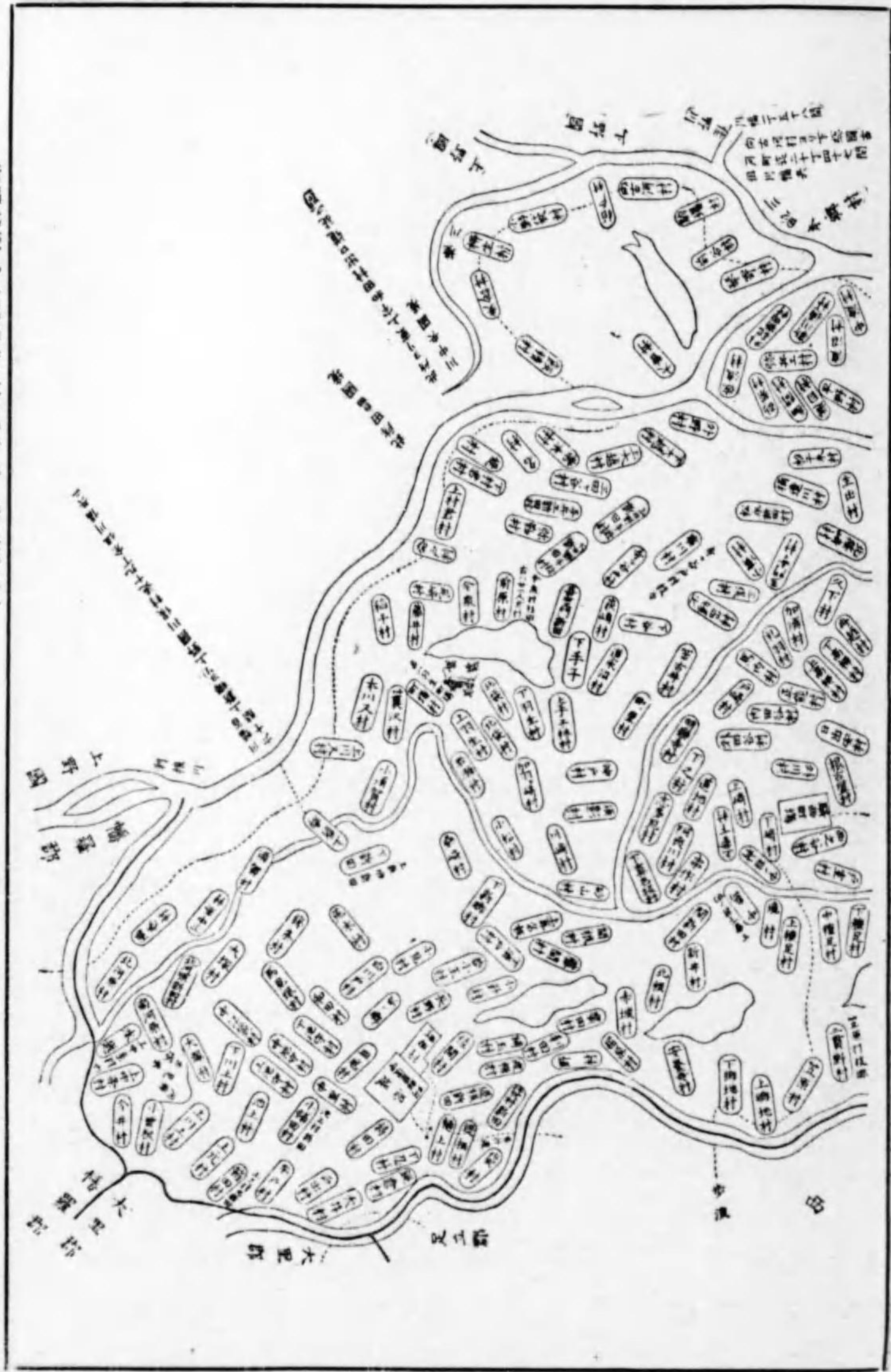
正保年中改定圖

新編武藏風土記稿卷之百九十九 埼玉郡之一



元祿年中改定圖





べし、又海なくして津と云を疑ふ説あれど、是は變遷の論をまたずして、他の國などにもあまたあることにて、あながちかゝはる事にはあらず、或説に今埼玉村の南はたこ町など云所へかけて、埼玉の津と昔云しと也、さもありしにや、是らにても入江の廣がりしと思ひしらる、又今の古河邊領向古河村と云々、下總國古河關宿の間に渡良瀬の渡あり、相傳へて【萬葉集】の歌麻久良我乃許我能和多利と讀しは、此所なりと云、此歌に又安麻許伎久見由奈美多都奈由米などいへれば、舟にて海つらを渡りしさま思ひやるべし、此餘古利根川の支流を會ノ川と名づく、其岸に添て岩瀬と云村あり、又羽生町場大聖院の毘沙門像背、應永年間の銘に古江郷とあり、是等【夫木集】の歌に見えたる岩瀬渡古江浦などいへるは、此所ならんか、尤その地に辨せり、又古當國東山道へ屬せし時は上野國邑樂郡五箇村より利根川を渡り、本郡の西を経て下野國に達せしと云、【續日本紀】に上野國五箇驛とある是なり、されば古上野國の境より開けし地にして、東の方入江の水涯は年を逐て閑地出來て、まゝ池沼などもありしかば、水道を鑿開し次第に田額も増加せしならん、【東鑑】建久五年十一月二日の條云、武藏國太田庄堤修固事、明年三月以前可終功之旨被仰下云々、又寛喜二年正

月廿六日、於武州公文書、武藏國太田庄荒野可新開事其沙汰在之、尾藤左近入道然奉行之云々、此太田庄は本郡に屬する地なり、されば其頃荒野を開發し、或は水道を修理せられし事知るべし、中古以來大郡となりしかば、埼玉・埼玉東の二區に別ちしにや、埼玉西の唱あるを以考れば、埼玉東の唱もありしならん、多磨郡に多東・多西あり、入間郡に入東・入西あるにても推て知るべし、されど中古押なべて埼玉と呼しにや、【東鑑】壽永三年正月三日の條に、武藏國埼玉郡内大河土御厨とあり、今郡の東南の境を少く隔て、葛飾郡内に大河戸村あるは、地の變遷して彼郡に入しにや、又【東鑑】建曆三年五月十七日の條には、武藏國大河戸御厨内八條郷と記す、今八條村は當郡の内にて、尤東によりたれば、埼玉東とも號すべき地なるに、猶埼玉西と唱るにて察すべし、御打入の頃はたゞ埼玉郡とのみ唱へて、埼玉西の沙汰見えず、此郡内は後の世も沼地多く、或は水涯の閑地も少からず、正保改定の時は、郡の高二十三萬六千石餘なりしに、元祿に至ては三萬石餘の高を増加せり、享保年間笠原沼・埼玉沼・黒沼などいへる沼地を埋み、三沼代用水葛西用水の水利を鑿通し、若干の水田を開墾しければ、又萬石餘の高をませり、地勢の大略は南の方に、少しく丘岡ありてこゝは瘠土なり、

其餘は平坦にして、水陸の田開け膏腴の地多し、但山林乏少なれば、土民薪木に苦めり、今は郡の四隣大抵川流を界とすれども、一條の流にして古の入江の形は失へり、東より南にわたりては、葛飾・足立の二郡に界ひ、古利根・綾瀬の二流に限り、西は元荒川を隔て、足立郡、及福川を隔て、幡羅郡の外、大里郡の地につづけり、北は利根及び間ノ川・渡良瀬の三川を限として、上野國邑樂郡・下野國都賀郡・下總國葛飾郡などの地なり、郡の東西の長凡十五里、葛飾郡の境より西の方幡羅郡の境に至る、其

も同じさまなりしかど、御當代となりては、騎西・羽生の二壘を廢せられ、忍・岩槻二城に御譜代衆を置いて鎮とせらる、猶その城地の條にのす、

は東の方岩槻邊にては二里に過ず、西へよりては四里半に餘り、最西のはては又二里半許となる、郡の東に日光・奥羽等の往還あり、足立郡太郎左衛門新田より入て、良の方葛飾郡小淵村に達す、其長五里、此往還の西に日光御成道もあり、足立郡宮下村より入て、葛飾郡下高野村に達す、郡に係ること四里、猶西の方に江戸より上野國へ至るの路あり、足立郡川面村より入て、彼國邑樂郡川俣宿に達す、郡中を過ること三里、當郡古は小郡にして、足立郡の地先の如くなれば、久く足立の府に隸せしなべし、新築の地開けて後鎌倉管領の頃は、忍・岩槻・羽生・騎西の數城ありて、各自に割據せり、小田原北城氏の時

【和名抄】所載合郷四并餘戸  
太田 於保太と註す、按にたゞ鷲宮村のみ今も此郷に屬す、其餘皆庄名に唱ふるもの百八十二村、其内二村は大里郡に屬す、是後世多く庄園となりても、古名の遺れるならん、【東鑑】文治四年六月四日、權右中辨定長朝臣奉書案の略に云、武藏國太田庄以上件庄領年貢、或先々注進、或本文書紛失平家時分令致自由沙汰事も候きと云々、是此庄名の書に著れし始なるべし、又那須家譜に、與市宗隆太田庄の領主と載せ、【梅松論】建武二年十一月十日條には、小山常大丸の領地太田庄と見えたり、此庄は頗廣大なる故、南北にわかち唱しにや、下村君村永明寺藥師胎中貞治六年の銘文に、武藏國太田庄北方と載せ、又百間村姫宮應永六年鰐口銘に、武州太田庄南方百間とあるの類、其他金石の銘にもまゝこれあり、  
笠原 加佐波良と註す、今郡中に笠原郡あり、村の東南二里餘を隔し所に、中古まで笠原沼ありしが、今は畑となれり、其地の廣かりし事知るべし、此郷名



は【安閑紀】に、笠原直の事あれば、古き唱なることは論なし、猶笠原村に辨ぜり、  
草原 加也波良と訓す、其地詳ならず、  
埼玉 佐以多萬と註す、今の埼玉村其遺名なるべし、  
餘戸

中古所唱合郷十一

澁江 常陸國大寶村八幡社嘉慶元年の鐘銘に、武藏國  
崎西縣澁江郷金重村と彫る、此鐘今の野火留平林寺  
當郡金重村にありし時の物なりとぞ、按に此郷岩槻  
宿澁江町の地名にのこれり、此邊より起りしにや、  
七黨の内野與黨に、澁江四郎經遠など云人あり、是  
も在名を唱へしこと知るべし、  
鬼窪 高麗郡新堀村聖天院應仁二年十一月の鰐口に、  
久伊豆御寶前武州崎西郡鬼窪郷佐那賀谷村と彫る、  
是本郡實ヶ谷村の久伊豆社のものなり、又白岡村八  
幡社享徳五年の鰐口に、鬼窪八幡と彫れば、此邊の  
郷名なること知るべし、又野與黨にも、鬼窪六郎南  
鬼窪小七郎などあり、  
八條郷 八條村より起りし郷名なり、【東鑑】にも載た  
ることは已に前に出せり、又野與黨にも八條五郎光  
平あり、

栢間郷 康暦三年の文書に載す、野與黨に栢間六郎弘  
光あり、【東鑑】にも栢間左衛門次郎季忠・同左衛門  
次郎行泰あり、想ふに是等在名にして、古は栢間を  
栢間と書しにや、今も郡内に栢間村あり、  
河口郷 鷺宮村鷺宮明神社文安二年銅鏡の銘に、此郷  
名見ゆ、今の川口村の邊などにや、  
菅垂水郷 是も同社の銅鏡長祿二年の銘に見ゆ、按に  
樋遣川村聖徳寺の山號を、菅垂と云ときは、彼邊の  
古名なるべし、  
古江郷 羽生町場大聖院毘沙門の背後の銘に、武州太  
田庄北方古江郷應永九年九月二十二日とあり、又下  
村君村鷺大明神の神體には、經江大明神と記す、經  
江は古江の假借なるべし、羽生町の邊村君村など、  
ことごとく此郷に屬せしこと知るべし、  
糯田郷 由良氏文書治承五年十一月、右大將頼朝より  
新田大炊助義重へ與へられし文に、埼玉郡の内  
糯田郷とあり、今の持田村の地なるべし、猶其村の  
條見るべし、  
鎌塚郷 男衾郡本田村教念寺に、藏する康安二年六月  
六日鎌倉管領家の文書に、埼玉郡鎌塚郷矢野加賀小  
次郎・同又五郎知行跡とあり、今の鎌塚村の地なるべ

し、  
池上郷 忍城内延慶二年の古鐘に、崎西郡池上郷施無  
畏寺と見ゆ、これ今の小敷田村普門寺の鐘なりとい  
へば、此邊の郷名なりしにや、小敷田は則池上村の  
地にて、後に一村となりしなり、  
成田郷 成田龍淵寺大永五年陣鈴の銘に、崎西郡成田  
郷と彫れり、成田下總守氏長が祖、式部大輔助高上  
の村に住し、成田を以て家號とす、成田は上ノ村の  
舊名にて、今も其村の小名に残れり、  
今所唱合郷十四

箕輪郷 合村二十二、岩槻宿彌勒寺寛元四年の鐘に、  
箕輪郷岩付と彫る、箕輪郷は則今の箕輪なるべし、  
これによれば古き唱なること知らる、箕輪村は其本  
郷ならん、  
閨戸郷 合村三、今郷と唱るは上中下閨戸村より起り  
しなるべし、  
大相模郷 合村三十七、黨系圖野與黨の内利生太郎能  
元の弟に、大相模能高あり、舊くより此地名を唱へ  
しこと知るべし、  
鷺郷 一村  
八彦郷 一村

海府郷 一村  
海上郷 合村十一  
太田郷 一村  
久喜郷 一村  
葛濱郷 合村三十一  
鷺ノ宮郷 一村  
北方郷 合村十、皆太田庄に屬せり、太田郷の下に  
辨ぜしごとく、太田の地を二分して、南方北方と分  
ちしなるべし、  
須賀郷 一村  
村君郷 合村二、下村君村永明寺永祿六年の文書に、  
太田庄北方村君之郷と見ゆ、  
中古所唱庄一併保一  
埴生庄 下村君村鷺明神の神體、天正十八年の銘に見  
えたり、埴生或は羽生とも書す、  
中條保 上野國世良田長樂寺建長四年七月五日の寄進  
狀に、此保名見ゆ、上中條村に詳なり、  
今所唱合庄十  
太田庄 合村百八十、其餘大里郡に二村あり、  
崎西庄 合村二十一、或は私市庄とも書り、崎西町よ  
り起し庄名にて、私市黨のものゝ出生の地なること

は、騎西町の條に辨せし如し、今領名となれるは、根古屋古城に、松平周防守が住せし頃、城附の村々を號せしより起れりと云、

新方庄 一村、市野割村香取社享徳五年鰯口の銘に、新方庄市披目村と見ゆ、

葛蒲庄 合村三、今も戸ヶ崎村の内葛蒲町あり、

山根庄 合村二十八

一ノ庄 合村六

忍庄 合村三、忍城の地より起しにや、【東鑑】に忍三郎・同五郎・同小太郎・同入道など云人見ゆ、此地の人ならん、されば舊き地名なるべし、

龜甲庄 一村  
渡庄 一村

長井庄 當郡一村、幡羅郡より推及べり、按に【平家物語】壽永二年の條に、當國の住人齋藤別當實盛、

小松内大臣重盛卿の領武藏國長井に居住せしよし見ゆ、この頃重盛卿の庄園の地を別當せしなり、これにても世に長井庄と云しこと知るべし、既に【東鑑】建曆三年五月七日和田合戦勳功の内に、武藏國長井庄藤九郎次郎とあり、則此庄の人なり、

今所唱合領十

岩槻領 合村九十二、昔は此村々岩槻城主太田氏所領の蹟なりと云、今は御料私領交れり、

八條領 合村三十五  
新方領 合村二十九

百間領 合村二十六  
葛蒲領 合村十五

騎西領 合村五十六  
向川邊領 合村十三、此領近き頃まで、古河川邊領を

合して川邊領と唱へしが、寛永年中利根川の水を疏通せしより、水流領内を通ぜし故二領となりて、今の如く唱へを別てりと云、

古河川邊領 合村十  
羽生領 合村八十四

忍領 合村六十四、此餘榛澤・幡羅・足立の三郡にも渡れり、忠吉卿忍御在城の頃、領し給ふ跡と云、

關郡合村四百二十四  
右件の村今見在の數なり、此餘持添新田と號するもの若干あり、正保年間の改に合村三百六十三、元祿の度に四百二十一、前に比すれば増加すること五十八、元祿改に枝郷たりしもの、或は變じて小名となりしもあり、又新田も若干出来しかば、増加をすること三村なり、

り、

利根川 郡の北の方上野國の境にあり、水元は西の方幡羅郡依瀬村と、上野國邑樂郡瀬戸井村の間より入、國郡の境を流れて、本郡上下外野村と飯積村との間より、古河川邊・向川邊二領の間を過て、葛飾郡栗橋宿と下總國葛飾郡中田新田の間に入り、二分して赤堀川又權現堂川と呼べり、此二ヶ領を過る所は、寛永十九年伊奈半十郎新に鑿通せし所にて、其後寶永二年佐竹源三郎・相良志摩守・松平隼人正命を蒙りて、川幅を切廣げたり、此川寛永十九年以前は川瀬南の方にありて、今の向川邊領と羽生領との界を流れしと云、抑此川は關東第一の大河にして、本郡にかゝる所も、昔は蜘蛛の巢を掛し如く數條に流れしが、變遷しばくくにして今の如くにはなれり、されば下に出せし川々、大抵は此川の支流なり、此川今郡中にかゝること十里、川幅四百間、深一丈餘、天明三年淺間山熾燒の時、燒出し石土流れ來り、水底に停りしかば、川底漸く高くなり、水崖の村落に比すれば水底或は二尺、或は三四尺高きを以、堤を築きあげ、敷は二十四間、高さは二丈餘に及ぶ、是を以常には水流を通ずれど、一旦水溢にあへば、數村の人民災に逢こと甚しと云、此川郡中にて酒卷下中

條須賀上新郷下大越上本川俣稻子下村君の村々に船付の地ありて、江戸への運道を通ず、

會ノ川 元利根川の支流なり、古上新郷と上川俣村の境より利根川を分流し、羽生領の中を東流し、川口村の東にて東南二派に分れ、其東するものは今の島川に合し、南するものは今の古利根川是なり、按に【夫木集】に載し、岩瀬渡古江浦などいへる古蹟と覺しき所、此川の北岸にあれば、當時大河なりしこと知るべし、又利根川の分流せし所は、文祿三年左中將忠吉卿忍御在城ありし頃、家人小笠原三郎左衛門主命を奉じて水路をたち、堤を築きしより古川となり、夫よりこのかた上新郷西福寺の境内、湧出する所の水を水源とし、又近村の悪水落合て一條の流をなす、流末は北篠崎村に至て葛西用水堀へ入、川幅二間許、

古利根川 附中川 此川古は郡中上下外野村と佐波村の界にて、利根川分流し、向川邊・羽生二領の間をすぎ琴寄村と葛飾郡高柳村の界にて利根川の支流と會し川口村の東にて、會ノ川と合ひて一流となり、又二分して一は島川へそゞぎ、一は本郡の東界を流る、然るに後年に至りて、川口村の方へそゞぐ流れを築止め、そこへ葛西用水路を開かれしかば、此川へ會する利根の支流

を却て本流となし、葛飾郡の界を東流して、栗橋宿と中新井村の間にて又利根川へ入れり、川幅四十間、長三里許、しかりしより此川中絶て自から二川となれり、其一なるは即ち郡の東界にかゝれる流にして、水源本川俣村より、利根川を分流する葛西用水路なり、其水を本郡栗原村と、葛飾郡上高柳村との界にある琵琶溜井へそ、ぎしより、古利根川の名起れり、夫より南流し、伊勢野村境にて東へ折れ、葛飾郡東葛西二郷半二領の界を流れて、同郡金町村と小向村の間より江戸川へ入、又伊勢野村の東にて南へ流るゝ一條あり、こはもと葛西領の溜井へ濺ぐ分水なり、それは大瀬村と葛飾郡猿ヶ又村の間へ堤を築き、杵樋を設け、溜井にそそぎ入、餘水は溜井より東西葛西領の堺を過て海へ入れり、然るに寶永二年此堤洪水に流失して、葛西領の村々水災に苦みしかば、川幅切廣げられ、溜井は尙元の如くなりしを、享保十四年この溜井を廢し、彼葛飾郡二郷半領と東葛西領との界へ流入る、本流を伊勢野村の對岸なる、葛飾郡戸ヶ崎村と猿ヶ又村との間に築止、其堤の内へ前の溜井を遷され、井是なり、もとの大瀬村と猿ヶ又村の間にありし堤を切りて、再び川の兩岸を廣げられしより、此川南の方へ直流して海に至

れり、されば今水上より伊勢野村と對岸戸ヶ崎村までの間を古利根川と唱へ、かの新に切廣げられし所大瀬村と猿ヶ又村との間より海面の落口までを中川と稱し、足立郡淵江領及び葛飾郡東西葛西の中間を過て東海に入る、川幅凡八十間、兩岸に水除堤を築けり、尙葛西用水の條と參考すべし、  
間ノ川 武藏上野の界を流る、是も利根川の支流にして、當郡飯積村と上野國邑樂郡島村との間より入る、されど今此邊にては小流となれり、同郡海老瀬村と小野袋村の間に至ては川もひろごり、兩村の堺を流通して渡良瀬川に入、川幅十五間、長一里餘、  
渡良瀬川 東北の方下野及び下總の國界を流る、水源は下野國足尾の山中より湧出し、上野・下野の國界をすぎ、上野國邑樂郡海老瀬村と、下野國都賀郡下宮村の境より、郡中小野袋村の北に出て、野州郡賀郡下宮村と、下總國葛飾郡悪戸新田との間より出る思川と合し、本郡本郷村と葛飾郡新久田村中田新田の境にて、利根川に入る、川幅大抵凡十間、郡にかゝること一里半、兩岸に堤あり、  
綾瀬川 南の郡界を流る、元荒川の支流なり、足立郡五町臺村と本郡高虫村との間に分流し、當郡の界を過

て、蒲生村と足立郡太郎左衛門新田との間に、又二流となり、一は足立郡の内に入、其一は郡境を流る、是を古綾瀬と云、此二派又足立郡古笹原村の北にて一流となり、浮塚村と内匠新田の間に又二分し、一は埴村と足立郡六木新田の間に古利根川に合す、是も今は古川となり、古綾瀬と同一水脈なし、一は南へ流て足立郡に入る、川路の變遷等すべて足立郡の部に出せり、

元荒川 郡の坤より南の境へかゝり、又郡中を東へ貫て流る、水源は大里郡より流出、郡中大井村と大里郡佐谷田村との間を經、本郡高虫村と足立郡五町臺村との境より始て郡内に入、夫より長に折東流して、南百村と中島村との間に、東の郡境古利根川に合す、川幅二十間、或は三十間餘、

忍川 郡の西にあり、水源は忍城に添へる沼より出、行田町の四方を廻り、長野村にて一條となり、長の方に流れ、北根・赤城兩村の境にて星川に入、水源より二里餘、川幅十四間、

星川 大里郡廣瀬村にて荒川を分水す、是を成田用水と云、それより石原村にて二流となり、一流は上ノ村小宮堰の下に至り、始て星川と名づく、同村成田龍淵寺

の境内龍ヶ淵より湧出する水と合ひ、東流し郡中篠津村にて元荒川に合す、川幅十三間餘、  
福川 郡の乾を流る、水原は幡羅郡より出て、同郡及び本郡の間を過、郡内酒卷村にて利根川に入、川幅十三間、長一里、  
成田用水 附小宮堰 齋條堰 水源は大里郡廣瀬村にて荒川を分水せり、是を成田堰と云、忍領二十五村、其餘は大里郡の用水とす、此水路成田堰より同郡石原村までは一條の流にて、彼村より又分流す、一は則成田堰にして、忍領の用水なり、一は星川と號す、水路は其川の條に辨せり、流末齋條村に至り、堰を設けて近村の用水とす、是を齋條堰と號す、  
北河原用水 附稻子用水 忍・羽生二領四十六村の用水なり、正保元年伊奈半十郎北河原村内にて福川を堰入、此時より北河原用水と唱へしが、寛文六年此邊甲府殿領知となりし頃、北の方水流乏きによりかく領内稻子村に杵樋を設け、別に利根川を分水して此邊諸村の助水となせり、されど年へて又水利の分派不便に至りし故、享保十三年井澤彌惣兵衛上中條村へ杵樋を移せり、かくても唱へは元の如しと云、水路は小須賀村を過て後、南北二派となり、南方の一派は羽生領南邊の村々に濺

ぐ、北の一派は同領の北邊へ通ぜり、  
 三沼代用水 下中條村にて利根川を分水し、郡中及び足立郡の村々に濺ぐ、此代用水と號するは、古本郡に黒沼・笠原沼・足立郡三沼等或は綾瀬川・元荒川・星川より用水を引しが、享保年中井澤彌惣兵衛命を蒙て是等の沼を埋み、許多の新田を開墾せし後此用水を翹む、幅八間、水源は下中條村より南の方へ流れて星川に入、上大崎村に至て二流となり、一は笠原用水と號す、一は南流して又三沼代用水と唱へ、柴山村にて伏越樋を設て元荒川の水底を泳り、夫より下蓮田村と足立郡上瓦葺村境なる綾瀬川に掛樋を設け、瓦葺村に至て二分し、東西村々の用水となる、分水口より足立郡の流末まで、十三里に及ぶといへり、  
 新川用水 騎西領四十四村の用水なり、此村々元は星川齋條堰の餘水と、忍川の水とを水田に沃ぎしに、享保十三年より三沼代用水を助水とせり、水元は上崎村にて、星川に堰を設け牽來るとなり、  
 葛西用水 本川俣村にて、利根川を分ち、羽生領北條崎村にて會ノ川に合し、川口村に至て三分し、其一條は東南の方葛飾郡幸手領の水田に沃ぎ、二條は共に南流して、本郡栗原村と葛飾郡上高野村の界を流る、古利

根川に設けし琵琶溜井に入り、夫より東南の方へ流れ、流末松伏溜井に至り、本流の左右別に東西へ分流す、其一は葛飾郡松伏村へ引樋を設て引入、同郡諸村の用水とす、其一は郡内増林村の内へ引入、元荒川の流末に設たる瓦會根村溜井に沃ぎ、八條領と足立郡谷古田・淵江二領及び葛飾郡西葛西領總て三百餘村の用水とせり、抑此用水路は初め萬治三年伊奈半十郎命を奉て疏通し、幸手領のみの用水とし、其餘元荒川古利根川の諸水を引て耕種せしに、享保四年伊奈半左衛門・石川傳兵衛等、本川俣村の分水口を切濶け、又別に上川俣村に水口を設けて其助水とせしに、水かさ多をもて程なく寶曆年間廢せられたり、又瓦會根溜井は萬治の頃、本所の上水及び八條領の用水なりしが、本所の方は廢して、今は前に載る八條及び足立・葛飾二郡の水田に沃げり、此水流水源より東葛西流末まで十三里餘に及べり、  
 笠原堰 笠原村内の荒川に堰を設け、當村及び足立郡鴻巣領數村の用水とす、  
 土産 木綿 縞 糯米 午房 索麵 大根 葱  
 右岩槻越ヶ谷邊の名物として世に稱せり、

新編武藏風土記稿卷之百九十九 之終

新編武藏風土記稿卷之二 百之

埼玉郡之二 岩槻領

○岩槻城並城下町 岩槻城は郡の巽にありて、西南を首とし、東北を尾とす、本丸二丸内外の郭二つの櫓臺七つの城門あり、本城のさまは東北に元荒川の水流れ、東より南へ亘りては堀を設け、或は深田をもて要害にあつ、外郭に五ヶ所の門あり、其内諏訪小路口林道口の門外は、市店連住し、其餘の門外は田間にして、城下町は其内にこもれり、郭外を廻れば凡二里に餘れり、此城のなりし初を尋るに、長祿元年太田入道々灌築きし處にして、其要害巖石をもて築きし如くなればとて、岩築の城と名付しと云、されど當所彌勒寺へ、北條相模守重時が寄附せし寛元四年の鐘銘に、武州埼玉郡籠輪郷岩付と彫たれば、其唱もとより舊く、道灌當城を築きしより起ると云は、後人の附會の説なるべし、按に古戦記等に、太田道灌江戸河越岩槻鉢形等九ヶ所の城郭を取立て、長祿元年三月朔日經營なると、後太田美濃守資頼當城にありし時、家

人澁井三郎といひしものひそかに、北條左京大夫氏綱にかたらし内應せしかば、大永五年北條勢攻圍みしにより、城主資頼もふせぎかねて、二月六日に城落いれり、此時城兵三千餘人討死し、資頼は石戸へ引退く、足立郡石戸に古城址あり、その所、其後享祿四年の九月、資頼再び軍勢を催し當城を攻けるに、此度は澁井三郎もふせぎかねて見えしが、廿四日終に討死す、よりにて又資頼が持城となれり、天文二年其子信濃守資時に譲り、其身は世を通る資時もいく程もなく卒しけり、かくて美濃守三樂この城を守り、しばし北條左京大夫氏康と戦ふ、其子大膳亮氏資に至り、父にそむきて北條氏康に屬す、三樂こゝにたまりかね、城を出て常州に趣き、佐竹左京大夫義昭に客居す、氏資卒して子なければ、北條氏政の次男十郎氏房に、太田の氏を名のらせ、此城に居らしむ、天正十八年太閤秀吉小田原攻の時、當城へも討手を向らる、五月十九日の早天より、上方三河の軍兵ども一つらとなりて押寄たり、大手の方は淺野彈正少弼長政・同左京大夫幸長・本多中務大輔忠勝・同平八郎忠政、搦手は鳥居彦右衛門元忠・平岩主計頭親吉、和氣口は木村常陸介兄弟なり、北條方にて妹尾下總守某・片岡源太左衛門某など、くつきやうの覺の者なりしかば、其口々を破られじとて、人數あまた率ひて

郭外へ打て出、敵味方入亂れ追つかへしつ相戦ふ時に、淺野長政謀を廻らし、城外の風上より火を懸しかば、折節風烈くして餘煙たちまち城中におほひかゝるを見て、敵兵たまりかねて引退く、寄手は勝に乗じて逐かくる處に、岩槻勢大手の門前にて返し合せ、また大に戦ひしかば、寄手も手負死人少からず、されどいよくひるむ事なく、頻に競ひ進みしかば、敵方こらへ兼て皆城中に引入ける、本多平八郎忠政今年十六歳、淺野左京大夫幸長十五歳先登して、大手の車橋の上に於て奮戦す、又本多忠勝の相備たりし長澤の松平源七郎康直・植村土佐守泰忠も共に戦功あり、かくて忠政の旗奉行三宅理兵衛・鈴木九郎左衛門、車橋より城門へ一番に押入、旗を颯と押建たれば、相續て吾もくと込入たり、妹尾も片岡も今日を最期と思けるにや、一足も退かず挑戦ふ、忠勝家人下里藤八郎・江原市内・長坂甚内・小野田新五郎等枕を雙べて討死す、蜂須賀金左衛門・川合又五郎以下疵を蒙る者多し、平八郎忠政も山田大學助が放つ矢鞍の前輪に中り、手を負しが妹尾下總守兼延と互し合、竟に兼延を突伏て高名を遂にけり、其砌鐵砲疵をも得けれども猶進て戦ける、向坂與五郎衛門・永田角左衛門・内藤源太左衛門などいへる家人、よく相從て粉骨の功をあらはす、此間多門傳十郎・山口加

平次矢を飛せ、梶金平勝忠鎗を合せたり、搦手の寄手鳥居彦右衛門元忠・平岩主計頭親吉も新曲輪を受取て、手いたく攻かけしに、城中にも其口危急なるべしとて、穂坂大炊介・山口平内・山角彦三郎等の勇兵共馳加はり、身命を惜まず奮撃して悉く討死す、寄手進んで隠居曲輪へ押入火を散して攻戦ふ、赤坐久兵衛直保の手にも、三十餘級の首を捕れり、鳥居元忠の家人、一宮左大夫・寺田喜兵衛・小田切又三郎以下討死三十餘人、手負七十四人と聞ゆ、されど程なく二ノ郭陥て、淺野・本多・平岩・松平源七郎・植村土佐守一所に成て、本丸に取詰たり、伊達與兵衛は名に負ふ勇士なれど、時至り力盡て櫓より笠を揚げ、降を乞て城を渡し、同き廿日退去したりければ、城は其ま、淺野長政の手に受取、氏房の妻妾及小田原の城へ籠りし者の女兒眷屬等を三ノ丸に入置、番卒を以て警固をなさしめ、長政は子息左京大夫幸長を名代として人数を残し、其身は小田原に趣けり、こゝに於て落居せり御入國の時高力河内守清長に賜ひ、土佐守正長左近大夫忠房に至れり、忠房が時慶長十四年三月城悉く炎上す、其後新に城郭殿舎を造營せり、東照宮此ほとりに鷹狩し賜ひ、城内に入御ありしかば忠房迎へ奉る、東照宮新築の殿舎等を御覽じて、回祿の後未だ程へざるに、早くな

れること勤めたりと云べしとのたまふ、江戸へ歸りたまひし後、忠房が弟河内守長次を御使として、白銀二百枚を賜へり、高力氏三代當城の主たりしが、元和五年遠州濱松へ移され、當城をば青山伯耆守忠俊に賜はり、同七年故有て遠流せられ、明き城となりしをもて、朽木内膳正新庄駿河守に命じて、互に守らしめ賜ふ、同九年まで二人預り奉り、同年阿部備中守正次に賜はり、五代を経て對馬守忠盛が時、延寶元年丹後國宮津へ所替ありて、同年板倉内膳正に賜はり、同三年板倉氏は信州松本へ移り、當城は戸田山城守忠昌に賜ひ、天和三年下總國佐倉へ移されて、松平伊賀守某が居城となり、元祿十年に至り、但馬國出石へ移り、同年小笠原佐渡守長信の居城となり、七年を経て永井伊豆守直敬伊賀守直陳の時、寶曆六年美濃國加納へ移され、同年大岡出雲守忠光に賜はりしより、引續き今子孫主膳正忠正の居城なり、  
本丸 土居を築き塀を廻らし、東北は 御茶屋曲輪 本丸の東本丸沼にし、西南は堀を構へり、  
御成御門 本丸の西南にあり、この門を出れば車橋門のり、日光御宮御參詣の刻、御宿城となれる故なり、  
○二丸 本丸の南の方なり、こゝを築き、北の竹澤曲輪に續けり、天神曲輪の中間にて、東方に天神社 明戸口をすれば本城のうしろを廻

り、はては新正寺 武具藏三ヶ所あり、二は本丸・二丸の中間にあり、  
車橋門 御成門の外西方にあり、こゝに植木屋敷あり、  
一は大手門の北にあり、一は新正寺曲輪 本城の東の方にあり、此をすれば田中町に至れり、  
久伊豆明神社 新正寺曲輪にあり、當城の鎮護にし、別當光明院 大手門 本丸の西北にあり、前 澁江口門の西北にして、岩槻往還より大手の方へ通ずる口なり、門内は土屋敷なり、これ内外境の口にして、外來の人容易に出入することとを許 撞鐘 澁江口の内にあり、鐘には享保五年城主永井伊賀守鑄造の由を彫れり、澁江町の里正某が承りて、二六の時を報 木下門 澁江口の西南にあり、この内に唱ふる所 裏小路 これも西南の方にて、この内も 天神小路 大手門の前より西南の方への直路なり、天神口と號す、  
二社、天神小路 學藏寺 門末、惠光山 是雲院と號す、本尊三寶を 諏訪小路 大手門の前より東南に入る小路にして、こゝをすれば富士宿 諏訪社 諏訪小路門、妙學寺 同所にあり、町に至れり、  
浄源寺 一向宗、西本願寺の末、安山香仙本尊不動を安す、  
正福寺 天台宗、慈恩寺、東光山延命院と號す、  
長慶山と號す、  
開山を善正と

云、本尊彌陀を安ぜり、  
○元荒川 城の北より東に繞て流る、北の方掛村境より、東の四十間程に至る、其間に橋あり、田中口の外にあるを田中橋、辻村の境にあるを辻橋、新曲輪町の東に在るを新曲輪橋と唱へり、

○城下町 岩槻城の西にありて外郭の内なり、東より寅の方は本城にそひ、南は栢崎村、西は箕輪・加倉の二村、北は本宿及本荒川を越えて、對岸は辻村なり、東西十一町、南北十五六町に餘れり、其間に市宿口・諏訪小路口・且過口・田中口等凡五ヶ所の門を置き、市宿町・久保宿町・澁江町・且過町・横町・新町・富士宿町・林道町・大工町・田中町・元代官町・元同心町・新曲輪町等の名あり、其内且過町・大工町は久保町に屬し、元代官・元同心の二町は、田中町に屬したれば城下九町と號し、總名を岩槻宿と唱へり、長祿年中太田道灌當城を築きし後、所々の村民來り聚り、こゝに住してより隨て民居も廣まり、代々城附の町場となれり、當所の舊家九郎左衛門の祖先勝田佐渡守といへる者、市を立んことを北條氏房に願ひければ、氏房これを免許し、永祿三年正月初て市を開きしより、打續き天正十八年落城の時、町人等半ば離散せしを、御入國の後當城をば高力河内守清長に賜ひ、且台命により地子免許

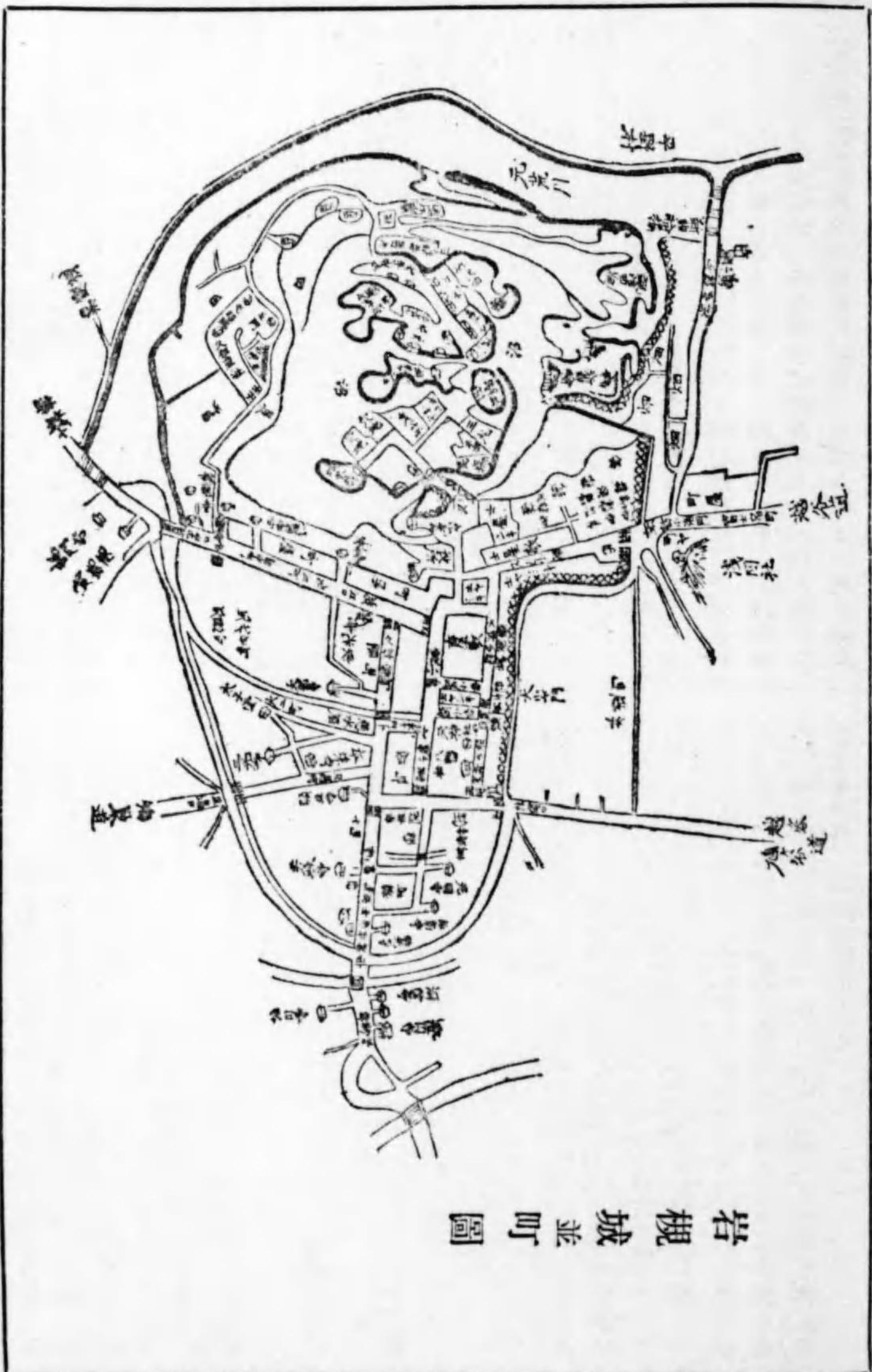
の地を與へしかば、彼散亂せし商人等追々還り來り、遂に今の如き繁榮の地とはなれり、後又慶長六年先規の如く、市免許の掟書を高力某より當所に與へり、其文左に載す、

定掟之事

一 上宿市に下宿之諸商物、並他所より來る人馬留置義、堅く令停止事、  
一 ふと物、ゆたん、上宿まつとう前にて可致賣買事、一 諸賣買先々のとくたるへき事、  
右定處、惣町肝煎中立合堅可致下知也、若背此旨輩有之者、代官より可申上者也、仍而如件、  
慶長六年己酉霜月一日 高力河内守花押

岩付市宿 肝煎中

これより引續き今も毎月一六の日をもて、市の定日となせり、當所は日光御成道宿驛の一にして、道幅八間餘、江戸よりの行程九里、戸數五百六十餘、用水不便なれば、天水を俟て耕をなせり、土地の産物葱・午房の類をもて岩槻の名品となせり、其内午房は城主より公への上りものともなり、味美なれば世に賞せり、前にもいへる如く太田氏城主たりし時より、代々城附の領にして今も替らず檢地は明曆二年阿部對馬守糺せり、



岩槻城並町圖

高札場市宿町の中

○澁江町 澁江町は大手門の前澁江口の外にて、日光御成道の往還なり、北は田中町に続き、西に折るれば久保宿町に至れり、按に澁江氏家系云、彈正忠平景胤は古河公方義氏に仕へ、累代武藏國埼玉郡岩架澁江に住す、故に氏とす、後孫徹齋長善幼少より醫術を學び、後移て江戸に住し、寛永十年召出されて御醫師となれり云々、(東鑑)建曆三年五月十七日の條に、武藏國大河戸御厨内八條郷、賜式部大夫重清、但地頭澁江五郎光衡者、如本所可安堵之由所被仰下也云々とあり、これによれば舊くより澁江氏、當國の内を領せしこと知らる、且澁江は當國七黨の内野與黨より出て、澁江四郎經遠・同有光同光茂など云人あり、是等當所より出し人ならん、嘉慶元年の鐘の銘にも、崎西縣澁江郷と載せしことは、下の金重村にもいへり、

淨安寺 淨土宗、京都知恩院の末、快樂山微妙院と號す、本尊彌陀を安ず、當寺往昔は眞言宗なりしが、いつの頃にか廢せしを、永正二年天誓了開再び開きて、今の宗に改めたり、故に了開を以て開山となせり、(淨土傳燈總系譜)云、天誓上人光蓮社了開明應元年増上寺に住し、第五世となり、又同じ明應中足立郡花又村に於て、實性寺を建て彼所に退隱すと、寺傳に了開は信州伊奈郡高遠の人にて、父は飯田監物直明と號し、母は野澤氏の女なり、始め禪林に入り、後に了譽聖阿

上人の門に入て改宗し、明應元年江戸増上寺に住し、永正二年當寺を開き、同じ年七月八日示寂すと、又天文年中當寺の住僧緣譽稱念自行のために、新に三十六珠の貫輪珠と云ものを初て製し、今も淨門にてはこれを用ゆと云、寺領六十二石餘は慶長七年十一月賜はれり、寛永年中後少將忠輝の嫡、徳松殿・同母堂見相院共に、時の城主阿部對馬守へ預けたまひしが、見相院は寛永九年四月十三日卒す、同五月廿七日徳松殿卒去、相生院殿明譽珠光清空大禪定門と謚し、共に當寺に墳墓あり、又天正年中太田氏房より與へし文書は、貞享年中火災にかかり、今は寫を藏せり、左に載す、  
當寺並末寺役等不入之事、自今以後不可有相違者也、  
仍如件、  
天正十五年丁亥十月十八日 氏房

淨安寺 慶長五年奥州御征伐の時、此寺に御一宿あらせ、閣東照宮られし御山緒をもて、御宮を勸請し奉れりと、關

西心庵 ○龍門寺 淨土宗曹洞派、男衾郡寄居村正龍寺の末、玉寅越天正十五年示寂、天文十九年齋田若狹守開基せりと云、若狹守が法諱を玉峯道全上座と號し、卒年は傳へず、按に足立郡花又村實性寺の開基齋田左兵衛尉頼康、大永元年七月二十三日卒せりと、彼寺の傳へに頼康は、岩槻の城主雅樂頭某の子なりと、されど岩槻は其頃太田氏の居城にして、彼家系にも雅樂頭と云ふのせざれば、恐くは若狹守も頼康の一族にして、太田氏の旗下なりならん、不動堂 不動は慈覺大今も太田家に齋田氏の家人あり、

餘の立像 烏瑟沙摩明王社 辨天社 ○東光寺 新義眞言宗、なり、瑠璃山と稱す、本尊藥師は春日の作なり、近郷湯仰するもの多く、延享年中堂宇を再興せり、○觀音寺 本覺山と稱す、彌勒寺の末、本尊十一面、龜山稻荷社和

年中松平伊賀守、丹波龜山より當城へ移りし時、彼地より來りし白狐當寺にて死せし故、稻荷に祀りしと云、  
○田中町 田中町は澁江町の西市宿町の東に接せり、こも日光御成道内にて、北の方に田中口門あり、松龍寺 禪宗曹洞派、宿内大龍寺 ○成就院 天台宗、慈恩寺村

の末、本尊釋迦を安ず、○成就院 天台宗、慈恩寺の門徒なり、金色山と號す、○大壽院 本山派修驗、葛飾郡幸手不動本尊勢至を置り、  
○久保宿町 久保宿町は澁江町の西市宿町の東に接せり、こも日光御成道の内なり、當町の中程より北に入る小路を且過町と呼べり、そこに門あり、又東の方北へ入小路を、大工町と云、

大龍寺 禪宗曹洞派、江戸愛宕下青松寺の末、雲居山と號す、本尊釋迦を置、開山一峯齋元和九年十一月八日寂せり、開基は岩槻城主青山伯耆守忠俊にして、則其人の位牌あり、大龍寺殿春室宗心居士、寛永二十年四月十五日と記せり、

○三光寺 天台宗、東叡山の末、愛宕山滿藏院と號す、本尊地藏、開山元立寛永年中起立とのみ傳へり、  
愛宕社 稻荷社 松尾社 ○願生寺 淨土宗、宿内淨安寺と稱す、本尊彌陀、明 庚申堂 ○本榮寺 淨土宗、宿内眞和四年鑄造の鐘なり、

三寶祖師 市宿町は、久保町の西に續けり、

牛頭天王社 市の守護

芳林寺 禪宗曹洞派、駿河國志太郡藤枝宿洞雲寺の末、太平山

日示寂、相傳ふ當寺往古は地藏寺と號し、比企郡松山にありしが、太田大和守資高母芳林尼追福のため、永祿十年當所に移し、堂塔を修造し、地藏寺を改めて芳林寺と號せり、故に資高を以て開基となせりと、境内に資高の墳墓たてり、當寺開基昌安道也居士、永祿十二年八月二十三日と彫れり、鐘樓 元文元年鑄造 太神宮

白山合社 稻荷社 地藏堂 ○彌勒寺 新義眞言宗、山城末、光岩山釋迦院と號す、本尊五大明王、當寺寛元四年鑄造の古鐘を本堂に掛たれば、舊きよりの開闢なること知らる、境内に卜部六郎季國といへる、墓碑ありし由を傳れど次第に破損して今は笠石とおぼしきものみ残り、古鐘の銘は左にの

南關浮提大日本國關東道武州、埼玉郡籠輪郷岩付光岩山釋迦院彌勒寺、願主法印宗典代 鑄之、施主北條相模守平朝臣重時、爲善根寄進臣慈功力此鐘、一度撞則出離三界之苦成證正覺、  
維時寛元四丙午年夷則上澣 鎌倉 御鑄師

椎名伊豫守藤原吉次

當時皇矣天下泰平、國土安穩、殆庶而鎌倉騷動靜謐、殊者願望成就、旨趣願文、進別紙而已所、

十二月大祥日

謹言

清瀧權現社 稻荷社二字一は寄守稻、藥師堂 ○西光寺 彌勒寺の門徒、安養山阿彌陀院 鹿島社 稻荷社 第六と號す、本尊彌陀を安ぜり、

舊家者九郎左衛門

勝田氏なり、先祖は勝田佐渡守と號し、北條氏資に屬し、後太田十郎氏房に從ひ、岩槻に居住してより代々こゝに居住し、其子大炊助も氏房に屬して、屢々軍功ありと云、北條氏政・氏直・氏繁・氏資・康成及太田十郎氏房より與へし文書を藏せしが、享保五年回祿に罹りて烏有となれど、其内氏繁・氏資・氏房等よりの文書三通の寫は傳れど、さして考證とすべきことなればとらず、

○横町 横町は久保宿町の西より南へ入る小路なり、末に木戸口あり、林道口と號す、

眞淨寺

日蓮宗、池上本門寺の末山を大法と唱ふ、開山日宗寂年を傳へず、○千手院 慈眼山禪宗曹洞派、加倉村洞雲寺の末、開山 秋葉社 永祿十二年香庵明梅慶長五年八月二十八日寂す、三月十八日の勸請なりと傳れば、當寺開山の頃、稻荷社の鎮護のために祭りしものなるべし、

○新町 新町は市宿町の南方一條の小路を隔て、あり、

光明院

稻荷山と號す、眞言宗、宿院の配下、本尊不動、○實樂院 當山派修驗に面金剛を安ず、

○富士宿町 富士宿町は東南の方郭外にて、諏訪小路門の外を云、

富士淺間社

吉田家の配下にて、

神主仙波大和 浮谷村にあり、  
知樂院 禪宗臨濟派、鎌倉圓覺寺の末、本尊釋迦を安ぜり、開山奇文元龜二年寂せり、開基は太田美濃守資朝、天文五年四月卒す、法諡壽仙院殿知樂道可庵主と號し、今も其位碑あり、按に足利寒松和尚の詩稿曰、往歲元龜辛未之春、奇文先師七十九歲、開風雅遜以牡丹花下會友、爲題試社中之人物、予亦少弱陪其座、屈指則五十七年、予今茲丁卯子七十九歲、見牡丹憶昔遊、聊又歎其老、戲作、

試場久慶憶先師、曾賦牡丹宴會期、七十九翁同耄矣、已忘體律不言詩、

又曰、奇文先師と隱於不閑、當其時珠子隨侍中瓶、辛未十二月十四日寂世、壽七十九、至子今年壬子四十二年也、則同人のことなるべし、

林道町

林道町は、諏訪小路門より南方へ通ずる所なり、

○新曲輪町 新曲輪町は富士宿町の内より東に入る小路を云、この小路を東に行けば、元荒川に至る、中間に橋

を架す、新曲輪橋と云、

○加倉村 加倉村は江戸を距ること九里、日光御成道係れり、箕輪郷騎西庄に屬す、民戸四十九、東は岩槻宿、南は栢崎村、西は綾瀬川を限り、足立郡宮ヶ谷塔村、北は箕輪村なり、村の廣狹凡三町四方許の地にて、天水を湛て田間に沃ぐ、御入國の後は岩槻の城主高力河内守に賜はり、夫より世々城主の領地にして、今大岡主膳正領分なり、檢地の年代詳ならず、

高札場

村の中程にあり、

久伊豆社

村の鎮守なり、祭神は大己貴命に、  
○龍神社 村の鎮守なり、祭神は本地佛十一面觀音を安ず、  
○龍神社 以上三社大

淨國寺

淨土宗、關東十八檀林の一なり、京都知恩院末、佛眼山英隆院と號す、寺領五十石は、天正十九年に賜へり、

寺傳に云當寺は圓蓮社總譽清嚴の草創なり、この僧元足立郡鴻巣宿願寺に住せしが、太田十郎氏房俗縁により深く歸依し、清嚴退隱の爲當所にて寺地を與へしにより、天正十五年移りて起立せしと云、其時の文書あり、其文に、

爲勝願寺隱居、於當地一寺進之候、一廉御建立尤不可有相違者也、仍如件、

天正十五年丁亥八月十一日

氏房花押

勝願寺

是證とすべし、尤この清嚴は道德の聞へ世にしる所にして、  
【淨土高僧傳】に載て云、釋清嚴、齋齡齋樂、大照山當時講學有名少壯折論匠、嘗翻翔殊親、林之碩老、故後達禪教之綱玄、治盛年涉獵、大藏常樓止佛眼山、丕光開運、乘書爲築淨國寺第一祖、法流洋々于今博洽之、學士鼓蕩法雷、實六月廿七日、嗣遷化于眼山云々、又傳燈總系譜に號終願相州小田原人、  
法於河越感譽、又受鎌倉光明寺看譽、初住武州平方馬蹄寺、(第二世)又爲蓮馨學頭、元龜元年開建上州高崎大信寺、天正十五年開基武州埼玉郡岩付淨國寺、森立法幢、文祿元年六月廿七日寂と見ゆ、是等にも高僧なること知るべし、されば前云如く、當寺は氏房の信仰淺からざるにより、天正十六年岩槻より境内法度の朱印を出せり、其文に、  
於當寺所化之法談執行、依之聽衆見物被下之族、惣別橫合狼藉不可有之、若違犯之輩有之者、記交名可被遂披露、即可處嚴科旨、依仰狀如件、

天正十六戊子五月十三日

宮城四郎兵衛

淨國寺

これによりても、古へより盛なる寺なること知らる、元和年中阿部備中守正次、岩槻の城主となりしより、菩提所とせり故に其子對馬守に至り、供養料として綾瀬川の邊なる新田を寄附せしが、小笠原佐渡守城主となりし時、其事止しと云、本尊は三尊の彌陀なり、何れも安阿彌の作にて立像なり、この本尊は記主禪師深く信仰ありて、上足寂慧上人に譲り與へ、則鎌倉金戒光明寺の本尊とせり、其後同寺三世定慧上人の時、記主禪師の草創なるを以て、鴻巣勝願寺へ移して本尊とせしを、清嚴和尚又當寺、寺寶 東照宮御朱印一通 是は小田原御陣の本尊とせしと云、



淨國寺境内圖



時、開山清嚴使僧を以て、御機嫌を窺ひ奉りしにより賜はれりと云、同御黒印一通御形なり、是は文祿二年肥前國名護屋御滞陣の時、第二世全阿教養使僧を以て、御容體を窺ひ奉りし御返書なり、彌書狀三通一は名護屋御陣の時、前に出せし御黒印に附してによりて出せしものなり、一は三毒不滅の論義につき、仰被仰出、御内意の事につき出せしものなり、  
 文書二通 是は出に前せし天正十五、大藏一覽一部手自ら、三世の住僧保譽、彌陀來迎之畫一幅、惠心、大字名號一幅、傳察へ賜へり、  
 紀伊中納言 同一幅松平感前、聖徳太子自作像一軀、觀綱教綱筆、  
 音 地藏 毘沙門天何れも運慶、金欄戸帳、同打敷、縞珍水引、右何れも桂昌院、釋迦如來左眼舍利、此舍利は、三侯山教藏と云僧、故ありて尾張國熱田にて得たりしを、後他の手に渡り、菅原某清嚴和尚に附與せしものなり、當寺山號はこの舍利により、同涅槃像、純子幡二寄附なり、綸子打敷、竹姫君御寄、衆生天蓋、本堂、元の本堂は、東照宮の御造に置りしより、後再建せしと云、此外阿部氏、中門、惣の祖先備中守正次の牌殿あり、法名英隆院、  
 門 此圖は駿府御城内にありしを、東照宮より賜はりしに、門より此地に移せり、故に葵御紋附にて四ッ足門なり、  
 下馬札 當寺三世傳察の時、經藏、鐘樓、享保十七年の造立な免許ありしと云、

銘文を彫、稻荷社、石尊・金毘羅の二神を合、地蔵堂、御茶水御ありし時、此水を沃て御茶となし獻せし所、其水の清水なることを稱したまひしより、日光御社、  
 ○澄園寺、淨國寺、秋參の時、舊例に任せ獻じ奉ると云、

○谷下村、谷下村は江戸よりの行程、郷庄且領主の遷替等前村に同じ、元祿改定のものに加倉村の枝郷と載たれば、さまで古き村にはあらず、東は栢崎村、北は加倉村、南西は綾瀬川を限り、足立郡宮下・膝子の二村なり、東西六町餘、南北二町程、民家二十八軒、用水は綾瀬川を引、田間に溉ぐ、檢地は寛永十五年改ありし由、奉行の姓名を傳へず、恐くは五年阿部對馬守改めしなるべし、  
 高札場、村の中程にあり、  
 小名、前耕地、  
 綾瀬川、郡境を流る、幅十間許、

久伊豆社、村民の持なり、社の傍に庵を設け、僧を置いて守らしむ、其庵に不動を安ず、  
 ○箕輪村、箕輪村は江戸よりの行程郷庄等前村に同じ、岩槻宿彌勒寺にかくる寛元四年の古鐘に、埼玉郡箕輪郷と彫りたれば、古き地名なること知るべし、又成田氏家の姓名をしるせしものに、箕輪勘解由永六十貫文在名と載す、これ當所より出し人にや、今子孫詳ならず、民戸二十六、東より南にかゝり岩槻宿及び綾瀬川を限り、足立郡宮ヶ谷塔・深作の二村、西も深作村にてこゝも同川を境とし、北は平林寺村なり、村の廣狭四方一町半に過ぎ、天水を以て耕植せり、古領主の遷替は前村に同じ、寶曆六年より御料に屬し、今に替らず、其餘岩槻淨安寺領あり、檢地は寛永五年阿部對馬守改し後、新田を開きて寶曆十三年大岡十三郎・服部傳右衛門札せりと云、  
 高札場、村の南にあり、  
 小名、下田、綾瀬川、西畑、寺前、  
 綾瀬川、村の西より南を屈曲して流る、幅十間、岸にそひて水除の堤あり、  
 久伊豆社、村の鎮守なり、  
 知證院、新義眞言宗、岩槻宿彌勒寺末、明

○佐太夫新田、佐太夫新田は郷庄の唱前村に同じ、江戸

より九里餘、當村及び以下長左衛門・江川・掛の三新田は岩槻宿附にて、四ヶ新田と號せり、されど正保改定のものに載せざれば、それより後に開けし地なり、當村に係る處民戸二、東は箕輪村、北は馬込村にて、西南は箕輪新田の飛地に續けり、四方共に一町餘、開發より以來岩槻城主の領分にして、今は大岡主膳正なり、檢地は詳ならず、

○長左衛門新田 長左衛門新田は四ヶ新田の一なり、民家十四、東は箕輪村、西は馬込村、南は箕輪村の飛地にて、北も平林寺村の飛地によれり、東西八町餘、南北も同じ、其餘金重・本宿二所の間及平林寺村等に當村の飛地あり、綾瀬川 西を流る、幅七間、水除の堤あり、

○金重村 金重村は江戸よりの行程、郷庄の唱檢地等は前村に同じ、按に常陸國眞壁郡大寶村大寶寺の、八幡社に掛し嘉慶元年の古鐘銘に、武藏國崎西縣澁江郷金重村、金鳳山□□寺と載たり、此鐘は中古まで隣村にありし平林寺の鐘なるにや、此寺今は新座郡野火留にありて金鳳山と號せり、野火留村平林寺の條合せ見るべし、されば古當村は澁江郷の内にて、平林寺村も當村の内なりしこと知るべし、又當國七黨のもの野與黨の譜に、八條五郎光平が三男を澁江二左衛門と號す、これ岩槻城下今の澁

江町に住せる人なるべし、其二男有茂金重二郎左衛門と云し由を載せられたれば、有茂はまさしく當村の人なるべし、東は本宿村、南は箕輪村、西は平林寺村、北は掛村なり、東西五町程、南北十二三町、此邊の村々は天水をもて耕植せり、古より岩槻城主の領分なりしが、寶曆六年城主永井伊賀守直陳美濃國加納城へ轉せし時、上りて御料所となり今に替らず、

高札場村の中程、小名 間ノ谷、牛頭天王社 村の鎮守なり、村民の持、藥師堂 村民の持、

○平林寺村 平林寺村は前村に辨せし如く、古は金重村の内に屬し、中古まで平林寺と云禪刹ありし故、村名は起れり、されど分村せしも近き事にはあらず、正保改定の圖などには別村に出せり、江戸よりの行程郷庄の唱等前村に同じ、家數五十九、東は金重村、南は長左衛門新田、西は馬込・川島の二村、北は元荒川を隔て黒濱村なり、御入國の後は岩槻城主の領分と平林寺領なり、平林寺寛文三年新座郡野火留宿に移りしとき、寺領は上りてこれも岩槻城主の領地となりしが、前村と同一寶曆六年

上りて御料に屬し今に然り、檢地は寛永五年阿部對馬守改し、後新田ありて寶曆十三年大岡十三郎・服部傳右衛門・同十四年辻源五郎糺せり、

高札場村の東に、小名 岡田 皿田 寺分 里 西原地、元荒川 北を流る、幅三十七八間、川の岸より三十間餘を隔て、水除堤を設く、○沼 西の方にさ五六町許、小沼と呼べり、

船越明神社 村の鎮守なり、末社 稻荷、寶藏寺 新義眞言宗、足立郡植田谷本村林光寺門徒、稻荷山と號す、本尊彌陀を安ず、稻荷社、觀音堂 千手觀音を安ず、

平林寺蹟 村の西にあり、寺地の廣さ四町許ありて陸田となれり、御入國の後寺領五十石を村内に賜はりしが、松平甲斐守輝綱こひ奉り、寛文三年己が領分新座郡野火留へ引移し、同郡西州村にて寺領を附し、今はかの地にあり、○本宿村 本宿村は民戸二十、江戸よりの行程前村に同じ、太田氏岩槻城主たりし頃は、本宿町と呼べり、東西五町餘、南北七町許、東は江川新田、南は岩槻町、西は金重村、北は掛村なり、御入國の後より岩槻の領地にして、今は大岡主膳正の領分なり、檢地は明曆二年・寛文六年阿部氏にて糺せり、

高札場村の西南の方にあり、

天神社 村内鎮守に、村民の持、末社 稻荷

○江川新田 江川新田は江戸よりの行程領主等前村に同じ、四ヶ新田の一にして、事は佐太夫新田の條に辨せり、民戸八軒、東は岩槻宿の内久保宿町、南は本宿村、西北は掛村及び良の方元荒川を隔て上野村に接せり、東西五町、南北三町程、檢地は明曆二年糺せり、

○掛村 掛村は江戸よりの行程檢地等前村に同じ、民戸二十餘、東は江川新田、南は金重本宿の二村、西は掛新田、北は元荒川を隔て笹山・黒濱の二村なり、東西十三町程、南北八町許、用水は村内に大さ五町許の溜井を設け、天水を湛へ、本宿村と共に水田に沃けり、當村も以前は岩槻城主の領分なりしが、寶曆六年より御料所となれり、高札場 南の方にあり、

小名 明鏡寺 古かく呼ぶ寺あり、峽田、元荒川 北を流る、幅三十間より五十間に及べり、こゝに水除堤を設く、天神社、庵一字 不動を安ず、以上村民持、○經塚 高二尺許、わたり二間、今小名に呼ぶ明鏡寺にありし經を

納めし塚なりと云

○掛新田 掛新田は四ヶ新田の一なり、民戸十四、江戸より行程九里半、郷庄の唱前村に同じ、南は金重村、西は平林寺村、東は掛村、北も同村及平林寺村入會の地なり、東西五町、南北二町、當村も古より岩槻城附の領にて、今は大岡主膳正の領分なり、

元荒川 北を流る、川幅水除堤等前村に同じ

新編武藏風土記稿卷之二百一

埼玉郡之三 岩槻領

○馬込村 馬込村は江戸よりの行程九里餘、騎西庄箕輪郷に屬す、當村は昔荏原郡馬込村の民、太郎吉と云もの來りて開發し、己が舊里の名を取て村名とせりと云、新座郡野火留平林寺に藏する永祿十年太田源五郎氏資、天正十四年十郎氏房等が寺領寄附狀に、平林寺領馬込と見えれば、古村なること知べし、家數百二十五、東は平林寺村、南は長左衛門新田及び綾瀬川を限り、足立郡深作・丸ヶ崎の二村にて、西は本郡下蓮田村、北は上蓮田・川島の二村なり、東西十五町、南北九町許、當村古より岩槻城主の領分にて、寶曆年中上り御料となれりと、思ふに此邊は寶曆六年永井伊賀守國替の時、御料となりし村多し、爰も同年のことなるべし、其後文化八年大岡主膳正の領分となれり、檢地は寛永五年阿部對馬守改む、下の四村並に同じ、其後新田の檢地は明和三年辻源五郎、寛政十二年野田文藏糺せりと云、

新編武藏風土記稿卷之二百一 之終

高札場村の中程

小名 御藏前 古へ郷藏ありし、小沼原 東の方を云、こゝに間南北百三十間程の沼池あり、馬込 岡口 不葺 野平林寺村と入會の池なり、

久保 丸山 若宮 辻屋 町屋口 殿山 鶴戸原 綾瀬川 西南を通ぜり、川幅十間、川に添て堤あり、

第六天社 村の鎮守 ○雷電社 ○八幡社 以上の社は、不葺合明神社 鷓鴣草葺不合葺を祀し社 ○愛宕社 同寺 ○神明社四宇 ○金山權現社 ○稻荷社四宇 ○氷川社 ○山王社 ○山神社 ○白山社 ○熊野社二宇 ○天神社 ○荒神社 以上の神社は、

満藏寺 天台宗、入間郡古尾谷上村灌頂院末、瑠璃光山東光院と號す、當寺は嘉祥三年慈覺大師の開建と傳ふれど、宗祖を指て開山となすもまゝあれば、うけがたし、中興の僧蓮海寛文十年寂す、本尊三尊の彌陀を安す、藥師堂 藥師は慈覺大 寮 彌陀を ○正藏院 同末、慶龍山極樂寺 藥師の作と云、

○地藏院 新義眞言宗、岩槻市宿町彌勒寺門徒なり、寶幢山秀本尊地 ○不動堂 村民持、

○川島村 川島村も箕輪郷に屬し、江戸より十里、民戸四十餘、東南の二方は笹山・平林寺の二村にて、西は上下蓮田村、北は元荒川を限り、黒濱・城の二村なり、東西十四町、南北十町許、寛永・正保の頃は阿部對馬守が領分にて、後所替ありしより御料となり、延享四年一橋殿領知に進ぜられ今に替らず、檢地は寛永改の後、享保十六年寛播磨守新田を檢せり、

高札場村の東にあり、

小名 前田

元荒川 北の方を流る、川幅三十間より四十間に及べり、土橋を架す、川嶋橋と呼り、長二十一間、又川に添て水除の堤あり、

久伊豆社 村の鎮守なり、末社 天神 荒神 稻荷 雷電

地藏院 新義眞言宗、太田新井村安樂寺門徒、花徳山延命寺と號す、本尊延命地藏を安す、

○上蓮田村 上蓮田村は江戸より九里半、騎西庄と云、家數百十九、東は元荒川を限り、黒濱・川島二村に接し、南は下蓮田村にて、西は綾瀬川を境とし、足立郡別所村、北は本郡下閭戸村なり、東西十三町、南北十五町程、用水は三沼代用水を引用ゆ、下二村同じ、領主の遷替前村

に異ならず、檢地は寛永の後新墾の地ありて、享保十二年池田喜八郎、寛政五年一橋殿より糺せり、

高札場 西南の方

小名 下川田 關山路 笹原 手白島 蓮田組 山田組 久臺組

元荒川 村の東を流る、川幅三十間、水除堤を築けり、

久伊豆社 上下二村の鎮守なり、當社は文祿年中黒須民部と云者の勸請なりと云、この民部は今の名主多彌八が先祖なり、下蓮田村慶福寺持

長松寺 禪宗曹洞派、黒濱村眞淨寺末、蓮田山と號す、開山仲山良信は文祿四年四月十四日寂せり、本尊釋迦

彌陀堂

○下蓮田村 下蓮田村は江戸への行程前村に同じ、箕輪庄に屬す、按に箕輪はこの邊郷名にて、庄名に呼べるは當村に限り、殊に上蓮田村は騎西庄と唱る時は、全く郷名を誤傳るなるべし、家數八十、東は川島・馬込の二村、南も馬込村、西は綾瀬川を堺とし、足立郡上瓦葺及び別所村にて、北は上蓮田村なり、東四十七町、南北十四町許、當村も昔は阿部對馬守領分にて後御料となり、

明和七年松平大和守に賜はりしより今に替らず、檢地は寛永改の後、享保十八年寛播磨守新田を糺せり、其餘綾

瀬川の涯に久保田十左衛門が改し流作場あり、高札場 村の北に

小名 溜ノ端 爰に古は八幡溜と云る溜井ありて、村内の用水にて、其溜井は新開ありて、享保年中より三沼代用水を用上下二村の段高場となれり、堀ノ内 昔しこの地に陣屋人の住せしや 打出 詳ならず

綾瀬川 西の郡界を流る、川幅三十間より十間に及べり、長十七間の橋を架す、この川の水上に掛橋を渡して、三沼代用水を足立郡の地にそぐ

八幡社 ○天神社 ○愛宕社 ○神明社 ○山王社 ○稻荷社 以上の神社

慶福寺 天台宗、入間郡古尾谷上村灌頂院末、中應山蓮臺院と號す、開山慶運は慶安年中寂せしと云、本尊三尊の彌陀を安

○蓮花院 同末、本尊盧舍那を安す、彌陀堂

○上閨戸村 上閨戸村は江戸より十里、騎西庄に屬す、當村古へは上中下の三村及び貝塚・根金・根金新田の村々を合て一村となし、たゞ閨戸村とのみ呼て岩槻城に附せし地なりしを、元祿十一年旗下の士に分ち賜りし時、分村して今は六村となれり、家數四十五、東は貝塚村、南は

り、本尊五智如來を安す、坐像にて中尊長九寸、其餘は各五寸、運慶の作なり、この厨子の背後に時文祿九年本願康祐法師と彫り、又二世周叟代元祿四年佛像を彩色し、再造せし由を刻す、觀音堂 白山社 鐘樓 元祿七年鑄造

○中閨戸村 中閨戸村は庄名及び江戸よりの里數前村に同じ、民戸七十餘、村の廣さ東西二十町南北十八町、東は元荒川を隔て新宿村に界ひ、南は下閨戸村、西は綾瀬川を限り、足立郡小貝・戸柄山の二村にて、北は上閨戸・貝塚の二村、及び元荒川を越て白岡村なり、この川の水を引て水田を耕殖す、當村分村以前より寶曆頃迄は前村に同じ、されど神尾の系地は米津出羽守に替へ賜り、後寛政十年上りて御料となり、同き十二年松前若狭守に賜ひしに、これも上りて文化年中古川山城守に賜はりて、今は米津梅干之助・萬年佐左衛門・會田伊右衛門・古川新之丞の知行所なり、檢地は前村に同じ、

高札場 村の南に

小名 松原 栗崎 山崎

綾瀬川 足立の郡界を流る、川幅三十間、

久伊豆社 村の鎮守 愛宕社 何れも秀源寺

禪宗曹洞派、秩父郡下吉田村清泉寺末、寺領十石の御朱印は慶安二年十月十七日賜へり、麓林山と號す、當寺元は若梧寺と號し、大源派なりしが、中古同派の災に罹り、堂宇以下烏有となり、法燈はばらく絶たりしを、伊奈備前守の家人富田吉右衛門、主人忠次追福の爲再興し、則忠次を中興開基とし、本山六世長山賢道を請て中興開山とす、又忠次の法諡鶴林院秀譽源長居士の字を撮て寺號とせり、忠次は慶長十五年六月十三日卒す、賢道は同き十九年七月十七日寂せ

新田 小名 九ヶ谷戸 野先 吹上 堀ノ内 並木 山中

元荒川 村の東を流る、川幅三十間餘、綾瀬川西の郡界にあ

久伊豆社 二字 村内の鎮守なり、共に中古騎西町に立る、久伊豆を勸請せしと云、

龍源寺

禪宗臨濟派、新座郡野火留宿平林寺末、瑞雲山と號す、開山雲峯は本寺歴代の僧にて、當寺を開き隱栖し、寛永九年寂せり、地藏堂大師の作なり、天神社 ○光明寺本尊釋迦、地藏堂大師の作なり、

新義眞言宗、足立郡倉田村明星院門徒、○福正院 是、明星龍王山と號す、本尊不動を安ぜり、○藥師堂 藥師は行基尊は十一面觀音なり、

舊家者與兵衛

氏を黒須と稱す、何れに仕へし士にや詳にせざれど、先祖平内五郎へ永正十六年長調と云人より與へたる感狀、及氏綱と云もの、出せし文書を所持したれば、舊き家なることは論なし、文書に見へたる氏綱は、もしくは、郡中新堀村に住せし、佐々木氏綱ならんといへり、又入間郡に黒須村ありて、其地の遠からざれば、與兵衛が先祖は元彼地に住して、在名を氏となせしも知べからず、されど是等のことは記録の傳へなければ、總て考るに由なし、文書の文左の如し、

今度てきあいうたれ候に哉、きやうてい出あい一人打とり候、心地好候、然者年貢之内五百文、永代心さしとして出之候、以後ためり、早如件、永正十六己卯四月二日 長 謂花押 黒須平内五郎との

年中このくらよりのくら事、しやめんいたし候、なをもつてちうしんいたすへく存候、

卯月三日

黒須平内五郎殿

花押

今度忠信無比類候、然者八郎左衛門尉に成之者也、卯月七日 氏 綱花押

黒須八郎左衛門殿

○下関戸村 下関戸村は江戸への里數、及び庄名用水檢地等前村に同じ、民戸四十、東は元荒川を限り、城・新宿の二村に界ひ、南は上蓮田村、北は中関戸村、西は綾瀬川を堺となし、足立郡本村及び宿村等に隣れり、東西十四五町、南北は十町計、當村も元祿の度前村と同じく、米津梅干之助等の四人に賜り、其餘は御料たりしに、後神尾の知行は松平大和守に替賜ひ、御料の地は文化年中古川山城守の知行となりしより、今も其子孫等相續せり、高札場二ヶ所 一は南の方、一は北にあり、

小名 市場 前原 上手

綾瀬川 西方を流る、○元荒川 東を流る、川幅三間、幅三十間、

神明社 養牛寺持、○十羅刹社持

養牛寺

禪宗曹洞派、上関戸村秀源寺末、彌陀山と號す、開山當寺は允この僧隱栖の所となして開きし地なりと、彌陀堂本尊如意輪觀音は惠心の作、坐像にて長五寸、

○貝塚村

貝塚村は関戸郷騎西庄に屬す、江戸より行程十一里、東は元荒川を隔て、白岡村に隣り、南は中関戸村、西は上関戸村、北は根金新田村なり、東西十五町餘、南北二十町許、民戸五十六、村内に山の神沼と云る段別五町許の沼あり、この水を用永とせり、當村も元祿年間上関戸村より分村の時、米津梅干之助・會田伊右衛門・萬年佐左衛門の三人に分ち賜り、其餘は御料たりしを享保十八年松平大和守・文化年中古川山城守に賜ひて、今も其子孫等の知る所なり、檢地の年代等前村に同じ、高札場村の中程

小名 山ノ神 羽山 一塚塚

元荒川 東の方を流る、川幅四十間、岸に傍て堤あり、

八幡社 ○稻荷社 ○十羅刹社 以上の神社、村内小名三ヶ所の鎮守にて、神宮寺持、

○雷電社

神宮寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院末、八幡山と號す、本尊彌陀、庵安ず、

○根金村附持添新田 根金村は郷庄の唱え、及び檢地の年代前村に同じ、江戸より十二里、家數三十餘、東より北へかゝりては根金新田村に接し、西は元荒川を境ひ、荒川新田及び柴山村にて、南は井沼村なり、されど根金新田村の地犬牙すれば、村の廣狭各村にいたしがたし、

合せていはゞ東西南北共に十五町許、此邊多く天水を以て耕植す、當村も上関戸村より分村せし時、米津出羽守・同梅干之助・會田伊右衛門・萬年佐左衛門の四人に賜り、其餘は御料たり、又出羽守が領分は、子孫播磨守寛政十一年羽州長戸呂へ替りて、其地を文化中古川山城守に賜ひて今御料地領入會り、村の西南の方に持添の新田あり、根金新田・井沼の二村入會の地なり、元は清水沼と云し沼池を開きし所にて、安永二年宮村孫左衛門檢地して御料所となれり、

高札場二ヶ所 西の方と北

小名 二本木

元荒川 村の北より西にかゝりて流る、川幅十九間、岸に添て水除堤あり、

十羅刹社 村民持

醫王院 新義眞言宗、足立郡別所村法光寺末、瑞瑞山と號す、本尊は大日なり、○藥師堂 醫王

○根金新田村附持添新田 根金新田村は足立郡別所村の民九十郎と云るもの開發し、前村と同時に檢地して貢税の數を定め、上関戸村の内に屬し、元祿十一年分村せりと云、江戸よりの行程、郷庄の唱へ領主の遷替前村に同じ、民戸六十九、東は貝塚村、南は井沼、根金の二村にて西も根金村及び元荒川を限り、荒井新田・柴山の二村に界

ひ、北も同川を隔て、下大崎村及篠津村なり、村の廣狹を合せて前村に辨せり、この餘當村及び前村且井沼三村入會持添の新田あり、  
高札場村の中央にあり、

小名 西裏 横町

元荒川村の北より東にかゝれり、此川の中程にて星川合せ、中間に土橋を設く、根金橋と唱へり、長十六間、

稻荷社村の鎮守なり、法性院持 ○愛宕社持

法性院新義眞言宗、足立郡別所村法光寺末、開法山阿彌陀寺と號す、開山眞智は元祿十三年三月十五日寂す、本尊不動

彌陀堂

井沼村附持添新田

井沼村は江戸への里程前村に同じ

太田庄に屬す、古は伊沼村とも書せり、家數四十六、東は根金村及び根金新田に接し、南は上間戸村、西は駒ヶ崎・上平野の二村、北は元荒川を隔て柴山村なり、東西十二町許、南北二十町程、古より岩槻城附の村にて、正保の改には阿部對馬守領分と載たり、元祿十一年米津梅干之助に替賜り今に替らず、檢地は正保四年松平伊豆守紀せりと云、其餘持添の新田あり、其地は根金村同新田村に犬牙せり、開發檢地のことは前村に同じ、  
高札場村の東にあり

小名 的場 馬洗戸 堀ノ内 土手村の中程を云、此地堀或は土手跡ありて古の壘跡と見えたり、當村に佐藤内藏助と云ものありしと、もし是等の住せし所にや、内藏助は村民斧右衛門が先祖なりしとのみいへど、慥かなることは詳にせず、

元荒川北を流る、川幅十四間餘、この川に水除堤を設く、高さ六尺、

久伊豆社二字 二社共に村の鎮守なり、いづれも本地佛正觀音を安ず、寶泉寺持、 末社 天

照太神八幡・春日の二神を相殿とす、 稻荷社二字 神體は春日持、

寶泉寺禪宗曹洞派、上間戸村秀源寺末、愛辨山と云、開山梅眼香譽天正十二年三月初日寂す、本尊如意輪觀音を安ず

藥師堂藥師は運慶の作なり、

藥照院同末なり、壘崎山と號す、開山鼎岩巖周、寛永五年十月十日寂す、本尊藥師、

駒ヶ崎村附持添新田 駒ヶ崎村は騎西庄に屬し、江戸より十一里、民戸四十、東は上間戸村、南は綾瀬川を隔て、足立郡小針内宿村にて、西は上平野村、北は井沼村なり、東西十四町、南北十町、三沼代用水堀の水を引

て水田に灌げり、後の數村皆同じ、當村も岩槻城附の村にて御料となり、後村内を裂て正徳年中森川伊豆守、享保年中内藤伊豆守・渥美九郎兵衛、明和年間松平大和守等

の家に賜はれり、檢地は寛永七年阿部對馬守改し、後享保十四年開發の新田は、同き十七年伊澤彌惣兵衛檢地せり、則當村の持添新田にて御料所なり、  
高札場二ヶ所 一は村の西、一は東にあり、

小名 新田 丸山通 中郷

綾瀬川村の南を流る、川幅八尺、

久伊豆社村の鎮守なり、社内に元祿四年再造の棟札をかく、星久院持、

星久院新義眞言宗、足立郡倉田村明星院末、佛光山通照寺と號す、本尊彌陀を置り、開山祐長文安三年の寂なり、

○高虫村 高虫村は江戸より十一里、民家七十、東は上平野村、南は綾瀬川を限り、足立郡小針新宿・小針内宿・領家の三村に界ひ、西も同郡五町臺村、北は本郡芝山・栢間の二村にして、元荒川を界とせり、東西十七八町、南北六七町、當所も岩槻城附の村にて、前村と同く寛永七年に檢地せしが、同十七年伊奈兵衛が采地に替賜はりて知行せり、後上りて御料となり、元祿十六年米津越中守の領分となれり、それも又上りて寶曆十三年堀田相模守に賜はりしより今も然り、  
高札場村の西にあり

小名 正恩寺

西の方を云、昔新堀村に佐々木某なるもの住せし時、かの菩提所に建立せしと云、此邊其

寺蹟なるべし、按に新堀村に城跡ありて、佐々木源四郎と云者住せしといひ、又此人戸ヶ崎村吉祥寺の開基なる由、彼寺院にも傳ふれば、正恩寺もそれらの開基なるにや、今其寺跡まへ詳ならず、  
野 野窪 下手 御成橋 小平

元荒川村の北を流る、川幅十四間より十八九間、南の方にあり、この川に土橋あり、長十六間、 ○綾瀬川川幅一間、

氷川社村の鎮守なり、元祿年中の勸請と云、村持、

妙樂寺新義眞言宗、足立郡倉田村明星院の末、藥王山と號す、本尊藥師なり、 觀音堂 天神

社 ○歡喜寺同じ門徒なり、大悲山文珠末、藥王山と號す、本尊觀音を安ず、 聖天社 ○天

照寺禪宗曹洞派、上間戸村秀源寺末、佛光山と號す、本尊不動、 白山社

○上平野村 上平野村は太田庄に屬す、江戸よりの行程十二里、當村元は平野村とのみ唱へり、然るに元荒川の下流に同名ありて、彼川渡の時兩村呼び分がたしとて、當村上流にあるを以て上の字を加ふべき由、沙汰ありしより起れりと、元祿改定のもの既に上平野村と載たれば其前より上の字を加へしこと知るべし、民戸七十、東は井沼・駒ヶ崎の二村にて、南は綾瀬川を限り、足立郡小針内宿村、西は高虫村、北は元荒川を隔て柴山村なり、東西十町、南北五町許、當村古への領主前村に同じく、寛

永五年阿部對馬守檢地し、明る六年上りて御料に屬し、後享保の頃は内藤其右衛門が知行にして、是も上りて延享四年一橋殿領知となりしより今に替らず、又寛政五年見取場の改めありしと云、

高札場村の東

小名 江地分 中島 折戸 長島谷 池田 鳴柳

元荒川 村の北を流る、川幅十五間より二十間に及ぶ、岸に添て水除堤あり、高さ六尺、この川の水中に伏越樋を設て、三沼代用水を川の向ひ

柴山村より當村へ引り、  
○綾瀬川 足立の郡境を通ず、川に長八尺の石橋を架す、  
玄蕃橋と云、

八幡社 村の鎮 末社 愛宕 稻荷 ○稻荷社 ○天王

社 以上共に 雷電社 妙音 末社 稻荷

平原寺 寺領七石五斗の御朱印は、慶安二年二月十七日賜はれり、淨土宗、加倉村淨國寺末、本國山等泰院と號す、

開山は星蓮社教譽信源榮なり、元和四年 鐘樓 安永七年十一月十日寂す、本尊彌陀は惠心の作なり、鐘樓 二月新造の鐘を

かく 天神社 ○寶藏寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院正觀音 門徒、安養山と號す、本尊藥師

庵を安ず ○妙音寺 當山派修驗、京都三寶院末、雷電社

○庵 彌陀を安ず、  
○庵 村民持

○小久喜村 附持添新田 小久喜村は江戸よりの里程、檢

地の年代前村に同じ、箕輪郷私市庄と唱ふ、當村元は古久鬼と記せしが一旦荒廢し、寛永年中再起して村落をなせし時、今の如く改しと云、民戸八十、東は千駄野・野田の二村に接し、南は實ヶ谷村、西より北にかゝり白岡・寺塚の二村なり、東西も南北も十五六町許、當村も岩槻城附の村にて、後米津某に賜り、子孫播磨守に至りて寛政十年所替あり、同十二年松前若狭守の領分となれり、夫も上りて文化六年平岡美濃守に賜りしより、其子石見守知行せり、此餘村の南に持添新田あり、御料所にて享保十七年寛播磨守紀せり、

高札場東南の方

小名 本田 三谷耕地

久伊豆社 村の鎮 ○諏訪社 ○稻荷社 以上の三

壽樂院 禪宗曹洞派、白岡村興善寺末、大 地蔵堂 興善

舊家者文平 氏を鬼窪と稱す、先祖を鬼窪尾張繁政と呼び、天正十九年正月八日歿し、壽光院秋月齋居士と號

し、今の文平まで十代當村に住し、名主の役を奉り、かれが家より分れし民五軒ありと云のみにて、家系を傳へざれば其

家の事實詳ならず、されど當國七黨の内野與黨の譜に、鬼窪六郎定綱と云人を載す、【東鑑】正嘉二年三月一日の條に、鬼窪

窪又太郎と云人を載せ、又笠原村に載たる康曆三年の文書に、鬼窪氏見えたり、文平はこれ等の子孫なりや、この外高麗

郡新堀村聖天院にある應仁二年の餓口に、久伊豆御寶前餓口、願主衛門五郎 武州騎西郡鬼窪郷佐那賀谷村とあり、則今南隣實ヶ谷村のことにて、其村に久伊豆社もあり、又白岡村八幡社實、享徳五年の餓口に、鬼窪八幡宮とある類、此邊古は鬼窪と唱へしことしらる、されば鬼窪は當所の在名をもて名乗しことならんには、舊き家なること知べし、

○寺塚村 寺塚村も江戸よりの里程前村に同じ、太田庄に屬す、民戸二十餘、東は上野田村、南は小久喜村、西も同村及白岡村に隣り、西北には隼人堀といへる悪水堀を隔て、篠津村に境ひ、北は高岩村なり、東西南北共に三町程、用水は小久喜村より三沼代用水を引用ゆ、黒沼

用水と唱ふ、寛永の初め阿部對馬守に賜はり、後上りて元祿十一年天野彦兵衛に替賜りしより、引續き子孫彦兵衛知行せり、檢地前村に同じ、

高札場村の北

小名 砂場 道下 どぶ耕地

鷲宮社 村の鎮守なり、本地佛釋迦秘し

東照寺 禪宗臨濟派、久喜町甘棠院の末、惠日山と號す、

師堂 ○地藏堂 立像にて丈一尺餘、弘

○千駄野村 附持添新田 千駄野村は箕輪郷私市庄に屬し

用水及江戸よりの行程等すべて前村に同じ、民戸五十、

南は實ヶ谷村、西は小久喜村、北は寺塚村、東は岡泉村なり、東西へ十町、南北十二町、當村古より岩槻城附の村となり、今も大岡主膳正の領分なり、檢年の年代前村に同じ、又村の西南に續き持添の新田あり、享保十六年伊澤彌惣兵衛檢地して御料所となり、實ヶ谷・小久喜兩村入會にて、當村に屬する所纔に十反餘、今も御代官支配す、

高札場村の南

小名 上 下

隼人堀悪水落し

稻荷社 徳性寺 末社 山王 天神 ○八幡社 村民持以上

鎮守 末社 稻荷

徳性寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院

忠恩寺の末、龍池山 天満山と號す、本尊地藏、

○泉福寺 淨土宗

○新宿村 新宿村は白岡郷に屬す、江戸よりの行程、庄名檢地等は前村に同じ、又箕輪庄とも云、戸數六十、南は城村、西は元荒川を隔て中岡戸村、北は白岡村、東は小久喜村なり、東西五町、南北三町餘、當村も岩槻城附の村なりしが、後寛政六年山本大膳・宇都野金右衛門・石

谷十藏・八木忠左衛門・野田金三郎・佐橋兵三郎に賜りしより今も同じ、高札場村の東に

小名 染谷 清野 宿耕地

元荒川 村の西を流る、川幅二十四五間若くは四十間餘の所もあり、此川に土橋あり、又水除の堤あり、何れも公よりの修理 ○磯川 近村の悪水落し也

林性寺 禪宗曹洞派、白岡村興禪寺末、天神社

○城村 城村は江戸より十里、箕輪郷騎西庄に屬して、東南の二方は黒濱村に接はり、西は元荒川を隔て下関戸村、北は新宿村なり、東西へ二町餘、南北二十町餘、天水の地なり、こゝも岩槻城附の村にて、享保の頃米津梅干之助に賜はりしより、今も子孫梅干之助知行せり、檢地前に同じ、高札場村の西

小名 丸城 一に城と云、四方沼田なり、古へは城ありし處なるべし、されど何人の居し事を傳へず、此邊に廣さ八反程の所水 向山屋鋪城に對しての 山通り 殊に深き沼あり

三道島

元荒川 村の西を流る、川幅二十間餘もしくは三十間餘の所もあり、此川の流村内にて二派となり、枝流を古川と云、

其流再々村内にて本流に合せり、彼二流の間 ○磯川 悪水落の中嶋を三道島と云、小名の條に出せり、 ○磯川 悪水落にて、元荒川に合せり、

久伊豆社 城觀寺の持、當村及 末社 稻荷 ○第六天社 同

城觀寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院 〇阿彌陀堂 同寺

〇實ヶ谷村 附持添新田 實ヶ谷村は江戸より十二里、郷庄の唱檢地の年代前村に同じ、民戸三十七、東は岡泉村に界ひ、西は黒濱村、南は江ヶ崎村、北は小久喜村なり、東西十三町、南北九町程、用水は黒沼用水なり、當村も岩槻領分なりしが、後上りて館林殿の御領知となり、寶曆年中米津播磨守に賜はり、寛政年中故有て御料となり後文化年中今の如く横田甚右衛門・渡邊捨次郎の二人に替地として賜はれり、この外村の良の方に當村及び千駄野・小久喜三村入會持添の新田あり、享保十七年八木清五郎檢地して同人の支配所となり、明和年中松平大和守に賜りしより今もしかり、

高札場村の中程

小名 東 南

久伊豆社 觀音の像を彫りたる圓徑一尺餘の銅鏡ありしが、二十年以前失ひしと云、本地佛なるべし、正徳四年再

建棟札の裏に、當社は嘉吉元年辛酉草創とあれど、訃傳は詳ならず、されど高麗郡新堀村聖天院に藏する鱈口の表に、久伊豆御寶前云々、武州騎西郡鬼窪郷佐那賀谷村裏に、大工造江滿五郎應仁二年十一月九日とあり、鬼窪の名は今傳へされど、佐那賀谷といひ且久伊豆といへば、當社のものなるべくして、舊きよりの勸請しるべし、聖天院に藏する所以は知らず 末社 稻荷 天王 疱瘡神 秋葉 別當 延命院 新義眞言宗、岩槻彌勒寺の末、神光山と號す、本尊 十一面觀音當寺近き頃、回祓にあひ寺傳を失へり、 ○天

神社の持 ○諏訪社 同

東光院 當山派修驗、勢州世義寺の末、葛飾郡上高野村菩薩院の配下、當院は天文年中起立とのみ傳へり、開祖法印 藥王は慶長十四年二月廿八日寂せり、本尊不動を安ず、銀一振を藏す、銘は貞家の文字に似たり、表裏共に梵字四字あり、

第六天社 八幡社 ○庵 正觀音を安ぜり、江ヶ崎村保福寺の持、

塚 東光院の葬地にて、東光院 塚とも又念佛塚とも云、

舊家者太兵衛 野口を氏とす、古隣村江ヶ崎村に住し、後當書一通を藏せしが、二十年前焼失せるよし、其文村民の傳へには、武藏國川口奉行たるべきものなりとありて、武藏國埼玉郡江ヶ崎村野口彦五郎殿と記し、虎の印ありしものなりと云、

○江ヶ崎村 附持添新田 江ヶ崎村は江戸より行程十里、郷庄の唱及檢地等前村に同じ、民戸七十七、東は鹿室村

に界ひ、西南の二方は黒濱村、北は實ヶ谷村なり、東西十三町餘、南北二十五町、こゝも古は岩槻領地にして後御料所となり、明和七年松平大和守に賜はり、今も同じ領分なり、この外新田の地は、享保十二年十二月池田喜八郎糺せり、又村の東に新田あり、日川新田と云、寶曆十一年岡泉村の民半藏といへるもの開發して、則岡泉鹿室及當村の持添とす、寶曆十一年石谷備後守・小野日向守・一色安藝守糺して御料の地となれり、

高札場村の中程 小名 堀ノ内 城蹟なりと傳へり、折戸 西

久伊豆社 村の鎮守にて、祭神大己貴命、別當 南覺院 本

派修驗、幸手小淵村不動院の配下、九雲山と號す、開山賴榮永祿六年起立す、本尊不動、 ○山王社 南覺院持 以上五社 〇稻荷社 〇八幡社 〇天神社 〇愛宕社 〇妙見社 村民の持

保福寺 禪宗曹洞派、上州館林善長寺の末、洞谷山と稱す、鐘樓は寶曆年中 〇不動堂 村民の持 寶善者長兵衛并妻ゑん 長兵衛が父を彦四郎といへり、夫婦

かば、寛政二年領主松平大和守より、養美を與へし由孝義錄にも見ゆ、彦四郎は寛政十年六月死し、長兵衛は文化五年に死す



○岡泉村 附持添新田 岡泉村は太田田に属せり、江戸より十一里、戸數六十、東は太田新井村、南は鹿室・江ヶ崎の二村、西は千駄野村、北は下野田村に境へり、東西十六町、南北二十五町、用水は黒沼用水を引用ゆ、村内に日光御成道かゝれり、御入國の後より岩槻城附の村にて今は大岡主膳正領せり、檢地は前村に異ならず、又村の北に上下野田及當村入會持添の新田あり、大日沼新田と唱ふ、享保十六年十二月算播磨守檢地して御料所となれり、この外當村及江ヶ崎・鹿室三村入會持添の新田あり、日川新田と云、開發及檢地の年代等前村に辨す、高札場村の東

小名 鹿室臺

土橋二 一は黒沼用水に架す、長さ七間許、往還橋と云、太田新井當村二村の持、一は準人堀に架す、高臺橋と唱ふ、

鷲宮社 村の鎮守なり、村持、天和元年十月勸請す、神體は丸き板にて、本地佛藥師の像あり、

圓福寺 新義眞言宗、太田新井村安樂寺の末、稻荷社 ○泉福寺 同宗同末、天如山と號す、明和五年正月六日燒失したれば、詳なることを傳へず、本尊地藏、鷲宮社 ○庵 神明庵と號す、本尊不動、村持、

○鹿室村 附持添新田 鹿室村は箕輪郷に属す、庄名檢地

等は前村に同じ、江戸より行程十里、民家六十餘、東は裏慈恩寺村にて、南は相野原村、西は江ヶ崎・岡泉の二村、北は太田新井村なり、東西十町許、南北十二町餘、黒沼用水を引て耕す、こゝも日光御成道かゝれり、古は岩槻城附の村にて御料所となり、明和七年松平大和守領知に賜へり、此外日川新田を持添とす、入會開發等のは、江ヶ崎村の條に載たり、

高札場 日光御成道の傍にあり

小名 薄倉 東宿 和泉三社明神社 祭神詳ならず、慈恩寺村 慈恩寺塔中廻照院の持 ○雷電社 不動

○諏訪社 村民 ○羽黒社 寶國

白山社 村の南の方にあり、こゝに磯多

室國寺 禪宗曹洞派、下總國葛飾郡山王山村東昌寺末、龍澤山と號す、開山は本寺二世の僧能山なり、永正九年十一月二十六日寂す、本尊阿彌陀を安ぜり、當寺の門外に僅の芝あり、これ日光御參詣の時、假の御茶屋を設らるゝ所なりと云

白山社 ○不動院 當山派修驗、江戸青山風閣寺配下、十五年八月二十五日 永林山と號す、開祖大仙法印、慶長

寂せり、本尊不動、 ○大壽院 是も同寺の配下、

○相野原村 相野原村は郷庄の唱前村に同じ、東は裏慈恩寺村、南は古ヶ場村、西は長崎村、北は鹿室村に接す、

東西三町餘、南北二町許、天水を湛へて耕作す、民戸十軒、檢地の年代及び領主の遷替前村に異らず、今は松平大和守の領分なり、こゝにも日光御成道かゝれり、此傍に一里塚あり、江戸より十里、岩槻よりは一里をへだつと云、

高札場 村の中程にあり

小名 中田 新田

山里社 祭神詳ならず、村内の鎮守なり、村民持

○長崎村 長崎村は古へ黒濱村の地なりしを、何頃にや隣村江ヶ崎の民間墾して一村となせりと云、正保の改には、此村を記さず、元祿の改に黒濱村の枝郷長崎村とあれば、全く別村となりしは元祿後のことなり、今も村内皆耕地にして、民家二十餘は黒濱村に住り、江戸への行程及び郷名前村に同じ、騎西庄に属す、東は江ヶ崎村、西は黒濱村、南は笹山村、北は實ヶ谷村に隣れり、東西三町餘、南北五町許、古より岩槻城附の村にて、今大岡主膳正が領分なり、檢地の年代詳ならざれど、爰も寛永五年の改めなるべし、

高札場 村の西にあり

沼 土人下沼とよぶ、當村及び黒濱・笹山三村の地にまたがりし沼にて、其村々の溜井とす、反別五十町許、

○黒濱村 附持添新田 黒濱村は江戸より行程十里餘、郷庄の唱前村に同じ、東は長崎・江ヶ崎・實ヶ谷の三村、南は笹山村、西は元荒川を隔て上運田村、北も同じ川を境ひととして川島村なり、東西十町、南北三十三町餘、民家百六十、爰も岩槻城附の村にて、領主の遷替前村に同じ、こゝも大岡氏の領分なり、檢地は元祿十三年小笠原佐渡守紀せり、此餘村の南に持添の新田あり、是はもと騎西領村々の悪水落しの川なりしを、寶曆十一年開發して新川新田と呼び、同き十三年大岡十三郎・服部傳右衛門檢地して御料所に属せり、

高札場 村の中程にあり

小名 馬場 南 荒井 平方 宿 中野 堀ノ内 堂

沼 村の東より北にわた

林 りにあり、松樹多し、

元荒川 村の西より巽の方に流る、川幅三十間或は三十四五間

川に添て水除堤あり、高二三尺より 〇沼二ヶ所 一は村の

一丈許の所あり、又此川に堰あり、 〇沼二ヶ所 一は村の

反別二十町許、上沼と呼り、一は下沼と云、これは長崎・笹山

二村の地へも係りし沼にて、廣さ等のことは、前村の條に載

り、 久伊豆社 寶藏院持、末社 稻荷社 ○天神社 ○神明社

二一は河寺持、  
一は村民持、  
○稻荷社村民

辨財天社真淨寺持

真淨寺 禪宗曹洞派、上野國邑樂郡當郷村善長寺末、法蓮山と號す、當寺は永正八年の草創にて、開山は本寺二世の僧草山周文なり、元龜三年九月三日寂す、開基は上野國館林城主赤井山城守家堅が弟、赤井但馬守家範なり、永祿十年八月朔日卒す、法名法蓮院月窓商雲大居士と云、按ずるに或書に、館林城主赤井氏は永享の亂に、結城方に與せし舞木駿河守が一族、赤井若狭守が子孫なり、此若狭守が曾孫を山城守勝光と云、天文二十年(或は大永三年とも云)卒す、其子但馬守照康は、後入道して法蓮と號し、弘治二年館林城を築きて居住し、永祿二年十月卒せりと云、此説によれば但馬守は山城守が子にして、館林城を始めて築きし人なれば、寺傳に山城守をもて館林の城主と云ことは誤なり、其餘實名卒年等の齟齬せしことは、何れが是なるを知らず、本尊は釋迦にて、其腹籠りに長四寸八分の同じ像あり、こは天文の頃當所の沼中より出現せしと云傳へり、太田氏より出せし制札一通を藏す、其文左の如し、

制札

一安居中聽衆之衆、喧嘩口論堅法度之事、  
一寺内竹木假にも不可裁取事、  
右二ヶ條、違犯之者有之、可有披露、可處嚴料者也、  
仍如件、

戊子九月十七日

真淨寺

圓阿彌奉之

鐘樓 鐘は元祿十年  
鐘の銘文あり 寮 ○藥師寺 新義眞言宗、戸ヶ崎村吉

本尊 地藏堂 ○觀音寺 同宗、足立郡丸ヶ崎村多聞院末、  
香を本尊 ○寶藏院 本山派修驗、葛飾郡幸手不動院配下、  
とす、  
月二十七日寂す、此隆意は上總國に住せし眞里谷三河守信重  
が子孫、勝頼母介常秋が子にて、信濃守景勝と云、後修驗と  
なりて當所に住せし由、  
所藏の系圖に見えたり、  
○阿彌陀堂 寶藏院及び江ヶ崎村  
保福寺の持なり、

養善者友八 養母に事へ孝行の聞えありしかば、寛政二  
年領主より、青銅若干をあたへて稱美せり、  
善者與一右衛門を救ひしかば、領主より貨物を與へて賞せ  
りと

○笹山村 笹山村は郷庄の唱江戸よりの行程前村に同じ  
土人云當村もとは黒濱村の内なりしを、寛永年中分村せ  
りと、然るに正保の改には此村名を載す、元祿の改に始  
て載たれど、猶黒濱村の枝郷たるよし記したり、されば  
今の如く別村となりしは、元祿後のことなるおして知ら  
る、民戸三十七、東は上野、古ヶ場の二村、西は黒濱村、  
南は元荒川を界として掛村、北は長崎村なり、東西五丁  
南北へ五丁半、又僅に五六段許の飛地江ヶ崎村の邊にあ  
り、檢地は寛永五年阿部對馬守札せりと云、領主の遷替  
前村に同じく、今は大岡主膳正の領地なり、

高札場村の東  
にあり

小名 百野 二十野

元荒川 南界ひを流る、幅四十間許、  
川に添て水除堤を築く、  
○堀 新堀と呼ぶ、此邊  
り、  
○沼 下沼と云、當村及び黒濱・長  
崎の三村にまたがれり

稻荷社

村の領守なり、社内に元和元年  
再建の棟札を納む、村民持、

○諏訪社 長崎村の  
領守とす

當社の縁起として僅に記せしものあり、其内に寛永四年村民増  
田善右衛門なるもの、此社を勧請せしよし見ゆ、江ヶ崎村南  
覺院と黒濱村寶藏  
院との持なり、  
○荒神社 ○天神社 ○雷電社 以上  
村民持

○古ヶ場村

古ヶ場村は太田庄に屬す、郷名及び江戸へ  
の里數檢地等は前村に替らず、家數二十、東は裏慈恩寺  
村、西は慈恩寺村の飛地にて、南は上野村、北は相野原  
村なり、東西七町、南北六町許、黒濱村より沼水を引て  
耕す、村の東の方日光御成道つらぬけり、古は岩槻城附  
の村にて、永井伊賀守領主たりし時上りて御料所となり  
明和七年松平大和守に賜はりしより今も替らず、又新田  
あり、こは寶曆十三年一色安藝守石谷備後守札せり、  
高札場村の中程  
にあり、

小名 前田耕地 新田

神明社 末社 稻荷 ○八幡社 以上二社村の領守  
社村民持、永福寺持、 ○雷電

永福寺 新義眞言宗、岩槻市宿町彌勒寺末、古墳山南藏院と號  
す、開山清譽慶長年中寂すと云、本尊大日を安せり、  
○寮 大日を本尊と  
す、永福寺、

新編武藏風土記稿卷之二百一 埼玉郡之三

### 新編武藏風土記稿卷之二

#### 埼玉郡之四 岩槻領

○慈恩寺村 慈恩寺村は江戸より行程十里、太田庄に屬す、此邊箕輪郷の唱あり、村内慈恩寺は古蹟にして、しかも大和なりしかば、その境内山林田畠のかゝれる所はいつとなく慈恩寺村と呼ならはせり、戦争の世を歴てしばしば兵火に罹り、寺産もおのづから衰微せしかば、田島も昔に似ず、御入國の時百石の御朱印を賜ひ、餘の地は御料所となりしに、寛永年中其地を阿部備中守に賜はり、下總國古河城附の村となり、天和二年に至りて、寺領の内のみを別て舊に從て、慈恩寺村と號し、其餘備中守領内に屬する地も、二つに分ちてかの寺領にはあらざれど、表慈恩寺・裏慈恩寺と唱へ來れり、されば元祿の改めにはもとより三村にわかちのせたり、民戸六十三、慈恩寺村入會の地なれば、境界もたしかにわかちがたし、凡東は小溝村、西は古ヶ場村にて、南は表慈恩寺・上野の二村に接し、北はまた表慈恩寺村なり、四方の丁敷も大槩八町程、もとより慈恩寺の領にして今もしかり、こゝ

は天水場なり、此餘藏助新田と號するは、享保十七年下野田村の民藤助と云もの開墾し、同き年寛播磨守檢地して貢税を定めし新開地なり、其後いつの比にや、故有て當村の持添となれり、

高札場  
小名 大門小路 堂前小路 入小路 山口小路

慈恩寺 天台宗、東叡山の末、華林山最上院と號す、當寺古は坊舎塔頭も多く、天文年中太田源五郎資正より興へし寄附狀に、慈恩寺は本坊四十二坊新坊二十四坊云々とあるにても、大寺たりしこと知らる、今も境内廣く塔頭九坊あり、開山慈覺大師貞觀六年正月十四日示寂、寺領百石の御朱印は天正十九年賜へり、按に寺傳に當寺は天長年中の草創にして開山慈覺大師日光山に登りし時、一の李實をもて佛法弘通の地に至て生ずべし、予其處にて法を弘めんと云て、彼李實を投ぜしかば、虚空を飛行し當所に落て芽を生じ繁茂せりと、この事は例の佛者の説にして信ずべからざれど、此地は昔より李樹多くして今も繁茂せり、故に華林山と號すと、又大師日光山より當所に来れる時、一人の老翁あり、彼翁云予師を待こと久し、斯に毒龍のすめる地あり、人民これがために苦む、大師此患を救ひ賜へと云し所を逢山の原と唱ふと、此事蹟もいかゞはあらん、傳ふるま、を記せり、當寺に東照宮御位牌あり、寛文十年御供料として、二十八石四斗九升餘を御寄進ありしより今も替らず、又太田氏より

武州太田庄慈恩寺者、本坊四十二坊、新坊廿四坊也、此内十八ヶ坊、或者破戒之徒、或者澁江家風之仁拘

慈恩寺境内之圖



來、彼十八坊之事至于資正代改之、六十六坊皆以當寺江奉寄附實也、於子孫不可有違亂候、祭禮動行等不可有怠慢、仍寄進狀如件、

天文十八己酉年九月三日 源資正花押

慈恩寺衆徒中

客殿 彌陀を本尊とす、開山堂 開山慈覺大師 鐘樓 寶曆四年鐘を掛 經堂 念佛堂 如法經堂 觀音堂 坂東の札所三十二番にして、昔の本尊千手觀音は、慈覺大師の作にて立像なりしが、寛永の比焼失せし時、天海僧正比叡山より持來て安置す、則今の觀音にして坐像なり、此堂元は塔頭櫻本坊の持なりしが、今は本坊の持となれり、堂前に燈籠あり、南蠻鐵にて礎石と笠石とは後に造りしものなり、左の銘を彫れり、

燈籠銘

扶桑國關以東武州路、埼玉西郡岩付、爰慈恩教寺者、光世□之□古道場也、爰關東國元帥令弟、北條氏房爲岩付城主、其股肱臣伊達與兵衛尉房實者、慈恩雜掌也、令金工鑄燈籠一箇、建彼堂前、加旃拋錢焉、燈明萬代不滅計、伏願國家安寧唱太平之歌、風雨調順、得萬民之樂、君臣道合、子孫日多、文武山高、福壽海深、逐一得三十德、作一偈、代其銘曰、進善鑄之又施錢、煙煙日夜在堂前、節令、者之然燈

觀音堂境內之圖



佛一段光明世界千、

天正十七己丑五月如意日

伊達與兵衛尉房實施焉

地藏堂 閻魔堂 毘沙門堂 本尊千手觀音 十二天社 本坊の  
り、慈恩寺三村 上院權現社 觀音堂の東方沼の端によりて  
の鎮守なり、司三浦修理は當 神明社 八幡社 山王社 愛宕社 辨  
寺の支配なり、財天社 宇賀神社 二王門 塔頭 遍照院 幡崎坊  
閑伽井坊 寶光坊 櫻木坊 松井坊 東榮坊 池之坊  
本願庵 ○觀音院 天台宗慈恩寺の本尊不動

○表慈恩寺村 表慈恩寺村も江戸よりの行程、庄名等す  
べて前村に同じ、三村に分れしことは前に辨せり、民戸  
六十二、四方の境界も前村にいへる如く、三村に分ちた  
る地なれば、分明には云ひ難し、大槩東は徳力村、巽の  
方は花積村、南は平野・上野の二村にて、西は黒濱村、北  
は慈恩寺村なり、東西二十町、南北十四五町、村の西に  
日光御成道あり、道幅七間許、用水は黒沼用水を引用ゆ  
こゝも往古は岩槻太田氏の所領にて、御入國の後暫く御  
料所なりしが、寛永の頃は阿部對馬守領分に賜はり、同  
き五年同人檢地せり、この後久しく岩槻城附の地なりし  
に、寶曆六年より御料となり、同十三年大岡十三郎・服部

傳右衛門檢地し、明和七年松平大和守に賜ひしより今も  
替らず、此外新田ある所は大和守檢地せり、

高札場 村の中程

小名 中通り 原通り 向山 立野 諏訪下 橋山

内子 赤坂

元荒川 村の西方より南を流  
る、幅二十間餘、

諏訪社 慈恩寺  
の持

常源寺 禪宗曹洞派、岩槻宿龍門寺の末、慈眼山と號す、本尊  
阿彌陀、開山は本寺第五世徳外亮大なり、元和九年十

一月十一日示寂、後村民山崎氏の先祖、山崎源左衛門といへ  
るもの、堂宇を再造せし故中興開基とせり、此人は寛永十一  
年十一月七日死し、華 〇阿彌陀堂 村民  
縁宗蓮と法諱せり、

○裏慈恩寺村 附持添新田 裏慈恩寺村は民戸六十四、東

西七町、南北十町、南は慈恩寺村、西は相野原及古ヶ場、  
上野の三村、北は鹿室・内牧の二村にて、東は小溝村なり  
又上野村の西元荒川の邊に飛地あり、小名立野といへり  
村の西方を貫て日光御成道係れり、三沼代用水を菖蒲町  
より引來て用水とす、當村領主の遷替檢地の年月等前に  
同じく、明和七年松平大和守に賜ひしより今も替らず、  
この外村の北に當村持添の新田あり、黒沼新田と呼べり  
享保の頃開けし地にて、同く大和守の領となれり、

高札場 村の中程

小名 上手組 下手組 蓮臺 新房

元荒川 飛地の方  
に係れり

子神社 村民  
の持

阿彌陀堂 寛永五年村内里正所左  
衛門が先祖、勸請せり、

舊家者關根所左衛門 當村の名主なり、先祖關根綱部勝直は  
廣澤尾張守重信の二男にして、太田氏

房に從ひ後高野山に入て死す、勝直の子大炊助滿親は、幼年  
より隣村上野村寶性寺に入り、成長の後民間に下り慈恩寺村  
に移り、慶長の頃表慈恩寺村及當村且花積村等三村の内にて  
數十石の地を開發し、元和八年二月十二日死す、夫より數代  
を経て今の所左衛門に至れり、彼れが祖父所左衛門奇特の聞  
へありて、寛政三年時の領主松平大和守より苗字帶刀を許し  
且其行の奇特なるを褒賞ありし由、〔孝義錄〕にも見ゆ、又青柳  
村に關根氏の舊家ありて、廣澤氏より出しといふ同家なりや  
されどその傳ふる所の  
名はたがひに異なり、

○上野村 上野村は江戸よりの行程九里餘、民戸四十五  
箕輪郷騎西庄に屬せり、四境東は表慈恩寺村、西は黒濱  
村、南は辻村、北は古ヶ場村なり、東西四町、南北十町  
程、用水は笹山村内笹山溜井より引來る、御入國の後岩  
槻城主の所領にて、檢地は前村と同じく、寛永の改あり  
後寶曆六年永井伊賀守領地の時上て御料となり、今も御

代官支配せり、

高札場村の中程

元荒川 村の南より西へ流る、川幅三十間許、

鷺宮社 寶生院持、○住吉社 ○神明社

寶生院 新義真言宗、葛飾郡内國府間村正福寺の末、醫限山西蓮寺と號す、本尊不動、藥師堂

○辻村 辻村は江戸よりの行程、郷庄の唱及檢地の年代用水等前村に同じ、四境東は平野村、南は田中村、西は元荒川を隔て、岩槻宿、北は上野村なり、東西三町、南北十町、村内を日光御成道貫けり、古へより岩槻城主の領地にして、今大岡主膳正の領分なり、

高札場村の中程

元荒川 村の西を流る、川幅二十間、

鍛宮八幡社 村の鎮守なり、村民の持、

○平野村 平野村は民戸七十七、東は長宮村、西は辻村、北は花積村、南より坤の方へ廻りて岩槻城を限れり、東西廿一丁、南北廿五丁程、用水は元荒川を引沃ぐ、江戸よりの行程郷庄の唱、檢地の年代及領主の姓氏等すべて前村に同じ、

高札場村の東方

山城堀 幅僅に七尺程、笹山村溜井落しの堀にて、貞享元年岩槻城主戸田山城守、堀割しよりの名なりと云、

聖天社 村の鎮守なり、東西寺の持、

尺、横一尺許の青石を神體とす、村民持、下同、○稻荷社 ○雷電社 ○住吉社 天正十九年の勸請にて、下蛭田村の鎮守なり、同村東光社、神體は圓徑一尺餘の鏡板にて梵字を彫れり、

東西寺 天台宗、東叡山の末藥王處と號す、本尊阿彌陀、春日の作、

稻荷社 藥師堂藥師は坐像にて長さ一尺許、慈覺大師の作、

○道順川戸村 道順川戸村は往昔古隅田川の流にて、後年いつしか寄洲となり、又川端を埋て開きたる地と云、

江戸への行程九里、郷庄は前村に同じ、家數五軒、東は古隅田川を隔て、中曾根村なり、東西一町半、南北は纔に四十間許り、當村古へより寶曆年中までは領主等前村と同じくして、明和七年松平大和守に賜はり、文化四年上りて御料に復せり、檢地も前村と同じく、寛永改の後慶安五年再び糺あり、又其後寶曆十三年一色安藝守、少の新田を改て村高に入れり、

高札場村の南

古隅田川 東より北の村界を流る、川幅二間、水除堤は村の南にあり、高五尺許、

小名 清賀 上手 田向 筑紫 大光寺前 下六反 上六反 中道丸田 深町 鍛宮下 元荒川 村の東を流る、川幅四十間餘、或は二十間許の所もあり、

稻荷社 村の鎮守にして、村民の持、本地十一面觀音を安、末社 天神 聖天 牛頭天王 西福寺 新義真言宗、足立郡倉田村明星院の末、平岩山威徳院と號す、本尊彌陀、開山の名は傳へず、開基了俊明曆三年六月廿二 地藏堂 日示寂す、

○花積村 花積村は郷名及檢地の年代等前村に同じ、太田庄に屬せり、土人の話に村名は古へ慈恩寺の觀音へ、此地より多く花を積て供へし故起れりと、江戸よりの行程九里半、民戸十四、東は道口蛭田村、東より南へ亘て下蛭田村、南は平野村、西は表慈恩寺村、北は上蛭田村なり、東西五町、南北四町餘、用水は笹山村溜井より引來る、當村も岩槻城附の村にて、寶曆六年永井伊賀守領せし時、上て御料となりしより今に替らず、

高札場村の南にあり、

小名 道口前 内谷 西浦 島ノ前 反町 禰宜内 北ノ下 臺 構

塚 高さ四五尺庚塚と云、この外西北に登り五丈許屈曲せる坂あり、そこより貝壳多く、づれば貝殻坂とよべるなり、

○道口蛭田村 道口蛭田村は慶安の頃、裏慈恩寺村の民來りて荒地を開き、村落をなすと云、元祿の改に上蛭田村枝郷とのせ、此村名始て見ゆ、されど檢地は寛永五年阿部對馬守の改なりといへば、其以前開て上蛭田村に屬し、後年分村せしことにて、慶安の頃開きしと云は、村内別に荒蕪の地ありて開きしを訛り傳るなるべし、江戸への行程九里半、郷庄の唱前村に同じ、民戸十軒、東は中曾根・上蛭田の二村、南も上下蛭田の二村にて、西は花積村、北は徳力村なり、東西南北の徑り各五町許、水損の地にて黒沼村用水を引用ゆ、後の村々皆同じ、當村古へより久しく岩槻城主の領分ありしに、寶曆六年上りて御料に屬せり、

高札場村の西

小名 丸山 島 稻荷社 村の鎮守にして、村民の持、

○上蛭田村 上蛭田村は郷庄の唱前村に同じ、上下と分ちしは古きことなるべし、既に寛永檢地の頃も二村なりと云、江戸より九里の行程にて、民戸三十五、東西四町餘、南北六丁餘、東は道順川戸村及び古隅田川を隔て、増富村、北も同川を隔て、中曾根村に界ひ、又小溝村も隣れり、南は下蛭田・花積の二村にて、西は道口蛭田村な

り、領主の遷替前村に同じ、檢地も前と同じく寛永改の  
後、慶安五年に糺せしと云、

高札場 村の中程

小名 宮ノ前 新屋鋪

古隅田川 村の東北の界を流る、川  
幅二間、水除堤あり、

稻荷社 村の鎮守とす、村 末社 天神 ○愛宕社 ○辨  
天社

地藏院 新義眞言宗、粕壁宿最勝院末、愛宕  
山と號す、本尊地藏を安置せり、

○下蛭田村 下蛭田村は家數二十三、東は道順川戸村及  
び古隅田川を隔て、増富・中曾根の二村にて、南は増戸村、

西は平野村及び花積村、北は道口蛭田・上蛭田の二村な  
り、東西五丁、南北三丁餘、郷庄の唱江戸への里數、領

主の遷替古の檢地等前村に同じ、

高札場 村の南

小名 新屋鋪 上手 下手 新田

古隅田川 村の東南にあり、川幅八尺許、水源は磯村平野村の  
地を流る、二流の悪水村界より一流となりて此名  
を唱ふ、堤は村の西界

稻荷社 村民持、○雷電社 ○荒神社

東光院 新義眞言宗、長宮村大光寺門徒、瑠璃山醫王寺大日坊  
と號す、開山は盛運とのみつとふ、中興の開山は祐永

慶長元年示寂せり、本  
尊は地藏を安置せり、

藥師堂 本尊は行基 天神社

○増富村 増富村は新方庄と唱ふ、郷名江戸への行程前  
村に同じ、家數四十四、東は大増新田、南より坤に至り

て増戸村、及び古隅田川を隔て下蛭田村に隣り、西も同  
じ川を限り、上蛭田・道順川戸の二村にて、北は中曾根村

なり、東西へ五町、南北八町許、古より岩槻城附の地に  
て、今は大岡主膳正領す、檢地は寛永七年の改なり、

高札場 村の南

小名 かね塚 中屋鋪 木ノ下耕地

古隅田川 村の西界を流る、幅二間許、  
水除堤は高さ五尺ばかり、

香取社 村の鎮守にて、社内に本地佛 末社 稻荷 天神  
十一面觀音を安ず、福藏院持、

福藏院 新義眞言宗、長宮村大光寺末、稻荷山觀音寺と號す、  
中興開山賢弘天正十九年四月廿九日示寂、本尊は彌陀

を安  
ず、

○中曾根村 中曾根村は江戸より行程十里、民戸五十四  
東南北とも新方袋村にて、西は増富・道順川戸・小溝の三  
村なり、東西の徑り七町許、南北十五町程、當村も御打

入の後より岩槻城附の村なりしが、寶曆六年永井伊賀守

所替より御料所となれり、檢地は寛永五年阿部對馬守改  
む、當村の飛地は南の方大増村の内にあり、

高札場 村の西北

小名 川面耕地 松ノ木耕地 新繩耕地

古隅田川 村の西界を流る、川幅二間半、  
水除堤を設く、高さ五尺許、

香取社 當村及び新方袋村の鎮守にて、兩村の界  
にあり、海善院及び新方袋村福藏寺の持、 末社 第

六天 白山 大黒天 ○稻荷社 海善院持、 ○神明社

○八幡社 ○荒神社 ○稻荷社 村民の持、 ○熊野天神  
合社

海善院 新義眞言宗、百間東村西光院末、別墅山西明寺と號す  
開山省範天正元年八月廿一日寂す、本尊彌陀を安ず、

鐘樓 安永六年鑄造 寮 彌陀を 〇觀音堂 村民の  
鐘の鐘をかく、 寮安ず 〇觀音堂 村民の

○上大増新田 ○下大増新田 上大増新田は寛文十年阿  
部伊豫守領せし頃開きたる地と云、江戸より行程九里、

上下犬牙して辨別しがたし、二ヶ所合せて家數四十四、  
東は東西谷原の二新田、南は増長村、西は増富・増戸・長

宮の三村にて、北は新方袋村なり、東西へ五町、南北十  
一町、開墾より岩槻城主の領分にて、今大岡主膳正領す、

高札場 上分は北、下の方

高札場 中程にあり、

香取社二宅 一は上新田、一は下新田の  
鎮守にて、上下里正の持、

○増戸村 増戸村は家數三十四、東は上下大増新田、南  
は長宮村、西は平野村、北は増富村なり、東西へ三丁半

ほど、南北四町許、用水は元荒川の水を引用ゆ、後の數  
村並に同じ、古より岩槻城附の村にて、今大岡主膳正領

す、檢地は寛永七年時の領主改む、江戸よりの行程は前  
に同じ、

高札場 村の中程

小名 上 中 下

神明社 村の鎮守にて、 ○稻荷社 村民  
淨泉寺の持、

淨泉寺 淨土宗、高岩村忠恩寺末、照雲山淵地  
院と號せり、本尊は彌陀を安置す、 ○寶藏寺 新

眞言宗、長宮村大光寺門徒、明 庵彌陀を安ず、淨  
玉山と號す、本尊藥師を安ず、 庵泉寺の持なり、

○大野島村 大野島村は江戸より八里餘、民戸五十二、  
東は大口村、南は大谷村、西は平野村、北は長宮村なり

東西十六町餘、南北三町程、用水古よりの領主檢地の年  
代等前村に同じ、

高札場 村の南

元荒川 村の西南を流る、川  
幅三十五間餘なり、

神明社 村の鎮守にて、  
普門院の持

普門院 新義眞言宗、三之宮村一乘院末、  
辨財山と號す、本尊彌陀を安ず、  
末、不動山と號す、  
本尊不動を安ず、

○正光院 同宗長宮  
村大光寺

○長宮村 長宮村は江戸の里程前村に同じ、  
境内香取社に掛し、鰯口に新方庄とあり、  
今はその唱を用ひず、  
民家八十五、村の四隣東は上下大増村、  
西は平野南は大野島村、  
北は増戸村なり、  
東西五町許、  
南北八町程、  
當村御入國以來御料所なりしを、  
寛永年中阿部對馬守に賜はりしより、  
岩槻城に附し村となり、  
今は前村と  
同く大岡主膳正が領分なり、  
檢地は慶長十七年の後寛永  
の檢地は前村に同じ、

高札場 村の中程  
にあり

香取社 醫王院の預る所にして、  
村内鎮護の神なり、  
○天神社 村民の持、  
下

六天社 ○稻荷社

大光寺 新義眞言宗、  
足立郡倉田村明星院の末、  
花林山回向院と號す、  
開山を祐眞と云、  
永正五年三月廿一日示寂、  
慶安元年寺領拾石を賜ふ、  
本尊彌陀を安ず、  
慈覺大師の作と云、  
傍に十一面觀音を置、  
是は春日の作なりと傳へ云、  
此像は往古武藏坊辨慶義經に従ひ  
奥州へ下りしとき、  
當所に休ひ  
笈と共に置しものなりと、  
其笈近き頃まで寺寶として  
本堂に



○醫王院 新義眞言宗、  
末田村金剛院末、  
藥師を本尊とす、  
佛光山と號す、  
本尊阿彌陀

○西方寺 淨土宗、  
加倉村淨國寺の末

稻荷社 關慶室

香取鹿島合社

上の鰯口をかく、  
古社なること知らる、

をきし故、  
諸人も知る所なりしが、  
古物なれば漸く朽ち損じ  
て修理によしなく、  
遂に失へりと云、  
信じがたき傳なれど、  
近郷の人の知る所な  
れば、  
姑く記しをきぬ、

○増長村 増長村は江戸よりの行程等すべて前村に同じ  
民戸二十九、  
東は上下の大増新田、  
西は大野島村、  
南は大吉村、  
北は大魔村、  
東西五町半、  
南北は少く狭し、  
檢地領主等も前村に異ならず、

高札場 村の中程  
にあり

香取社 村の鎮守なり、  
觀秀院の持、  
○姥神社 村民の持

○三島社 是も村民持  
○藥師堂 觀秀院  
花林山と號す、  
本尊不動を安ず、

つかれ

○村國村 村國村は江戸よりの里程等前村にことならず  
民家三十餘、  
村の廣さ東西の徑十五町、  
南北は十町許、  
東は元荒川を限り川の向ひは大野島村、  
北も同川を隔て  
て長宮村に及ぶ、  
南は飯塚村、  
西は岩槻富士宿町に接せ  
り、  
領主前村に同じ、  
檢地は寛永五年領主より糺せしと  
云、

高札場 村の中程  
にあり

元荒川 村の東北の方を流る、  
川幅は十五間  
より二十間許、  
川にそひて堤を設く、

久伊豆社 多寶院の持にて、  
村の鎮守とす、  
○八幡社 是も同寺の持、  
下同じ、  
○第六

天社

多寶院 新義眞言宗、  
末田村金剛院末、  
本尊阿彌陀なり、

舊家者伴藏 氏を齋藤と稱す、  
代々名主を勤め、  
旁ら鑄冶を業  
とせり、  
家系を失ひたれば  
來由詳ならず、  
岩槻

太田家及小田原北條家より興へし文書を藏す、  
宛名澁江鑄物師とあり、  
されば往古は岩槻澁江町に住し、  
御入國の後當所に  
に移りしなるべし、  
外に虎松丸より興へし感狀一通を藏す、  
宛名小曾川小五郎とあり、  
近村小曾川村の名主兵吾は、  
今中  
嶋と稱すれど、  
元在名を以て小曾川と稱し、  
小五郎の末孫に  
て、  
代々その村に住するよし傳ふれば、  
其家のものなるべし  
されど是も系圖を所持せざれば、  
詳な  
ることをしらず、  
文書四通左の如、

只今騎羅艶に可走廻候由申旨間、  
龜戸之内に村江備  
前守分出之候者也、

永祿六年癸亥壬極月廿九日 虎松丸

小曾河小五郎殿

自前之諸公事令免許者也、

永祿七年甲子十一月廿八日 花押

澁江鑄物師

道也證文之筋目、不可有異儀旨被仰出者也、  
依如件、

甲戌九月十三日

澁江鑄物師

笠原藤左衛門尉奉之

御陰居様如御證文之、不可有異儀旨被仰出者也、  
依如件、

丁亥七月十一日

鑄物師

野本將監奉之

○飯塚村 飯塚村は江戸よりの里數九里、  
箕輪郷騎西庄に屬す、  
村の舊地なること村内法華寺の條によりても知  
らる、  
四境東は末田・高會根の二村、  
南より坤の方には下新  
井村、  
西は岩槻宿、  
北は村國村なり、  
東西二十三町、  
南  
北僅一町に過ず、  
民家九十、  
當村は古より岩槻城に附し  
村なりしが、  
寶曆年中上りて御村となるより今に御代官

所なり、檢地は前村に同じ、其後寶曆十三年新田を開けり、村内に一條の往還係れり、是日光御成道の脇道にて本道さゝはるときは通御もあるなれば、土俗に御下道と呼ぶ、

高札場 村の中程

小名 馬塚 村國臺 松葉 中島 廣田 竹ノ花 柳橋 古川

元荒川 北の方を流る、幅三十間より八十間程に至る、

久伊豆社 村の鎮守にて、祭神は大己貴命と末社 辨天神明 稻荷 ○諏訪社 ○八幡社以上密嚴

密嚴院 新義眞言宗、太田村金剛院末、金 ○法華寺 禪宗曹慶山と號す、本尊釋迦を安ず、

相州鎌倉圓覺寺末、靈雲山と號す、本尊觀音を安ず、開山是徹寂年を傳へず、古き文書數通を藏せり、舊地なることは論

なければ、總て其來由を失ふ、

武藏國法花寺當知行地事、被聞食畢、僧衆可存其旨者、天氣如此、□以狀、

元弘三年十二月十二日 式卿□花押

武藏國飯塚村法華寺住持是徹申寺領事、被下繪旨之處、大河原又三郎致濫妨之、更可被沙汰付與是徹之

狀□、

建武元年二月六日

尊氏花押

伊豆守殿

此二通の文によりて考ふるに、當所寺領の事元弘三年繪旨を下し賜へども、戰爭の頃なればとにかく、己がまゝなること多く、寺域露ならざるにより、是徹がこひに任せ、建武元年尊氏より關東管領上杉伊豆守憲顯へ、其災を鎮めんことを命ぜられしものと見えたり、遂の後岩槻太田氏の頃までも、寺領ありし事知らる、其文書左の如、

飯塚之内法華寺門前諸公事、并棟別諸勸進令停止畢、仍如件、

永祿九年丙寅十一月廿三日 氏資花押

飯塚法華寺領拾貫文春首座出候、寺内彼是可致輝麗山、手堅可申届者也、仍如件、

天正十四年丙戌十一月廿九日 伊達與兵衛 春首座

飯塚之内法華寺門前諸公事、并棟別諸勸進、任證文令停止畢、仍如件、

天正拾五年丁亥十月十八日 伊達與兵衛奉之 法華寺

鐘樓 延享二年鑄造 ○香林寺 法華寺の末、富揚山と號す、鐘樓の鐘をかく ○開山明室是俊は慶

長六年示 寂す、 ○阿彌陀堂 ○太子堂 共に法華寺の持

○眞福寺村 眞福寺村は郷庄の唱及江戸への行程等前村に異ならず、當村古は眞福寺と云寺ありしにや、今は寺蹟も傳へず、民家二十五、東は下新井・浮谷の二村、南より西へは栢崎村、北は岩槻町なり、東西四五町、南北八丁許、村内北の方に岩槻町より大門宿へ達する一條の往還あり、是日光御下道なり、幅凡三間許、檢地及び領主の遷替等總て前に同じく、今は御料所なり、

高札場 村の南

小名 原地 下屋敷 屋頭 明見

久伊豆社 村の鎮守なり、正 末社 天神 太神宮 稻荷藏院持、下同じ、

熊野 ○諏訪社

正藏院 新義眞言宗、末田村金剛院末、寶光山と號す、本尊不動を安置せり、

○栢崎村 栢崎村は郷名庄領主の遷替檢地等前村に同じ今は御料所なり、江戸への行程八里半を隔つ、民家四十餘、東は眞福寺村、西は谷下村、南は横根村、北は加倉村なり、東西十二町、南北二十二町、この餘岩槻宿耕地の内に當村の飛地二ヶ所あり、

高札場 村の中程

小名 本田 倉並耕地 第六耕地

久伊豆社 村の鎮守と、村民持、 ○荒神社 ○三島社 ○第六天社

○稻荷社 以上四社、洞

圓福寺 禪宗曹洞派、下新井村福嚴寺末、永昌山と號す、慶長年中僧廣山宗澤と云もの、草創する所なり、本尊は聖觀音にて長一尺八寸、運慶の作と云、 熊野社 地藏堂 ○洞照院 新義眞言

村金剛院末、瑞瑞光山と號す、本尊藥師を安ず、

○浮谷村 浮谷村は江戸を隔ること九里、郷庄の唱は前に同じ、四隣東は黒谷村、西は横根村、南は栢崎村、北は眞福寺村、東西南北ともに十四五町、此餘村の西綾瀬川の向栢崎村の境に、飛地少しばかりあり、村内に日光御下道かゝれり、檢地領主等のこと前に異ならず、爰も今は御料所なり、

高札場 村の中程

小名 坂組 裏組 寺家組 東組 捨橋谷 石神谷

松葉谷 新井谷 寺家谷

八幡社 村の鎮守なり、浪除の八 不動堂 役行者が作りし

末社 牛頭天王 牛天神 雷電 稻荷 辨天 抱齋神

○久伊豆社 ○神明社 ○稻荷社 ○熊野社 以上四社 大和持、大和は吉 神明社の持 末社 稻荷 痲瘡神

田家の下たり、



常福寺 禪宗曹洞派、岩槻宿芳林寺末、浮谷山と號す、開山仙旭  
慶長十五年八月十五日寂す、本尊虚空蔵を安置す、

觀音堂 仁王門 鐘樓 萬治三年鑄造 ○西光院 新義眞言  
村金剛院末、高杉山無量 天神社 道陸神社 ○浮谷院  
寺と號す、本尊不動、  
本山派修驗にて、幸手不動院の配下なり、八幡山浮谷寺と號  
し、又高林坊ともいへり、高林坊は開山の名にて、此僧天  
正年中寂すと云、寶物として國光の刀一腰及び天正十三年の  
護摩札あり、又永正元年八幡社造立棟札の寫をも所持すれど  
こは後人作意になりし  
ものにや詳ならず、

○下新井村 下新井村は元祿郷帳もしか記し、肩に古は  
新井村と記し、既に正保國圖にも新井村とのみ載たれば  
下の字を加へしは元祿前の事なるべけれど、其所以は傳  
へず、江戸の行程郷庄の唱等前村に同じ、民家四十、東  
は黒谷村、西は眞福寺村、南は浮谷村、北は飯塚村、東  
西十町餘、南北二三町、檢地領主等の事は前と同じく、  
今は御代官支配す、又後年開けし新田あり、明和七年御  
代官遠藤兵右衛門檢地すと云、用水は元荒川の水を引沃  
げり、  
高札場村の中ほ  
高札場どにあり

小名 上地原 明見 柳橋 戸崎原  
久伊豆社 村の鎮守とす、玉藏院持、社地 末社 神明  
に圍一丈餘なる松の神木あり、

○妙見社 ○三鳥社 此二社も

玉藏院 新義眞言宗、末田村金剛院末、陽 ○福嚴寺 禪宗曹  
三ヶ村長龍寺末、香積山と號す、開山默堂、藥師堂の作  
興天文七年四月十六日寂す、本尊は地藏なり、  
長五 鐘樓 萬治二年鑄  
六寸 鐘樓 造の鐘なり

○大口村 大口村は江戸より七里餘の行程を隔つ、民家  
五十餘、東西十一町、南北五町餘、東は増田新田、西は  
大野島村、南は大谷村、北は増長村なり、用水は元荒川  
の水を引用ゆ、古は御料所なりしといへり、正保の頃は  
阿部對馬守が領分なるよしものにみえたり、今は大岡主  
膳正が領地なり、檢地は慶長十七年・寛永七年の二度に糺  
しあり、又村の西に堤あり、金山堤と唱ふ、是奥州街道  
の蹟なりと云、  
高札場村の中程  
高札場どにあり

香取社 村の鎮守、正 ○第六天社 持同  
正福寺 新義眞言宗、三之宮村一乘院末、蓮華 ○光明院 同  
慶傳山と號す、昔は修驗なりしが、寛 ○勢至堂 光明院持  
文年中宗派を改しと云、本尊觀音、  
塚 慶傳山と呼ぶ、昔慶傳と云修驗、入定せし印の  
塚 塚なり、是光明院開山の僧なるべしといふ、  
○大谷村 大谷村は江戸より八里餘を隔つ、家數三十餘

東西十七町、南北二町、東は恩間新田、西は大野島村、  
南は大戸村、北は大口村なり、用水は須賀村より引來る  
水をそゞげり、檢地領主等の事は前村に異ならず、  
高札場村の中ほ  
高札場どにあり

元荒川 村の南を流る、川 金山堤 西の方  
幅三十五間ばかり

香取社 村の鎮守とす、觀 末社 天神 ○第六天社 ○神  
明社 眞言宗新義、三之宮村一乘院末、瑞 ○庵 阿彌陀を  
觀音寺 駒山と號す、本尊藥師を安置せり、  
の持 觀音寺 本尊とす

○大戸村 大戸村は民戸四十餘、東西二十五町、南北二  
町許、西は大野島村、東は恩間村、南は須賀村、北は大  
谷村なり、この餘のことはすべて前村と同じ、  
高札場村の坤の  
高札場どにあり

元荒川 村の西南を流る、川幅  
前村にことならず、  
香取社 村の 鎮守 ○雷電社 ○熊野社 以上三社、  
社大聖 鎮守 ○第六天  
寶藏院 新義眞言宗、三之宮村一乘院門徒、 大日堂 ○大  
運照山金剛寺と號す、本尊大日、

聖院 同宗同門徒、天女山不動  
寺と號す、本尊不動を安す、

○須賀村 須賀村は正保の國圖に菅村と記し、元祿改定  
のものには新方須賀村とあり、又村に傳る天正二十年慶  
長三年の水帳には、新方庄西川須賀村とみえたり、菅と  
かきは須賀の假借となるべし、郡内・須賀二村あり、成  
田分限帳永樂百貫文須賀修理大夫泰名とのせたるは、地  
理のつひで忍領須賀の在名を用ひしものならん、猶彼村  
にのす、江戸より七里半を隔つ、東は恩間新田、西は元  
荒川に限りて對岸は末田村なり、南は大森村、北は大戸  
村に接す、東西の徑二十町、南北二町許、古は御料なり  
しを寛永年中阿部對馬守に賜ひ、元祿十年再び御料に復  
せしを、同十四年岩槻城主の領地に賜はりしより、今の  
大岡主膳正に至ると云、檢地は天正十年神山左助・金田與  
十郎・市川彦八、慶長三年伊奈備前守、同十七年石原清兵  
衛・成瀬忠左衛門、寛永七年野間九郎左衛門・田崎總左衛  
門等糺せしと云、又少許の新田あり、こは正保四年檢地  
すといへり、  
高札場村の中程  
高札場どにあり

元荒川 村の西菅村と末田村との界を流る、兩村にて石堰を造  
り、水の増減によりて差引をなし、並谷邊二十三村の  
用水とす、土人しめ切堰と稱す、又此水を堰の上流より分水  
して、村内の溜井へ引入、此溜井岩槻領二十三村の用水とな

る、されば四十六村組合なれども、此振は末田と當村との持、

香取社 村の鎮主

○水神社 ○稻荷社 ○第六天社 以上四社

圓乘院

○天神社 ○稻荷春日合社 ○稻荷社 以上三社

藏心寺

○禪宗臨濟派、鎌倉圓覺寺末、萬寶山地藏院と號す、開山佛惠元和二年示寂す、阿彌陀を本尊とす、

地藏堂 鐘樓 文化六年再

圓乘院 新義真言宗、三ノ宮村一

○觀音堂 十一面觀音を安

○藥師堂 村民持、

○地藏堂

○大森村 大森村は新方庄に屬す、民家二十九、村の廣

さ東西五町半、南北八町、東は三之宮村、西は須賀村、

南は元荒川に添ひ、對岸は末田村なり、北は恩開新田に

接す、用水は須賀村溜井より引沃ぐ、水溢の患あり、御

入國の後御料所なりしに、寛永年中岩槻城主阿部對馬守

に賜はり、それより世々岩槻城附の領となりて、今の大

岡主膳正に至る、檢地及江戸への行程等前村に異ならず、

高札場 村の南に、

元荒川 村の南を流る、川

香取社 村の鎮守なり、

利生院 村の鎮守なり、

利生院 新義真言宗、三之宮村一乘

院門徒、阿彌陀を本尊とす、藥師堂

○末田村 附持添新田 末田村は家數百軒餘、村の廣さ南

北二十五町、東西四町許、東は野島村、西は高曾根村、

南は孫十郎村、北は飯塚村にて、良の方元荒川の對岸大

戸・須賀・大森の三村なり、當村固より岩槻領なりし由を

傳れど、正保の郷帳には伊奈半十郎が御代官所の外、金

剛院淨音寺領と見えたり、後岩槻城附の領地となりしよ

り、今も大岡主膳正が領する所なり、檢地は寛永六年鈴

木三太夫・奥津長兵衛・豊田太郎右衛門・鈴木藤兵衛等糺

し、持添の方は寶永四年長坂彌右衛門・川島平内・中島藤

右衛門・天野傳助等改めしと云、江戸の行程は前村に異な

らず、

高札場 村の東

小名 上手 外野 宿 人卷

元荒川 村の北より東へ流

鷲宮社 村の鎮守とす、

○末社 疱瘡神 天神 稻荷 庚申

金剛院 新義真言宗、金龍山妙音寺と號す、京都仁和寺末にし

て談林所なり、寺領十石の御朱印を賜ふ、開山の僧を

宥慶と云、寂年を傳へず、當寺古へは岩槻にありて、金剛坊

といひしを、寛永年中當地に移りてより金剛院と改め、堂塔

新編武藏風土記稿卷之二百三

埼玉郡之五 岩槻領

○黒谷村 黒谷村は江戸より行程八里、家數五十六、東

は野島方村、西は浮谷村、南は尾ヶ崎村、北は下新井村

なり、東西十八九町、南北四五町、用水は末田村の溜井

より引用ゆ、此村寛永の頃より岩槻城主の領分なりしが

寶曆六年永井伊賀守領主たりし時、上りて御料所に屬し

今に替らず、檢地は寛政六年御代官野田文藏糺せしと云

のみ、それより以前檢せしことを傳へず、

高札場 村の南

久伊豆社 村の鎮守なり、

○天神社 通照院

普慶院 新義真言宗、末田村金剛院末、

鐘樓 鐘は享保四年

○通照院 同末なり、法界山と號

光善院 是も同末、高木山と

○妙圓寺 禪宗曹洞派、黒濱村

號す、本 ○藥師堂 普慶

院持 尊大日、

以下造立すと云、本尊虚空藏は

長三尺許、弘法大師の作と云、 鐘樓 元祿三年鑄

棟札に元祿十年桂昌院 護摩堂 不動を本 經堂し、十一面

觀音を安 置す、 稻荷社 ○淨音寺 淨土宗、岩槻淨安寺末、深谷

元年淨音と云僧、草庵を結て念佛三昧なりしを、明應三年圓

譽融弘と云僧住せし頃、村内小山氏なるものを襲せて本堂

を造立し、起立の僧淨音が名を取て寺號とせり、融弘は永正

十一年三月十二日化す、其門弟融慶住職たりしとき、天正十

九年東照宮御遊獵の序で當寺へ御立寄ありしに、其頃境内今

の如くにはあらで、谷間に籠りたれば、四邊を切開くべき山

且山號を深谷と賜はり、又寺領三石を附せられしと、鐘樓 正

云、本尊阿彌陀、坐像長二尺五寸慈覺大師の作なり、 鐘樓 德

四年の鐘 天神社 第六天 觀音堂 ○觀音寺 新義真言

院の門徒、下二院も同じ、大慈 觀音堂 稻荷社 ○密

藏院 上手山と號す、本尊 稻荷社 ○華光院 鷲林山と號

不動を安置せり、 是も不

動を安

新編武藏風土記稿卷之二百二 之終

○横根村 横根村は寛永年中村民五郎兵衛なるもの開發せりと云、箕輪郷騎西庄に屬す、江戸より行程九里、民戸五十五、東は浮谷村、巽より南に亘りては笹久保新田西は綾瀬川を境ひとして足立郡膝子村、北は當郡眞福寺村なり、東西十四町、南北十町餘、用水は綾瀬川の水及び三沼代用水をひけり、領主の遷替前村と同くして、今は御料所なり、

高札場 村の中程  
小名 耕地前 平間 坂

綾瀬川 村の西を流る、川幅十間許、村の東浮谷村の境に此川の水除堤あり、高三尺、  
妙見社 村の鎮守とす、  
寺持、下 ○神明社

善福寺 新義眞言宗、末田村金剛院末、駒形山妙玉院と號す、本尊不動なり、  
○笹久保村 附持添新田

遷替、及び今御料所たること、前村に異ならず、東西十八町、南北へ五町許、東より巽の方まで尾ヶ崎村にて、南は笹久保新田、西は浮谷村、北は黒谷村なり、民戸七十八、用水は三沼代用水を引けり、村内巽の方より乾の方に通じて日光御下道係れり、道幅五間許、江戸よりの

行程八里餘、隣村笹久保新田の内に當村持添の新田ありこ、は寶永三年領主小笠原佐渡守檢地すと云、  
高札場 村の中程

小名 久保 馬場 觀音坂 駒形 寺方 すくも 前田 柳原

八幡社 村内の鎮守なり、村民の持、  
末社 風神 雷神 稻荷  
威徳院 慶徳山福生寺と號す、  
阿彌陀堂 ○安養院 日照山本尊は不動を安ず、

本尊大日 ○吉祥寺 觀音院と號す、觀音を本尊とせり、  
○善念寺 阿彌陀院本尊般若菩薩以上四ヶ寺共に新義眞言宗にて、尾ヶ崎村勝軍寺末なり、  
天神社 ○地藏院 曹洞派、尾ヶ崎村光秀寺末、延命山と號す、開山は本寺四世の僧掃室長閑なり、元和五年示寂せり、本尊は地藏を安置す、

○地藏堂 尾ヶ崎村光秀寺持  
○笹久保新田 笹久保新田は郷庄の名、江戸への行程、古への領主、及び今御料たること、すべて前村に同じ、民戸五十九、東は尾ヶ崎村、南より西へ亘りては綾瀬川を隔て足立郡高畑村、北は笹久保村なり、東西二十町、南北六町許り、

高札場 村の中程  
小名 谷際 吉戸 中曾根 蛙田 前屋鋪

綾瀬川 村の坤の方を流る、川幅十間ばかり、

淺間社 村の鎮守なり、  
末社 稻荷社 辨財天 ○天神社  
除障院 新義眞言宗、尾ヶ崎村勝軍寺末、法幢山寶藏寺と號す、本尊地藏を置けり、

○高曾根村 高曾根村も郷庄の唱へ、江戸への行程、及び古へ岩槻城附の地にて、今御料たること、前村に異ならず、民戸七十餘、東は野島村、西は下新井・飯塚の二村南は黒谷村、北は末田村なり、東西五町、南北二十町許檢地は寛永六年領主阿部對馬守糺せり、此外西の方黒谷村の内に村の飛地あり、又南の方に纒の新田を開けり、  
高札場 村の中程

小名 上曾根 下曾根 關根 谷中前 一ノ坪 深田 耕地

辨天社 蓮花院の持、  
○愛宕社 彌勒院  
○神明社 村持下  
○稻荷社

蓮花院 新義眞言宗、末田村金剛院門徒、大悲山と號す、元祿三年の草創にて開山寛永末年詳ならず、本尊は勢至を安ぜり、  
稻荷社 村内の鎮守也、  
○彌勒院 同寺の門徒なり、愛宕山と號す、  
○常香寺 淨土宗、末田村淨智寺末、藥王山東尊不動、  
○常香寺 檢院と號す、本尊阿彌陀を安ず、開山淨海寂年、  
藥師堂 藥師は行基の作、  
○寶信寺 同末、紹

院と號す、本尊阿彌陀を安ず、開山學警寂年を傳へず、

○高曾根村 孫十郎村 附持添新田 孫十郎村は古へ高曾根村に屬せし地にして、正保のものには見えず、元祿改定の國圖には載たれば、其分ちし年代推て知るべし、江戸よりの行程七里餘、家數五軒、村の徑り東西南北共に二丁半許、東は砂原村、南は鉤上村、西北の二方は野島、高曾根の二村に接せり、用水は末田村の溜井より引り、當村も御料所にて檢地も本村に同じ、此餘見付田新田と唱ふる持添の新田あり、明和九年の檢地なり、  
高札場 村の中程

久伊豆社 村民持

○尾ヶ崎村 尾ヶ崎村は騎西庄と唱ふ、天正十九年村内勝軍寺へ賜はりし寺領御朱印の文に、笹久保郷之内三石之事とあるによりて、當村のみ笹久保郷の唱へありと土人いへり、案に正保中改のものに、笹久保勝軍寺領とせたり、これ郷名にはあらで、則隣村笹久保村のことなるべければ、土人の傳ふる所疑ふべし、又同時に賜はりし村内光秀寺の御朱印には、拂上郷之内云々とあり、されどこの郷名今は唱を傳へず、且外に此名をきかず、民戸八十餘、東は野島村、南は鉤上新田、西は笹久保新田

北は黒谷村なり、東西七町、南北十三町許、江戸への行程八里餘、用水は元荒川の水を引沃けり、こゝも舊くより岩槻城主の所領にして、今は大岡主膳正が領分なり、檢地は寛永七年阿部對馬守改む、村の南の方に日光御下道あり、幅四間餘、高札場村の中程

小名 表耕地 稻荷谷 岸谷 藥師谷 櫻谷

八幡社 村の鎮守とす、久伊豆及び、稻荷を相殿とす、村持なり

勝軍寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明屋院末、愛宕山求聞院と號す、天正十九年寺領三石を賜ふ、中興開山僧者榮寂年詳ならず、本尊 鐘樓 正徳三年鑄造 護摩堂 八幡社 虚空藏を安ず、本尊 鐘樓の鐘をかく、

久伊豆社 稻荷社 ○光秀寺 禪宗曹洞派、鷲宮村靈樹寺本尊釋迦を安ず、開山清原元龜三年十二月二十五日寂す、開基三上三郎左衛門は、岩槻城主太田氏房の家臣たり、卒年詳ならず、法名は光秀寺玉宗禪政禪門と云、鐘樓 貞享二年の當寺も前と同時に三石の寺領を賜へり、鐘樓の鐘をかく、

天神社 觀音堂 太子堂 ○智性院 村内勝軍寺の門徒、宮崎山來迎寺と號す本尊不動

○尾ヶ崎新田 附持添新田 尾ヶ崎新田は慶長・元和の頃、次第に開墾して一村となれり、黒谷郷に屬す、民戸二十六、村の廣さ東西十六町、南北三町許、東は鉤上村、南は

綾瀬川を隔て、大門宿及び下野田村にて、西も同じ、川を界ひて高畑村、北は尾ヶ崎村なり、領主の遷替檢地及び江戸への行程庄名用水等本村に同じ、此餘村の西南の方綾瀬川に添て僅の新田あり、延享四年永井伊賀守檢地し當村の持添とす、又坤の方に日光御下道あり、高札場村の中程

小名 木淵 深田耕地 八丁目

綾瀬川 村の西南を流る、川幅十間許、川に添て水除の堤あり、高一間、

稻荷社 村内の鎮守なり、村民持

正福寺 新義眞言宗、尾ヶ崎村勝軍寺門徒、法界山と號す、本尊大日、開山甚盛元和二年三月二日示寂せり、

荒神社 天神社 地藏堂

○鉤上村 鉤上村は騎西庄越ヶ谷郷と唱ふ、慶長年中檢地帳に、武州騎西郡越ヶ谷之内鉤上と載たれば、古へより越ヶ谷郷に屬せしこと知らる、當村開闢のことは、元祿十一年岩槻の城主へ書出せしものに、百九十八年以前より民家建はじめしよしを記せり、されば文龜の頃より追々開けしなるべし、江戸より行程七里餘、民戸八十九、東は西新井村、西は尾ヶ崎新田、南は鉤上新田、北は尾ヶ崎村なり、東西十六町、南北三町餘、用水には元荒川の水を引沃けり、村内坤の方に日光御下道かゝれり、是

大門宿より分れて、岩槻宿へかゝれる往來なり、當村領主の遷替檢地等前村に替らず、此餘村の南の方鉤上新田の内に纒の飛地あり、高札場村の中程

小名 木淵 深町耕地 八丁目

稻荷社 村の鎮守にし、○神明社 是も村の鎮守とす、村民持ありし小祠なりしが、賽人多く、貞享年中に至り、彼山を伐り開き社を造立せしより、益近村にきこへて、今も參詣のもの多しと

末社 八幡 春日 稻荷 瘡瘡神 荒神 愛宕 久伊豆 子易明神 雷神 三峯 天神

圓福寺 新義眞言宗、尾ヶ崎村勝軍寺門徒、日輪 ○成就院 山明王院と號す、本尊不動を安ぜり、

○鉤上新田 鉤上新田は開墾の年代を傳へざれど、古より岩槻城附の領にして、民戸六十五、東は西新井村、南は綾瀬川を限りて、對岸は足立郡戸塚村、西は本郡尾ヶ崎新田、北は鉤上村に接せり、東西十七町、南北十五六町、此餘寶永三年領主小笠原佐渡守糺せし纒なる新開の地あり、村内南の方に日光御下道かゝれり、高札場村の東あり

小名 西ヶ尻 八丁目耕地 道下耕地 五段田耕地

綾瀬川 村の西南を流る、川幅十間許、則當郡と足立郡の界なり

稻荷社 村の鎮守なり、玉寶院持

保壽院 新義眞言宗、尾ヶ崎村勝軍寺門徒、臺知山觀音寺と號す、本尊如意輪觀音を安置せり、○玉寶院 本山修驗、葛飾郡幸手不動院配下なり、開祖永寶院 知寛文二年十月三日寂す、本尊不動を安ず

○長島村 長島村も江戸よりの行程前村に同じ、民戸十四、南は越卷村、西は鉤上新田、東北の二方は西新井村なり、東西五六町、南北二町餘、當村古は西新井村と唱へしを、元祿八年酒井河内守檢地して一村となし、今の如く村名を改め、同十年より御料となり、其後永井伊豆守に賜りしが、寶永年中上りて御料に復し今もしかり、高札場村の西

小名 寺浦 中通 水持上 水持下 道西

綾瀬川 村の東南を流る、川幅十間許、川に添てつゝみあり

稻荷社 村の鎮守なり、末社 天神 瘡瘡神

萬藏寺 新義眞言宗、末田村金剛院末、長嶋山 ○大覺院 本修驗、葛飾郡幸手不動院配下 たり、本尊不動を安ぜり

○谷中村 谷中村古は四丁野村の新田にして、四町野新田谷中組、或は四丁野村の内谷中村など唱へしが、元祿八年酒井河内守檢地のとき、一村に分ちしと云、元祿改定の國圖に始めて載たればさもあるべし、江戸より行程六里、民戸四十八、東西三町餘、南北二町程、東は五曾根村、西は西新井村、南は七左衛門村、北は四丁野村なり用水は末田村の溜井より引沃ぐ、當村御入國の後御料所なりしが、寶永二年岩槻城主小笠原佐渡守が、領地に賜りしより城附の領にして、今大岡主膳正領せり、

高札場 西の方

小名 三津新田 此地元祿の國圖に、谷中村枝郷と載て、別

越ヶ谷宿に屬せし地なり

しを、後當村につけり、

稻荷社三字 ○天神社以上西福

西福院 新義眞言宗、四丁野村迎勝院門徒、

西福院 林谷山と號す、本尊彌陀を安ず、觀音堂

○西新井村 西新井村は江戸より行程七里餘、東西も南北も徑り十一町餘にして、東は神明下村、南は長島村、西は鉤上新田、北は鉤上・後谷の二村なり、家數七十四、當村御入國の後御料所なりしが、寛文二年土屋相模守が領地に賜はり、後上りて元祿十一年小笠原佐渡守に賜は

り、是も寶曆六年上りて御料となり、同年地を裂て大岡出雲守に賜はりしより、今は御料及び大岡主膳正が領地入會り、檢地は前村に異ならず、

高札場 村の北

小名 堀ノ内 立野 前谷 土合 外合 西前

石神社 村の鎮 守なり ○天神社 稻荷社二字以上四社普

普門院 新義眞言宗、末田村金剛院末、月照山 ○西教院土

宗、越ヶ谷宿天巖寺末、日照山光明寺と號す、開山誠

運社法譽元龜三年二月七日寂す、本尊彌陀を安ぜり、鐘樓

寶曆十年鑄造 八幡社 稻荷社 ○正覺庵 西教院の

正庵 同末な 蓮

○野島村 附持添新田 野島村は正保の郷帳には野島方村と記し、其後元祿の改には今の名に改めり、江戸よりの行程前村に同じ、東西五丁餘、南北十五六町、民戸三十東は末田村、南は鉤上村、西は尾ヶ崎・黒谷の二村、北は高曾根村なり、御入國の後岩槻城附の領にてありしが、寶曆六年上りて御料となり、今も替らず、檢地は寛永六年阿部對馬守糺せり、又村の乾の方黒谷村の内に少しく飛地あり、此餘村の東の方に持添の新田あり、爰を見付

新田と唱ふ、明和九年御代官久保田十左衛門檢地して貢税を定む、

高札場 村の中程

小名 開根 木ノ下 一ノ坪 谷中前 沖田 深田

稻荷社三字 共に光榮寺持、其内 一は村の鎮守なり、

光榮寺 天台宗、慈恩寺村慈恩寺の末、通 ○地藏堂 尾ヶ崎村光

○三之宮村 三之宮村は江戸への里程前村に同じ、戸數六十四、東西六丁、南北十一町、南は元荒川を限り、對岸は小曾川・野島の二村にて、北は忍間新田、西は大森村、東は大道村なり、用水は須賀村の溜井より引り、當村寛永年中阿部對馬守に賜はりてより、岩槻城附の地となり、今大岡主膳正に至る檢地は萬治元年に糺あり、

高札場 村の南

元荒川 村の南を流る、川幅二十五

香取社 村の鎮守なり、 ○天神社 ○白山社 ○水神社

以上三社、

一乘院 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院末、鐘樓 明和五年

稻荷山と號す、本尊阿彌陀を安ず、

り ○密藏院 一乘院の門徒、

○大道村 大道村は家數八十七、村の徑り東西四町、南

北十五町餘、東北の二方は大竹村、西は三之宮村、南は

元荒川を隔て、小曾川・砂原の二村なり、此餘江戸への里

程領主の遷替、檢地の年代等前村に同じ、

高札場 村の中程

元荒川 村の南を流る、川幅二十六

香取社 村の鎮守なり、 ○稻荷社 正福院

正福院 新義眞言宗、末田村金剛院末、

○小曾川村 小曾川村は江戸よりの行程八里、東は砂原

村、西は野島村、南は鉤上村、北は元荒川を隔て對岸は

三之宮村なり、されど地境犬牙したれば、四方の廣狹は

定かに云がたし、民戸六十二、元荒川の水を引て用水と

す、當村古より御料所たりしに、元祿十一年地を裂て武

藏孫之丞・高林源右衛門、同き十三年芝山小左衛門に賜は

り、今に御料及び武藏定五郎・高林健次郎・芝山小兵衛等

が知る所なり、檢地は寛永六年の改なりと云、

高札場村の東

慈眼寺 禪宗曹洞派、野鳥村淨山寺末、本尊は阿彌陀を安ず、  
○西福院 新義真言宗、末田村金剛院

の門徒、本尊 阿彌陀堂

久伊豆社 當村及砂原村の鎮守とす、古へは不動なり、  
○花藏院 同寺の

前寺同じ、天神社

舊家者兵吉 中嶋を氏とす、古は小曾川氏にて、祖先を小五郎と呼ぶ、古文書等もありしが、中古失へりと云、按に小曾川小五郎は、岩槻太田氏に仕へしものなるにや、今郡中村國村名主伴藏が所藏岩槻より出せしと云、永祿六年

虎松丸なるものより與へし文書に、小曾川小五郎殿と載たりこれ當家へ與へるものなるを、後いかなるゆへにや、他の家に渡りしものならん、文書の全文は村國村の條下にいたしたれば、あはせ見るべし

○大竹村 附持添新田 大竹村は江戸より七里半を隔つ、家數五十六、東は忍間村、南は元荒川を隔て萩島・砂原の二村、西は大道路村、北は忍間新田なり、東西二町、南北二十四町、水損の地にて、用水は須賀村溜井を引用ゆ

寛永年中より岩槻城附の地となりしより、今は大岡主膳正領す、檢地は慶長十七年二月永田長右衛門・佐野茂兵衛、寛永七年六月井上八左衛門改む、其後寶永年中元荒川を掘替ありしより、其古川の地を開墾し、古川新田と

唱へ、寛延三年神尾若狹守・曲淵豊後守檢して御料所に屬し、今に持添とす、

高札場村の南

元荒川 川の南を流る、川幅二十七間、川添に高さ二間許の堤を設く、

香取社 村の鎮守なり、東養寺持、下並におなじ、  
○太神社 ○淺間社 ○第六天社 ○天王社 ○稻荷社

東養寺 新義真言宗、三之宮村一乘院末、聖徳太子山龍藏院と號す、本尊は彌陀を安ぜり、太子堂

○増田新田 増田新田は古へ大場・大島・中野・薄谷の四村に添たる沼あり、土人大場沼と呼しが、寶永三年岩槻久保宿町の人、増田彦右衛門といへる者、開墾せしによりかく唱ふ、其後又新田を開きて、明和年中遠藤兵左衛門、寛政年中笠笠之助、享保年中吉岡次郎右衛門檢地す

今は御料及び大岡主膳正の領分なり、江戸より行程八里東は大泊村、南は忍間村新田、西は西谷原新田、北は薄谷村、良は中野村なり、東西へ六町半、南北へ六町許、當所に民家なければ、岩槻久保宿町の民彦右衛門、中野村の民宇右衛門二人預りて貢税を收む、

小名 大場沼 此地の古名を存す 京ノ割 もの割

稻荷社 鎮守とす、中野村里正の持、

### 越ヶ谷領

○越ヶ谷宿 越ヶ谷宿は日光及び奥州街道宿驛の一にして古は騎西庄に屬し、越ヶ谷町と呼しが、延享四年より宿と唱ふ、江戸より行程六里、古は下にのする大澤町は自ら一村なりしが、其後年代詳ならず當宿に屬し、越ヶ谷町大澤町の二ヶ所を合せて一宿とすと云、次立の人馬は五十人五十匹の定數をもて互に十日を限り、草加・粕壁の二宿、其餘吉川町及鳩ヶ谷・大門・岩槻の宿々へも次立をなす、依て元祿八年四月酒井河内守檢地せし時より、一町一反六畝二十歩の地子を免除せらる、宿の四隣東より巽は瓦曾根村、南は七左衛門村、坤は谷中村、西は四町野村、北は花田村、良は小林村なり、東西二十町半、南北九町餘、用水は須賀村溜井を引沃けり、家數五百四十九、多くは街道の左右に連住す、當所文祿の頃より毎月二七の日をもて市をなし、時用のものを交易す、御打入の後より御料所にて今も然り、新田は享保十七年・寶曆十一年の二度に檢して高入とす、

高札場 乾の方、往還の内、境板橋の側にあり、  
小名 本町 中町 新町

七面堂 岩槻久保宿町の民持とす、

○忍間村 附持添新田 忍間村は江戸より七里を隔つ、民戸九十、東は袋山・上間久里の二村に隣り、南は萩島村、西は大竹村、北は大枝・大場の二村なり、東西四町、南北二十町許、用水は須賀村の溜井を引用ゆ、古は御料所なりしが、寛永年中より岩槻城附の村となり、今も大岡主膳正領分なり、檢地は寛永七年の改なり、外に持添新田あり、そこは慶安二年時の領主糺せり、

高札場村の南 小名 中道 追堀 村の申程にて、天神社のかたはらにあれば、天神池と呼、廣さ八段許、年毎に一度領主より命じて、漁獵をなさしむと云、

香取社 村の鎮守とす、  
○天神社 延命院 等覺院の持、  
○稻荷社 四字一は能滿寺、一は村民持、

等覺院 新義真言宗、三之宮村一乘院末、下の二ヶ寺も同じ、本尊十一面觀音を安ず、  
○延命院 本尊藥師 能滿寺を安ず、  
○地藏堂 延命院 勢至堂 西藏院 持

元荒川 宿の乾、大澤町の界を流る、川幅三十四間餘、往還に橋を架す。境板橋と云。又此川及び瓦曾根村溜井にも水除の堤を設く。

出羽堀 宿の坤の方を流る、悪水堀を云、相傳ふ會田出羽介正之當所に住し、掘開きしをもてかく唱ふと、會田氏のことは後谷村舊家富右衛門の條見るべし。

塚田間にあり、わづかの塚にて、嘉吉二年三月と塚彫たる碑ありしが、近きころうしなひしと云。

神明市神社 嘉吉二年の勸請にて、正徳年中今の橋臺と云地へ移せりと云、神主須藤攝津なり、○八幡社 文和二年と彫し、青幡社石を神體となせり。

天嶽寺 淨土宗、京都知恩院末、至登山通照院と號す、寺傳に云開山專阿源照は、太田清灌の伯父なりと、依て太田

下野守當寺を建立せる由をのす、されど源照は清灌の伯父なること、外に據なければ疑ふべし、其後四世玄澄といへる僧住職たりし時、天正十九年十一月東照宮當宿へ成せられ、寺領十五石を附らる、台徳院殿、大猷院殿も御獵のついで、當寺に來らせ賜ひ、御前にて法問を命ぜられ、又上意ありて江戸にめされ、登城せしことありしといふ、本尊は阿彌陀を安置なせ、表門 中門 樓上に釋鐘樓の鐘をかけり 熊野社

觀音堂 地藏堂二字 塔頭 雲光院 法久院 遍照院 善樹院 松樹院 ○同藏院 新義眞言宗、瓦曾根村照蓮院門惠心の作にて、長二尺 天神社 ○東西院 當山修驗、江戸三寸の立像を安せり、

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

○東院 戸青山風閣寺

○西院 戸青山風閣寺

の配下、醫王山と號す、本尊藥師の坐像長一尺三寸、惠心の作といふ、 稻荷社 ○澄海寺 羽行人派修驗、江戸日本橋音羽町 天神社 稻荷社 ○觀音堂 觀音の坐像長一尺一寸八分、音堂傳教大師の作なり、天嶽寺持、

御守殿蹟 宿の亥の方にあり、慶長の頃よりの御殿なりしが、明暦三年江戸の回祿にて、御城の内も焼失ありしより、御假殿にかの地へ移させられ、其蹟御林となり、當所の民小林藤左衛門、濱野藤藏二人御林守たりしが、元禄八年檢地の時貢税の地となり、御膳所の跡のみ御林を存せり、今に御守殿蹟又權現林ともいへり、

○大澤町 附持添新田 前宿に續て元荒川より南の方をいふ、四隣丁數自ら前宿と異なれば別に此にのす、東は花田村、西は大房村、北は彌十郎・増林の二村なり、東西十五町餘、南北九町許、家數四百八十一、往來の左右に家並をなせり、檢地は元禄の前元和五年寛永六年の二度、伊奈半十郎が糾せし事を傳ふ、是は未だ前宿に屬せざる前の事なりや詳ならず、此餘寛延三年神尾若狭守・曲淵豊後守、安永三年伊奈半左衛門等糾せし新田あり、當所の持添とす、

小名 上宿 中宿 下宿 高畑 鷺後 元荒川 町の西南 池七ヶ所 外池・八郎兵衛池・蛭池・觀音池といへり、

西園寺 新義眞言宗、瓦曾根村照蓮院末、開山を蓮花房長首と云、本尊正觀音を安ず、 藥師堂

○荻島村 荻島村は江戸より六里半を隔つ、民戸百三十一、東は元荒川を隔て、大森・大房の二村、南は神明下村西は砂原村、北は同村及び元荒川を隔て、大竹・袋山の二村なり、東西十町、南北十六町許、用水は須賀村溜井を引用ゆ、當所も古より御料所なりしが、元禄十一年地を裂て、大河内金兵衛・天野彦兵衛・矢頭權左衛門に分ち賜ひしより、今其子孫大河内金之丞・天野彦兵衛・矢頭左近等が采地、餘は御料所なり、檢地は寛永六年九月村松忠兵衛・鈴木八右衛門等の改なり、又後年開きし新田二ヶ所あり、延寶元年岡田五郎太夫、寛延三年鹽谷八太夫・岩松直右衛門檢地し、共に高入となりて御料に屬せり、

高札場三ヶ所 村の東南北の小名 堤根組 野會組 野中組 中組 下手組

元荒川 村の北より東を流る、川幅十七間より三十一間に至る、替ありしと云、川に添て水除の堤を設く、

稻荷社 村の鎮守とす、玉泉院 持下同じ、○熊野社

玉泉院 新義眞言宗、末田村金剛院末、稻荷山と號し、本尊彌陀を安ず、○西藏院 同宗、同

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

新編武藏風土記稿卷之二百三 埼玉郡之五

一四九

二ヶ寺共に同じ、本尊も前に同じきなり、  
○馬頭院 本尊前 諏訪社 ○明

王院 本尊不動 愛宕社 観音堂

○袋山村 附持添新田 袋山村は江戸より行程七里、民戸七十、東は下間久里村、南は荻島村、西は忍間村、北は上間久里村なり、東西へ五町餘、南北十五町許、御打入の後より御料所にて今に然り、檢地は元祿十年十二月酒井河内守糺す、又寶永三年掘替ありし元荒川の跡、新開の地となり、寛延三年九月神尾若狭守・曲淵豊後守改め共に御料にて持添とす、  
高札場 村の西

雷電社 村の鎮守とす、  
村民持 下同、○稻荷社 二字

持福院 新義眞言宗、末田村金剛院門徒、光  
照山と號す、本尊彌陀を安置せり、久伊豆社 觀

音堂 ○能仁寺 同門徒、本尊  
釋迦を安ず、○藥師堂 持福院

○野島村 野島村は古岩槻領と唱ふ、江戸よりの行程前村に同じ、民戸十九、東は小曾川村、南は鉤上村、西は末田村、北は元荒川を隔て、三之宮村なり、東西三町、南北七町許、用水は須賀村溜井を引用ゆ、こゝも古くより御料なりしが、元祿十一年五月蜂屋半之丞・前田五左

衛門二人に賜ひ、今も其子孫半之丞五左衛門が采地なり  
檢地は寛永六年九月糺す、  
高札場 村の西

元荒川 村の北を流る、川幅二十八  
間許、川に添て堤を設く、

久伊豆社 村の鎮守とす、  
村民の持なり、末社 稻荷 瘡瘡神

淨山寺 禪宗曹洞派、足立郡里村法性寺末、野嶋山と號す、當像長四尺餘、則大師の作なりと傳へ云、天正年中迄天台宗にて慈福寺と號し、時の住僧を明山と云、此頃里村法性寺四世震龍當寺に勤學せしが、東照宮越ヶ谷邊御放鷹の時、本尊靈驗を聞し召され、寺領三石の御朱印を賜はり、此地靈にして山靈密として淨しと、上意ありて今の寺號を命ぜらるゝと云又僧震龍御歸依あるをもて明山の後住となし、曹洞派に改め中興とす、今本尊を片目地藏  
寺寶 錫杖 古色のものなりと唱ふ、信仰するもの多し、  
鐘樓 延享三年鑄造 久伊豆社 千地藏堂 ○常福寺  
新義眞言宗、末田村金剛院の門 熊野社 天神社  
徒、熊野山と號し、本尊觀音

○後谷村 後谷村は江戸より六里餘を隔つ、家數十六、東は荻島村、南は西新井村、西北は鉤上村なり、用水は末田村溜井より引來れり、村の廣さ東西へ四町、南北五町許、又隣村西新井村の内に當村の地あり、其廣さ東西

へ三町、南北十町餘、民戸十五あり、共に古より御料所なりしが、元祿十一年五月米倉丹後守に賜はれり、檢地は寛永六年九月糺せり、後延寶元年七月岡田五郎太夫見取場を改め、こゝも今丹後守の子孫領す、  
高札場 村の東

小名 荻谷組 内谷耕地

稻荷社 村の鎮守にて、  
光明院の持、

光明院 新義眞言宗、瓦曾根村照蓮院  
門徒なり、本尊藥師を安ず、

天神社 觀音堂

○砂原村 砂原村は江戸より行程七里、家數六十四、東は荻島村、南は末田村、西は小曾川村、北は元荒川を隔て、大道・大竹の二村なり、東西八町、南北十八町、領主の遷替檢地の年代用水等すべて前村に同じ、又少許の新田あり、寛文十三年二月岡田五郎太夫糺せり、  
高札場 村の東

小名 東組 前原組

元荒川 村の北を流る、川幅二十八  
間許り、川添に堤を設く、

聖動院 新義眞言宗、末田村金剛院門徒、  
砂原山と號す、不動を本尊とす、 稻荷社 天神社

不動堂 ○彌陀堂 聖動院

○神明下村 神明下村は此地に太神宮あるをもて起りし村名と云、江戸より行程六里餘、家數五十九、東は元荒川を隔て大房村、南は四町野村、西は西新井村、北は荻島村なり、東西へ六町餘、南北十六町許、用水は前に同じ、正保の頃は御料所に屬す、又村内神明の縁起中に、寛文中土屋相模守當所を領せしことを載す、されば其頃は彼の領分にて、後又御料に復せしにや、元祿十三年村を六分にして、平岡主殿・曾我七兵衛・菅谷某・長山彌三郎・中條某に賜ひ、餘は御料所にて、今其子孫平岡石見守・曾我豊後守・菅谷平八郎・長山彌三郎・中條鉄太郎知行及び御料所なり、檢地は元祿十年酒井河内守改む、  
高札場 六ヶ所 御料は村の子の方、私領三ヶ所  
小名 在家 沖谷 松葉 前方 後方

元荒川 村の東より巽へ流る、川幅二十間より  
四十五間にいたる、川添に堤を設く、

太神宮 村の鎮 別當大行院 本山修驗、葛飾郡幸手不動院配  
守とす 本尊は正觀音を本地佛となす

○熊野社 政重院 ○稻荷社 村民持 ○天王社 ○天神社 ○八幡社

政重院 新義眞言宗、四町野村迎攝院門徒、月向山と號す、當院は村民七右衛門の祖先會田七左衛門政重、妻慶譽神定尼追福のために造營す、棟札に寛永十九年閏月吉日とあり按に此政重と云は、會田系圖に三郎左衛門正重と云ものをの



す、同人にやきもあらば、北條十郎氏房に屬せしものなり、慶譽は元和八年六月二十三日に死せり、又山號は後妻の法名にて、本尊正觀音は、政重が ○最勝院 同門徒、本尊守護佛なりしといひ傳へり、 ○持福院 不動を安ず、○清光坊 持、本尊

○四町野村 四町野村は江戸よりの行程用水等前村に同じ、家數六十六、東は越ヶ谷宿、南は谷中村、西は神明下村、北は元荒川を隔て大房村なり、東西四町餘、南北へ三町餘、水草ともに患ふ、正保の頃は御料所なりしが其後永井伊賀守に賜ひ、寶曆六年上りて御料所に復し今も同じ、檢地は元祿八年酒井河内守改む、高札場村の西あり

小名 押切組 御繩先組 野尻村  
元荒川 村の北を流る、川幅四十間餘、川添に堤を設く、

久伊豆社 天文四年の勸請と云、當村及び越ヶ谷宿・大澤町・瓦持、迎攝院の ○神明社 ○稻荷社 ○淺間社 ○愛宕社 弘誓寺 ○稻荷社 村民持

迎攝院 新義眞言宗、末田村金剛院末、越谷山神宮寺と號す、天正十九年寺領五石の御朱印を賜ふ、當院は天文四年僧賢榮中興開基すと云、鐘樓 寛永三年の鐘は破裂して、安永ふ、本尊は彌陀を安ず、鐘樓 八年六月再鑄の鐘をかけり、

古綾瀬川 村の西を流る、川幅八間許り、 ○新綾瀬川 村の西界にて川幅十

や、此川を通じて二條となりしより、新古の名あり、今此流を足立郡の界とす、何れも川添ひに水除の堤を設く、

稻荷社 村の鎮守とす、眞福寺の持なり、下同じ、 ○天神社 ○山王社 觀照院

○荒神社 村民持 ○稻荷社 六字

觀照院 新義眞言宗、末田村金剛院末、日映山と號す、開山尊慶又僧有辨承應三年中興せり、開基は當村を開墾せし會田七左衛門にて、其法名日映觀照と云を、鐘樓 明和三年鑄以て、山號、寺號とす、本尊は彌陀を安ず、鐘樓 鐘をかく

稻荷社 此末社として、天神・觀音堂 ○持福院 觀照院 徒、日照山と號す、兵主大沼明神社 祭神詳本尊彌陀を安ず、 ○眞福寺 門徒、寶相山と號す、本尊上に同じ、

○七左衛門村枝郷 越卷村 越卷村は七左衛門村より分村す、元祿國圖に始て七左衛門村之枝郷と載せ、越卷の名出たれば、分れし年代も推て知らる、家數三十六、東は七左衛門村、南は綾瀬川を隔て、足立郡藤兵衛新田、西も同じ川を限り、同郡戸塚村、北は西新井・後谷の二村なり、東西へ十八町、南北二十町許、分村の後は御料所にや、其後永井伊賀守領分なりしが、寶曆六年上りて御料となり、今も然り、江戸よりの里數用水檢地の年代は前

觀音堂 ○地藏院 迎攝院の門徒なり、靈瑞山六道寺と號す、慶長八年尊榮造立せり、本尊地藏を安ず、天神社 ○弘誓寺 同宗、瓦會根村照速院門徒、清龍山觀音り、本尊千手、稻荷社 ○藥王寺 同門徒、瑠璃山東光院と觀音を安ず、 ○藥師堂 同門徒、文祿元年長廣と云る僧中興せり、本尊不動を安置す、 ○十王堂 弘誓寺持

○七左衛門村 附持添新田 七左衛門村は騎西庄と云、當村は寛永の頃にや、神明下村の里正七左衛門新墾す、正保の國圖には新田槐戸村と載せ、元祿の改には今の村名に出たり、家數百十四、東は登戸村、南は大間野村、西は越卷村、北は谷中村なり、東西六町半、南北二十五町許、世人越ヶ谷糯米とて、上品とするは當所の産を云、開發の後より御料所なりしが、元祿十三年平岡主殿・會我七兵衛・長山彌三郎・菅谷某・中條某に賜ひ、其餘は御料所に今子孫平岡石見守・會我豐後守・長山彌三郎・菅谷平八郎・中條鉄太郎等が采地及び御料所なり、用水江戸よりの里數檢地の年代は前村に同じ、又後年新開の地あり、享保十八年三月寛播磨守糺し、安永八年十二月伊奈半左衛門改め、共に御料所にして持添の地なり、高札場三ヶ所 小名 上組 四ヶ谷 前谷 根郷 中組 下組

村に同じ、其後開きし新田は、寶曆九年十二月岩松直右衛門改め其餘は明和八年九月養笠之助糺して高入とす、高札場 村の南

小名 中新田 丸ノ内 雨足

綾瀬川 村の西を流る、川幅十間より十二間に至る、

稻荷社 二字 一は鎮守にて慶長十七年、一は元和元年勸請すといふ、共に滿藏院持、 天神 辨

天 共に鎮守の末社とす、

滿藏院 新義眞言宗、七左衛門村觀照院末、永光山萬福寺と號す、當院は神明下村の民が祖先、會田七左衛門政重の開基なり、本尊は正觀音を安置す、 ○藥師堂 正徳三年の建立にて、

○七左衛門村枝郷 大間野村 附持添新田 大間野村も七左衛門村の分村にて、凡て前村に同じ、江戸より行程五里、家數五十四、東は蒲生村、南は新綾瀬川を隔て、足立郡長右衛門新田、西北は七左衛門村なり、東西十一町、南北七丁許、用水は前に同じ、分村の後寛文四年より土屋但馬守領分なりしが、天和二年上りて御料所となり、今も然り、檢地は元祿十年酒井河内守糺す、此餘持添の新田は享保十八年寛播磨守改む、高札場 村の中程あり

古綾瀬川 村の南を流る、川幅六間許り、  
○新綾瀬川 村の南界にて川幅十  
や、掘割て二條となし、今此川を足立郡の界とす、  
されど對岸にも當村の地少しく係れりといふ、

久伊豆社 村の鎮守とす、光  
○天神社 越ヶ谷宿  
○辨天社 ○稻荷社の持

光福寺 新義新言宗、別府村慈眼寺末、貞龍山と號す、  
開山善賀寛永十八年示寂、本尊彌陀を安ず、  
○正光院 淨土宗、足立郡赤山長源寺末開山、  
社 ○正光院を知察と云、本尊彌陀を安ぜり、  
村民

○焔魔堂

新編武藏風土記稿卷之終

國の後、御料所にて今も然り、檢地は寛永四年改ありし  
後、元祿八年酒井河内守糺せり、此餘持添の新田は享保  
十六年寛播磨守糺せり、

高札場村の申程

小名 幸ノ宮 新田 宿 中島 和ノ村 高木 入谷

古利根川 村の東を流る、幅九十間餘、渡津あ

氷川久伊豆八幡合社 村の鎮守とす、  
清藏院持たり、末社 辨天 天神

稻荷 ○八條殿社 塚上に社を建、内に神體とて古碑二基を

七日宗源禪門と彫れり、是尋常の古碑にて、當社に預りしもの  
にはあらず、一説に月輪太政大臣兼實の三男、八條左大臣  
義輔ありて當國に左遷し、此地にて逝せしかば其靈を祀し  
と、此説覺束なし、義輔系圖には、良輔に作る、當所の地名に  
よりて、此人の事を附會せしならん、又當國七黨系圖に出た  
る在名、此邊に多く残たれば、村名の條のする處七黨系圖、  
八條五郎光平等が家號を附會せしも知べからず、されど塚  
上を平げし所より、石櫛の著し様、古墳なること知らる、

○淺間社 西勝 ○第六天社 正光院持 ○久伊豆社 ○稻  
荷社 村民

西勝院 新義新言宗、葛飾郡高久村密嚴院末、難羅山淨樂寺と  
號す、慶安元年寺領十五石を附せらる、本尊不動を安  
置せ 聖天社 稻荷社 寮 不動を ○大經寺 淨土宗にて  
古は京都知

新編武藏風土記稿卷之二百四

埼玉郡之六 八條領

○八條村 附持添新田 八條村は往古の八條郷なり、後轉  
じて領名となる、此地は其本郷なるべし、【東鑑】建曆三  
年五月十七日の條に、先次郎左衛門尉政宣所領、武藏國  
大河戸御厨内八條郷、賜式部大夫重清、但地頭澁江五郎  
光衡者、如本所可安堵之由所被仰下也、相州前大膳大夫  
被加下知とあり、此文中大河戸御厨も、今隣郡葛飾郡松  
伏領大河戸村にて、共に御厨の内なりしにや、又當國七  
黨系圖野與黨の内に、八條五郎光平の名見ゆ、是も此所  
にて在名を名乘しなるべし、江戸より行程五里、家數百  
八十二、東は古利根川を隔て、葛飾郡彦糸・彦音・彦成・  
彦名・上下彦川戸・彦野・彦藏等の數村に隣り、南は鶴ヶ會  
根村、西は青柳・立野堀・伊草・松木の四村、北は柿本村な  
り、東西六町半、南北二十町、用水は八條用水を引用ゆ  
當所は常陸國下妻道の往來にて、大原村・南百村へ各一里  
又葛飾郡二合半平沼・吉川の兩村へも次立をなす、御入

恩院末なりしが、後下總國小金東漸寺の末となれり、無量山  
淨光院と號す、慶安元年寺領七石を賜ふ、開山曉翁慶長十二  
年九月九日寂す、開基は關根兵吾と云、其子孫今も村民にあ  
り、寺僧の語に、江戸小石川傳通院境内念佛堂の本尊は、も  
と當寺の本尊なりしが、故ありて公の命をうけ、稻荷社  
彼所に移せりと云、今も本尊は阿彌陀を安置す、稻荷社  
觀音堂 觀音は坐像にて、長七尺五寸 ○持昌院 禪宗曹洞派、  
金剛院末、中嶋山と號す、開山は本寺二世充秀なり、永祿十  
年正月六日寂す、後旗下の士戸田五助が母、當寺を再興せし  
かば、これを中興開基とす、辨財天社 神體は古へ古利根川  
寛延三年四月十二日卒せり、  
縁起あれど、採用 稻荷社 ○清藏院 西勝院の末なり、下  
すべきことなし、  
と號す、本尊大日を置、此寺もと村民五左衛門が、  
屋敷内にありし庵なりしを、後に一寺となせり、  
院 本尊阿彌陀 ○正藏院 地蔵を本  
院を置、  
號す、天正三年の草創にて、開山圓心慶 稻荷社 ○藥師  
長三年五月二十日寂、本尊地蔵を安ず、  
堂 正藏院 西勝 ○正海庵 鶴ヶ會根村實性寺配下、  
本尊大

舊家者三郎兵衛 阿川氏なり、系圖及大内家より與へし感狀  
其出る所詳ならず、家系には將軍義尚同腹の弟にて、幼名を  
乙若丸と呼しと云、されど足利系譜に盛康と云もの所見なし

此人大内氏の家臣にて、將軍家の連枝とは思はれず、盛康大内教弘・政弘等に仕へ、戦功ありて長門國三隅庄其餘所々を采地とす、盛康が子三郎弘康其子孫七郎康政、文龜元年豊前國馬岳合戦に菅原新左衛門を討とりし功によりて、周防國香河にて采地を加増す、其子掃部允綱康も數度戦功を顯はし大永三年石見國にて戦死せり、其子彌七郎康次は、天文三年七月二十日豊後國にて討死せしが、子なきを以て其弟乙若丸家を繼、彌七郎康長と名乗、天文二十年陶尾張守晴賢謀反の時、尼子氏へ使者として趣き、後石見國に退去せりと云、大内記に天文二十年八月二十九日、義隆阿川太郎隆康を使として、冷泉判官黒川近江守等が陣所へ遣はせしに、隆康彼陣所に至り命を傳へし後、たゞちに落行しとあり、是康長が一族などなるべし、康長が子三郎兵衛康久はじめ關東に來り、岩槻の城主北條氏に仕へり、天正十八年彼城没落の後、當村に土著して、今の三郎兵衛まで五代なりと云、所藏の文書十一通あり、その文左にのせり、

温州橋給候、喜入候也、恐々謹言、

十一月十六日

教 弘花押

阿川掃部助殿

下 阿川掃部助盛康、長門國大津郡三隅庄參拾石地事、

右盛康事與敵同意候儀者、文明二年自攝州中島令下向之刻、子息三郎弘康事、父於田舍石州之敵令隨逐之間、伴地事、成下知、於他人之處、於弘康者、永不可令許容之、盛康事悔先非、可抽奉公忠節之由、

任申請旨所令還補也者、早守先例可全領知之狀如件、  
文明十二年卯月十三日

去月廿三日於豊前國馬岳城詰、四凶徒大友勢同小貳勢、當日悉追討、合戦之時討捕、壹島新左衛門尉粉骨之次第、同僕從被矢疵之由、神代紀伊守貞總注進到來、尤感悦之至也、彌可抽戰功之條如件、  
文龜元年八月十三日 花押

阿川孫七郎殿

在京馳走殊諸家有調儀、去月十六日至丹波國下向之處遂供奉、同廿四日歸洛、於船岡山合戦之時、爲神代紀伊守一所太刀討候次第、貞總注進一見畢、感悦非一、彌抽忠節者、可爲肝要之狀如件、  
永正八年九月廿三日 花押

阿川孫七郎殿

掃部允所望之事、可舉申京都之狀如件、

永正十五年十二月二日 花押

阿川孫七郎殿

去七月廿三日於石州賀戸鹽田濱、親父掃部允總康討死無是非次第也、於高名忠節者令感悦畢、彌可抽動

功之狀如件、

大永三年八月六日

花押

阿川彌七郎殿

下 阿川彌七郎康次 可令早領知長門國大津郡三隅庄內參拾石地事、

右親父掃部允總康、去大永三年七月廿三日於石州討死候畢、依爲其賞以由緒之地所充行也者、早守先例全領知、致身致命之兩儀共、以可令連續之狀如件、  
享祿貳年六月廿四日

去大永七年五月五日藝府城攻之時、屬野田兵部少輔興方手矢疵頭、同十一日被矢疵首之由、興方注進狀一見候、感悦之至也、彌可抽戰功之狀如件、  
享祿二年十一月十三日 花押

阿川彌七郎殿

去七月廿日於豊後國玖珠郡合戦之時、兄康次討死、誠忠節無比類不便亦無極者也、爰所帶事、雖不帶讓狀、任存日猶子約諾之由、申請之旨令裁許事、偏賞忠儀之故也者、守先例阿川乙若丸全領知、可抽動功之狀如件、  
天文三年九月三日

天文三年九月三日

去五月八日於出雲國朝山郷合戦之時、被矢疵左脇之由、青景右京進隆□注進、尤神妙彌可抽戰功之狀如件、  
天文十二年七月三日 花押

祖父因幡守宗長所帶事、任去年三月九日與奪狀之旨祖式三郎長兼領掌不可有相違之狀、

此一通は末の所損失せり、又文中に云、宗長・長兼の二人は、家系に所見なければ詳ならず、

○鶴ヶ會根村 附持添新田

鶴ヶ會根村は江戸より行程前村に同じ、民戸八十七、西は松ノ木・小作田・上馬場の三村にて、北は八條村、南は二町目村、東は古利根川を隔て、葛飾郡二郷半領番匠目・上口・彦澤の三村なり、東西六七町、南北十町、用水も前村に同じ、古より御料にして今も然り、中古土井能登守に賜はりしと云へど、上りし年代を傳へず、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糺せり、今村内に僅の塚ありて鶴塚と呼ぶ、村名もこれより起れりといへど覺束なし、又當村持添の新田あり檢地は前村と同じ享保十六年なり、

高札場村の中程

小名 谷中 上下

古利根川 東堺を流る、幅百間許、水除堤あり、

久伊豆社 村の鎮守なり、薬王寺の持、下同じ、  
○天神社 ○愛宕社 寶性寺の持

○第六天社 寶幢寺

醫王寺 新義眞言宗、八條村西勝院末、瑠璃山地藏院と號す、本尊薬師を安ぜり、開山は大永元年遷化せりといへど其名を傳  
○寶幢寺 同宗、足立郡元木村吉祥院末、本尊正へず、  
○寶幢寺 觀音を安ず、天文三年の起立とのみ傳り、鐘樓の鐘をかく、  
觀音堂 今廢れて再建せず  
久伊豆社

○藥王寺 山と號す、本尊は薬師、醫王 太子堂 ○法性寺 黒羽行人派、江戸日本橋香羽町普門院末、金剛山と號す、大日な本尊とせり、天正元年の起立とのみいひつたへり、  
○圓魔堂 ○虚空藏堂 共に醫王の持

○二町目村 二町目村は江戸への行程四里に餘れり、民戸八十八、東は古利根川を隔て、葛飾郡彦江村に隣り、西は中馬場村、南は木曾根村にて、北は鶴ヶ會根村なり、東西四五町、南北五六町、用水は前村と同じ、古より御料にして、寶曆九年其内を深川靈運院に賜はりしより、御料の外今も靈運院の領交れり、檢地は寛永四年伊奈半十郎糺せり、  
高札場 村の北よりあり

小名 下二町目 飛地にて、木曾根村の先にあり、

古利根川 村の東北の方を流る、幅四十間餘、

氷川久伊豆合社 村の鎮守にて、村持、  
○稻荷社の持、  
○神明社の持、  
西蓮寺 淨土宗、下總國小金東漸寺末、妙好山奏華院と號す、本尊は阿彌陀を安置せり、開山宗譽元龜元年示寂す、  
辨天社 ○普門院 新義眞言宗、葛飾郡彦成村圓明院の末、山王社 ○來迎寺 淨土宗、西蓮寺の末、親縁 ○本泉寺 日蓮宗、下總國平賀村本土寺末、妙福山と號す、  
本尊は三寶を安ぜり、開山日休寂年を傳へず、  
稻荷社

○木曾根村 木曾根村は江戸まで行程四里、東は二町目村及古利根川を隔て、葛飾郡彦江村等にて、西は大原村南は川崎村、北は中馬場村なり、民戸八十餘、東西十三町、南北十町餘、用水は松伏溜井より引沃げり、こゝも御料にして今も替らず、檢地も前と同じ、寛永四年村松忠兵衛・新井平左衛門・鈴木木工兵衛・清田作右衛門糺せり、  
高札場 東にあり

小名 沖耕地 眞菰田 宮田

古利根川 東の方を流る、幅五十間程、川に添て堤あり、

八幡社 村民の持なり

普門寺 新義眞言宗、葛飾郡彦成村圓明院末、下三ヶ寺同末なり、大悲山觀音院と號す、本尊は不動をおけり、開山大雲慶長三年九月 鐘樓 明和四年鐘 觀音堂 ○金藏院 十五日示寂す、  
光林山と號す、不動を本尊とせり、  
氷川社 村の鎮守なり ○正開山遊存正保元年四月廿日寂す、  
福寺 本尊薬師を安ず、古は寮なり、  
稻荷社 ○明王寺、  
も近來一寺となれり、古は寮なり、  
○地藏堂 村持下、  
○觀音堂 ○不動堂 普門寺

○川崎村 附持添新田 川崎村は江戸への行程及用水等前村に同じ、民戸四十餘、東は古利根川を隔て、葛飾郡酒井村に隣り、西は本郡大原村、南は伊勢野村にて、北は木曾根村なり、東西十八町、南北八町程、古より御料にして今も替らず、檢地は寛永四年・寛文四年の二度に、伊奈半十郎糺せり、此餘持添新田は享保十六年寛播磨守檢地す、又近き年天岡源右衛門改めし持添の新田あり、  
高札場 村の東にあり

古利根川 東を流る、幅九十五間程、川に添て堤あり、

稻荷社 村の鎮守、  
○山王社 持同

專稱寺 淨土宗、二町目村西蓮寺末、信明山阿彌陀院と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、開山乘譽元和八年十一月十一日寂す、  
○圓樂寺 天台宗、江戸淺草寺門徒、供養

○伊勢野村 伊勢野村は里正金次郎が祖先、伊勢國松坂より當村に來り、開墾せしをもて村名とせしと云、されど其詳なることを得ず、江戸より行程前村に同じ、民戸三十五、東は川崎村、西は大原村、南は大瀬村、北は木曾根村なり、東西南北共に十五町許、用水は八條用水を引て田間に沃ぐ、當村御入國の後御料所にして、後寛文中年申森川織部に賜はり、今子孫伊豆守が知る所なり、檢地はこゝも寛永四年にして、村松忠兵衛・新井平左衛門・鈴木木工右衛門・清田作左衛門等糺せり、  
高札場 村の東にあり

小名 上 下 谷中  
古利根川 巽の方を流る、川幅九十間許、川に添て堤を築く、高さ一丈餘、  
天神社 村の鎮守なり、  
○神明社 村民の持、  
光明寺 新義眞言宗、葛飾郡金町村金蓮院門徒、靈水山淨靜院と號す、開山祐季萬治三年示寂す、本尊阿彌陀、  
○專修庵 釋迦を安ず、  
村民の持、

○大瀬村 大瀬村は民戸八十、南は古新田、西は大曾根村、北は伊勢野村、東は古利根川を隔て葛飾郡戸ヶ崎村なり、東西十五町、南北十一町許、江戸よりの行程地頭の遷替檢地用水等すべて前村に同じ、高札場村の中程

小名 上 下

古利根川 村の東を流る、幅八十間、或は四五十間、こゝも川に添て堤あり、○戸ヶ崎渡利

根川にあり、こゝを渡れば葛飾郡戸ヶ崎村に至る、よりに此名あり、○猿ヶ又渡り、是も葛飾郡猿ヶ又に渡る處なれば此名ありと、されど此二ヶ所村民の私に往來する所にして、公へ達せる渡津には非ず、

氷川社 村の鎮守なり、末社 稻荷 ○淺間社の持 末社 寶光寺持、

社 天神 辨天 ○辨天社持

寶光寺 新義真言宗、葛飾郡金町村金蓮院の末、○法積院同門徒、本尊藥師

○自性院 是も同門徒、藥師を本尊とす、を安置せり、此二ヶ寺皆小寺にて、山號・寺號

もなく、庵と齊 ○延命院 新義真言宗、葛飾郡小松村正福しきものなり、

○觀音堂 村民の持 ○大日堂

○古新田 附持添新田 古新田は寛永四年大瀬村より分村せしといへど、正保の改に見えず、元祿改定の時初て新

田村と載す、されば其はじめ大瀬村に屬して、大瀬新田と唱へしを、程なく一村とせしならん、土人も元は村の字を加へしといへど、今は専ら古新田と唱ふ、江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十餘、東は大瀬村、西は坊村南は中川を隔て、葛飾郡猿ヶ又村、北は即大瀬村なり、東西八町、南北七町餘、用水檢地及び古御料にて、今森川伊豆守の采地たる類總て前村に同じ、其餘僅の持添新田あり、寶永年中開墾せしといへど、高入となりし年代詳ならず、高札場東の方

小名 東 西 出洲

中川 村の南を流る、幅八十間許、川に添て堤あり、高さ一丈餘、享保十四年伊澤彌惣兵衛奉りて掘割しといふ、葛飾郡猿ヶ又村の條に辨せり、

稻荷社 福藏院持、村 ○天神社持 同寺の鎮守とす、

福藏院 新義真言宗、葛飾郡金町村金蓮院末、藥王山最勝寺と號す、本尊彌陀、立像長三尺餘、春日の作と云、法流開祖傳燈寶曆年中示寂とのみ傳 藥師堂

○坊村 附持添新田 坊村は江戸より行程四里に餘り、民戸廿餘、東は古新田、西は浮塚村、北は大原村、南は足立郡六ツ木村なり、東西十七町、南北十町許、當村地頭

小名 砂取 中ノ島 橋戸

新綾瀬川 西界を流る、幅十二間、纒の堤を設く、又新川橋とて土橋を架す、○古綾瀬川も西界にあり、幅十二三間許、

氷川社 村の鎮守なり、大正 末社 稻荷社

大正寺 新義真言宗、足立郡西新井村總持寺

村西勝院門徒、不動 村西勝院門徒、不動

○大原村 附持添新田 大原村は江戸より四里の行程なり

民家五十五、東は木曾根村、西は大曾根村、南は坊村にて、北は中馬場村なり、東西七町、南北十二町程、八條用水を引て田間に灌げり、古は上馬場・中馬場及當村を合して一村なりしと、猶上馬場村の條に辨す、村内に常州下妻道かゝれり、こゝより千住及松戸新宿・越ヶ谷・草加等の宿々へ人馬の繼立をなせり、當村も初は御料にして、今は森川二氏の知行なること前村に同じ、檢地は寛永四年村松忠兵衛・新井平左衛門・鈴木木工右衛門・清田作左衛門等糺せり、此餘持添新田あり、享保十六年中島十左衛門・長坂孫七郎檢地して高入となれり、こゝは御料所なり、高札場村の西

の遷替檢地の年月及用水等前村に同じ、其餘持添の新田は享保十三年長坂孫七郎・中島十左衛門檢し、今に御料所なり、高札場村の東

中川 村の南方を流る、幅六十間、川に傍て堤あり、高さ一丈ばかり、

溜井 足立郡と當村の界にあり、此水瓦曾根溜井より出、諸村の用水となり、末は隣郡六ツ木村にいたれり、

稻荷社 村の鎮守にて、浮塚村大聖寺の持なり、

常念寺 淨土宗、下總國小金東漸寺の末、建立山無邊院と號す、開山白雲、寛永十六年八月十六日示寂す、本尊阿彌陀

り 辨天社

○浮塚村 浮塚村は江戸より三里半を隔つ、民戸四十餘

東は坊村、北は大曾根村、南は足立郡久左衛門新田にて

西も當郡花又村なり、東西十六町、南北は二三町に過す

川候用水を引沃ぐ、當村も古御料にて寛文中森川織部に賜はり、其後何の頃か森川主膳に分地して、今も主膳の知る所なり、其餘新綾瀬川の邊に少許の新田あり、元

は後谷村にて開きしが、當村の地内なれば浮塚の名を冠り、後故ありて當村より耕すことゝはなりしかど、今も貢のことは後谷村に預れり、こゝは御料なり、高札場村の西

小名 上 下

稻荷社 村の鎮守にて、末社 天神 金毘羅 三峯  
圓照寺 新義眞言宗、八條村西勝院末、大原  
山長宗院と號す、本尊大目を安ず、

○大曾根村 大曾根村は古は騎西庄と唱へしと云、民戸  
八十八、江戸への里數前村に同じ、四隣東より北へか、  
りて大原村、南は浮塚村、北は西袋村・中馬場村にて、西  
は新綾瀬川を隔て足立郡花又村なり、東西八町程、南北  
十町許川俣用水を引沃げり、當村も元は御料所にて、前  
村と同じ今は森川二氏の知行なり、又浮塚村の内に僅の  
飛地あり、是は新綾瀬川掘替の時の代地なりと云、村内  
に流山街道係れり、道幅二間許、

高札場村の中程

小名 あら田 しこみ 一町田 中通り かまへ 蛇

田 西田

新綾瀬川 村の西を流る、幅十二  
間、傍に少しく堤あり、

八幡社 村の鎮守なり、福壽院持、土人の口碑に、昔は末社の  
稻荷を以て鎮守とせしが、元龜二年甲冑せし八幡の像  
を勧請して鎮守とせり、其後延寶二年地頭森川攝津守重房、  
新たに東帯の八幡を勧請して、元の像は福壽院に安ずといふ

末社 稻荷 天神

福壽院 新義眞言宗、八條村西勝院末、光林山滿藏寺と號す、  
本尊彌陀を安ぜり、行基の作、是は鎮守八幡の本地佛

にして、地頭森川氏の家人根塚善左衛門定武と  
云者、奉納せし由、坐像にて長一尺五寸許、 觀音堂 元  
四年三月地頭より起立せり、信州更級郡初 太子堂 ○蓮  
瀨寺の寫しなりとて、初瀨堂と號せり、

臺寺 同宗、柿木村東漸院門徒、本尊不動を安ず、元柿木村の  
民開基して、纒の庵なりしが、彼村の廢寺號を以て此庵  
に移して、今の寺號 觀音堂 正觀音 ○庵 郡中目黒村長泉  
となせりといふ、 院持、本尊地藏  
を安置せり

○大曾根新田 大曾根新田は村民平次右衛門の先祖、延  
享二年西袋村より來りて開墾せしよし、よりて近郷にて  
は平次右衛門新田とも唱へり、江戸への行程前村に同じ  
民戸五、東北は西袋村、南は大曾根村、西は足立郡花又  
村なり、東西三町程、南北は五町に餘れり、用水は八條  
領九ヶ村落しの悪水を用ゆ、檢地は寶曆二年・安永二年  
の二度に糺して、高入の地となれり、開發以後御料にし  
て今も然り、又西袋村に當村の新田あり、

小名 御立野躰

○上馬場村 附持添新田

上馬場村も江戸への行程前村に  
同じ、民戸二十八、東は二町目村、西は柳之宮村、南は  
中馬場村、北は小作田村なり、東西十町、南北三町程、  
當村元は中馬場村・大原村と一村なりしを、何の頃にか上  
中下の三村となし、其後又下馬場村を大原村と改めしと

云、正保の郷帳には、上中馬場村及大原村と記したれば  
分郷せしも古きことなるべし、昔より御料にして今も替  
らず、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糺せり、此  
餘享保十八年長坂孫七郎・中島十左衛門檢地せし、持添新  
田あり、こゝも御料所なり、又小作田村に當村の飛地あ  
り、

高札場 中程に  
あり、

小名 馬場方通り 天神通り 後ろ通り  
天神社 村の鎮守なり、末社 稻荷社  
觀音寺 八條村西勝院末、新義眞言宗にて、正保山と號す、  
阿彌陀を本尊とせり、開山秀善、天和二年寂す、

地藏堂

○中馬場村 附持添新田 中馬場村は江戸よりの行程前村  
に同じ、民戸四十、東は二町目村、西は西袋村、南は大  
原村、北は上馬場村なり、東西十五町、南北七八町程、  
八條用水を引けり、當村も御料なりしが、何の頃か其内  
を分て幸田某に賜へる由、正保の郷帳にも、御料及幸田  
孫助知行たること見えたり、今も御料の外子孫幸田七兵  
衛の知行交れり、檢地は寛永四年八木三郎兵衛・阿出川  
惣兵衛・本庄兵三郎・福田久右衛門等糺せり、外に持添の  
新田あり、前村と同じ享保十八年檢地あり、

高札場 村の中程  
あり、

小名 くのき通り 馬場方通り 浮塚通り 仕込通り  
諏訪社 村の鎮守なり、妙光寺の持、同寺に藏する社傳あり、  
其略に信濃國の住人高梨監物仲光は、國の亂を避て當  
所に來り、驅切監物と改め當寺の檀越となれり、されば己が  
氏神、本國諏訪明神の像寸餘なるを懷にし、年來信仰せしに  
妙光寺開山日正が彫刻せる諏訪の神像ありしを、彼寸餘  
の像を其腹籠となし、こゝに社を建て、永く當所の鎮守とな  
せり、これ延徳三年正月廿七日のことにして、後永祿年中天  
照大神・八幡の二座を合祀せる由を載す、此監物が子孫今は絶  
たれど、中ごろ草加宿へ移りしことあり 末社 稻荷社  
し故、かの地には其分家残れりと云、

○山王社 上馬場村觀  
音寺の持

妙光寺 日蓮宗、池上本門寺の末、長光山と號す、開山日正永  
正四年九月初日寂せり、本尊三寶祖師、祖師は日朗の  
作にて五寸許の坐像なり、像の後ろに弘安五年九月  
廿五日迄造立法師日朗と記し、殊勝の尊體なり、 稻荷社

辨天社 ○山王塚村持

○西袋村 西袋村は庄名を傳へざれど、蓮華寺境内諏訪  
八幡合社延寶の棟札に、武藏國埼玉郡大宮庄八條領西袋  
村とあれば、其頃は此庄名の唱へありしなるべし、古は村  
の西方を、古綾瀬川繞て其様袋の如くなりしをもて、村  
名もかく呼りと云、今も其形残れり、江戸まで行程こゝ  
も四里を隔つ、民戸五十餘、東は上馬場・中馬場の二村、

南は大曾根新田及び足立郡花又村等にて、巽の方は本郡大曾根村にかゝり、西は傳右川を隔て、足立郡瀬崎・吉笹原の二村、北も吉笹原と本郡柳之宮の二村なり、東西五町、南北三町許、用水は松伏溜井を引けり、御入國より御料にして今も替らず、檢地は寛永四年稻生清兵衛・小川嘉右衛門等糺せり、又元祿八年・寶曆二年にも糺ありしと云、

高札場村の東

小名 桑ノ袋 まくち

新綾瀬川 東寄を流る、幅十二間、兩側に堤を築けり、又土橋二ヶ所、一は界橋といひ、一は桑の袋橋といへり、

○古綾瀬川 村の西北を流る、  
傳右川 村の西を流る、幅八間程なり、

氷川社 鎮守なり、蓮華寺 末社 第六天 稻荷 氷川 持なり、下同じ、

○稻荷社二字 ○山王社

蓮華寺 新義眞言宗、柿木村東漸院末、藥王山慧日院と號す、本尊不動を安ぜり、開山源忠寛文九年寂せり、

藥師堂 八幡諏訪合社 ○正道庵 百觀音を安ぜり、

襄善者みの 村民次郎左衛門の母なり、其母をまんと云、年百歳に偲れり、みのこれに孝を盡し、且まんの高年なるをもて、文化十年官よりまんへ米十俵及び老養として、彼が終身一口の扶持を賜ひ、みのへは白銀五枚を賜はれりと、

○柳之宮村 附持添新田 柳之宮村は江戸より二里の行程

なり、家數十七、東は上馬場村、南は西袋村、北は立野堀・後谷の二村、西は綾瀬川を隔て、足立郡草加町の内吉笹原村なり、東西一町、南北六町、用水は八條用水を引用ゆ、古より御料所にして今も然り、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糺せり、外に持添の新田あり、寶曆三年泉本佐太郎・稻守勘右衛門等糺して、御料となれり、

高札場村の中程

小名 百田苗耕地 屋敷付

綾瀬川 此川元は當村の西界を流れしを、其後開替ありて今は村の西よりを流る、これを新川と云、其古川の跡所々

に少しくの

氷川社 鶴ヶ會根村寶 末社 第六天 稻荷 勝寺の持なり

### 新編武藏風土記稿卷之終

### 新編武藏風土記稿卷之二百五

#### 埼玉郡之七 八條領

○後谷村 附持添新田 後谷村は江戸よりの行程四里餘、

家數二十三、四境南は柳之宮村、北は立野堀村、東は松之木村、西は綾瀬川を隔て、足立郡吉笹原村なり、東西三町、南北八町許、用水は八條用水を引用ゆ、古より御料所にして、正保の頃も御代官支配せしが、後土井能登守に賜はりしを、又上りて御料に復すと云へば、恐くは松の木村と年代同じく、寛文年中土井氏に賜ひ、天和年中御料に復せしものなるべし、檢地は貞享元年伊奈半十郎・近山與左衛門糺せり、外に持添新田あり、寶曆二年西川半兵衛・小笠原半藏、同三年稻守勘右衛門・泉本佐太郎糺せり、又近村浮塚にある新田は、元當村の民發きて持添の地たりしに、後年故ありて浮塚村の進退する所となれり、

高札場村の中程

綾瀬川 西の方を流る、幅十二間餘、是當郡と足立郡との界なり、

八幡社 村の鎮守なり、西福寺の持、下同、○山王社

西福寺 新義眞言宗、八條村西勝寺門徒、善應山と號す、本尊不動中興の僧祐傳は、正保二年十月二十一日寂せり、

天神社 古き勸請なりといへど、其詳なることを知らず、

舊家者富右衛門 代々名主を勤む、氏を會田と稱す、元越ヶ二百年以上の者にて、柱の削り小屋組のさま、今の制作と替れり、先祖の帯せしと云短刀及手鎗・乗鞍・轡等あり、又菊桐

を附し、印籠を藏す、梨子地紋所のさま、古色にて緒しめば金の無垢なり、太閤秀吉より先祖へ與へしものなるべしなどいへど、其正きことは知らず、會田系圖を見るに、會田三郎左衛門正重は、出羽介正兼が孫源太郎正富が子なり、當國銚形の城主北條安房守氏邦が麾下に屬し、越ヶ谷の地に住す、其子若狭正方は太田十郎氏房に從て討死す、其子若狭正忠二男出羽正之と云、正之も越ヶ谷に住すとあり、今越ヶ谷宿に會田氏の子孫なし、衰微して江戸に移れりと云、此富右衛門が家は、彼越ヶ谷に住せし會田氏が支族なりしや、系圖は所持せざれども、其つまびらかなることをしらず、

○小作田村 小作田村は江戸へ四里の行程なり、民家三十七、東は鶴ヶ會根村、西は柳之宮村、南は上馬場村、北は松之木村なり、東西七町許、南北五町、古より御料所にして今も然り、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糺せり、又少許の新田あり、享保十八年伊奈半左衛門・長坂孫七郎、明和四年辻源五郎檢地すと云、

高札場南よりあり

稻荷社村の鎮守なり、華藏院の持、

立正寺

淨土宗、二町目村西蓮寺の末、無量山と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、

○長安寺禪宗曹洞派、

山と號す、開山高安示寂の年月詳ならず、 山王社

○松之木村

松之木村は江戸への行程檢地等前村に同じ古へ大松ありしゆへに村名となれる由を傳ふ、民家二十二、東は鶴ヶ會根村、西は後谷村、南は小作田村、北は伊草村なり、東西五町許、南北二町に過ぎず、八條用水を引て耕植す、古より御料所なりしが、寛文中土井能登守に賜はり、又天和年中上りて御料に復し今に替らずこゝにも少の新田あり、享保十六年・同十八年に中島十左衛門・長坂孫七郎檢地せり、

高札場南の方あり

稻荷社

村の鎮守なり、勝運寺の持、 末社 辨天 天神

勝運寺

新義眞言宗、柿木村東漸院門徒、大慈山と號す、本尊藥師を安ぜり、 牛頭天王社 觀音堂正觀音を安ぜり

○立野堀村 立野堀村は江戸への里數檢地等前村に齊し戸數七十六、水田には川俣用水を引沃けり、東は伊草村

西は後谷村、南も同村及柳之宮村、北は青柳村なり、東西七町、南北十町、古より御料所にして今も替らず、こゝも新田三ヶ所あり、一は前村の新田と同く享保十八年中島・長坂の二氏、一は寶曆三年稻守勘右衛門・泉本佐太郎、一は明和九年久保田十左衛門檢地せり、

高札場村の南隅あり

小名 上 中

古綾瀬川

村の西を流る、幅十間餘、

稻荷社

村の鎮守なり、妙學院持、下二社同じ、 末社 疱瘡神 ○稻荷社

○第六天社

○天王社慈尊院の持

慈尊院

新義眞言宗、別府村慈眼寺末、清瀧山眞福寺と號す、本尊大日を安ぜり、開山を秀長と云、寂年は失へり、

觀音堂

正觀音を安ぜり、 地藏堂 ○妙學院本山修験、葛飾郡幸手を安ぜり、立像長一尺、智證の作なりと、開基は慶長八年と傳ふれど、其法號・示寂の年月を失へり、 不動堂妙學院の持

○伊草村

附持添新田

伊草村は戸數二十九、東は鶴ヶ會根村、西は立野堀村、南は松之木村、北は青柳村なり、

東西十町、南北十二町餘、八條用水を引用ゆ、古より御料所にして今も然り、江戸への行程檢地は前村に同じ、

享保十六年伊奈半左衛門・柴村藤左衛門・伊庭市兵衛が糺せし持添の新田あり、又同き十八年にも檢地ありし持添

新田あり、共に御料所なり、

高札場村の中程あり

天神社

村の鎮守なり、圓藏院の持、

圓藏院

新義眞言宗、柿木村東漸院門徒、本尊大日を安ぜり、

○青柳村

青柳村は江戸より五里の行程なり、家數百十三、東西十町、南北三十町許、東は八條村、西は古綾瀬川を隔て、足立郡槐戸村、南は本郡立野堀村、北は麥塚村なり、用水は瓦會根村の溜井より引沃けり、御入國の後は御料所にて、正保の頃村内をさきて松平伊豆守に賜はりしが、何れの頃か上りて奈須玄益塙宗悅の先祖に賜ひ、今も替らず、残る地は今も御料所なり、檢地は寛永四年伊奈半十郎糺せり、又後年開きし新田あり、私領に屬す、寶曆三年泉本佐太郎・稻守勘右衛門改めて高給となせり、此外二ヶ所の新田あり、一は寶曆八年辻源五郎糺し、一は享保十八年寛播磨守の檢地にて、高入となる

これは御料所なり、

高札場二ヶ所一は村の中程、一は東にあり、

小名

よきり會根 新田 根ごう 出土 山谷

古綾瀬川

西の方を流る、幅八間程、

土橋

葛西用水堀に架す、長十二間なり

久伊豆社

村の鎮守なり、東覺寺、三藏院兩寺の持なり、 ○妙見社三藏院の持 ○神

明社持

三藏院

新義眞言宗、柿木村東漸院末、妙見山と號す、本尊不動を安ぜり、 ○藥王寺同末な尊藥師を安ぜり、 稻荷社 ○龍光院

○東覺寺

同末にて、本尊不動を安ぜり、

○自性院

村民持、本尊釋迦を安ぜり、外本尊地藏を安ぜり、 ○自性院村に藥師を置、此像は喜右衛門が祖父傳左衛門眼を病みし時、夢中の告により、三州鳳來寺の藥師へ立願し、其病平癒せしかば、則佛師に命じて此像を彫刻し、この庵をつくりて安置せり、 此九享保十年のことなり

○麥塚村

麥塚村は江戸より五里餘の行程なり、家數七十一、四境南は青柳村、北は西方村、東は柿木村、西は伊原村なり、東西五丁餘、南北七町餘、八條用水を引けり、當村正保の頃は御料所にて、寛文二年阿部鐵丸の家に賜てより今に然り、檢地は寛永四年奥津角左衛門改めたり、古綾瀬川の邊に新田あり、寶曆三年寛播磨守檢地す、又本所上水跡にも少しの新田あり、享保十八年長坂

孫七郎・中島左衛門等糺せり、



高札場 村の中西

小名 樟子山 笹塚  
古綾瀬川 村の西南の方

女體權現社 村の鎮守なり、末社 第六天 稻荷 天神

疱瘡神 牛頭天王 ○八幡社 二字 ○雷電社 以上三社村  
智泉院 新義真言宗、柿木村東漸院末、無 地藏堂

○伊原村 伊原村は江戸より五里半の行程なり、戸數七十五、東西五町餘、南北八町餘、南は青柳村、北は西方村、東は麥塚村、西は登戸村及び古綾瀬川を越て、足立郡槐戸村にも少しくかゝれり、當村御打入の後は御料所にて、寛文二年阿部豊後守に賜ひしが、元祿十二年に上りて又御料となり今に替らず、用水及び寛永の檢地等前村に同じ、

高札場 村の中西  
古綾瀬川 村の西を流る、川幅六七間ほど、  
久伊豆社 村の鎮守なり、末社 天王 天神 ○八幡社 地福院 末社 稻荷 ○天神社 村民の持  
成就院 新義真言宗、足立郡原村密藏院末、威光山 觀音寺と號す、阿彌陀を本尊となせり、 ○地福

院 同宗にて、別府村慈眼寺門徒、八幡山光明寺と號す、本尊不動を安ず、

○蒲生村 蒲生村は江戸より五里の行程なり、家數二百十七、東西十五町半、南北二十一町餘、四隣東は伊原村西は大間野村、北は瓦會根村、南は新綾瀬川を隔て、足立郡金右衛門新田なり、用水は隣村瓦會根村の溜井より引用ゆ、御入國の後御料所なりしが、慶長年中村内を二分して、東の方を松平伊豆守に賜はり、其後天和年中堀田備中守に替へ賜ひしが、元祿の頃上りて御料所となれり、西分は固より御料なれば、今は村内一圓に御料の地となれり、檢地は寛永四年伊奈半十郎東分を糺し、西分は元祿十年酒井河内守改めり、其後寶曆十二年野村彦右衛門・川西吉次郎等一村の檢地ありしと云、當所に日光道中の往還あり、南の方足立郡金右衛門新田より北の方瓦會根村に達せり、

高札場 村の東  
小名 下茶屋 樹を植へ、塚上に杉、傍に愛宕社あり、 上茶屋 奉  
行地 道沼 西 東  
古綾瀬川 川幅二 〇新綾瀬川 村の西南を流る、川幅十二間あり、堤あり

土橋ニヶ所 一は新綾瀬川に架す、長さ十一間、一は長さ六間、悪水堀に架せり、

久伊豆社 三字 一は光明院持にて村の鎮守なり、應永年中の鎮座と云、一は清藏院持、一は村民の持なり、

○神明社 清藏院持、下 末社 牛頭天王 熊野三社權現  
疱瘡神 稻荷 ○天神社 ○稻荷社 ○山王社 地蔵院の持  
荒神社 ○八幡社の持、第六天社持

清藏院 新義真言宗、足立郡原村密藏院末、慈眼山と號す、本尊は十一面觀音なり、開山祐範寂年を傳へず、中興僧永智明曆四年三月 表門 龍獅子狹の彫ものあり、古色に見え、二十一日寂す、 庵 龍獅子狹の彫ものあり、古色に見え、二十一日寂す、

鐘樓 鐘は元文四 閻魔堂 辨天社 ○光明院 同宗別府村通照山と號す、本尊彌陀、開山茶善寂年を傳へず、古 〇地蔵院 同末、摩尼山と號す、本尊地藏を安 地藏堂 二字 一は堂にて、六地蔵を置けり、

褒善者仁兵衛 今村の名主を勤る仁兵衛なるもの、曾祖父に中關東洪水の時、多くの窮民を救ひしにより、伊奈半左衛門公へ聞へ上げ、白銀三枚を賜ふ、且先祖の所持せしものとて、一尺三寸餘、享保十年本阿彌の極めあり、以上の三品を藏す、  
○登戸村 登戸村は江戸よりの行程五里餘、民家四十六

東は伊原・蒲生の二村、南は蒲生村、西も同村と七左衛門との兩村にて、北は西方村なり、東西十町、南北五町ほど、用水は瓦會根村の溜井より引來れり、御入國以來は御料所にして、今に御代官所なり、檢地は元祿十年酒井河内守糺せり、又享保十八年新田を開き、箕播磨守檢して貢數を定む、日光街道少しく村端にかゝれり、

高札場 村の東  
稻荷社 村の鎮守にて村民持、  
○天神社 淨土宗、越ヶ谷宿天徳寺の末、報身山廣西寺と云、本尊阿彌陀、中興開山開善善教、天正十年十月十五日示寂、鐘樓 寛政六年再鑄、  
○庵 二字 共に阿彌陀を安ず、

○瓦會根村 瓦會根村は江戸より行程凡六里、民戸百五、東は西方村、南は登戸村、西は越ヶ谷宿、北は小林村なり、東西凡八町、南北十町許、日光道中村内を貫く、相傳ふ當村は古へ淺見大學・須賀大炊介・同雅樂之助・同玄蕃・同將監などいへるもの來て開發せしと云、御打入の時より御料所にして、今も御代官支配す、檢地は前村と同く元祿の度糺あり、其後寛延二年新田の檢地は、吉田源之助・稻守勘右衛門等糺せり、  
高札場 村の中西

小名 本村 後谷 野尻 木ノ下 柳田 大田切

元荒川 附瓦曾根溜井 溜井は別に設けしにはあらず、元荒川八十間、其中に堰を設けて水の差引をなす、堰より下は、又元荒川の流末延亘し、後穿ち溜げたる所は溜井のさまなれば、又瓦曾根溜井と唱へ、人の知る所なり、これ即八條・谷古田・淵江・西葛西四ヶ領の用水にして、岩槻・越谷・新方三ヶ領の悪水をも此に落せり、依て七ヶ領組合へり、此用水は萬治四年成りて、本所上水及び八條領用水となりしが、後本所上水やみてより、八條領のみの用水なりしを、享保三年伊奈半左衛門・石川傳兵衛等奉りて、葛西用水疏鑿の時、古利根川の水を増林村にてせき分、此溜井の助水となし、今の如く四ヶ領の用水となせり、猶増林村の條合せ見るべし。○河岸場 元荒川にあり、安永四年村民等願上て、運上の河岸場となせり、こゝより江戸まで船路九里餘。

稻荷社 村の守護なり、末社 水神 疱瘡神 ○辨天社 同寺の持なり ○天神社の持

照蓮院 新義眞言宗、葛飾郡金町村金蓮院の末、慈氏山徳満寺と號す、御朱印五石は、天正十九年より賜はれり、本尊彌勒を 鐘樓 寛延二年鑄造 大師堂 ○最勝院 前寺の本尊正觀音 ○大龍院 羽黒行人派の修驗にて、江戸日本橋を安ぜり、 ○寶珠院 富山修驗、下總葛飾郡築比地村城

堂 最勝院の持、正觀音を安ぜり、 ○觀音

舊家者彦左衛門

代々名主を勤む、中村彦左衛門一榮が子孫にして、先祖一榮東照宮より賜りし由、信國の短刀を藏せり、按に「家忠日記」慶長五年六月廿六日沼津城に於て、中村彦左衛門尉慶膳を獻す、大久保相模守忠隣・本多佐渡守正信等、此驛に迎へ奉て大神君に謁す、此日三嶋に着御とあり、此時信國の太刀を賜ひしにや、又「武徳編年集」には、慶長六年六月二十六日中村式部少輔一氏が弟、彦左衛門一榮が沼津の城に入、御晝飯を獻す、則信國の脇差を與へらる云々とあり、慶長六は恐らくは慶長五なるべく、短刀を藏すること及家に傳る所、且記録に載たる所事蹟は、相類したれど外に證とすべきことはなく、しかのみならず、中村を氏とすものも此のみに非れば、いかゞはあらん、兎に角系譜を傳へざれば、定かなることを知らず、今の彦左衛門より七世の祖茂左衛門の時、當村に土着せる由、今の彦左衛門越谷餅米買上の御用を勤め、其事に力を盡せしかば、天明年中帶刀は其身一代、苗字は永く御免、且月俸一口をたまひしに、其後も彼御用意らざりしかば、寛政年中五口を増し賜りしより、今に六口を賜へり、祖父彦左衛門も、奇特の所業さまざまありしと云、

西方村 附持添新田

西方村は大相模郷に屬す、古へは東方・見田方・當村を合て大相模郷と云ひしが、其後分郷のとき、當所は其郷中の西に當れるをもて、かく名付くと、村内大聖寺不動の來由に、此郷の名義をのす、且當國七黨野與の系族八條・金重・澁江氏の人多く此邊につどひ、今も村名にのこれり、されば其系圖にのせたる、大

相模能高及び能忠などいへるは、當所に住し、在名を稱せしこと知るべし、かたゞ以舊地なることは論ずるに及ばず、江戸よりの行程五里餘、民家百六十、東は東方村、西は瓦曾根村、南は登戸村、北は小林村に接せり、日光街道村の西界を貫り、東西十五町、南北十八町許、御入國以來御料所なりしを、寛文十一年村内を裂て萬年佐左衛門に賜はり、残りし所を延寶七年堀田筑前守に賜ひしが、元禄十一年又御料に復せり、よりに今御料と佐左衛門が知行なり、檢地は寛永四年興津角左衛門、鈴木藤兵衛糺せり、外に享保十六年・同十八年の二度伊奈半左衛門、寛延二年吉田源之助、明和七年遠藤兵右衛門が檢地せし新田あり、當村の持添なり、

高札場 村の中程 小名 三谷組 藤塚組 田向組 西方組 松土手 元荒川 西の方を流る、隣村瓦曾根村溜井の續きにて、則こゝに石堰を設く、是は延寶六年公より築立られ、八條・淵江・越ヶ谷・新方・岩槻・谷古田・西葛西七ヶ領の預る所なり、又此溜井に設くる坂十六ヶ所、夫より引分つ、用水・悪水合て二十一ヶ所、其各渠に架する橋五十三ヶ所あり、この川に河岸場あり、安永元年願ひ上て河岸場となせり、當村此水元ゆへ久霖暴雨の時は、第一に水災を被れど、組合の輩は己が村々の事のみを奔走し來りて、力を助くる者なく、又旱魃の時は

領中より交る交る來りて水の分量をなし、其村々へ引渡ぐゆへ、聊か他村より多く引用することあたはず、誠に近郷比ひまれなる難澁の村なり、よりに常に明後一萬餘、繩三千房をたくはへ、其備へとなす、享保十一年公へ願上、小屋を結び定杭をたて、事ある時は役人來りて村民を指麾し、其難を救はしむと云、尙瓦曾根村溜井の條あはせ見るべきなり、

山王社

村の鎮守なり、別當東光院本山修驗、葛飾郡幸手不動院の配下なり、當社元大社にて六伏の僧ありしと云、東光院は即其一にて、餘の五寺は利生院・神王院・安樂寺・藥王寺・觀音寺是なり、利生院は今大聖寺の塔頭に、神王院は廢し、其餘の三寺は東 ○八幡社の持

不動堂

縁起の略に、往古良辨僧正相州大山開闢の時面のあたりの根本をもて一刀三禮し、一像を彫刻し、是を大山根本不動と名付く、大聖寺開山の僧不動坊といへる者、夢の告に任せ、彼像を負出で當所に來りけるが、俄に笈重くなりければ、是こそ有縁の地ならんとて、遂に當山に安置せり、よりに山を眞大と號し、地を大相模と稱し、且其不動坊又不動院といひ僧俗の尊崇斜ならず、天正十八年東照宮御入國あり、大聖寺の住侶定傳といへるもの高徳たるにより、御歸依淺からず、同き十九年寺領六十石を賜はり、慶長五年下野小山御歸陣の砌、當地へ渡御あり、關ヶ原御陣の御願を懸られ、御太刀を納させ賜ひしが、御利運の日に當り、著しき靈驗ありければ是より世の人彌崇敬し、毎年正五九月には會式を興行すと見えたり、此餘さまざまの事を書綴れど、妄誕に亘れば取らず本尊良辨の作は一尺七寸許の立像なる由、秘佛として人に示さず、前に智證の刻める一尺三寸の立像を安ぜり、仁

大聖寺境内圖



王門門外に寛保四年 二天門持國・毘沙門の 裏門眞大山の制札を立り、  
經堂 鐘樓の鐘をかく、東照宮御宮昔は御太刀と云、其時記せしものあり、左の如、

奉建立

東照權現宮 一字

東照權現御在世日、寄高駕於大聖密寺、寺領六十石御寄附、是其由緒也、依之小僧晨夕欲奉安置尊容、無衣鉢之可捨因循、至于今幸予領御祈禱所、且今年征夷大將軍右大臣源家綱公、有御子孫繁昌之御願、以爲奉令終御願如左、

延寶六戊午年六月十七日

願主

知足院第十五世法印尊如 別當

大聖寺第九世法印 觀如

天神社 愛宕社 辨天社 秋葉社 太子堂 地藏堂

別當大聖寺 新義眞言宗、京都醍醐三寶院の末、眞大山と號す、開山僧不動坊中興開基定傳、後柿木村東漸院に隱棲せりと、共 什寶 御太刀 一前の縁起にいへる御尺八寸五分 唐頭 一村民某納めし所なれど、塔頭 利生院白鞘なり、其來由詳ならず、

本尊十一面 道照庵今廢 ○安養寺本尊大悲山と號す、天神觀音を安す

社 三峯社 ○福壽院本尊阿 稻荷社 ○正福院本尊藥師以上の三寺は大聖寺の末なりと云ふ ○知性院本尊は阿彌陀、八幡

社 ○金剛寺 同宗、瓦曾根村照蓮院 稻荷社 ○大徳寺 同宗、末田村金剛院門 ○不動堂大聖寺 ○閻魔堂村民の徒、本尊は阿彌陀 ○不勳堂の持 ○閻魔堂持、下

二堂 ○觀音堂 ○勢至堂 同

○東方村 附持添新田 東方村は郷名及び用水江戸の行程等前村に同じ、古は當村及び西方・見田方三村合て大相模郷と云、其内當村は東の方にあるをもて、かく名付と云

事は西方村に辨す、民家八十五、南は麥塚村、西は西方村、東は見田方村、北は元荒川を限り、増林村なり、東西七町、南北二十五町、細長き村なり、正保の頃は小野久内知行にて、後設樂勘左衛門にかへ賜ひ、又元祿十一年阿部豊後守に賜はり、今子孫鉄丸が領分なり、慶長十七年檢地あり、後寛永四年新井十兵衛・成瀬權左衛門等糺せり、外に明和三年辻源五郎が檢せし持添の新田あり

こゝは御代官所なり、高札場 西の方

高札場 西の方

高札場 西の方

高札場 西の方

高札場 西の方

高札場 西の方

高札場 西の方

高札場 西の方

高札場 西の方

小名 山谷村 元祿國圖には、東方村の内山谷村と書し、別をなせしものはあらず、

元荒川 北の方を流る、川幅二十五間ばかり、村の鎮守、安

久伊豆社 樂院の持、安 末社 稻荷 天神 ○淺間社村民下三社 神明社 末社 稻荷 疱瘡神 ○稻荷社二字

安樂院 新義眞言宗、西方村大聖寺末、山號本寺に同じと云、所以を知らず、下の二寺同じ、本尊は阿彌陀なり、

○藥王院 同末、本 觀音寺 同末、本 玉藏院 是も同開玉山彌陀寺と云、 ○普門院 同宗、柿木村東漸院末、光明本尊は阿彌陀、山不動坊蓮華寺と稱す、本尊

不勳 ○阿彌陀堂村民の持、 ○地藏堂 ○十王堂 安樂院動、 ○阿彌陀堂玉藏院

○見田方村 見田方村は古當村及び西方・東方三村合て大相模郷と唱ふ、因て今も此郷名を被ると云事は西方村に辨す、江戸よりの行程六里、民家五十九、東は南百村

西は東方村、南は麥塚村、北は元荒川を隔て、増森村に界へり、東西七町、南北九町餘、當所も阿部鉄丸が領分にて、寛永四年稻生清兵衛・小河加右衛門檢地せり、

高札場 南の方にあり

高札場 南の方にあり

高札場 南の方にあり

高札場 南の方にあり

高札場 南の方にあり

高札場 南の方にあり

高札場 南の方にあり

元荒川

北の方を流る、當領と新方領の界なり、幅は二十五間許、川にそひて堤あり、

天王社

村の鎮守なり、末社 稻荷 天神 來福寺の持、

淨音寺

淨土宗、京都智恩院末、解脫山保鏡院と稱す、元は西方山蓮華院淨香寺と云、天正十九年より寺領十石を賜ふ、開山解脫阿存保文祿三年十月十五日示寂、開基は字田長左衛門と云、法諡卒年を失ふ、されど傳燈總系譜、存保は、武州足立郡人姓字田氏大相模淨音寺開山たるよしをのす、因て思ふに長左衛門は、存保の一族にて、力を合せ當寺を建立せしなるべし、又名主圭藏も字田氏なれば、是等の子孫なるべけれど、其詳なることを傳へず、本尊は阿彌陀を安置せり、鐘樓近年の鑄 八幡社 ○東陽寺 前寺の末、本 ○來福寺 新義眞言宗、末田村金剛院門徒、 ○藥師堂 村民の持、雷電山と號す、本尊虛空藏なり、 ○藥師堂 下同じ、

○觀音堂

○柿木村 柿木村は用水及江戸よりの里數等前村に同じ民家百二十五、南は八條村、北は千匹村、西は麥塚村、東は古利根川を堺ひ、川の向は葛飾郡中曾根村なり、東西の徑り十二町餘、南北は十五町許、御入國以來御料所にして、寛永二年阿部豊後守に賜はり、今子孫鉄丸が領分なり、檢地は前村と年代同く、松井太郎左衛門承りて

糺せり、高札場 村の東

小名 長田切耕地

古利根川 村の東を流る、幅は四十間餘、川に添て堤あり、

女體社

村の鎮守なり、末社 稻荷 龍王 八幡 ○第六天社 村民の持、 ○天王社

東漸院

新義眞言宗、下總國葛飾郡名都借村清瀧院末、阿日山報體寺と稱す、本尊不動を安ず、開山定範示寂の年月を失ふ、第六世天正年中定傳といへる僧、東照宮御歸依ありて、同き十九年茶湯料として、三石の御朱印を賜ふ、因て是を中興と稱す、此僧西方村大聖寺 鐘樓 安永年中、再鑄をも中興す、あはせ見るべし、

藥師堂 享保年中高野山の木食僧惠昌といへるもの、當寺に住せし頃、負ひ來りて安置する所なりと、則惠昌が作なりと云、清瀧權現社の内へ鎮守せしが、先年火災の頃、この邊に小祠を安置せり、 ○萬福寺 東漸院末、月光山日持三ヶ寺とも、 ○正福寺 不動を本 觀音堂 ○長泉寺 本末なり、 ○大樂寺 本尊 不動

○千匹村

千匹村は江戸への里數及び時の領主等すべて前村に同じ、民家五十五、南は柿木村、北は別府村、西は四條村、東は古利根川を隔て、葛飾郡木賣村なり、用水は本川俣村より引來れり、檢地は寛永四年村松忠兵衛

糺せり、

高札場

古利根川 東の方を流る、幅は四十間許、

稻荷社

村の鎮守なり、柿木村萬福寺の持、 天神社 ○水神社 眞光寺

東養寺

新義眞言宗、別府村慈眼寺の末、 氷川社 ○眞光寺 前と同末、 本尊不動、

○別府村

別府村も領主の姓名江戸の里數等前村と異ならず、民家九軒、東西三町、南北二町程の小村なり、南は千匹村、西北は四條村、東は古利根川を堺ひ、對岸は葛飾郡保村なり、こゝも寛永四年新井平左衛門檢地せり、

高札場

古利根川 東の方にあり、幅は四十間ほど、

久伊豆社

村の鎮守とす、慈眼寺持なり、

慈眼寺

新義眞言宗、下總國葛飾郡名都借村清瀧院末、稻荷山觀音院寶藏坊と云ふ、開山善幸天文十八年八月十五日

示寂す、本尊は正、稻荷社 觀音を安置せり、

○四條村

四條村は江戸よりの里數六里、用水及時の領主等前村に異ならず、民戸三十二、南は別府村、西北は

南百・見田方の二村にて、東は古利根川を隔て、葛飾郡平沼村なり、爰も寛永四年鈴木三太夫・井出傳左衛門等檢地せり、

高札場

古利根川 村の東を流る、幅は四十間許、川に傍て堤あり、

山王社

村の鎮守、妙音院の持、下の四社持同じ、 末社 稻荷 ○天神社 ○稻荷社 ○辨天社 ○水神社

妙音院

新義眞言宗、別府村慈眼寺末、猿 太子堂 聖徳太子の白作を腹籠りとす、頭計にて體はなしと云、靈驗著しく先年故ありて足立郡千住宿へ移せしに、當村及び彼村の者多く病災に罹りしゆへ、靈意に適はざるならんとて、元 阿彌陀の如く當村へ復せりといへり、村民の持なり、 ○阿彌陀堂 妙音院 持

○南百村

南百村も領主及用水江戸への行程すべて前村に同じ、民家二十九、西は見田方村、南は四條村、北は元荒川を隔て、中島村、東は古利根川を越て葛飾郡平沼村なり、東西四町、南北九町、前村と同一く寛永四年淺賀新左衛門檢地す、

高札場

元荒川 北の方を流る、幅は四十間、川に傍て堤あり、 ○古利根川 問許、川に傍て堤あり、

水神社 村の鎮守なり、寶性院持、下二社持同じ。 ○第六天社 ○天神社  
寶性院 新義眞言宗、別府村慈眼寺末、  
球光山と號す、本尊大日。 ○長運寺 河末、本尊不動なり。

新編武藏風土記稿卷之二百六

埼玉郡之八 新方領

○大房村 大房村は江戸より六里の行程なり、民戸五十南は大澤町、北は大林村、東は彌十郎村にして、西は元荒川を隔て荻島村に及び、東西十一町、南北五町餘、用水は須賀村溜井より引けど、水末なれば早損ありと云古より御料所にして今も替らず、檢地は元祿十年酒井河内守糺せり、  
高札場 西の方  
元荒川 北の方を流る、幅二十六間許、

○八幡社 ○辨天社 ○摩利支天社  
稻荷社 村の鎮守なり、千手院の持、下同じ、  
淨光寺 新義眞言宗、末田村金剛院末、熊野山觀音院と號す、本尊十一面觀音を安ぜり、  
鑄造の鐘 千手院同門徒、熊野山不動寺とをかく、  
三ノ宮村一乘院門徒、  
○藥師堂 相傳へて大同二年飛騨工が本尊阿彌陀を安ず、  
○東光院 同

新編武藏風土記稿卷之二百五

あれ一夜に建しなど、妄誕論をまたず、古よりの像は先年賊のために失ひしかば、今の像を安ぜり、此藥師を挿入の藥師と唱ふ、其義は知らず、慶安二年五 五知堂 ○地藏堂 千手石の御朱印を賜へり、淨光寺持、

○小林村 小林村は江戸の行程檢地等前村に同じ、東西南北共廿四町、南は元荒川を隔て瓦會根村・西方村、西は葛西用水堀を越て越ヶ谷宿及花田村、東は増林村、北も花田村なり、民戸百七軒、按岩松文書文永三年の者に、小林村の名をのす、當村の事ならんか、されど郡内菖蒲領及荏原郡にも此名あれば、定かには云難し、用水は瓦會根村より引來れり、古より御料所なり、其餘花田村境に新田あり、寛延三年鹽谷八太夫・岩松直右衛門檢地せり、  
高札場 中程にあり

小名 根郷組 野中組 高曾根組  
元荒川 南の方を流る、幅二十間許、  
神明社 村の鎮守なり、  
東福寺 新義眞言宗、瓦會根村照蓮院末、小林山と號す、  
樓寛政三年の 藥師堂 ○蓮乘院 同宗同末、下並に同じ、  
を安 東光院 藥王山と號す、  
を安 東光院 本尊藥師、  
香取社 ○觀音堂 東福寺持、

○増森村 増森村は江戸への里數七里、民戸百三十、西は増林村、南は元荒川を隔て、東方村に接し、東北は古利根川を廻らし、川を越て葛飾郡川藤下・赤岩二村なり、東西六町、南北十五町、用水は増林村より引けり、御入國以來御料所にして、檢地は前村と同く、元祿八年酒井河内守糺せり、  
高札場 北の方  
小名 西川組 新田組

古利根川 東北を流る、幅四十間許、  
元荒川 西の方を流る、幅廿五間、  
千間堀 村の中程を流る、岩槻領諸村の惡水路にて、末は古利根川に入、  
香取社 東正寺持 ○水神社 金藏院持、以上二  
○第六天社 清覺院持 ○稻荷社 四字 一は東正寺、一は觀音寺、外二社は清覺院の持なり、  
東止寺 新義眞言宗、下總國清水村金乘院末、清瀧山不動院と號す、本尊胎藏界大日を安ず、坐像にて長一尺餘、運慶の作と云、天文二十一年の起立にして、  
不動堂 天神社 清瀧社 ○觀音寺 同宗同末、歴却山と號す、  
觀音堂 ○金藏院 東正寺門徒、下二ヶ良議の草創なり、本尊十一面觀音は良辨の作と云、立像にて長一尺三寸餘、  
不動堂 ○眞正寺

同門徒、慈光山と號す、寛永六年僧尊 ○眞光寺 寛永七年海の起立、本尊十一面觀音を安ぜり、  
草創なり、本 ○清覺院 本山派修驗、葛飾郡幸手不尊阿彌陀、  
光庵 藥師を安ず、 ○東光庵 此も藥師を安

○中島村 中島村は江戸より行程六里半、民戸三十餘、東北は古利根川を越て葛飾郡吉川村、西は本郡増森村、南は元荒川を隔て南百・見田方・東方の三村なり、東西六町餘、南北五町、元は隣村増森村より分れし由、既に正保國圖此名を載せれば、分村せしは是より前の事なるべし、されど増森村には此傳なし、分村以來御料所にて今も替らず、用水檢地は前村と同じ、又増森・増林二村の内に少許の飛地あり、  
高札場 中程にあり、  
小名 稻荷免耕地

元荒川 南の方を流る、  
○古利根川 東北を流る、幅四十間、はて此川に落合り、こゝに渡場あり、江戸より下總への往來にて、當村の境より葛飾郡平沼に達せり、  
稻荷社 此れも鎮守なり、  
正福寺 新義眞言宗、下總國葛飾郡清水村金乘院末、稻荷山と號す、本尊大日を安ず、

○増林村 増林村は民戸二百四十、東西二十町、南北十三町、南は小林村、東は増森村、西は葛西用水堀を隔てて大吉村、北は古利根川を越て葛飾郡上下赤岩村なり、用水は松伏溜井より引沃げり、御打入より今に御料所にして、檢地江戸への行程等は前村と同じ、其餘後年開發の地は、享保十六年柴村藤右衛門・伊藤市兵衛、寛延三年鹽谷八太夫・岩松直右衛門、延享三年舟橋安右衛門、寶曆五年小野佐太夫、明和七年遠藤兵右衛門等檢地して、貢税を定めしと云、  
高札場 東の方あり

古利根川 東の方を流る、これ當郡と葛飾郡との界にて、此川に葛飾郡松伏・二郷半・東葛西・上の割・下の割・西葛西・幸手領・半高・足立郡淵江・谷古田・及郷中・八條・新方、都合八ヶ領半組合の溜井あり、是を松伏溜井と云、當村と大吉村境にて、一流を分てり、これ則前の八條・谷古田・淵江・西葛西四ヶ領の用水にて、是を西葛西用水と唱ふ、猶葛飾郡松伏村溜井の條見、  
○元荒川 南を流る、幅合すべし、  
淺間社 村の鎮守、福末社 山王 ○香取社 二字一は寶藏の持、  
○八幡社 梅光 末社 稻荷 ○稻荷社 持同 ○天神社 二字一は大正院の持、  
○神明社 大正院持  
林泉寺 淨土宗、江戸芝増上寺末、正林山と號す、開山本譽文正元年三月示寂す、本尊は三尊の彌陀、此腹籠に惠心の作れる彌陀 鐘樓 享保三年鐘を收むと云、 觀音堂 正觀音及子安觀音を收むと云、  
○勝林寺 禪宗曹洞派、下荒井村福嚴寺の末、法恩山と號せなせり、 鐘樓 近き鑄造 觀音堂 ○福壽院 新義眞言根村照運院末、富井山と號す、本尊は正觀音を安ぜり、開山長清寛文三年正月廿九日遷化す、  
○寶藏院 同宗、下總國葛飾郡清水村金乘院末、本尊不動を安ず、開山祐範延寶四年十一月二日寂せり、  
○法立寺 日蓮宗、下總國平賀村本土寺末、妙富山と號す、  
開山日明正保元年十二月十日示寂、本尊三寶、三十番神堂、  
○清傳寺 林泉寺末なり、眞城山と號す、開山證覺寛永十年十月十七日寂す、本尊彌陀を安ぜり、  
○淨泉院 同末、本尊、  
○清了院 勝林寺の末、本山派修驗、葛飾郡幸手不動院の配下、香正山と號す、本尊不動、  
○大正院 同配下、増林村より引來れり、古より御料にして、檢地も前村と同じ、高札場 北の方あり

利根川堤上眺望圖



古利根川 東方を流る、是當郡と葛飾郡との界にて、幅六十間許、川傍に堤あり、堤上より望めば、増林村關津の邊より川二つに分れ、一は本流にて、一は葛西用水の方へ流れ夏向は、松伏領數村の桃樹數千株打並び、花の頃は景色いとよ、香取社 ○稻荷社共に徳藏

徳藏寺 新義眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、青龍山と號す、開山青省、本尊は十一面觀音を安ぜり、立像にて長二尺ほど、惠 庵を安ぜり、十一面觀音心の作、

○向畑村 附持添新田 向畑村は古へ近村大吉・川崎・大杉・大松・船渡等の五ヶ村の向畑にて、その村々持添の地なりしを、いつの頃にや一村に立しをもて、かく名付しと云されど正保の頃の郷帳には見えず、元祿改正の國圖に其名初めて見ゆれば、其一村立し年代推て知らる、江戸より行程七里半、民戸六十餘、村の廣さ東西四十餘、南北二町餘、東は増林村、北より西は川崎村に隣り、西は大杉村、南より西へかゝりては彌十郎村、巽の方は大吉村なり、水利は松伏溜井より引く、古より御料所なり、檢地は前村に同じ、又彌十郎村の内に當村の飛地あり、この餘持添新田ありて、明和七年遠藤兵右衛門檢地せり、高札場中程にあり

古利根川 東の方を流る、幅八十間許、

香取社 村の鎮守、末社 妙儀 稻荷 雷電 疱瘡神

○千藏院 新義眞言宗、葛飾郡野田村金乘院門徒梅龍山と號す、本尊不動、水神社 觀音堂

○華光院 同宗、是も野田村報恩寺門徒、山王社 觀音堂

○川崎村 川崎村は江戸より八里の行程なり、民戸五十餘、東西十町許、南北は三町にすぎず、南は向畑村にて西は大松村、東より北へは古利根川を廻らし、川の向は葛飾郡大川戸村なり、御入國以來御料所にして今もかはらず、用水及び檢地の年代等前村におなじ、高札場中程にあり

古利根川 村の東北を流る、幅八十間許、

香取社 村持鎮守なり、本地 末社 稻荷 吾妻權現 雷電 疱瘡神 金毘羅

正福寺 淨土宗、大松村清淨院末、太子山と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、太子堂

○大松村 大松村は江戸より七里、民戸十八、村の四隣南は大杉村、西北は船渡村、東は古利根川を隔て、葛飾郡大川戸村なり、當村も古より御料所なりしを、寶曆年中大岡出雲守に賜ひ、今子孫主膳正の領分なり、用水檢地は前村に同じ、高札場中程にあり

古利根川 東北を流る、幅八十間、

香取社 村の鎮守にて、向畑村華光院の持、末社 稻荷

清淨院 淨土宗、芝増上寺末、榮廣山淨土寺と號す、寺領十二石の御朱印は、慶安元年九月十七日賜ふ、本尊阿彌陀を安ぜり、立像にて長三尺許、惠心の作といへり、開山堅眞實徳元年七月廿八日示寂す、當寺の東少許を隔て開山塚と云あり、そこより掘出し古碑に、嘉祿元年の文 鐘樓 寶永七年字見えたり、是起立の人の碑ならんと云、鐘樓 鐘造の鐘掛 ○香取社 稻荷社 塔頭 寶地軒 寶地 ○相心寺 清淨院末、谷正山と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、開山善悅寛文元年十二月四日寂す

○大杉村 大杉村は江戸の行程檢地の年代用水等前村に同じ、民戸三十一、東は古利根川を隔て、對岸葛飾郡大川戸村、西は當郡彌十郎村、南川崎村、北は大松村なり、東西二十二町餘、南北は一町半、當村も古より御料所なり、高札場 村の東

小名 深石耕地 堀向

古利根川 村の東を流る、川幅前村に同じ、

稻荷社 村の鎮守なり、末社 香取 天神 ○稻荷社 同寺 淨土宗、大松村清淨院の末、小池山と號す、本尊阿彌陀、開山龍文文祿二年四月八日寂す、了

閑寺 淨土宗の末、藥師山と號す、本尊藥師、○妙音寺 新義眞言宗、葛飾郡松不動揚御山と號す、開山の僧詳かならず、開基は葛飾郡松伏村の民、民部の祖先民部にして、法名道忠法眼と號す、延寶四年六月廿四日死せり、この道忠は佛法歸依のもにて、當寺を初めすてて廿一寺を創立せり

○彌十郎村 彌十郎村は近郷大房村の民、彌十郎と云者の來て開きし故名とせりと、されど正保の頃は伊奈半十郎支配すといへば、此以前の開發なるべし、江戸よりの行程檢地等前村に同じ、民戸二十、村の四境、東は大吉村西は大里村に續き、南は大澤町に隣り、北は大泊村なり、用水は増林村より引來れり、元より御料所にして、今も御代官支配す、高札場 西の方

稻荷社 村の鎮守なり、○天神社 同寺 觀照寺 新義眞言宗、末田村金剛院の持、○地藏堂 前寺末、稻荷山と號す、本尊大日、

○大林村 大林村は江戸より六里、民戸卅一、東西八町餘、南北四町許、南より北へ貫て日光の往來係れり、東は越谷宿の内大澤町及彌十郎村、南は大房村に接し、西は元荒川を隔て、狹島・袋山の二村にて、北は大里村なり、須賀村の溜井を引て用水となせり、檢地は前村と全く、元祿改の後寛延三年新開の地ありしは別に檢地あり、當

村も古より御料所なり、高札場村の中程

元荒川 村の西を流る、川幅十七間より三十間程に及べり、土橋二ヶ所あり、一は上ノ橋一は下ノ橋と云、共に小橋なり

香取明神社 村の鎮守にて、萬藏寺の持、末社 天神 ○明神社も萬藏寺の持、○白山社 下同じ

萬藏寺 新義眞言宗、三ノ宮村一乗院の門徒、神靈山聖動院と號す、本尊大日を安ず、○東福寺 同宗、大房村淨光 ○大林寺 禪宗臨濟派、下總國葛飾郡山寺門徒、本尊不動、伊勢國渡會郡、○地藏堂 東福院

○來寶院 當山修驗、伊勢國渡會郡、○地藏堂 東福院 世木寺の配下、本尊不動、

○大里村 大里村は江戸よりの里程用水檢地の年代等前村に同じ、民戸五十、東は彌十郎村、南は大林村、西北の方共に下間久里村なり、村の廣さ東西五町餘、南北九町餘、當村も古より御料所なり、

高札場村の中程

稻荷社 鎮守 二社共に秀新義眞言宗、末田村金剛院の末、觀音堂

○上間久里村 上間久里村は江戸より七里餘、戸數五十

一、東西八町、南北六町餘、東は船渡村、南は下間久里村、西は忍間村にて、北は大泊村なり、村の中間に日光街道係れり、用水及檢地年曆等前村に同じ、當所にて鬻げる鰻・鹽味殊によく尤名品とせり、爰も古より御料所なり、

高札場 南の方

小名 八軒茶屋 此に彼殿を齎る屋三軒あり、どひ堀 さかい川 相ノ橋

香取明神社 村の鎮守なり、正覺院の持、○天神社 同寺

正覺院 新義眞言宗、末田村金剛院の末、稻荷山と號す、本尊不動、○庵 三字 一は阿彌陀を置く、

○下間久里村 下間久里村は民戸五十、東西へ九町、南北五町餘、東は彌十郎村、南は大里村、西は袋山村、北は上間久里村なり、村の中間を貫て日光街道か、れり、こゝも古より御料所にして、檢地の年代用水江戸の行程等凡て前村に同じ、

香取社 村の鎮守なり、稻荷社 同寺

開演寺 新義眞言宗、末田村金剛院の末、觀音堂 春日山と號す、本尊不動を安ず、○庵 阿彌陀を安ず

同じ、東は大松村、西は平方村、南は下間久里村、北は古利根川を隔て、葛飾郡赤沼村なり、東西十四町餘、南北十一町、民戸百八軒、葛西用水を引沃けり、爰も前村と同一昔より御料所なり、

高札場村の中程

小名 福島新田 元祿改定の國圖には、此新田をのせ船渡村 枝郷とあり、されど今は本村の高に合し、

田組

古利根川 北の方を流る、幅四十間、此川の内用水坂あり、新方領十八ヶ村の組合にして、公よりの修理なり、

香取社二 一は村の鎮守にて、大泉院の持、一は無量院の持、○天神社 無量院の持、末社

稻荷 庚申堂 山王社二 一は無量院の持、一は稲荷社の村民 淨土宗、大松村清淨院の末、佛説山と號す、

無量院 淨土宗、阿彌陀、開山相雲天正二年示寂、○福王寺 新義眞言宗、末田村金剛院の末、壽榮山、○南泉院 同宗、

と號す、本尊不動、開山義光元文四年寂、○龍正寺 葛飾郡木野崎村通照院門徒、高富山と號す、本尊藥師、開山尊秀寶永四年八月十三日示寂、

○大泊村 大泊村は康安の頃、專故と云僧開墾せしよし

村内安國寺にて傳へたれど、外に據るはなし、東西八町餘、南北五町餘、東は船渡村、南は上間久里村、西は大枝村、北は平方村なり、家數五十、元荒川の水を引て用水とす、此村古は御料所なりしが、一旦岩槻城主の所領となり、後又御料所に復して今も替らず、江戸への行程檢地の年代前村に同じ、

高札場村の中程

小名 上組 下組

香取社二 村の鎮守なり、一は東安國寺 淨土宗、岩槻淨安寺末、大龍山東光院と號す、寺領四石を賜ふ、相傳ふ當寺は、古熊谷蓮生法師草庵を結し

舊蹟なりしを、紀伊國熊野路大泊村安國寺の住持たりし誠譽專故と云僧、此邊に來り當村を開き一寺を建立して、其舊里に擬し村を大泊と名づけ、寺を安國と號す、これ康安元年のことなり、專故は寛正五年正月十一日寂す、されど證とすべ

きことなし、且康安元年より寛正五年迄は、百四年に及べば此年號何れか誤あるべし、今按ずるに曆應の頃、將軍尊氏十六ヶ國に各一寺を置て、安國寺と號せし事、空華集及國

太曆【本朝高僧傳】等の書に見えたり、されば當寺も尊氏開基せし其一なりしを、後世傳へを失ひて、かく附會の説をなせしも知べからず、本尊阿彌陀は立像にて、蓮生法師の守佛なりし、寺寶 阿彌陀銅像一軀 此像は能勢伊豫守某、東照



中松浦肥前守の家臣、石川玄 鐘樓 鐘は銘文なく、たゞ六字  
審義後なるもの納めしと云、 鐘樓の名號と、歌一首を鑄出  
し、下の方に授運生法師源空とあり、寺傳に此名號は、運生  
法師笈佛の名號とて寺寶なりしを、中古到譽と云僧住持の時  
鐘に鑄つけしと云共、 ○慈眼寺 安國寺末、福壽山と號す、  
年代等詳ならず、 ○開山慈榮明德三年十一月寂  
す、本尊阿彌 觀音堂 千手觀音を  
陀を安ず、 置行基の作 念佛堂

○大枝村 大枝村は民家五十九、東は大泊村、南は上間  
久里村、西は大畑村、北は平方村なり、東西七町餘、南  
北八町許、葛西用水を引沃けり、古より御料所にして今  
に替らず、檢地の年代江戸の行程等前村に同じ、村内日  
光街道懸れり、北方大畑村より入、南方上間久里村に達  
す、  
高札場 北の方

淺間社 歡喜院の持、 ○雷電社 ○第六天社  
下二社同じ、 新義眞言宗、蓮華山禪風寺と云、本尊十  
歡喜院 一面觀音を安ず、江戸大塚護持院の末、 鐘樓 天明  
鑄造の鐘 香取社村の鎮 不動堂 ○藥師堂の持  
をかく、

○平方村 平方村は江戸より行程八里、民家百八十五、  
南は船渡・大泊の二村にて、西は大枝・大畑・備後の村々に  
接し、東北は古利根川を限り、川のは葛飾郡銚子口・赤  
沼・藤塚の三村なり、東西二十町、南北十町許、御入國以

來御料所なり、用水及び檢地の年代前村に異ならず、  
高札場 北の方  
小名 横手 南 東 沖ノ前 砂間 戸崎 山谷  
古利根川 東北を流る、川幅百間許、此川うち村民私に渡せ  
る渡船場二ヶ所あり、一は葛飾郡藤塚村に通じ、一  
は同郡赤沼  
村に達す、

香取社 村の鎮守、西光寺の 末社 稻荷 荒神 ○稻荷  
社 ○女體社 ○香取社寺持 ○三鳥社 月照寺持 ○鹿  
鳥社 ○淺間社寺持 ○辨天社村持  
林西寺 淨土宗、京都智誓院末、白龍山月照院と號す、本尊阿  
彌陀、惠心の作、開山等海成阿示寂の年代を傳へず、  
第九世然譽吞龍を中興開山とす、傳燈總系譜に、源蓮社然譽  
吞龍大阿故信と號す、武州岩槻の人、井上氏にて初め列の平  
方林西寺の笈辨に投て、刺染即其寺に住し、増上寺觀智國師  
に隨學し、後瀧山大喜寺に移り、又上野國新田大光院に住し、  
元和九年八月九日八十餘歳にて示寂と載せたり、當寺傳の略  
に、吞龍は郡内市野割村井上將監と云る者の二男にて、笈辨  
に投じて刺染し、初は曇龍と號せしを、後神君の上意を蒙り  
吞龍と改しと云、又いつの頃にや、神君の御前法問の時、吞  
龍技群なれば、御感賞として學問の料五十石を賜はれり、こ  
の時より藤田流を改め白旗流となり、則今の如く智恩院の末  
となる由、後天正十九年廿五石の御朱印を賜はれり、猶吞  
龍のことは市野割村の民、井上氏の條見るべし、今も御朱印  
廿五石なれば、彼學問料は吞 鐘樓 近年鑄造 二尊堂地蔵  
龍のみへ賜ひしなるべし、 鐘樓の鐘なり

光明寺 新義眞言宗、箱壁宿最勝院の末、稻林山と號す、觀  
音堂 古は行基の刻る彌勒の像を安せしゆへ、彌勒堂と云しが  
其後燒失せし頃より觀音を安じ、唱へもかはれりと云、  
藥師堂の持 光明寺

を安  
○崇源寺 林西寺の末、下二ヶ寺も同じ末なり、明星  
元和二年三 西樂寺 聖徳山と號す、開山崇源示寂の年月  
月示寂、 ○西樂寺 聖徳山と號す、中興を誓譽三貞と稱す、萬  
治二年三 月照院 沖前山と號す、當寺は本寺吞龍院樓の  
月示寂、 ○月照院 爲、文祿元年建立せしと云、因て院號  
本寺と 西光院 新義眞言宗、尾ヶ崎村勝軍寺末、 ○西  
同じ、 ○西光院 如體山と號す、本尊阿彌陀、 ○西  
光寺 同宗、葛飾郡赤沼村淨樂寺末、稻

○大場村 大場村は江戸よりの里數八里餘、村の廣さ東  
西八町、南北十一町、東は大畑村、西は中野・増田新田  
の二村にて、南は忍間村、北は備後村なり、此内大畑・中  
野の二村は、もと當村より分れしといへど、古きことな  
れば其年代を失ふ、御入國以來御料所にて、寶永年中小  
笠原佐渡守に賜ひ、夫より岩槻城附の村なりしが、寶曆  
五年上りて御料となり、今に御代官所なり、檢地前村に  
異ならず、  
高札場 村の middle

小名 沖 下 中 新田 谷中  
香取社 村の鎮守なり、文安三年の 末社 八幡 稻荷  
勸請とのみ傳ふ、村民の持、  
疱瘡神 觀音堂 本地佛十一面 ○稻荷社 二字 ○雷電社  
二字 四社共に光  
二字 明寺の持、

○大畑村 大畑村は江戸より里數七里半、當村もと大場  
村に屬せしといへど、分れし年代詳なる事を知らず、民  
戸五十二、南は忍間村、北は備後村、東は大枝村、西は  
大場村にて、東西五町、南北十一町、御入國以來御料所  
なりしが、正徳五年村内を割て、岩槻城主永井伊賀守に  
賜はり、其後寶曆六年上りて御料に復し、今は全く御代  
官所なり、檢地年代前村に同じ、  
高札場 村の middle

香取社 村の鎮守、 ○雷電社 西光寺 ○辨天社 村  
村民の持、  
西光寺 淨土宗、平方村林西寺末、大日堂 村持、下  
山攝取院と稱す、本尊阿彌陀、 ○大日堂 村持、下  
○藥師堂  
○中野村 中野村は江戸への行程八里、檢地は前村に同  
じ、民家四十、用水は元荒川の水を、長宮村の地内より  
引來れり、村の廣さ東西四町、南北五町、東は大場・備後  
の二村にて、西は薄谷村、南は増田新田、北は市野割村  
なり、當村も古へ大場村より分れしといへど、年代は定

かならず、古より御料所なり、

高札場東の方あり

香取社 村の鎮守なり、末社 愛宕 稻荷

寶性院 新義眞言宗、粕壁宿最勝院門徒、中興開山を後作と云、慶長元年示寂、本尊大日を安ず、寮師

褒善者文太郎 文太郎歳十二歳の時、父を失ひ能く母に仕ふ、家固より貧乏けれど、母の飲食衣服等に至りては聊か差支へなく、年頃孝養をつくせしこと、村長より訴へ出けるにより、寛政六年公より銀子を賜ひ、母には扶持米を賜はりしと云、

○備後村 備後村は民家百四十餘、南は大畑村、北は粕壁宿、西は市野割村、東は古利根川を限り、川の向は葛飾郡銚子口・藤塚の兩村なり、東西十二町、南北十九町、日光街道村中を貫り、御入國以來御料所なりしを、元祿十一年村内を割て森川鎌三郎・高木善之助・戸田靱負等が先祖に賜はり、残る處は即ち御代官所なり、檢地江戸の里数は前村に同じ、

高札場二ヶ所一は中程、一は須賀組にあり、  
小名 上組 中組 下組 須賀組

古利根川 村の東の方を流る、川幅四十五間許、

香取社 村の鎮守、末社 淺間 辨天 稻荷 秋葉三峯

稻荷合社 ○稻荷社二字一は勝林寺持、○雷電社鎮守とす、村 末社 天神

稱名寺 淨土宗、平方村林西寺末、一行山と ○勝林寺本尊號す、開山一阿修得、本尊阿彌陀、

同じ、稻荷山と號す、中興開山退譽寛永七年示寂す、傳燈總系譜に、勝蓮社退譽和尚吞龍に隨學し、後當寺を開くと記し

この外のことのはのせ ○遷到院 是も同じ末、開山欣譽萬治

ず、本尊阿彌陀、 ○眞福寺同末、西川山と號す、開山榮譽慶長

ず、山號を ○眞福寺同末、西川山と號す、開山榮譽慶長

本國と云、 ○眞福寺同末、西川山と號す、開山榮譽慶長

陀、 ○大日堂持 ○藥師堂眞福寺 觀音坊稱名寺

○薄谷村 薄谷村は江戸より行程九里、民家三十、南は

中野村、西は谷原新田、東北は市野割村なり、東西五町

南北三町、用水は長宮村地内より元荒川の水を堰來れり

御入國以來御料所なりしが、寶永年中小笠原佐渡守に賜

はり、夫より岩槻城附の村となり、今は大岡主膳正が領

分なり、檢地前村に同じ、

高札場村の中程

香取社 村の鎮守にて、眞 ○雷電社村

眞福寺 新義眞言宗、粕壁宿最勝院門徒、黒谷山と號す、本尊不動、

○三島社圓福寺持 ○稻荷社同

淨土宗、平方村林西寺末、本尊阿彌陀、開山祖は當

郡の人にて、瀧山大善寺三世吞龍に嗣法し、承應元

年示寂せし由、淨

土傳燈總系譜にみ

えり、

舊家者彌平太 氏

井上と稱し、先祖

を將監と云、岩槻

城主太田十郎氏房

に仕へ、當所に於

て永五十貫文を賜

ひ、氏房没落の後

跡を民間にかくせ

り、男子二人あり、

長男を三郎左衛門と云、次男某十四歳にして刺染し、平方村

林西寺に住職して、然譽吞龍と號し、後高德の聞えあり、三

郎左衛門が子も、又父の名を襲ひ夫より連綿として當所に居

住し、今の彌平太に至る、前に出せる香取社鯛口の本願末太

郎といへるは、これが先祖なるべし

といへど、其詳なることを知らず、

○東谷原新田 東谷原新田は檢地及び江戸の行程前村と

異ならず、當村名主の先祖多左衛門なる者、元は工匠を



○市野割村 附持添新田 市野割村は江戸の里程、檢地前

村に同じ、村内香取社の鯛口に一披目とゑり、同社の縁

起には市割目と書せり、是は文字を替へ用ひしまでのこ

となるべけれど、今の如き唱となりしは、何の頃よりの

ことなりや詳ならず、又かの縁起に太田十郎の家臣井上

將監といへるもの、當所を領せしよし見ゆ、將監の子孫

連綿として今に村民にのこれり、其條併みるべし、民家

八十五、東備後村、西は谷原新田、南は薄谷村、北は粕

壁宿なり、東西十町、南北五町餘、當所も前村と同じ、

元御料所にて後小笠原佐渡守に賜ひ、寶曆三年御料に復

せり、外に大岡十三郎が檢せし持添の新田あり、

高札場東南の方あり、

小名 みまやうりしゆへ、此名ありといへど詳ならず、

堂免

香取社 村の鎮守にて圓福寺あつかれり、村内にわづかの堤あ

り、當所にては其名を唱へざれど、粕壁宿の邊にては

江曾堤とよべり、此社古へ其堤上にあししを、前にいへる井

上將監及び大熊彈正などいへるもの、力を合せ當所に引移せ

りと云、文祿元年圓福寺の住僧祖發が書せし縁起あり、其略

に當社元新方領の惣鎮守にて、本地十一面觀音は行基の作な

り、昔享徳三年末太郎といへるもの、奇異の靈護を蒙り、鯛

口を寄進せり、又平方村林西寺中興吞龍和尚立願せしに、其

業とせしが、寛文九年日光山御宮御修營の事に預り、功竣て後其賞として若干の金を賜へり、然るに其金を無益の費に失はんことを恐れ、當所新開のことを願上げれば、願のごとく御免んありしゆへ、則新墾する所なりと、元祿後までは一村なりしを、後年代詳ならず東西二村に分てりと云、民家三十一、南は上下増田新田、西は大増新田及び大口村、北は新方袋・粕壁宿、東は大泊・大枝・大畑・中野・市野割數村の耕地に接す、東西三町餘、南北二十九町、開發以來御料所なりしを、寶永二年岩槻城主小笠原佐渡守に賜ひ、今は大岡主膳正が領分なり、

高札場 村の中程

小名 三郎谷 大塚 ほもれ 六丁場

香取社 村の鎮守、淨法庵の持、

淨法庵 粕壁宿最勝院持、本尊大日、延寶六年造立すと云、

○西谷原新田 西谷原新田は元前村と一村にして、元祿後分れし村なれば、江戸の行程、四隣の村々、村内の廣狹、及檢地領主等、總て前村に異ならず、

高札場 村の中程

小名 廿四町 壹町割 中組 下組

八幡社 寛文九年の造立と云、村の鎮守なり、心光庵持、

心光庵 淨土宗、加倉村淨國寺持、本尊阿彌陀を置、境内に東照宮の御宮あり、此寛文九年當村開發冥加の爲、願ひ上て建立し奉ると云、

○粕壁宿 附持添新田 粕壁宿は元太田庄に屬せしが、夫より新方庄と唱へ、後轉じて領名となれり、中古騎西領と稱せしこともありと云、江戸よりの行程九里二丁にして、日光街道千住宿より第四の宿驛なり、越ヶ谷宿へ二里十八丁、岩槻宿へ一里三十町、葛飾郡杉戸宿へ一里半行程にて、人馬の繼送をなせり、役夫三十五人、傳馬三十五疋を定員とし、宿務繁きときは、近郷二十九村より助をとりて其務にあつ、傳へ云往古新田左中將義貞の家臣、春日部治部少輔時賢なる者、當所を領し居住せしにより此唱ありといへど、時賢の事諸書に著見せざれば定かならず、されど村内八幡社も、後がこゝを領せし頃勸請すといひ、又居館の跡と稱する所もあれば、此傳へあながち據なしとせず、因て往古は春日部と書し、中古糟壁と改め、元祿の初に至り又粕の字に書替たりと云、さればにや、正保二年の改めには糟壁町と稱す、又村民九左衛門が藏する文書によれば、岩槻城太田氏に在城の頃は、其家臣深井藤右衛門・佐枝若狭などいへる者、當所を領せ

橋 三ヶ所 一は大橋と云、古利根川に架す、板橋にて長十六間、小渠に渡す、一は新宿橋といひ、一は土井橋と云、共に街道の内

八幡社 宿の鎮守なり、元祿年中別當玉藏院住僧の書し縁起補時賢なるもの當所を領し、多年相州鶴岡八幡を敬信し屢靈護を蒙りしゆへ、遂拜の爲則鶴岡を寫してこゝに勸請すと云、因て昔は新方の總鎮守にて、社宇莊嚴を盡せしに、其後遙の星霜を歴て屢盛衰ありしが、今は又社殿備り頗舊觀に復す、末社 辨天社 別當 玉藏院 普門院 雅といへる僧の起立すと云、本尊阿彌陀、此兩院は共に新義眞言宗にて、最勝院門徒なり、

○八幡社 二字 眞藏院持、○稻荷社

最勝院 新義眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、慶安元年寺領十音堂の別當なりしが、永正元年裔尊といへる僧の住職せし頃、故ありて彼を辭して當所へ引移れり、因て華林山慈恩寺最勝院と稱すと云、されど此傳へ慈恩寺にては、沙汰せざることなれば疑ふべし、此僧慈恩寺の住職たることはさもあるべし、思ふに彼が慈恩寺に在し、内別に一寺を當所へ建立し、山號・寺號共に本寺の稱號を襲ひ用ひ、其内寺號は本尊の通稱たるをもてこれを憚り、其院號をもて常の稱とせしものならん、さるにより始は天台宗なりしが、中古今の宗に改む、中興開山を俊弘と云、延寶七年示寂、墓所に石碑あり、此僧高德の聞えありて、僧俗の信仰斜ならず、示寂の後も諸人群詣すと云、其後法流の開祖を俊慶と稱す、正徳元年十一 鐘樓 四年月廿日寂す、本尊千手觀音弘法大師の作と云、

しこと知らる、民家八百八十餘、多くは街道に軒を連ね、宿驛及び諸商をもて生産を資く、毎月四九の日市を立諸品を鬻げり、其接境の村々南は市野割村、西は内牧・梅田の二村、北は古利根川を隔て、葛飾郡八町目・樋堀の兩村、東も同郡牛島・藤塚の二村なり、東西三十町許、南北十町餘、御入國以來御料所なり、檢地は前村に同じ、外に持添の新田あり、延享三年佐久間伊十郎・出井重四郎檢地し、又明和九年久保田十左衛門が檢地せし流作場あり、高札場 街道の中程

小名 上宿 中宿 新宿 三枚橋 下組 横町 寺町 八木崎 内出 金山 内谷 濱川戸 砂塚 梅田 川久保

古利根川 宿の東裏、當郡と葛飾郡との 〇古隅田川 是も宿あり、此川古は大川にて川の邊りに堤あり、江曾堤とよぶ、是古の奥州街道にて、此續き隣村新方袋村に梅若塚の古跡ありと云、疑はしき傳へなれど、尙其村の條見合すべし、然るに此川水行漸く減じ、川幅もせばまりし故、かく堤邊に隔りて用なきもの、如くなり、修理の沙汰にも及ばず、されど此堤水溢に備へて其益少からざれば、村民喜藏といへるもの、先年願ひあげて修築を加へしを 〇池四ヶ所 一は大池といもて、一は喜藏堤とも呼り、 池と呼ぶ、共に内谷にあり、又一は鹿嶋池と稱し、一は金池と唱ふ、此二池は小名濱川戸にあり、

鑄造の鐘 寺寶緋御打敷二枚 慶安四年大猷院殿日光山へ御  
 をかく、其節賜はりしと云、御棺の上を覆ひし御品なれど、今は御打  
 敷と唱へ置り、惣體鳥獸草花を織出し、長九尺程、幅は上の  
 方にて三尺、下は廣 護摩堂不動を 稻荷社 ○正藏院  
 最勝院門徒、以下四ヶ寺も同じ、天満山と號す、慶  
 長十二年秀海と云る僧建立せり、本尊地藏を安ず、  
 成就院 愛宕山阿彌陀寺と稱す、慶長年中の僧順清といへ、阿  
 彌陀堂 太子堂 ○眞藏院 本尊阿彌陀を安ず、開山教順  
 開祖尊信元祿十三年 四月廿五日遷化、 ○妙樂院 月光山と號す、本尊地藏を  
 共に建立せり、其時の 華藏院 一乘山と號す、是も慶長十  
 僧尊海を開山とす、 ○崇蓮寺 淨土宗、岩槻淨國寺末、普  
 云、其時の僧を幸存と 傳へ云 昔當宿の人關根太兵衛といへるもの、妻、いかなる故にや、  
 當寺の前なる池の中に溺死せり、太兵衛是を憐み菩提の爲、一  
 庵を建立して蓮池庵と名付、其後願ひ上て一寺となせしと、  
 其年代定かならざれど、かの妻明曆二年七月九日死せしよし  
 を云ば、其頃の事なるべし、法號普照院華蓮僧女と  
 稱す、開山吟隨延寶六年二月七日示寂、本尊阿彌陀、 閻魔  
 堂 庚申堂 ○東陽寺 禪宗曹洞派、足立郡片柳村萬年寺  
 が、文祿年中焼失の後衰微せしを、寛永年間燕巖といへる僧  
 再建せり、因て是を中興開山とす、同十九年十月示寂、

鐘樓の鐘を掛、 秋葉社 金毘羅社 觀音堂 ○源徳  
 寺一向宗、江戸淺草本願寺末、慈光山と號す、本尊阿彌陀、承  
 應年中了恩といへる僧建立せり、貞享二年正月五日示寂、  
 ○仙乘院 本山修驗、葛飾郡幸手不動院配下、開山長實寛永五  
 ありしを、第二世長雅の時、寛永九年當所へ引移せ  
 りと云、天國の刀一振を藏す、其眞偽を辨ぜず、  
 屋敷跡 八幡境内松林の小高き所なり、春日部治部少輔が居城  
 居城せし頃、郭内に建立  
 せし寺の跡なりと云、  
 舊家者次郎兵衛 世々名主を勤む、氏を關根と稱す、其先祖  
 稱せりと云、系圖を失ひたれば其詳なることを知らざれど、  
 家記を閲るに天文年中多田新十郎なる者あり、甲斐の武田に  
 仕へ諫言主の意に違へるをもて退身し、岩槻城主太田美濃守  
 資正に従ひ、夫より十郎兵衛の代に至り、永祿十二年薩埵山  
 に於て、北條・武田合戦の初、氏房より北條へ援兵を差向ける  
 と云、新十郎其内に加られしに、戦功業に抽たれば、氏政よ  
 り感状を賜ふ、其後何れの合戦のことによ、太田氏の將士拔  
 群の功ありしかば、上杉謙信より三樂へ感状を送らる、其文  
 に關東根元の武士と記せり、三樂面目に思ひ喜悅斜ならず、  
 今より子が旗下の士、關東根元の四字を摘て關根と名乗べし  
 とて、戦功の者數人を選出して、關根の氏を與ふ、新十郎も  
 其一人にて、此時より多田を改めしと云、されど是より前關  
 根氏のものまゝあれば、うけかひがたきことなり、又云岩槻  
 落城の後、當所へ引籠りて村民となり、男子三人を儲く、八

郎左衛門・帶刀。左京之助と稱す、よりて此邊關根を稱する者  
 あまたあり、帶刀の子孫今與五右衛門と云、左京之助の家は  
 子なくして跡絶へたり、八郎左衛門は、則次郎兵衛が先祖に  
 て、寛永九年七月十七日卒し、諡して道詮と號す、夫より連  
 綿として子孫相續し、或は次郎兵衛或は八郎左衛門と稱し、  
 九世にして今の次郎兵衛に至る、氏政よりの文書左の如し、  
 昨十三夜、於薩埵山敵夜懸之刻、敵登人針字文六分台  
 討、高名感悅候、彌可竭粉骨者也、依如件、  
 永祿十二年己巳三月十四日 (花押)

多田新十郎殿へ

舊家者九左衛門を先祖某郡内關根村を領し、即ち居住し名  
 者時の兵亂を避け、當所に来て隔棲す、宗氏卒後其子父が  
 菩提の爲め、かれが墓所へ庵室を結び、眞藏庵と名付、其後願  
 ひ上げて一寺とすと云、今の眞藏院是なり、眞藏より數代を  
 經、天正年中圖書と稱せし者、北條氏に従ひ、戦功によりて  
 氏繁より感状を賜ひ、且つ鱗の紋を許さる、外に深井佐枝へ  
 圓阿彌が奉りにて出せし文書、及び御入國の後岩槻城主高力  
 より與へし書あり、圖書が卒年詳ならず、夫  
 より十四代をへて、今の九左衛門に及ぶ、  
 今度從關宿勤仕候處、於粕ヶ邊馳合敵討取事感悅候、  
 然ハ此時致官途度之由心得候、依如件、  
 元龜四年酉二月四日 氏繁(花押)

關根圖書助殿へ

御領所粕壁、如前々諸役令免許畢、但大普請并棟別之  
 事者、如定可勤之、其外之役等有之間敷間、人を集打  
 圍、猶以可致者也、依如件、  
 己丑三月廿四日 圓阿彌 奉之

深井藤右衛門殿へ  
 佐枝若狭殿へ并百姓中

粕壁新宿任先例故ハ、早々自前々居住之者共、相集定  
 成候之儀嚴密に可致沙汰者也、  
 寅九月十二日 高力(花押)

圖書彈正

新編武藏風土記稿卷之二百六 之終